

第3次天草市行財政改革大綱アクションプラン
平成30年度実績



令和元年9月
熊本県天草市

目次

○ 平成27～30年度の取組状況一覧（前期計画累計）	1
○ 第3次天草市行財政改革大綱アクションプラン【平成27～30年度実績（前期計画累計）】	2
○ 第3次天草市行財政改革における成果（効果額一覧 平成30実績）	9
○ アクションプラン詳細	
1 財政基盤・経営力の強化	
① 将来を見据えた財政運営の健全化（15プラン）	12
② 市有財産の利活用、整理・統廃合、再配置（13プラン）	42
③ 選択と集中による行政サービス、事務事業の再構築（3プラン）	68
④ 経営的視点に立った行政運営（8プラン）	74
2 組織力・職員力の向上	
① 行政組織の効率化、活性化（3プラン）	90
② 人員管理の適正化（2プラン）	96
③ 職員資質の向上（1プラン）	100
3 協働によるまちづくりの推進	
① 市民参画によるまちづくりの推進（6プラン）	102
② 透明性ある情報提供による市民との情報共有（4プラン）	114
③ 多様な担い手への支援・育成（2プラン）	122

第3次天草市行財政改革アクションプラン

平成27～30年度の取組状況一覧(前期計画累計)

基本方針 取組項目 実施状況	1. 財政基盤・経営力の強化				2. 組織力・職員力の向上			3. 協働によるまちづくりの推進			合計
	①将来を見据えた財政運営の健全化	②市有財産の利活用、整理・統廃合、再配置	③選択と集中による行政サービス、事務事業の再構築	④経営的視点に立った行政運営	①行政組織の効率化、活性化	②人員管理の適正化の向上	③職員資質の向上	①市民参画による地域づくりの推進	②透明性ある情報提供による市民との情報共有	③多様な担い手への支援・育成	
完了	15	13	3	7	3	2	1	6	4	2	56
継続(完了)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
継続(未達)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中止	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
合計	15	13	3	8	3	2	1	6	4	2	57

【実施状況区分】

完了	目標どおり取組みが完了したもの
継続(完了)	当該年度を取組みを完了し、次年度以降も引続き推進していくもの
継続(未達)	目標未達成のため、次年度以降も計画に基づき推進していくもの
中止	取組みの結果や状況の変化等により、計画を中止するもの

※ プランの統合(平成27年度)

プラン3-①-2をプラン3-①-1に、プラン3-③-1をプラン3-③-3に統合

**第3次天草市行財政改革大綱
アクションプラン
【平成27～30年度実績（前期計画累計）】**

基本方針	取組項目	No.	アクションプラン名	プランの概要	所管支部	所管課・係	取組状況
39. 財政基盤・経営力の強化							
① 将来を見据えた財政運営の健全化							
	1	総合計画・実施計画・財政健全化計画と連携した財政運営	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画の進捗管理、評価、実施計画の見直しと連携した財政健全化計画の毎年度見直し 事業の重点化、統廃合に向けた財源の枠配分の実施 現在の財源不足を将来負担に転嫁しないための市債発行額の抑制 	総合政策部	財政課 財政係	①完了	
	2	自主財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> 使用料、手数料等の見直し 広告収入の確保 ふるさと応援寄附金制度の推進 	総合政策部	財政課 財政係	①完了	
	3	市税等収納率の向上	徴収率の向上対策及び徴収体制の充実を図り、市税及び国民健康保険税の徴収率を向上させる。併せて、熊本県下14市で1位の徴収率を目指し、貴重な自主財源である税を公平公正に確保する。	市民生活部	納税課 収納係	①完了	
	4	中期経営計画に沿った計画的な経営(斎場事業)	本市は、天草本渡斎場、牛深火葬場、御所浦火葬場、及び天草火葬場の4施設がある。施設の運営にあたっては、市民のニーズの多様化、高度化などの対応と計画的かつ安定的な行政運営を図って行くことが求められており、指定管理者制度導入や、老朽化した施設の更新や統合を検討するものである。	市民生活部	環境施設課 施設管理係	①完了	
	5	中期財政計画に沿った計画的な経営(国民健康保険事業)	中期財政計画(H23～28年度)に沿った計画的な経営に努め、当該年度の実績・決算等に応じたローリングを行い、一般会計繰入金を縮減し、国民健康保険事業経営の健全化を図る。	市民生活部	国保年金課 国保給付係	①完了	
	6	(株)くらたけの業績評価の実施による事業の見直し	(株)くらたけの業績評価を実施し、評価結果を基に事業の見直しを行う。	経済部	農林整備課 施設管理係	①完了	
	7	観光施設を運営する第三セクターの業績評価の実施による事業の見直し	国の「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」等に沿って(株)うしぶか、(有)愛夢里、(株)プラスファイブの業績評価を実施し、評価結果を基に事業を見直す。	観光文化部	観光振興課 観光施設係	①完了	
	8	市有建築物の省エネルギー化	省エネ法に基づく届出制度の活用により、市有建築物の更なる省エネルギー化を誘導し、当該建築物のエネルギー消費量並びに光熱費など施設管理経費の削減を図る。 建築物の省エネ性能の指標として、省エネ法に基づく[外皮の年間熱負荷]及び[空気調和設備等の一次エネルギー消費量]の基準を用いることとし、建築物の設計値÷法適合基準値=0.8以下となるよう、助言及び誘導を行う。	建設部	建築課 建築指導係	①完了	
	9	下水道事業の地方公営企業法適用、会計統合及び経営健全化	下水道施設(公共、特環、農集、漁集)台帳の電子化と資産評価を平成27年度までに完了し、平成28年4月1日に下水道事業を企業会計へ移行するとともに、4会計を1会計に統合し事務の効率化を図る。また、下水道事業の中期経営計画に沿った計画的な経営に努め、経営の健全化を図る。	水道局	経営管理課 下水道庶務係	①完了	

**第3次天草市行財政改革大綱
アクションプラン
【平成27～30年度実績（前期計画累計）】**

基本方針	取組項目	No.	アクションプラン名	プランの概要	所管支部	所管課・係	取組状況	
		10	使用料の見直しと平準化及び使用料等の収納率の向上	・公平性、受益者負担の原則により下水道施設や浄化槽施設使用者が支払う使用料で適切に維持管理費がまかなわれるよう定期的な使用料の見直し改定と地域間の使用料格差の是正を行う。 ・下水道使用料及び受益者負担金の滞納整理業務の強化を行い、収納率の向上を図る。	水道局	経営管理課 下水道庶務係	①完了	
		11	水道事業と簡易水道事業の統合	天草市簡易水道事業統合計画書に基づき、簡易水道事業に地方公営企業法を適用し、平成28年度中に水道事業と経営統合する。	水道局	経営管理課 水道庶務係	①完了	
		12	水道会計の健全化	水道料金（上水、簡水）の改定（統一）を図り、経営の健全化を目指し、一般会計繰入金の減額を図る。併せて、各地域の料金格差の是正を行う。	水道局	経営管理課 水道庶務係	①完了	
		13	病院事業の経営健全化	第2期天草市立病院改革プランに沿った計画的な経営に努めるとともに、実績に応じたローリングを行いながら病院事業の経営健全化を図るとともに、平成27年3月に国から出された新公立病院改革ガイドラインに沿って平成28年度までに新改革プランを策定する。	病院事業部	経営管理課 （全病院）	①完了	
		14	奨学金滞納金の縮減	徴収率の向上対策及び徴収体制の充実を図り、負担公平等の見地から、奨学金滞納金を縮減させる。	教育部	教育総務課 総務企画係	①完了	
		15	下水道事業の経営健全化	①汚水処理サービスを継続的に提供するため、経営健全化のための長期経営計画（経営戦略）を策定する。 ②浄化槽市町村整備事業の制度を見直し、浄化槽設置補助事業に制度統一を図ることで、将来の繰出金の削減を図る。 ③策定した長期経営計画により健全経営に努める中で、負（分）担金及び使用料の徴収率向上に取り組む。	水道局	経営管理課 下水道庶務係	①完了	
	②市有財産の利活用、整理・統廃合、再配置							
			1	公共施設の維持管理計画の作成	施設の利用状況、同時期に整備した施設等の維持管理コストや将来の更新時期を考慮し、広域的な観点から計画的な市有財産の再編を行う。	総務部	管財課 財産管理係	①完了
			2	市有財産の把握と売却	市有財産の利活用基本方針に基づいた、第2期施設の整理・統廃合基本計画等により地域の実情に沿った利活用を図り、今後も利活用が見込めない財産については、積極的に売却・貸付けるなど有効活用を図る。	総務部	管財課 財産管理係	①完了
			3	社会体育施設の管理の見直し	社会体育施設の管理の見直しについて、廃止、民営化あるいは譲渡について協議を行う。	地域振興部	スポーツ振興課 施設管理係	①完了
			4	公立保育所民営化の推進	市内に14ヶ所ある公立保育所を「公立保育所民営化等実施計画(改定版)」に基づき、民営化等を実施する。	健康福祉部	子育て支援課 子育て支援係	①完了
			5	公立児童館の管理運営方法の見直し	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う、子ども（0歳～18歳）の居場所づくりや、子育てしやすい環境づくりの観点から公立児童館のあり方について検討を行う。	健康福祉部	子育て支援課 子育て支援係	①完了

**第3次天草市行財政改革大綱
アクションプラン
【平成27～30年度実績（前期計画累計）】**

基本方針	取組項目	No.	アクションプラン名	プランの概要	所管支部	所管課・係	取組状況		
基本方針	取組項目	6	老人福祉施設の適正管理	老人福祉施設11施設のうち9施設が指定管理、2施設が市が直営で維持管理を行っている状況である。今後人口減少がますます進むことが想定されることから、現在の福祉施設の活用の見直しが必要と考えられる。このため、指定管理及び市直営の管理方法及び施設の必要性等の見直しを図る。	健康福祉部	高齢者支援課 高齢者福祉係	①完了		
		7	農業施設の管理の見直し	各農業施設の利活用を検証し、管理の見直しを行う。	経済部	農林整備課 施設管理係	①完了		
		8	資料館の活動や管理運営の見直し	「全島博物館構想計画」を見直し、「（仮称）ネットワーク博物館計画」を推進する。市内の資料館が一体となって本格的な博物館である「博物館相当施設」を目指し、活動内容のレベルアップをはかる。また、一部統合や指定管理を含めた運営方法の見直しも行う。	観光文化部	文化課 歴史民俗資料館 管理係	①完了		
		9	観光施設の管理の見直し	市が直接関与する意義の低い施設や施設の運営方法を変えることにより利用者の増加が見込められる施設を中心に廃止・解体、民間への譲渡・売却、管理形態の変更といったあらゆる可能性について検討し、順次実施する。	観光文化部	観光振興課 観光施設係	①完了		
		10	市営住宅改修コストの縮減	天草市公営住宅等長寿命化計画に基づき老朽化した住宅の用途廃止を推進し、市営住宅の集約化を図る。	建設部	建設総務課 市営住宅係	①完了		
		11	施設の長寿命化対策事業の実施	公共（本渡）及び漁集（本郷）など施設整備後30年以上を経過した施設の更新事業を計画的に実施し、施設の長寿命化を図る。	水道局	下水道課 施設整備係、 施設管理係	①完了		
		12	学校給食施設の統廃合	学校給食基本計画に基づき、給食施設の老朽化に伴い、施設の整備とともに学校給食施設の統廃合を実施する。	教育部	学校給食課 管理係	①完了		
		13	社会教育施設の在り方の見直し	社会教育施設の在り方（管理形態・所管替え等）の見直しを行う。	教育部	生涯学習課 生涯学習推進係	①完了		
		③選択と集中による行政サービス、事務事業の再構築							
				1	イベント等への行政の関わり方の見直し	市内各所で実施されているイベントについて、必要性を再検討し効率的、効果的な実施に向けて調整を行う。	総合政策部	政策企画課 行財政改革推進係	①完了
				2	補助金・負担金の見直し	行革審議会からの提言を基に、人件費・事業費補助等、性質に応じた今後の補助対象・補助率の基準、統廃合の進め方の基準など「補助金交付基準」を策定し、基準に応じた見直しを行う。	総合政策部	政策企画課 行財政改革推進係	①完了
				3	全事務事業のゼロベースでの見直し	全ての事務事業について、事業内容、事業効果などを精査し、真に必要な事業を選択して集中的に実施する。（補助金・負担金及びイベントについては別に実施）	総合政策部	政策企画課 企画調整係	①完了

第3次天草市行財政改革大綱
アクションプラン
【平成27～30年度実績（前期計画累計）】

基本方針	取組項目	No.	アクションプラン名	プランの概要	所管支部	所管課・係	取組状況
④経営的視点に立った行政運営							
		1	総合計画を核としたトータル・システム化の推進	限られた経営資源を有効活用し、市民の満足度を高める質の高い行政サービスを提供するため、総合計画と各分野別計画との整合性を図り、総合計画から予算編成、行政評価などの仕組み・制度（システム）が連携して機能する状態に再構築するため、平成26年度に実施したトータルシステム診断等の結果に基づき、前期基本計画（平成27年度～30年度）の期間中に、計画・予算・評価の連動や新たなシステムの導入などについての実行・移行期スケジュールを設定し、「総合計画を核とした自治体経営のトータル・システム化」を推進する。	総合政策部	政策企画課 企画調整係	①完了
		2	アウトソーシングの推進	アウトソーシング推進指針、推進計画及び公の施設の運用指針、市有財産の利活用方針、計画に基づき、事務事業や公の施設の管理・運用についてアウトソーシングを推進する。	総合政策部	政策企画課 行財政改革推進係	①完了
		3	戸籍届書入力の間接委託	戸籍の入力作業を、戸籍届書等を画像で読み取ったものを、戸籍サーバー内に取り込み、LGWAN回線を利用して遠隔地（センター）にある、戸籍専門の業者が戸籍届書の入力及び戸籍の照合を行う。	市民生活部	市民課 戸籍係	⑤中止
		4	給食調理業務の間接委託	学校給食基本計画に基づき、給食調理業務等の間接委託を実施する。	教育部	学校給食課 管理係	①完了
		5	市営住宅管理の効率化	市営住宅の管理について、民間事業者の能力を活用するなど効率的な方法を検討し、その見直しを図る。	建設部	建設総務課 市営住宅係	①完了
		6	天草市民センターの管理運営の見直し	天草市民センターに指定管理者制度を導入する。	観光文化部	文化課 文化振興係	①完了
		7	業務改善の推進	事務の効率化などにつながる取り組みについて、それぞれの所管で取り組まれている優良事例を全庁的に実施するための仕組みづくりを行い、業務改善による事務の効率化を図る。	総合政策部	政策企画課 行財政改革推進係	①完了
		8	牛深総合センターの管理運営の見直し	牛深総合センターに指定管理者制度を導入する。	牛深支所	文化課 文化振興係	①完了

第3次天草市行財政改革大綱
アクションプラン
【平成27～30年度実績（前期計画累計）】

基本方針	取組項目	No.	アクションプラン名	プランの概要	所管支部	所管課・係	取組状況
40. 組織力・職員力の向上							
①行政組織の効率化、活性化							
	1	組織機構の見直し	職員数を削減していく中、行政サービスの維持向上を図っていくために、なお一層効率的・機能的な組織機構の構築を行う。	総務部	総務課 人事研修係	①完了	
	2	行政と社協との連携強化	行政と社協の業務を同一フロアで行うことにより、ワンストップ的な住民サービスの向上を図る。	健康福祉部	健康福祉政策課 健康福祉政策係、地域福祉係	①完了	
	3	総合窓口の推進による「ワンストップサービス」の実施	市民の利用頻度の高い窓口業務について、総合窓口化を推進し、市民の利便性の向上と組織の効率化を図る。	市民生活部	市民課 窓口係	①完了	
②人員管理の適正化の向上							
	1	職員定員の適正化	・第3次定員適正化計画に基づいた計画的な採用を実施するとともに定年前早期退職を促進する。 ・アウトソーシングの積極的な導入により職員定員の適正化を進める。	総務部	総務課 人事研修係	①完了	
	2	人材育成のための人事配置	・人材育成のための人事異動の確立 ・人事評価制度の導入	総務部	総務課 人事研修係	①完了	
③職員資質の向上							
	1	職員の意識改革	・能力向上のための研修の充実 ・接遇研修の拡充 ・自主研修制度の検討 ・職員表彰制度の導入	総務部	総務課 人事研修係	①完了	

第3次天草市行財政改革大綱
アクションプラン
【平成27～30年度実績（前期計画累計）】

基本方針	取組項目	No.	アクションプラン名	プランの概要	所管支部	所管課・係	取組状況
4-1. 協働によるまちづくりの推進							
①市民参画によるまちづくりの推進							
	1		「市民参画推進の手引き」の策定と運用	市の政策立案等の過程に市民の参画を促しながら、市民の意向を確認して施策に活かすため、市民の参画の手法等を示した「市民参画推進の手引き」を策定するとともに、手引きに基づき、市民へのアンケート、意見募集（パブリックコメント）、審議会の設置等の市民参画の手法により、市民の市政への参画を推進する。	地域振興部	まちづくり支援課 まちづくり係	①完了
	2		地域まちづくり計画策定による市民主体のまちづくり	市内10のまちづくり協議会がまちづくりをめぐる諸課題に体系的・計画的に取り組むために策定した「地域まちづくり計画」を基に、行政が市民主体のまちづくりを的確に補佐し、地域課題の解決及び個性ある地域づくりに向けて支援を行っていく。また、計画の着実な実行を検証するため、まちづくり審議会を開催する。	地域振興部	まちづくり支援課 まちづくり係	①完了
	3		地区振興会への支援	地域への支援のあり方（人的支援、経済的支援等）を見直し、地域の自立及び活力と個性ある地域づくりを促進する。	地域振興部	まちづくり支援課 まちづくり係	①完了
	4		道路異状箇所連絡体制の充実	「道路異状の通報に関する協定」の締結、及び「緊急通報#9910」の活用を推進し、住民自らがパトロールを行う意識を持つことにより、未然の事故防止を図る。	建設部	土木課 土木管理係	①完了
	5		市民参画による公園維持管理	公園内のパトロールやトイレの清掃等、日常的な公園の維持管理を利用者自らが行うことにより、地域協働による公園管理を推進する。	建設部	都市計画課 景観公園係	①完了
	6		アダプトプログラムの推進	行政区や、民間団体等による公共施設の管理、美化、緑化等のための組織化を推進することにより、施設等の維持管理費・委託費の軽減を目指す。	河浦支所	まちづくり推進課	①完了

第3次天草市行財政改革大綱
アクションプラン
【平成27～30年度実績（前期計画累計）】

基本方針	取組項目	No.	アクションプラン名	プランの概要	所管支部	所管課・係	取組状況
②透明性ある情報提供による市民との情報共有							
		1	市民と行政の情報の共有化	本庁各部署で受け付けた市民からの要望等について、その内容と対応について集約し、解決までの経過を確認しつつ、市民との情報共有を行う。（本渡地区については地域政策課、その他地区については各支所）	地域振興部	地域政策課 定住促進係	①完了
		2	市民が利用しやすく分かりやすい情報提供方法の検討	市政の情報を市民に正確に分かりやすく伝える方法を検討する。 ・各地区振興会だよりやホームページへの市の情報の掲載 ・各課等で行う事業などの周知方法の検討 ・市政だより、ホームページの内容検討	総務部	秘書課 広報広聴係	①完了
		3	市民の意見を受け入れる仕組みづくり	市民の意見を市政に反映させる仕組みを再検討し、市民と共に創り上げていく市政を目指す。	総務部	秘書課 秘書係	①完了
		4	市政に関する情報の公表による市民との情報共有の推進	市が策定している計画等の市政に関する情報について、「天草市情報提供指針」に基づく情報の公表を行うとともに、市民との情報共有に向けた的確な運用を行う。	総務部	総務課 総務法制係	①完了
③多様な担い手への支援・育成							
		1	地域リーダーの育成（共生・協働リーダー育成講座等）	地域リーダーは、地域づくりを行ううえで必要不可欠であり、地域リーダーの有無によって地域の活性化や活動内容に大きな違いがでてくるため、地域リーダーを育成する講座等の取り組みを行う。	地域振興部	まちづくり支援課 まちづくり係	①完了
		2	公共の担い手である市民活動団体等の活動促進と支援	新たな公共の担い手となるNPO等が活発かつ継続的に活動が行えるよう、相談事業やステップアップセミナー、補助金等による資金的助成を行い、運営・経営・組織力の強化支援を行う。また、NPO活動報告会やNPOセミナー等の実施を通して、公益活動を目的とした組織であるNPOや市民活動団体に対する市民及び行政職員の理解を促す。	地域振興部	男女共同参画課 男女共同参画係	①完了

第3次天草市行財政改革における成果（効果額一覧 平成30実績）

○歳入確保（内訳）

（単位：千円）

プラン No	項目名	所管部署	4年間の 目標効果額	実績					効果額内訳
				H27	H28	H29	H30	合計	
1-①-2	自主財源の確保	財政課財政係	355,248	83,462	197,357	211,174	206,354	698,347	●広告収入：6,689,501円（内訳：市封筒 4,188,359円、健診お知らせ封筒 1,429,925円、市政だより 233,280円、図書館雑誌 589,777円、その他 248,160円） ●ふるさと応援寄附金：199,664,600円
1-①-3	市税等収納率の向上	納税課収納係	146,089	64,117	117,702	140,348	201,009	523,176	●収納率の向上 市税（現過合計）163,645千円、国保税（現年）35,976千円 ●時間外勤務の減少 894千円 ●督促状発送件数の減少 493千円 （千円未満切り捨て）
1-①-14	奨学金滞納金の縮減	教育総務課総務企画係	1,839	8,673	3,060	2,030	2,350	16,113	●H27～H30効果額算出内訳 H25年度末未納額（基準年度）35,839千円－H30年度末未納額 19,726千円
1-②-2	市有財産の把握と売却	財産経営課財産経営係	40,000	27,738	50,499	57,256	22,321	157,814	●H27土地建物売却 17件 27,738,880円 ●H28土地建物売却 16件 50,499,398円 ●H29土地建物売却 18件 57,256,002円 ●H30土地建物売却 21件 22,321,745円
合計			543,176	183,990	368,618	410,808	432,034	1,395,450	

○歳出削減（内訳）

（単位：千円）

プラン No	項目名	所管部署	4年間の 目標効果額	実績					効果額内訳
				H27	H28	H29	H30	合計	
1-①-5	中期経営計画に沿った計画的な経営（国民健康保険事業）	国民年金課国保給付係	150,000	17,598	29,054	41,154	77,054	164,860	レセプト点検効果額11,433千円 －人件費3,585千円＝ 7,848千円 ジェネリック医薬品の差額通知効果額 2,080千円、 その他事業制度による効果額 67,126千円
1-①-10	使用料の見直しと平準化及び使用料等の徴収率の向上	下水道課経営管理係、庶務係	26,339	36,422	－	－	－	36,422	【平成27年度完了】
1-①-11	水道事業と簡易水道事業の統合	水道課第2庶務係	8,000	－	－	14,000	14,000	28,000	【平成29年度から】 職員削減2名 7,000千円×2名＝14,000千円
1-①-12	水道会計の健全化	経営管理課 水道庶務係	226,807	23,927	47,971	97,961	14,948	184,807	旧簡易水道の一般会計補助金（基準外）の削減効果額。H28年度以降の実績額は、H27年度の実績額を基準として算定。（平成27年10月に水道使用料改定のため） 平成27年度実績（料金改定時）基準外繰入金 208,324千円 平成28年度実績 基準外繰入金(旧簡水分) 160,353千円 平成29年度実績 基準外繰入金(旧簡水分) 110,363千円 平成30年度実績 基準外繰入金(旧簡水分) 193,376千円

プラン No	項目名	所管部署	4年間の 目標効果額	実績					効果額内訳																																			
				H27	H28	H29	H30	合計																																				
1-①-15	下水道事業の経営健全化	経営管理課 下水道庶務係	214,391	14,786	66,886	16,984	32,577	131,233	平成27年10月の下水道使用料改定による一般会計補助金（基準外）の削減効果 平成30年度決算 下水道10,235千円+浄化槽22,342千円=32,577千円 下水道事業会計については公営企業会計移行後、経営基盤強化のため一定の一般会計補助金を充当 H30末での資金残額を378,096千円を加算すれば目標を達成している。																																			
1-②-3	社会体育施設の管理の見直し	スポーツ振興課施設管理係	67,000	—	0	6,896	8,229	15,125	平成25年度実績80,150千円－平成30年度決算額71,921千円＝8,229千円																																			
1-②-4	公立保育所の民営化等の推進	子育て支援課子育て支援係	562,062	79,855	92,002	432,288	484,913	1,089,058	平成25年度実績額 812,577千円－平成30年度決算額 327,664千円																																			
1-②-5	公立児童館の管理運営方法の見直し	子育て支援課子育て支援係	2,312	▲ 602	142	▲ 674	▲ 4,195	▲ 5,329	平成25年度実績額 33,924千円－平成30年度決算額 38,119千円																																			
1-②-7	農業施設の管理の見直し	農林整備課施設管理係	8,301	—	—	—	—	0	施設の廃止、譲渡等が平成31年度以降に行われるため効果額なし																																			
1-②-9	観光施設の管理の見直し	観光振興課観光施設係	872	0	0	0	0	0	公衆トイレ2カ所の更新を実施しており、施設数の変更なし																																			
1-②-12	学校給食施設の統廃合	学校給食課管理係	35,000	3,905	3,931	4,246	5,833	17,915	<table border="0"> <tr> <td> 栖本学校給食センター、倉岳学校給食センターをH27.8.1統合（基準年度H26） ・施設管理費 <table border="0"> <tr> <td></td> <td>H26</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> </tr> <tr> <td>倉岳</td> <td>5,888</td> <td>9,413</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>栖本</td> <td>7,430</td> <td>—</td> <td>9,387</td> <td>9,072</td> <td>7,485</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>13,318</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>効果額</td> <td>3,905</td> <td>3,931</td> <td>4,246</td> <td>5,833</td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	栖本学校給食センター、倉岳学校給食センターをH27.8.1統合（基準年度H26） ・施設管理費 <table border="0"> <tr> <td></td> <td>H26</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> </tr> <tr> <td>倉岳</td> <td>5,888</td> <td>9,413</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>栖本</td> <td>7,430</td> <td>—</td> <td>9,387</td> <td>9,072</td> <td>7,485</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>13,318</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>効果額</td> <td>3,905</td> <td>3,931</td> <td>4,246</td> <td>5,833</td> <td></td> </tr> </table>		H26	H27	H28	H29	H30	倉岳	5,888	9,413	—	—	—	栖本	7,430	—	9,387	9,072	7,485	計	13,318					効果額	3,905	3,931	4,246	5,833					
栖本学校給食センター、倉岳学校給食センターをH27.8.1統合（基準年度H26） ・施設管理費 <table border="0"> <tr> <td></td> <td>H26</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> </tr> <tr> <td>倉岳</td> <td>5,888</td> <td>9,413</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>栖本</td> <td>7,430</td> <td>—</td> <td>9,387</td> <td>9,072</td> <td>7,485</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>13,318</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>効果額</td> <td>3,905</td> <td>3,931</td> <td>4,246</td> <td>5,833</td> <td></td> </tr> </table>		H26	H27	H28	H29	H30	倉岳	5,888	9,413	—	—	—	栖本	7,430	—	9,387	9,072	7,485	計	13,318					効果額	3,905	3,931	4,246	5,833															
	H26	H27	H28	H29	H30																																							
倉岳	5,888	9,413	—	—	—																																							
栖本	7,430	—	9,387	9,072	7,485																																							
計	13,318																																											
効果額	3,905	3,931	4,246	5,833																																								
1-④-4	給食調理業務のアウトソーシングの推進	学校給食課管理係	136,561	—	39,116	39,216	61,433	139,765	<p>【平成28年度から】効果額は人件費ベース（基準年度H25）単位：千円</p> <table border="0"> <tr> <td>・①牛深学校給食センター、②御所浦〃、③五和〃</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H28=34,887</td> <td>H28=△3,538</td> <td>H28=7,767</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H29=34,987</td> <td>H29=△3,538</td> <td>H29=7,767</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H30=34,987</td> <td>H30=△3,539</td> <td>H30=7,767</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>【平成30年度から】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栖本学校給食センター H30=22,218 	・①牛深学校給食センター、②御所浦〃、③五和〃						H28=34,887	H28=△3,538	H28=7,767				H29=34,987	H29=△3,538	H29=7,767				H30=34,987	H30=△3,539	H30=7,767														
・①牛深学校給食センター、②御所浦〃、③五和〃																																												
H28=34,887	H28=△3,538	H28=7,767																																										
H29=34,987	H29=△3,538	H29=7,767																																										
H30=34,987	H30=△3,539	H30=7,767																																										
1-④-5	市営住宅管理の効率化	建設総務課市営住宅係	23,084	—	3,150	4,151	11,200	18,501	市営住宅管理への指定管理者制度導入による人件費削減 職員削減による効果額（7,000千円／人）－ 指定管理料																																			

プラン No	項目名	所管部署	4年間の 目標効果額	実績					効果額内訳
				H27	H28	H29	H30	合計	
1-④-6	天草市民センターの管理運営の見直し	文化課文化振興係	61,892	-	-	24,418	25,099	49,517	【平成29年度から指定管理者制度導入】 (H28) 86,338,890円 - (H29) 61,920,412円 = 24,418,478円 ≒ 24,418千円 (H28) 86,338,890円 - (H30) 61,239,171円 = 25,099,719円 ≒ 25,099千円
1-④-7	業務改善の推進	政策企画課行財政改革推進係	25,395	-	14,869	15,745	14,451	45,065	① I P 電話化による通信料の削減 H25電話料51,351,339円 - H30電話料34,778,000円 ≒ 16,574千円 ② ペーパーレス会議の実現による紙使用量等の削減 (H25紙使用量8,741,520 - H30紙使用量9,412,471) ÷ 500 × 415 ≒ △557千円 (H25紙使用量8,741,520 - H30紙使用量9,412,471) ÷ 15 枚 × 35 千円 ≒ △1,566千円
1-④-8	牛深総合センターの管理運営の見直し	文化課文化振興係	11,340	-	-	6,126	5,267	11,393	【平成29年度から指定管理者制度導入】 (H28) 49,376,440円 - (H29) 43,249,815円 = 6,126,625円 ≒ 6,126千円 (H28) 49,376,440円 - (H30) 44,108,568円 = 5,267,872円 ≒ 5,267千円
2-②-1	職員定員の適正化	総務課人事研修係	2,226,000	329,000	511,000	714,000	896,000	2,450,000	① H26年度職員数（普通会計） 913人 ② H30年度職員数（普通会計） 785人 ③ 減少人数 913人 - 785人 = 128人 ④ 削減（効果）額 128人 × 7,000千円 = 896,000千円
-	特別職の給与削減	総務課人事研修係	17,265	5,755	5,818	5,841	124	17,538	① 市長削減額 90,000円/年 ② 副市長削減額 33,251円/年 ③ 削減（効果）額 123,251円
3-①-6	市民参画による公園維持管理	都市計画課景観公園係	3,120	120	480	600	840	2,040	7公園 × 120千円 = 840千円
合計			3,805,741	510,766	814,419	1,422,952	1,647,773	4,395,910	

○効果額

(単位：千円)

	H27	H28	H29	H30	合計
効果額(実績)	694,756	1,183,037	1,833,760	2,079,807	5,791,360
効果額(計画) ※H29.4現在の算定基礎による効果額	563,887	838,409	1,315,526	1,631,095	4,348,917
効果額(実績) - 効果額(計画)	130,869	344,628	518,234	448,712	1,442,443

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 1-1-1

基本方針	39 財政基盤・経営力の強化	取組項目	83 将来を見据えた財政運営の健全化	プラン名	総合計画・実施計画・財政健全化計画と連携した財政運営
所管支部	総合政策部	所管課・係	財政課 財政係	関連部署	

基本方針内容	持続可能な行財政運営を行うためには、歳入の抜本的な見直しと自主財源の確保による財政の健全化が必要です。そのため、中長期的な財政見直しに基づく財政運営の指針となる「財政健全化計画」を策定し、健全で持続可能な行財政運営を確保するとともに、次世代への負担を軽減し、未来に向けた必要な投資を進めていきます。
プランの目的・効果	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画の進捗管理、評価及び実施計画の見直しと連携した財政健全化計画の毎年度見直し 事業の重点化、統廃合に向けた財源の枠配分の実施・現在の財源不足を将来負担に転嫁しないための市債発行額の抑制 計画や予算に関する事業実施の指針となる総合計画と、その実現に向けた財源的な裏付けとなる財政健全化計画とのリンク・各部署内での計画の評価、見直し及び予算編成に至る事務量の軽減 将来の負担軽減を継続的に実施することで制度改正等への柔軟な対応
現状	<ul style="list-style-type: none"> 長期計画である総合計画及び実現に向けた中期的な実施計画と財政健全化計画とのリンクが希薄 計画的な行財政運営より、単年度の予算が重視されている状況
課題	中長期的な視点に立って、計画的な行財政運営を継続させていくためのシステムの見直しが必要

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 財政健全化計画の見直し	実施	→	→	→
	2. 枠配分の実施	実施	→	→	→
	3. 償還元金以下の市債発行抑制	実施	→	→	→

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標	一般会計予算額	計画	52,773	52,232	51,744	50,901
	実績		52,773	52,494	55,120	56,655
財政効果額	計画					
	実績					

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	<ol style="list-style-type: none"> 財政健全化計画の見直し 進捗状況及び社会情勢の変化等に応じて見直し 7~9月 年次別財政計画の見直し 9月 年次別財政計画(案)の作成 10月 年次別財政計画の決定・公表 枠配分の実施 配分する費目等の検討を行い、部局毎に枠配分 8~9月 枠配分方法の検討 10月 枠配分の通知 償還元金以下の市債発行抑制 各予算編成時に、元金償還額を超えない市債発行に努める 4~3月 予算編成時の市債発行の検討 	<ol style="list-style-type: none"> 財政健全化計画の見直し 実施計画等を踏まえ現状に即した計画策定を進める 6~9月 年次別財政計画の見直し 10月 年次別財政計画の決定・公表 枠配分の実施 実施計画策定時点と予算編成時点に分けて通知 4~9月 枠配分方法の検討及び配分額の試算 6月 枠配分の仮通知 10月 枠配分の本通知 償還元金以下の市債発行抑制 元金償還額を超えない市債発行に努める 4~3月 市債発行事業の検討(補正予算) 10月 市債発行事業の検討(当初予算) 	<ol style="list-style-type: none"> 財政健全化計画の見直し 新システムでの流れを見据えて、財政計画の見直し及び枠配分の通知 7~9月 年次別財政計画の見直し・案の作成 10月 年次別財政計画の決定・公表 枠配分の実施 7~9月 枠配分方法の検討及び配分額の試算 10月 枠配分の通知 償還元金以下の市債発行抑制 補正及び当初予算編成時の要求状況を十分把握し、適正な市債発行に努める 4~3月 市債発行事業の検討(補正予算) 10月 市債発行事業の検討(当初予算) 	<ol style="list-style-type: none"> 財政健全化計画の見直し 後期基本計画策定に伴い、財政健全化計画を見直すため、方針決定後に年次別財政計画を見直す。 6~8月 年次別財政計画の見直し、案の作成 9、11月 年次別財政計画の決定、公表 枠配分の実施 後期基本計画期間中の配分基礎額の検討を行ったうえで、枠配分額の決定、通知を行う。 6~9月 基礎数値の見直し、配分額の試算、通知 償還元金以下の市債発行抑制 今年度のみ限度額を超える借入れを行う予定のため、適正な借入額の把握に努める必要がある。 4、10月 市債対象事業の検討(補正、当初予算)
取組実績	<ol style="list-style-type: none"> 財政健全化計画の見直し 8月 年次別財政計画の見直し 9月 年次別財政計画(案)の作成 10月 年次別財政計画の決定・公表 枠配分の実施 8月 枠配分方法の検討 9月 枠配分の通知 償還元金以下の市債発行抑制 4~3月 市債発行の検討 	<ol style="list-style-type: none"> 財政健全化計画の見直し 7~9月 年次別財政計画の見直し・案の作成 10月 年次別財政計画の決定・公表 枠配分の実施 7~9月 枠配分方法の検討及び配分額の試算 10月 枠配分の通知 償還元金以下の市債発行抑制 4~3月 市債発行事業の検討(補正予算) 10月 市債発行事業の検討(当初予算) 	<ol style="list-style-type: none"> 財政健全化計画の見直し 7~9月 年次別財政計画の見直し・案の作成 10月 年次別財政計画の決定・公表 枠配分の実施 8~9月 枠配分基礎数値の見直し・配分額の試算 10月 枠配分額の通知 償還元金以下の市債発行抑制 4~9月 市債発行事業の検討(補正予算) 10~3月 市債発行事業の検討(当初予算) 	<ol style="list-style-type: none"> 財政健全化計画の見直し 後期基本計画策定に伴い、財政健全化計画を見直すため、方針決定後に年次別財政計画を見直す。 6~9月 財政健全化計画の見直し、案の作成 枠配分の実施 普通交付税の縮減が終了する33年度までの減額相当額に応じた枠配分額の決定、通知を行う。 7~9月 枠配分についての検討 特殊経費の見直し 枠配分基礎額(案)の決定 10月 枠配分額の決定、通知 償還元金以下の市債発行抑制 今年度のみ限度額を超える借入れを行う予定のため、適正な借入額の把握に努める必要がある。 4、10月 市債対象事業の検討(補正、当初予算)

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	各項目とも計画どおり進行しているため、今後も次年度を見据えてスケジュール通り進めていきたい。	各項目とも計画通り進行しており、今後も次年度を見据えてスケジュールどおり進めていきたい。	各項目とも計画通り進行していることから、年度後半も引き続き、スケジュール通りに業務を進めていきたい。 市債の発行抑制に関しては、今年度は、すでに限度額に近い額で借入を行っているため、事業費の精査を行いながら、今後の借入額の調整を図る必要がある。	各項目とも計画通り進行していることから、年度後半も引き続き、スケジュール通りに業務を進めていきたい。 市債の発行抑制に関しては、今年度に限って、限度額を超える借入を行う予定である。事業費の精査を行いながら、今後の借入額の調整を図る必要がある。
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行
支部長評価	スケジュール通りに進んでおり、新年度予算編成に向けて、しっかりと取り組むこと。	事務的には計画通りの進行で問題なし。本プランを通して、職員への意識付けがさらに図られるよう取り組むことが重要である。	事務的には計画通りに進行しているが、普通交付税の段階的縮減に伴い、一般財源ベースによる枠配分方式を取り入れなければならないことなど、職員への意識付けがさらに図られるよう取り組むことが重要である。	本プランについては、計画どおりに進捗している。今年度、市債の発行が限度額を超えることについては計画どおりであり、来年度以降の借入額については調整する必要がある。
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	各項目とも概ね計画どおり進行したが、実施計画から予算編成への連携が上手くいかなかったため、今年度の反省を生かして、業務スケジュール等の見直しを進めていきたい。	各項目とも計画通り進行しているが、トータル・システムの確立に合わせて、更なる業務の連携強化を進めながら、各項目の取り組み内容について、職員との共通理解が図れるよう、継続して進めていきたい。	各項目とも計画通りに進行することができた。 平成30年度予算は、骨格予算として編成したため、目標額を下回っているが、6月補正予算（肉付予算）後は、目標額を上回る見込みである。 平成30年度は後期基本計画の策定に併せて、財政健全化計画の見直しを行うため、今後の方針検討及び適正な基礎数値の把握に努めていきたい。	財政健全化計画の見直しに関しては、後期基本計画策定に伴い新年度当初予算を基準とした見直しを行った。 枠配分に関しては、普通交付税の2021年度までの縮減に応じた枠配分の見直しを行った。 市債の発行抑制に関しては、今年度に限って、限度額を超える借入を行う予定である。事業費の精査を行いながら、今後の借入額の調整を図りたい。
方向性	継続（完了）	継続（完了）	継続（完了）	完了
支部長評価	実施計画と連動した予算編成が一番のポイントであり、28年度、29年度で確立するよう取り組むこと。市債発行については、元金均等償還に変えたことにより取り組みやすくなったと考えるが、総額についてはさらに精査して行うこと。	3項目とも計画通りに進めることができたが、課題に掲げているとおり、枠配分の基礎数値、29年度補正、30年度当初予算における大型事業への起債充当等精査を行い対応する必要がある。	各項目とも計画どおりに進行している。今後、普通交付税の段階的縮減を踏まえ、中長期的な視点で計画的な行財政運営を継続させていく必要がある。	各項目とも計画どおりに進行することができた。 枠配分のについては、3年間の普通交付税の段階的縮減を見込んでおり、市債については、合併特例債の5年間の延長を踏まえ、事業自体の年度間調整を図る必要がある。
方向性	継続（完了）	継続（完了）	継続（完了）	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 1-1-2

基本方針	39 財政基盤・経営力の強化	取組項目	83 将来を見据えた財政運営の健全化	プラン名	自主財源の確保
所管支部	総合政策部	所管課・係	財政課 財政係	関連部署	

基本方針内容	持続可能な行財政運営を行うためには、歳出の抜本的な見直しと自主財源の確保による財政の健全化が必要です。そのため、中長期的な財政見通しに基づく財政運営の指針となる「財政健全化計画」を策定し、健全で持続可能な行財政運営を確保するとともに、次世代への負担を軽減し、未来に向けた必要な投資を進めていきます。
プランの目的・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料、手数料、負担金等の見直し ・広告収入の確保 ・ふるさと応援寄附金制度の推進 ・今後、普通交付税の一本算定により一般財源が縮減していく中で、自主財源の確保が図られる ・ふるさと応援寄附金については、寄附金増の他に物産振興、観光PRといった効果も併せて期待される
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料等は3年毎に見直しを検討、適正な負担水準と併せて利用頻度により施設の在り方を検討 ・広告収入は、現在共通封筒、市政だより等に広告掲載し物件費の軽減を図っているが、新たな媒体の研究 ・ふるさと応援寄附金は、平成27年度からお礼の物産品の贈呈を開始、コストのかからない運営方法の検討
課題	

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 使用料、手数料等の見直し	見直し方針の検討	見直し作業	使用料等改正	
	2. 広告収入の確保	広告媒体の検討	→	→	→
	3. ふるさと応援寄附金制度拡充	お礼の物産品導入	拡充の検討	→	→

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標 単位：%	使用料改正(引上率)			10		
	計画					
	実績			0		
財政効果額 単位：千円	広告収入・寄付金額	計画	53,812	53,812	123,812	123,812
	実績		83,462	197,357	211,174	206,354
						355,248
						698,347

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	<ol style="list-style-type: none"> 1. 使用料、手数料等の見直し 平成29年度の改定に向けて見直し方針を検討 10~3月 見直し方針の検討 2. 広告収入の確保 多様な広告媒体を検討 4月 図書館での広告事業の実施 10~3月 新たな広告収入の検討 3. ふるさと応援寄附金制度拡充 お礼品取り扱い方法(部署)を検討 4月 寄附に対するお礼品贈呈の開始 10~3月 運営方法の検討 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 使用料、手数料等の見直し 4~8月 見直し方針及び改正案の検討 4~5月 施設利用状況の調査 9~12月 ハブコメ、市議会へ関係条例の提案 1~3月 市民への周知 2. 広告収入の確保 4~9月 新たな広告収入の手法検討 10~3月 当初予算への反映 3. ふるさと応援寄附金制度拡充 4~3月 ふるさと寄附金の周知・お礼品の追加 11月 お礼品取り扱い者の選定 1月 お礼品の選定 2月 新たなパンフレット等の作成 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 使用料、手数料等の見直し 消費税の引き上げ向け決算数値の入力等 5月 作業部会の開催 6~7月 決算数値の入力 8月 コスト算定作業 2. 広告収入の確保 4月 広告事業の実績把握 5~3月 新たな広告事業の取り組み検討 3. ふるさと応援寄附金制度拡充 効果的なPR方法を実施、お礼品の還元率等を検討 4~3月 ふるさと寄附金のお礼品登録・PR 11月 お礼品取り扱い者の選定 1~2月 お礼品の選定、新パンフレット等の作成 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 使用料、手数料等の見直し・H31.10消費税引上に向け、決算数値等を基に改定方針を定め、市議会での条例改正を目指す 5月 作業部会の開催、決算数値の入力、コスト算定作業 10~12月 使用料改定方針の検討 2~3月 市議会へ条例改正提案 2. 広告収入の確保・新手法検討、広告導入を目指す 4~3月 広告事業の実績把握、新たな取組み検討 3. ふるさと応援寄附金制度拡充・前事業者指定取消で新取扱事業者を早急に選定、根本的な実施方法見直し 4月 新たな実施方法の検討、事業者の選定 5月 お礼品の選定、ポータル受付受入準備 6月 パンフレット作成、リニューアル案内準備 7~3月 寄附受付開始(リニューアル) 8~3月 次年度に向けた制度検討・公募
取組実績	<ol style="list-style-type: none"> 1. 使用料、手数料等の見直し 3月 見直し方針の検討 2. 広告収入の確保 4月 図書館での広告事業の実施 9~3月 各課へ新たな広告事業の検討を依頼 3. ふるさと応援寄附金制度拡充 4月 寄附に対するお礼品贈呈の開始 8月 お礼品の追加選定 10~11月 寄附メニュー・お礼品コースの見直し 12月 お礼品取り扱い者の選定 2月 お礼品の選定 3月 新たなパンフレットの作成 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 使用料、手数料等の見直し 4月 見直し方針及び改正案の検討 5~7月 施設利用状況調査、コスト算定作業 8月 使用料等改定方針の決定 2. 広告収入の確保 6月 広告事業の実績把握 9~3月 新たな広告事業への取組み依頼 3. ふるさと応援寄附金制度拡充 4~3月 ふるさと寄附金の周知・お礼品の追加 11月 お礼品取り扱い者の選定 1月 お礼品の選定 2~3月 新たなパンフレット等の作成 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 使用料、手数料等の見直し 7~9月 決算数値等の実績入力 10~3月 コスト算定作業 2. 広告収入の確保 5~3月 広告事業の実績把握 新たな広告事業の取組み検討 3. ふるさと応援寄附金制度拡充 4~9月 ふるさと寄附金のお礼品登録・PR 8~9月 お礼品取扱者の選定 10~12月 お礼品の選定 10~2月 新規お礼品窓口の運用 3月 新規パンフレットの作成 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 使用料、手数料等の見直し 6月 施設利用状況調査 7~10月 コスト算定作業、使用料改定方針の検討 1~3月 消費税引に伴う使用料改定方針の検討・決定 2. 広告収入の確保・新手法検討、広告導入を目指す 4~3月 新たな取組み検討 5月 広告事業の実績把握 3. ふるさと応援寄附金制度拡充 4月 新たな実施方法の検討、事業者の選定 5月~6月 お礼品の選定、ポータル受付受入準備 6月 寄附受付開始、新規お礼品募集(説明会) 7月 お礼品配送開始、パンフレット作成、リニューアル案内 8~12月 次年度の事業者の選定 1~3月 使い道の見直しなど次年度へ向けた検討

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	概ね計画どおり進行しているが、次年度に向けた検討が後半に予定しているため、スケジュールに沿って進めていきたい	使用料等の見直しについては、概ね完了したが、広告収入及びふるさと応援寄付金については、次年度に向けた取り組みにつなげるため、スケジュールに沿って進めていきたい。	使用料等の見直し及び広告収入については、概ね計画どおり進行している。 ふるさと応援寄付金については、年末の寄附額の増加に向けて、新規サイトの構築を進めるとともに、臨時職員の確保による受け入れ態勢の整備を進めていきたい。	使用料等の見直し及び広告収入については、概ね計画どおり進行している。 ふるさと応援寄付金については、年末の寄附額の増加に向けて、委託事業者との連絡調整を行い、受け入れ態勢の整備を進めていきたい。
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行
支部長評価	ふるさと応援寄付金は順調に伸びてきており、また、図書館での広告事業も始まっている。 使用料等の見直しは、水道・下水道部門での取り組みがあり、他の部門については、時期等も含め慎重に検討する必要がある。	使用料等の見直しは、予算編成前の方針決定を行えた。広告収入は、新たな取り組みを進めるための、職員全体の意識化も必要。ふるさと応援寄付金は、常に改善を考えながら取り組んでいる状況であり、実績も上がっている。	使用料等の見直しについては、平成31年度の改定に向けて計画どおり進行している。広告収入は、職員全体の意識化が必要。ふるさと応援寄付金は、目標額達成に向けて、新規サイトの開設など新しい取り組みを進めている。	ふるさと応援寄付金については、年度当初において課題が発生し、態勢の構築に期間を要した。 現在は、新しい態勢のもと、順調に進捗している。
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	使用料・手数料の見直しについては、取組みが遅れているため、スケジュールに沿った実施に努めたい。 ふるさと応援寄付金については、予定を上回る成果となったため、今後も引き続き取り組んでいきたい。 新規の広告収入の開拓については、実施出来なかったため引き続き取り組んでいきたい。	使用料等の見直しについては、概ね完了したが、消費税引き上げ時期に合わせた見直しに向けて、引き続き作業を進める必要がある。 広告収入については、様々な手法を活用した広告導入の検討も必要である。 ふるさと応援寄付金については、お礼品の充実を図るため、産業政策課との連携を強化するとともに、全体的な仕組みの見直しも進めていく必要がある。	使用料等の見直しについては、概ね計画どおり完了したが、消費税引き上げ時期に向けて、引き続き作業を進める必要がある。また、広告収入については、新規開拓ができなかったため、手法の検討が必要である。 ふるさと応援寄付金については、順調に寄附額が伸びたものの、H30のお礼品取扱者が不在となったことから、全般的に見直しを行う必要がある。	使用料等の見直しについては、概ね計画どおり完了したが、消費税引き上げ時期に向けて、引き続き作業を進める必要がある。また、広告収入については、新規開拓ができなかった。他市の取り組み事例を参考に関係課への働きかけを強化する必要がある。 ふるさと応援寄付金については、本格的な再始動が遅れたものの、昨年度と同水準に持ち直すことができた。 業務委託の内容や寄附額増加策（地元産品の掘り起こし等）の検討など全般的に見直しを行う必要がある。
方向性	継続（完了）	継続（完了）	継続（完了）	完了
支部長評価	使用料等については、効果を含め実施の検討を行った方がよい。広告については新たな手法を是非検討してもらいたい。ふるさと応援寄付金は、見直しに基づくさらなる拡充を期待。	広告収入については、新たな取り組みができたが、公用車など媒体は様々であり、常に調査研究が必要。ふるさと納税については概ね順調な伸びである。返礼率について国が考え方を示したのも本市にとっては追い風であり、品の充実と納税者へ感謝の心の伝え方等さらに工夫し、29年度目標の3億円達成を目指してもらいたい。	自主財源の確保の中で、額的に大きなウエイトを占めているのは、ふるさと応援寄付金である。今回、諸事情によりお礼品取扱者等の再選定をすることになったが、同時に事務内容等の見直しを併せて行う必要がある。	使用料見直しについての作業は計画どおりに完了したが、改定については今後判断する必要がある。広告収入については、公共施設等を活用した看板広告やネーミングライツなど、他市の取り組み事例を参考に検討する必要がある。ふるさと応援寄付金については、国の方針に沿って推進し、目標額を達成してもらいたい。
方向性	継続（完了）	継続（完了）	継続（完了）	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 1-1-3

基本方針	39 財政基盤・経営力の強化	取組項目	83 将来を見据えた財政運営の健全化	プラン名	市税等収納率の向上
所管支部	市民生活部	所管課・係	納税課 納税管理係	関連部署	

基本方針内容	持続可能な行財政運営を行うためには、歳入の抜本的な見直しと自主財源の確保による財政の健全化が必要です。そのため、中長期的な財政見直しに基づく財政運営の指針となる「財政健全化計画」を策定し、健全で持続可能な行財政運営を確保するとともに、次世代への負担を軽減し、未来に向けた必要な投資を進めていきます。
プランの目的・効果	・ 徴収率の向上対策及び徴収体制の充実を図り、市税及び国民健康保険税の徴収率を向上させる。併せて、県下14市で1位の徴収率を目指し、貴重な自主財源である税を公平公正に確保する。 ・ 徴収体制の強化及び適時適正な滞納整理を行うことで、納税者（市民）の不信感・不公平感を失くし、県下14市で収納率トップを目指すことにより、自主財源の確保が図られる。 ・ 口座振替の促進を行うことにより、納期内納付による安定した財源の確保が図られる。
現状	・ 徴収率の向上対策として、日々の訪問徴収及び電話催告、毎月の夜間・休日訪問徴収、年度末及び出納閉鎖前の徴収強化月間、各種債権・財産の差押など徴収体制の充実を図っている。 ・ 収納率において一般市税・国保とも熊本県下14市中トップを目指すことを統一の目標とし、意識の高揚を図りつつ業務を進めている。
課題	・ 現在、人事異動等に伴い各担当者の経験に差があるため、各々の滞納整理の能力を高い水準にもっていくことにより、さらなる収納率の向上につなげる必要がある。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 徴収率の向上対策及び徴収体制の充実	継続	→	→	→
	2. 口座振替の促進	継続	→	→	→

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標 単位：%	徴収率	計画 95.55	95.6	95.7	95.8	
		実績 95.85	96.45	96.73	97.41	
財政効果額 単位：千円	収納率向上等による効果額	計画 26,375	31,272	39,905	48,537	146,089
		実績 64,117	117,702	140,348	201,009	523,176

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	1・2年目の職員が半数以上いるため、課内研修を充実し滞納整理に必要な知識向上に努める。3年目以上の職員は新たな知識習得のため研修会の参加及び実施。 1. 徴収率の向上対策及び徴収体制の充実 4～5月 現年徴収強化期間 6～3月 各種債権等差押 7月 新規職員研修会 7～3月 各種調査開始 10月 搜索予定 12月 不動産公売予定 2. 口座振替の促進 4～2,6月 来庁者へチラシ配布、課税通知に同封 10月 14市徴収部会で他市の状況調査 11,2月 新たな促進方法検討、広報紙に特集掲載 3月 納税組合総会における広報とチラシ配布	1・2年目の職員が半数以上いるため、課内研修を充実し滞納整理に必要な知識の向上に努める。3年目以上の職員は搜索や不動産公売等を必要に応じて実施。口座振替推進は課税原課と協議しながら進めていく 1. 徴収率の向上対策及び徴収体制の充実 4～5月 現年徴収強化期間 6～3月 各種債権等差押 7月 新規職員研修会 7～3月 各種調査開始 9月 現年未納者対策開始 10,12月 搜索予定、不動産公売予定 2. 口座振替の促進 4～2,6月 来庁者へチラシ配布、課税通知に同封 11,2月 新たな促進方法検討、広報紙に特集掲載 3月 解散する納税組合員にチラシを送付	1・2年目の職員は課内研修充実及び各種研修会参加により必要な知識向上に努める。3年以上の職員は死亡者課税への知識習得及び搜索や不動産公売等を必要に応じて実施。口座振替推進は課税原課と協議を進める。 1. 徴収率の向上対策及び徴収体制の充実 4～5月 現年徴収強化期間 6～3月 督促状兼納付書を送、各種債権等差押 7月 新規職員研修会 7,11,2月 各種調査開始、交付金、国税還付金 9月 現年未納者対策開始 10,12月 搜索予定、不動産公売予定 2. 口座振替の促進 4～2,6月 来庁者へチラシ配布、課税通知に同封 11,2月 新たな促進方法検討、広報紙に特集掲載 3月 解散する納税組合員にチラシを送付	1・2年目の職員は課内研修充実及び各種研修会参加により必要な知識向上に努める。3年以上の職員は死亡者課税への知識習得及び搜索や不動産公売等を必要に応じて実施。口座振替推進は課税原課と協議を進める。 1. 徴収率の向上対策及び徴収体制の充実 4～5月 現年徴収強化期間 6,～3月 督促状兼納付書を送、各種債権等差押 7,～3月 新規職員研修、各種調査(交付金, 国税還付) 9月 現年未納者対策開始 10,12月 搜索予定、不動産公売予定 2. 口座振替の促進 4～2月 来庁者へチラシ配布、課税通知にチラシ同封(軽自、市県民、固定、後期、介護) 11,2月 新たな促進方法検討、広報紙に特集掲載 3月 解散する納税組合員にチラシを送付
取組実績	1. 徴収率の向上対策及び徴収体制の充実 4～5月 現年徴収強化期間 6～3月 各種債権等差押 7月 新規職員研修会 7～3月 各種調査開始 9月 現年未納者対策 10月 市外徴収強化 2. 口座振替の促進 4～2月 来庁者へチラシ配布 6月 課税通知発送時にチラシを同封 10月 14市徴収部会で他市の状況調査 11,12,1月 新たな促進方法の検討、チラシの修正発注 3月 納税組合総会廃止のため新たな広報検討	1. 徴収率の向上対策及び徴収体制の充実 4～5月 現年徴収強化期間 6～9,7月 各種債権等差押、各種調査開始 7月 新規職員研修会、軽自動車搜索差押 9,1,3月 現年未納者対策(現年カード、一斉催告) 11月 農業者交付金調査及び差押の実施 12月 督促状の様式の見直し(納付書兼用) 2月 国税還付金差押 2. 口座振替の促進 4～2月 来庁者へチラシ配布 5,6,7月 課税通知発送時にチラシを同封(軽自、市県民、固定) 11月 県外納税者へ口座振替申込書送付を検討 12月 チラシの内容見直し検討、印刷用紙の選定 3月 解散する納税組合員にチラシを送付	1. 徴収率の向上対策及び徴収体制の充実 4～5月 現年徴収強化期間 6～3,7～3月 各種債権等差押、督促状兼納付書発送 7月 各種調査開始、新規職員研修会 9,1,3月 現年未納者対策(現年カード、一斉催告) 11月 農業関係交付金等の調査及び差押 12～3月 滞納者の過払金調査 2月 国税還付金差押搜索(軽自動車差押) 2. 口座振替の促進 4～3月 来庁者へチラシ配布 5,6,7,11月 課税通知発送時にチラシを同封(申出書)(軽自、市県民、固定、後期、介護) 12月 促進チラシ、口座振替申出書内容見直し 2月 広報紙に特集掲載、確定申告来場者へ 3月 解散する納税組合員にチラシを送付	1. 徴収率の向上対策及び徴収体制の充実 4～5月 現年徴収強化期間 6,～3月 督促状兼納付書を送、各種債権等差押 7,～3月 新規職員研修、各種調査(交付金, 国税還付) 9月 現年未納者対策開始 2. 口座振替の促進 4～2月 来庁者へチラシ配布、課税通知にチラシ同封(軽自、市県民、固定、後期、介護) 8～9月 新たな促進方法の検討(WEB口座振替受付及びびんごー導入に向けた視察研修: 肥後銀行本店及び熊本市)

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	<ul style="list-style-type: none"> ○徴収率の向上対策及び徴収体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・各種催告の送付及び臨戸徴収の実施 ・新人研修の実施 ・滞納整理カードの作成及び各種調査の実施 ・各種債権等の差押の実施 ○口座振替の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・来庁者への窓口でのチラシの配布 ・課税通知発送時のチラシの同封 ・広報紙によるお知らせ 	<ul style="list-style-type: none"> ○徴収率の向上対策及び徴収体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・各種催告の送付及び臨戸徴収の実施 ・新人研修の実施 ・滞納整理カードの作成及び各種調査の実施 ・各種債権等の差押の実施 ○口座振替の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・来庁者への窓口でのチラシの配布 ・課税通知発送時のチラシの同封 ・広報紙によるお知らせ 	<ul style="list-style-type: none"> ○徴収率の向上対策及び徴収体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・各種催告の送付及び臨戸徴収の実施 ・新人研修の実施 ・滞納整理カードの作成及び各種調査の実施 ・各種債権等の差押の実施 ○口座振替の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・来庁者への窓口でのチラシの配布 ・課税通知発送時のチラシの同封 ・広報紙によるお知らせ 	<ul style="list-style-type: none"> ○徴収率の向上対策及び徴収体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・各種催告の送付及び臨戸徴収の実施 ・新人研修の実施 ・滞納整理カードの作成及び各種調査の実施 ・各種債権等の差押の実施 ○口座振替の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・来庁者への窓口でのチラシの配布 ・課税通知発送時のチラシの同封 ・広報紙によるお知らせ <p>WEB口座振替受付など、新たな口座振替の推進方法を検討中である。</p>
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行
支部長評価	概ね計画通り、業務が進められている。年度末に向けて、さらなる事業取り組みをお願いしたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収率の向上対策については、概ね計画どおり進行している。このまま継続されたい。 ・口座振替の推進については、概ね計画どおり進行している。このまま継続されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収率向上対策については、概ね計画どおり業務が進められている。このまま継続されたい。 ・口座振替の推進については、概ね計画どおり業務が進められている。このまま継続されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収率向上対策については、概ね計画どおり業務が進められている。このまま継続されたい。 ・口座振替の推進については、概ね計画どおり業務が進められている。このまま継続されたい。
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	<ul style="list-style-type: none"> ○徴収率の向上対策及び徴収体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・各種催告の送付及び臨戸徴収の実施 ・新人研修の実施 ・滞納整理カードの作成及び各種調査の実施 ・各種債権等の差押の実施 ○口座振替の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・来庁者への窓口でのチラシの配布 ・課税通知発送時のチラシの同封 ・広報紙によるお知らせ 	<ul style="list-style-type: none"> ○徴収率の向上対策及び徴収体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・各種催告の送付及び臨戸徴収の実施 ・新人研修の実施 ・滞納整理カードの作成及び各種調査の実施 ・各種債権、動産の差押を実施 ・搜索の実施 ○口座振替の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・来庁者への窓口でのチラシの配布 ・課税通知発送時のチラシの同封 ・広報紙によるお知らせ 	<ul style="list-style-type: none"> ○徴収率の向上対策及び徴収体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・各種催告の送付及び臨戸徴収の実施 ・新人研修の実施 ・滞納整理カードの作成及び各種調査の実施 ・各種債権等の差押の実施 ○口座振替の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・来庁者への窓口でのチラシの配布 ・課税通知発送時のチラシの同封 ・広報紙によるお知らせ 	<ul style="list-style-type: none"> ○徴収率の向上対策及び徴収体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・各種催告の送付及び臨戸徴収の実施 ・新人研修の実施 ・滞納整理カードの作成及び各種調査の実施 ・各種債権等の差押の実施 ○口座振替の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・来庁者への窓口でのチラシの配布 ・課税通知発送時のチラシの同封 ・広報紙によるお知らせ
方向性	継続（完了）	継続（完了）	継続（完了）	完了
支部長評価	徴収率の向上対策については、現在の高水準を維持継続され、さらに向上が図られる様に努められたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収率の向上対策、体制の充実が図られた。 ・口座振替の促進も成果を上げることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収率の向上対策、体制の充実が図られた。 ・口座振替の促進も成果を上げることができた。 ・現在の高徴収率を維持・継続できるよう努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収率の向上対策、体制の充実が図られた。 ・口座振替の促進も成果を上げることができた。 ・現在の高徴収率を維持・継続できるよう努めること。
方向性	継続（完了）	継続（完了）	継続（完了）	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 1-1-4

基本方針	39 財政基盤・経営力の強化	取組項目	83 将来を見据えた財政運営の健全化	プラン名	中期経営計画に沿った計画的な経営(斎場事業)
所管支部	市民生活部	所管課・係	環境施設課 施設管理係	関連部署	

基本方針内容	持続可能な行財政運営を行うためには、歳入の抜本的な見直しと自主財源の確保による財政の健全化が必要です。そのため、中長期的な財政見直しに基づく財政運営の指針となる「財政健全化計画」を策定し、健全で持続可能な行財政運営を確保するとともに、次世代への負担を軽減し、未来に向けた必要な投資を進めていきます。
プランの目的・効果	本市は、天草本渡斎場、牛深火葬場、御所浦火葬場、及び天草火葬場がある。計画的かつ安定的な施設運営を図りながら、指定管理者制度導入や、施設の更新を検討するものであります。 平成31年度 施設実施設計、敷地法面工事、施設建設工事 平成32年度 施設全般工事、外構工事 新しい施設は、利用者の公衆衛生上において快適なものとなり、指定管理者制度の導入は、民間事業者の能力が発揮され、サービス拡大と経費の削減が図られ、効率的な運営が望まれます。
現状	・新火葬場は、まずは牛深・河浦地区を利用圏とし牛深火葬場の更新施設として建設する。天草火葬場は、当面存続させ、老朽化後は新火葬場を利用圏としています。 ・天草本渡斎場の管理運営は、指定管理者制度により行っている。残る御所浦火葬場については、離島であるため耐用年数が近づいた時点で利用実態を踏まえ再検討します。
課題	・牛深火葬場は、昭和41年7月に完成した施設であり、老朽化が著しく炉前は告別室と収骨室を兼ね空間が解放された状態で待合室も当時のままであるため、公衆衛生上において早急に更新する必要があります。 ・新施設の管理運営については、指定管理制度の導入を検討していきます。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 新火葬場建設	建設地選定	建設地選定	建設地選定 測量、造成設計 基本計画修正	地質調査 用地取得 火葬炉選定 施設基本設計 造成工事
	2. 指定管理者制度導入	天草本渡斎場	→	指定管理者の公募	→
	3. 管理運営	機材補修・更新	→	→	→

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標 単位：%	計画の進捗		0	1	3	
			0	1	7	
財政効果額 単位：千円	計画					
	実績					

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	<p>1. 新火葬場建設 牛深火葬場は建設来約50年の施設で老朽化が著しく公衆衛生上快適な施設とは言い難い。新施設の建設は急務であり、候補地選定に向けた地元等の協議を実施する。 10～3月 候補地選定にかかる地元協議 3月 地元説明会</p> <p>2. 指定管理者制度導入 6月 天草本渡斎場前年度実績モニタリング 8月 天草本渡斎場前期モニタリング 2月 天草本渡斎場後期モニタリング</p> <p>3. 管理運営 4～3月 運転管理業務締結（機材の補修更新）</p>	<p>1. 新火葬場建設 候補地選定に向け情報収集等に努める。平成29年度には計画を見直し、具体的な整備方針を定める。 4～3月 候補地選定に係る調査</p> <p>2. 指定管理者制度導入 6月 天草本渡斎場前年度実績モニタリング 8月 天草本渡斎場前期モニタリング 3月 天草本渡斎場後期モニタリング</p> <p>3. 管理運営 4～3月 運転管理業務締結（機材の補修更新）</p>	<p>1. 新火葬場建設 有力候補地の一つにおいて、候補地住民代表に現地調査の了承を得た。調査資料を作成し、再度説明会を実施していく。 4～12月 候補地選定、計画見直し 1～3月 地元説明会</p> <p>2. 指定管理者制度導入 6月 天草本渡斎場前年度実績モニタリング 10月 天草本渡斎場モニタリング</p> <p>3. 管理運営 4～3月 運転管理業務締結（機材の補修更新）</p>	<p>1. 新火葬場建設 H30.3に建設候補地の地元住民より建設の同意を得られたため、今年度から計画的に進めて行く。 7～9月 地質調査・用地測量 7～12月 火葬炉選定、選定委員会 7～9月 用地取得 10～3月 施設基本・実施設計（～H31.8） 10～3月 敷地造成工事</p> <p>2. 指定管理者制度導入 6月 前年度実績モニタリング 10月 モニタリング</p> <p>3. 管理運営 4～3月 運転管理業務締結（機材の補修更新）</p>
取組実績	<p>1. 新火葬場建設 12～2月 候補地の検討協議（方針確認）</p> <p>2. 指定管理者制度導入 6月 天草本渡斎場前年度実績モニタリング 8月 天草本渡斎場前期モニタリング 12月 要望苦情に関するモニタリング 3月 天草本渡斎場前期モニタリング</p> <p>3. 管理運営 4～3月 各種業務委託締結（機材の補修更新）</p>	<p>1. 新火葬場建設</p> <p>2. 指定管理者制度導入 6月 天草本渡斎場前年度実績モニタリング 9月 天草本渡斎場前期モニタリング 3月 天草本渡斎場後期モニタリング</p> <p>3. 管理運営</p>	<p>1. 新火葬場建設 4～8月 候補地選定、計画見直し 5、3月 地元説明会（地元建設了承） 10～11月 計画見直し 11～2月 現地測量、敷地造成設計 12月 火葬場視察</p> <p>2. 指定管理者制度導入 4、10月 選定委員会 6月 前年度実績モニタリング 12月 中間モニタリング 12、3月 指定管理の議会議決、協定書締結</p> <p>3. 管理運営 4～3月 運転管理業務締結（機材の補修更新）</p>	<p>1. 新火葬場建設 7～9月 地質調査・用地測量 7～11月 火葬炉選定、選定委員会 8月 用地取得（登記10月） 11～3月 施設基本・実施設計（～H31.8） 10～3月 敷地造成工事</p> <p>2. 指定管理者制度導入 5月30日 前年度実績モニタリング 10月25日 モニタリング</p> <p>3. 管理運営 4～3月 運転管理業務締結（機材の補修更新）</p>

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	項目によっては、計画より少し遅れが出ているものがあるものの、概ね計画どおり進行することができている。 新火葬場建設にあつては、候補地の選定をするまでに至っていないが、年度末に向け方針を決定する必要があるため、今後もスケジュールを意識しながら進めていきたい。	項目によっては、計画より遅れが出ているものがあるものの、概ね計画どおり進行することができている。 新火葬場建設にあつては、候補地の選定をするまでに至っていないが、年度末までに候補地を検討していきたい。今後もスケジュールを意識しながら進めていく。	項目によっては、計画より遅れているものがあるものの、概ね計画どおり進行することができている。 新火葬場建設にあつては、有力候補地の現地調査まで了解を得た。今後は資料を作成し、候補地住民に丁寧に説明していく。	1 新火葬場建設 概ね当初の計画どおり進行することができている。今後地域に対して丁寧に説明し事業を進めて行く。 2 指定管理制度導入 概ね計画どおり進行することができている。 3 管理運営 概ね計画どおり進行することができている。 本斎場は、15年経過しているため、機器の補修計画を作成していく。他の施設については、炉内耐火物等を定期的に変更し延命化を図っていく。
進捗	計画どおり進行	計画より遅い	計画どおり進行	計画どおり進行
支部長評価	概ね計画どおり、事業が進められている。 年度末に向けて、さらなる事業取り組みをお願いしたい。	・既存施設の管理運営については、概ね計画どおり進行されている。 ・新火葬場建設については、候補地の早期選定に向けて引き続き取り組みをお願いしたい。	・既存施設の管理運営については、突発的な故障等はあったが、概ね計画どおり進行されている。 ・新火葬場建設については、有力候補地の住民に建設のご理解を得られるよう、慎重に取り組んでいただきたい。	施設の維持管理については、補修計画を作成し適正な維持管理に努めてもらいたい。 新火葬場建設については、本格的な工事等に入るため、今以上に慎重に取り組んでいただきたい。
進捗	計画どおり進行	計画より遅い	計画どおり進行	計画どおり進行

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	何ら問題もなく概ね計画どおり遂行することができた。 新火葬場建設にあつては、候補地の設定には至らなかったが、選定に係る方針が確認できた。設定に向け慎重に進めていきたい。	何突発的な故障が発生したが、概ね計画どおり遂行することができた。 新火葬場建設にあつては、候補地の設定には至らなかったが、平成29年度には計画の見直しを行い、具体的な整備方針を定めていくことを確認できた。設定に向け慎重に進めていきたい。	突発的な故障が発生したが、概ね計画どおり遂行することができた。 新火葬場建設にあつては、候補地地域の理解を得ることが出来たため、平成30年度からは計画的に事業を進めていきたい。	1 新火葬場建設 概ね計画どおり進行することができた。今後、施設等の工事に入るため、今以上に丁寧に説明して行く。 2 指定管理制度導入 概ね計画どおり進行することができた。 3 管理運営 概ね計画どおり進行することができた。 本斎場は、15年経過しているため、補修計画を作成し、計画的に補修を行い延命化を図る。他の施設については、炉内耐火物等を定期的に変更し延命化を図っていく。
方向性	継続（未達）	継続（未達）	継続（完了）	完了
支部長評価	新火葬場の建設候補地の選定を早期にお願いしたい。 建設スケジュールを策定されたい。	・新火葬場の建設候補地の選定を早期にお願いしたい ・建設スケジュールを策定されたい。	新火葬場については、地域及び支所等と十分協議しながら丁寧に実施すること。	施設の維持管理については、補修計画を作成し適正な維持管理に努めてもらいたい。 新火葬場建設については、地域と連携を密にして、今以上に慎重に取り組んでいただきたい。
方向性	継続（未達）	継続（未達）	継続（完了）	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 1-1-5

基本方針	39 財政基盤・経営力の強化	取組項目	83 将来を見据えた財政運営の健全化	プラン名	中期財政計画に沿った計画的な経営（国民健康保険事業）
所管支部	市民生活部	所管課・係	国保年金課 国保給付係	関連部署	

基本方針内容	持続可能な行財政運営を行うためには、歳入の抜本的な見直しと自主財源の確保による財政の健全化が必要です。そのため、中長期的な財政見直しに基づく財政運営の指針となる「財政健全化計画」を策定し、健全で持続可能な行財政運営を確保するとともに、次世代への負担を軽減し、未来に向けた必要な投資を進めていきます。
プランの目的・効果	中期財政計画(H23～29年度)に沿った計画的な経営に努め、当該年度の実績・決算等に応じた見直しを行ない、国民健康保険事業経営の健全化を図ることで、一般会計繰入金金の縮減を目指す。 ・一人当たり医療費を抑えることで、国民健康保険特別会計の財政基盤が強化され、健全な財政運営が図られる。ひいては、一般会計繰入金金の縮減につながる。
現状	・被保険者の高齢化、医療の高度化等により一人当たり医療費の伸び率は、毎年3～5%程度の増加傾向にあり、国保財政を圧迫している状況にある。 ・国保財政は、低所得者を抱えるという構造的な問題があり、毎年、多額の一般会計繰入金金によって、収支の均衡を図っている状況である。
課題	・一人当たり医療費の伸び率の抑制と一般会計からの繰入金金の縮減。 ・保健事業の効果の測定は、長期経過後の傾向は把握可能だが、効果額の測定は困難。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1 糖尿病腎症重症化予防事業	実施	→	→	実施方法の見直し
	2 重複頻回訪問事業	実施	→	→	未定
	3 後発医薬品利用促進事業	実施	→	→	→

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標	データヘルス計画	80	85	100	-	
単位：%	の進捗率	実績	80	80	-	
財政効果額	医療費適正化対策事業の推進	計画	25,000	50,000	75,000	150,000
単位：千円		実績	17,598	29,054	41,154	77,054

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	<p>保健指導対象者の抽出・選定とともに、指導事業者までの移動交通手段確保が困難な方への対策も必要。</p> <p>1. 糖尿病腎症重症化予防事業 4～5月 天草郡市医師会への事業説明 6月 医療機関へ事業周知及び個別事業説明 7月 対象者へ参加勧奨 8～3月 保健指導事業実施、事業報告書作成</p> <p>2. 重複頻回訪問事業 6月 対象者抽出および選定 9～3月 訪問指導事業実施、事業報告書取り纏め</p> <p>3. 後発医薬品利用促進事業 5・11月 差額通知書発送</p>	<p>1. 糖尿病腎症重症化予防事業 市政だよりやホームページで事業周知、平成27年度中に対象者リスト等作成、平成28年4月より医療機関へ事業周知、対象者を募る期間を設け指導対象者を確保する。 4月 医療機関へ事業周知及び個別事業説明 5～3月 対象者へ参加勧奨及び保健指導事業実施</p> <p>2. 重複頻回訪問事業 6～8月 対象者抽出及び選定 9月 訪問指導事業実施 10～3月 業務委託契約、訪問指導事業</p> <p>3. 後発医薬品利用促進事業 5・11月 差額通知書発送</p>	<p>1. 糖尿病腎症重症化予防事業 4月 医療機関へ事業周知及び個別事業説明 5～3月 対象者へ参加勧奨及び保健指導事業実施</p> <p>2. 重複頻回訪問事業 6～8月 対象者抽出及び選定 9月 訪問指導事業実施 10～3月 業務委託契約、訪問指導事業</p> <p>3. 後発医薬品利用促進事業 5・11月 差額通知書発送</p>	<p>1. 糖尿病腎症重症化予防事業 4月 糖尿病管理台帳の作成 対象者選定基準の決定（健康増進課連携） 5月 対象者抽出（試算）、介入、実施方法決定 6～3月 特定健診結果が届き次第、糖尿病台帳へ記載。順次、対象者へ介入（健康増進課） 事業評価 3月 2. 重複頻回訪問事業 10月 対象者抽出及び選定 11～3月 業務委託契約、訪問指導事業 12～3月 次年度に向けた重複・多割投与者への取り組み検討、薬剤師会・医師会への協力打診</p> <p>3. 後発医薬品利用促進事業 5、11月 差額通知書発送 8月 保険証更新の際に「希望シール」の配布</p>
取組実績	<p>1. 糖尿病腎症重症化予防事業 4～5月 天草郡市医師会への事業説明 6月 医療機関へ事業周知及び個別事業説明 7月 対象者へ参加勧奨 8～3月 保健指導事業実施、事業報告書作成</p> <p>2. 重複頻回訪問事業 6月 対象者抽出および選定 11～3月 訪問指導事業実施、事業報告書取り纏め</p> <p>3. 後発医薬品利用促進事業 5・11月 差額通知書発送</p>	<p>1. 糖尿病腎症重症化予防事業 4～9月 医療機関へ事業周知及び個別事業説明 5月 保健指導事業業務委託契約 6～3月 対象者へ参加勧奨及び保健指導事業実施</p> <p>2. 重複頻回訪問事業 6～9月 対象者抽出及び選定 10月 業務委託契約 11・2月 訪問指導事業</p> <p>3. 後発医薬品利用促進事業 5・11月 差額通知書発送</p>	<p>1. 糖尿病腎症重症化予防事業 5月 医療機関へ事業周知及び個別事業説明 6～10月 医療機関へリスト持参 対象者へ参加勧奨 7～3月 保健指導の実施</p> <p>2. 重複頻回訪問事業 6～9月 対象者抽出及び選定 10月 委託契約準備 11月 業務委託契約、訪問指導事業 12・2月 訪問指導</p> <p>3. 後発医薬品利用促進事業 5・11月 差額通知書発送 8月 保険証更新の際に「希望シール」の配布</p> <p>※H27～H29第1期データヘルス計画完了</p>	<p>1. 糖尿病腎症重症化予防事業 4月 糖尿病管理台帳の作成 5～9月 未受診者対策を兼ねた訪問指導（健康増進課） 9月～ 微量アルブミン尿検査の実施、検査後に医療機関受診等の確認・継続指導（健康増進課） 10月～ 次年度に向けて対象者選定基準・実施方法の見直し検討（健康増進課と連携）</p> <p>2. 重複頻回訪問事業 10月 対象者が5名と少なかったため、委託を行わず、重複服薬事業を実施することを決定。</p> <p>11～12月 対象者(10名)抽出、対応を医師等へ相談 1月 医療機関への情報提供（19医療機関）</p> <p>3. 後発医薬品利用促進事業 5月 差額通知書発送 8月 保険証更新の際に「希望シール」の配布</p>

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	糖尿病腎症重症化予防事業以外は、概ね計画どおり進行することができる。今後もスケジュールを意識しながら進めていきたい。	糖尿病腎症重症化予防事業は、対象者抽出に苦慮しており、定員を下回っている。他の2事業については、概ね計画どおり進行している。今後も関係機関と連携し進めていく。	糖尿病腎症等重症化予防事業については、選考基準を見直し、かかりつけ医の負担を軽減したつもりであったが、医療機関からの報告が少ないため、参加申込者が確保できず、困難な事業である。重複頻回訪問事業についても、抽出対象者が少なく、実施年度や実施方法についても検討が必要である。後発医薬品利用促進事業については、計画どおり実施していく。	糖尿病腎症等重症化予防事業については、健康増進課との連携が必須であるが、両課のマンパワー不足もあり計画より遅れている。抽出基準・体制・実施方法・役割分担等をさらに検討し、効果的で可能な方法で実施していく。重複頻回訪問事業について、計画より少し遅れているが対象者を検討し実施していく。また、来年度に向け、重複・多剤投与者に対する取組の検討を行う。後発医薬品利用促進事業については、計画どおり実施していく。
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行	計画より遅い
支部長評価	概ね計画どおり、事業が進められている。年度末に向けて、さらなる事業取り組みをお願いしたい。	・糖尿病腎症重症化予防事業については、関係医療機関との連携を充分に図りながら参加者の増員に努めてほしい。 ・他の2事業については、概ね計画どおり進行している。	・糖尿病腎症重症化予防事業については、事業見直しが必須である。来年度に向けて、健康増進課や関係機関と調整を行い、違った形での事業実施の検討が必要である。重複頻回訪問事業は、今年度は予定どおり実施していくが、来年度以降の検討課題である。 ・後発医薬品利用促進事業については、概ね計画どおり進行している。	・糖尿病腎症重症化予防事業については、健康増進課と密に連携し、限られたマンパワーで効果的に実施する必要がある。 ・重複頻回訪問事業は、対象者を抽出し今年度は予定どおり実施していくが、次年度に向けた重複・多剤投与者に対する取組の検討、体制づくりも並行して行っていく必要がある。 ・後発医薬品利用促進事業については、概ね計画どおり進行している。
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行	計画より遅い

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	糖尿病腎症重症化予防事業について指導対象者の定員確保に課題が残ったものの、概ね計画どおり遂行することができた。	事業については、おおむね予定どおり実施できた。参加者の確保など、更なる事業の改善が必要である。糖尿病腎症等予防事業、重複頻回訪問事業は、医療費抑制事業のため、削減額を算定することは不可能である。なお、長期間（10年程度）継続したデータ分析などからは効果の有無は判定可能である。	糖尿病腎症等重症化予防及び重複頻回訪問事業については、実施した被保険者が少なかったため、効果額としては小さい。糖尿病腎症重症化予防事業は、国が重点を置いた事業であり保険者努力支援制度の対象事業であるため、運用方法を変更して健康増進課と連携して取組んでいく。後発医薬品利用促進事業の差額通知は、引き続き取り組んでいく。	・糖尿病腎症重症化予防事業は、特定健診の結果から微量アルブミン尿検査を実施し、検査結果を基に主治医と連携し、各専門職より保健指導を実施した。（健康増進課との連携） ・重複頻回指導対象者が少なかったため委託せず、重複服薬対策事業を実施。同系医薬品が複数の医療機関から処方されている被保険者を抽出し、医療機関へ情報提供した。保険者しか分からない情報であり、殆どの医療機関で即対応してもらうことができた。 ・後発医薬品利用促進事業については、計画どおり実施し、H30.4～H30.11審査分の平均普及率は75.08%と、順調に推移している。
方向性	継続（完了）	継続（完了）	継続（完了）	完了
支部長評価	糖尿病腎症重症化予防事業について、その指導対象者定員の増員確保を図りたい。後発医薬品利用促進事業については、さらに積極的に市民PRIに努めて頂きたい。	・糖尿病腎症重症化予防事業については、参加者の増加に努めること。 ・事業効果の検証も検討されたい。	・糖尿病腎症重症化予防事業については、来年度に向けて、健康増進課や関係機関と調整を行い、事業実施の検討が必要である。重複頻回訪問事業は、今年度は予定どおり実施したが、対象者の抽出範囲等が検討課題である。 ・後発医薬品利用促進事業については、概ね目標どおり推移しているため、引き続き差額通知を実施し、啓発に努めること。	・糖尿病腎症重症化予防事業については、糖尿病性腎症の発症・予防、新規透析導入者を減らすことを目的に実施しており、今後も引き続き国保年金課・健康増進課が連携し効果的な取組が必要である。 ・方法を変えて「重複服薬対策事業」を実施した結果、殆どの医療機関で即対応してもらい、効果的な事業展開ができた。 ・後発医薬品利用促進事業については、医療機関や調剤薬局での理解等もあり、各種取組により普及率が向上していることは、評価できる。 ※医療費適正化の取組は、今後も継続して実施すべき事業であるが、4年間の取組で一定の効果があつた。
方向性	継続（完了）	継続（完了）	継続（完了）	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 1-1-6

基本方針	39 財政基盤・経営力の強化	取組項目	83 将来を見据えた財政運営の健全化	プラン名	㈱くらたけの業績評価の実施による事業の見直し
所管支部	経済部	所管課・係	農林整備課 施設管理係	関連部署	

基本方針内容	持続可能な行財政運営を行うためには、歳出の抜本的な見直しと自主財源の確保による財政の健全化が必要です。そのため、中長期的な財政見通しに基づく財政運営の指針となる「財政健全化計画」を策定し、健全で持続可能な行財政運営を確保するとともに、次世代への負担を軽減し、未来に向けた必要な投資を進めていきます。
プランの目的・効果	国の「第3セクター等の抜本的改革等に関する指針」等に沿って㈱くらたけの業績評価を実施し、評価結果を基に事業の見直しを行う。 第3セクターの経営状況を把握し業績評価を行い、その結果に応じた対応をとることで、市の財政に与える影響を未然に防ぐことができる。
現状	平成25年度から27年度の期間について、指定管理期間中である。平成24年7月策定の「第3セクター等に関する見直しの方針」により、25年度から27年度までの期間中に㈱くらたけは抜本的な経営改善が図られない場合は解散することとされている。
課題	シモン製品の売り上げの低迷と加工場の燃料費の上昇の影響を受け、厳しい経営となっている。

全体計画	実施計画	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 指針に基づいた業績評価の実施	計画に沿った実施	→	→	→
	2. 事業の見直し	計画に沿った実施	→	→	→

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標	計画					
単位：	実績					
財政効果額	計画					
単位：千円	実績					

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	経営実績を検証し、今後の運営の方向性を検討する。 1. 指針に基づいた業績評価の実施 4月 業務実績の把握 5月 運営改善計画の決定 9、2月 モニタリングの実施 2. 事業の見直し 5月 見直し方針の決定	経営実績を検証し、今後の運営の方向性を検討する。 1. 指針に基づいた業績評価の実施 4月 業務実績の把握 5月 運営改善計画の決定 8、2月 モニタリングの実施 2. 事業の見直し 5月 見直し方針の決定 6月 決定内容に応じ関係機関との調整 7月 関係機関との調査結果による実施 10月 見直し状況の確認 2月 次年度に向けた協議	経営実績を検証し、今後の運営の方向性を検討する。 1. 指針に基づいた業績評価の実施 4月 業務実績の把握 5月 運営改善計画の決定 9、2月 モニタリングの実施 10、3月 モニタリング結果のとりまとめ 2. 事業の見直し 5月 見直し方針の決定 6~9月 決定内容に応じ関係機関との調整 10、11月 更に見直し方針について調整決定 12~1月 決定内容に応じ関係機関との調整 2月 次年度に向けた協議 3月 次年度に向けた方針決定	市の三セク撤退後、存続する会社の整理方法の調整 1. 指針に基づいた業績評価の実施 5月 業務実績の把握 6月 運営改善計画の決定 モニタリングの実施及びまとめ 2. 事業の見直し 7月 見直し方針の決定 8月 決定内容に応じ関係機関との調整 (適宜、株主総会・役員会開催予定) 9月 市の第三セクター撤退の決定(市議会) 10月 臨時株主総会による市出資額の無償減資提案及び承認
取組実績	1. 指針に基づいた業績評価の実施 9、3月 モニタリングの実施 2. 事業の見直し 8月 紫芋の加工計画による改善計画策定 9~3月 改善計画の実施	1. 指針に基づいた業績評価の実施 4月 業務実績の把握 5月 運営改善計画の決定 9、2月 モニタリングの実施 10、3月 モニタリング結果のとりまとめ 2. 事業の見直し 5月 見直し方針の決定 6~9月 決定内容に応じ関係機関との調整 10月 更に見直し方針について調整決定 11~1月 決定内容に応じ関係機関との調整 2月 次年度に向けた協議 3月 次年度に向けた方針決定	1. 指針に基づいた業績評価の実施 4月 業務実績の把握 5月 運営改善計画の決定 9月 モニタリングの実施 10月 モニタリング結果のとりまとめ 2. 事業の見直し 5月 見直し方針の決定 6~8月 決定内容に応じ関係機関との調整 9~11月 更に見直し方針について調整決定 12~2月 次年度に向けた協議 3月 次年度に向けた方針決定	市の三セク撤退後、存続する会社の整理方法の調整 1. 指針に基づいた業績評価の実施 5月 業務実績の把握 7月 運営改善方針の決定 2. 事業の見直し 7月 見直し方針の決定 8月 決定内容に応じ関係機関との調整 9月 市保有株式を同社へ無償譲渡議決(市議会) ※市の第三セクター撤退の決定 11月 取締役会等による市保有株式の無償譲渡及び同株式の無償減資、取締役(市長)と監査役(会計管理者)改選の提案及び承認 11~3月 来年度以降同社の経営改善計画策定支援

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	・熊本製粉との提携による紫芋の加工計画による、運営改善計画を推進。	シモン工場の受託加工による稼働率を上げてきたことにより収益増となり、課題であった農協からの貸越し金の減額に努め、改善しつつある。返済金の処理については回収不能の状況にあり、経営改善に伴う収益をこれに充て、処理する方針が決まった。	今年度新事業として期待されていたソバ加工事業の調整がつかない状況の中、昨年度まで収入として大きかった受取加工の発注がほとんどない状況である。下半期は、1月から3カ月間発注の見通しがあるが、今年度の決算見込みの収益は厳しいものと思われる。	市保有の株式を同社へ無償譲渡することについて、9月市議会で議決を得た。これにより今後の計画に従い同社の取締役会及び臨時株主総会を経て、市の第三セクター撤退となる予定。市撤退後、同社の再生には経営改善計画策定が不可欠であるため、市として同計画策定の支援まで行う予定。
進捗	計画より遅い	計画どおり進行	計画より遅い	計画どおり進行
支部長評価	アウトソーシングの推進については、概ね計画どおりには進行できているが、次年度の予算要求時までは、経営改善計画を確実に実行するために、最終的な詰めを行い、28年度以降の健全な運営経営ができるためには受託加工の事業量が大きく影響するものであることから、確実に改善計画が実行できるよう2月上旬までに、市、㈱くらたけ及び委託加工企業（熊本製粉）での三者の事業協定の締結し、進める必要がある。	平成27年度に、従来のシモンイモの加工から工場の稼働率を上げ利益を確保するために、市場の需要の高い紫イモの加工を導入する運営方針に転換したことで、8期連続単年度赤字決算を平成27年度は単年度黒字決算へ、また当座貸越し金についても平成26年度末1千9百万円あったものを本年8月現在約9百万円程度まで減少できており、現代表取締役社長の経営手腕が結果に繋がっている。しかし、今後累積赤字に向けての経営を行ううえでは、建設当時は、食品衛生法上認められた施設整備水準であったが、現在にあっては安全、安心を担保できる工場、また取引先からの安全性、信頼性を確保できるような施設ではないため取引が	中間期までの現状から、㈱くらたけとしては経営改善策を調整中ではあるが、現有施設では食品の安全性確保に対するニーズに応えることがきびしいことから、工場加工事業の加工受注が減少しており、債務超過に陥る可能性が高い。施設の改修と今後の受注見通し等を含め総合的な経営改善計画を会社として示して頂いたうえで、倉岳特産物処理加工施設の運営継続の有無を含めて取締役会で確認決定してもらうことが必要と考える。	保有の株式を同社へ無償譲渡することについて、9月市議会で議決を得た。これにより今後の計画に従い同社の取締役会及び臨時株主総会を経て、市の第三セクター撤退となる。それに併せて民営会社として再生計画策定をする必要があり、この策定には中小企業再生支援協議会の支援を受けるため市として支援をおこなうと共に、一定期間フォローアップを中小企業再生支援協議会と共に行うことが必要。
進捗	計画より遅い	計画どおり進行	計画より遅い	計画どおり進行

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	・経営改善計画による、通年の加工受託により増収となったが、大手企業との取引を行うことによる、衛生管理及び職員意識の向上が課題となっている。 ・紫芋の加工を追加事業で行ったことにより、増収となった。	シモン工場の受託加工による稼働率を上げてきたことにより昨年度に引き続き収益増となり、課題であった農協からの貸越し金の減額に努め、改善しつつある。返済金の処理については回収不能の状況にあり、経営改善に伴う収益をこれに充て、処理する方針が決まったため、決算での取り扱いについても改善を行うことが可能となった。	紫芋の受取加工の発注半減や新規事業が取引先等とまとまらず、今期の経営は厳しいものとなった。平成30年3月現在で債務超過の状況にあり、5月開催予定の第25回定時株主総会前までに第三セクターとしての経営方針を見極めたい。	平成30年第4回市議会でも市が保有する当三セク会社株式の同社への無償譲渡を条件とした無償譲渡の議決により、11月に同社取締役会及び臨時株主総会で市保有全株式の無償譲渡及び無償減資が決議され、累積赤字の大幅な解消を図ることができた。また、市の同社撤退後は、熊本県中小企業再生支援協議会の支援により同社経営再生計画を策定し、今年度から経費削減に努めており、来年度から同計画に基づく堅実な経営再生を進めていく予定である。
方向性	継続（未達）	継続（未達）	継続（未達）	完了
支部長評価	紫芋の加工により増収となり、平成27年度決算において黒字経営となった。次年度以降はこれまでになかった2次加工を追加し、さらに増収に向けて事業の改善を行う。また、三者の事業協定については、次年度の2次加工の事業拡充までには締結する予定である。	平成26年度から受託加工による工場の稼働率を上げていくが、受託加工商品のニーズが常に変わるため事業業績の向上安定にはまだつながらない状況である。今後も大手メーカーなどとの連携をとりながら経営改善につなげていきたい。	当三セク会社については、H30年度早期に債務超過の恐れが非常に高く、経営改善・自立経営は困難との判断のもと社長と協議した結果に基づき、会社清算を含め、三セク等の廃止や出資の引揚げを、第25回定時株主総会に提案できるよう、まずは、資産・負債等の再調査を監査役共に早急に実施しそれぞれの額を確定するように、また、会計士や弁護士に出資の引揚げ又は清算の手続き方法等について早急に相談確認し、市としての最終判断できるようにすること。	平成30年第4回市議会、同社の取締役会及び臨時株主総会を経て、市として大幅な累積赤字を解消し、熊本県中小企業再生支援協議会を通じて経営再生計画の策定支援を行い、予定どおり同社の民営化を図ることができた。現在、運転資金として使用している高利の当座貸越しについて、低金利の融資へ借換え作業について引き続き助言を行っていきたい。
方向性	継続（未達）	継続（未達）	継続（未達）	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 1-1-7

基本方針	39 財政基盤・経営力の強化	取組項目	83 将来を見据えた財政運営の健全化	プラン名	観光施設を運営する第三セクターの業績評価の実施による事業の見直し
所管支部	観光文化部	所管課・係	観光振興課 観光施設係	関連部署	

基本方針内容	持続可能な行財政運営を行うためには、歳出の抜本的な見直しと自主財源の確保による財政の健全化が必要です。そのため、中長期的な財政見通しに基づく財政運営の指針となる「財政健全化計画」を策定し、健全で持続可能な行財政運営を確保するとともに、次世代への負担を軽減し、未来に向けた必要な投資を進めていきます。
プランの目的・効果	国の「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」等に沿って(株)うしぶか、(有)愛夢里及び(株)プラスファイブの業績評価を実施し、評価結果を基に事業を見直す。第三セクターの経営状況を把握し業績評価を行い、その結果に応じた対応をとることで、市の財政に与える影響を未然に防ぐことができる。
現状	平成25年度から27年度の期間について、3組織ともに指定管理の期間中である。平成24年7月策定の「第3セクター等に関する見直しの方針」により、25年度から27年度までの期間中に(株)うしぶかは経常黒字を確保し民営化、(有)愛夢里及び(株)プラスファイブは抜本的な経営改善が図られない場合は解散することとされている。
課題	いずれにおいても、人口減による利用者の減少や電気代、燃料費の上昇の影響を受け厳しい経営となっている。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 業績評価	実施	→	→	→
	2. 事業の見直し	実施	→	→	→

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標	計画					
	実績					
財政効果額	計画					
	実績					
単位：千円						

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	<p>第3セクターの経営実績を照査し、今後の経営の方向性を検討する。継続して指定管理者として経営することになるので、経営方針と管理計画を審査し、健全な管理と経営がなされるよう必要な指導をしていく。</p> <p>1. 業績評価 4月 業務実績の把握 5月 今後の運営の方向性の決定 9月 指定管理申請受付 12月 指定管理議会議決 3月 協定締結</p> <p>2. 事業の見直し 5月 見直し方針決定</p>	<p>第3セクターの経営実績を照査し、今後の経営の方向性を検討する。継続して指定管理者として経営することになるので、経営方針と管理計画を審査し、健全な管理と経営がなされるよう必要な指導をしていく。</p> <p>1. 業績評価 8月 モニタリングによる現状調査 2月 モニタリングによる現状調査</p> <p>2. 事業の見直し 8月 課内検討 2月 課内検討</p>	<p>現在の第3セクターによる指定管理施設の協定締結期間は平成30年度までである。従って平成30年度始めまで第3セクターをどうするか決める必要がある。現在の経営状況や活動内容を詳細に把握し、方向性を決めていく必要がある。</p> <p>1. 業績評価 9月 モニタリングによる現状調査</p> <p>2. 事業の見直し 10月 課内検討</p>	<p>現在の第3セクターによる指定管理施設の協定締結期間は平成30年度までである。従って平成30年9月議会において指定管理料の債務負担行為の承認を頂かないといけないことから、指定管理料の算定と同時に第3セクターの経営状況を見直し、今後の方針を策定する必要がある。</p> <p>1. 業績評価 6月 経営状況報告 9、2月 モニタリングによる現状調査 10月 指定管理者募集、審査 12月 指定管理者議会承認 3月 指定管理協定締結</p> <p>2. 事業の見直し 10月 専門家による経営診断 8、2月 課内検討</p>
取組実績	<p>1. 業績評価 4月 業務実績の把握 5月 今後の運営の方向性の決定 9月 指定管理申請受付 12月 指定管理議会議決 3月 協定締結</p> <p>2. 事業の見直し 5月 見直し方針決定 3月 モニタリングによる現状把握</p>	<p>1. 業績評価 9月 モニタリングによる現状調査 2月 モニタリングによる現状調査</p> <p>2. 事業の見直し 2月 課内検討</p>	<p>1. 業績評価 9月 モニタリングによる現状調査</p> <p>2. 事業の見直し 10月 課内検討</p>	<p>1. 事業評価 6月 経営状況報告 9月 債務負担行為承認 モニタリングによる現状調査 指定管理者募集(5施設) 12月 指定管理者議会議決、債務負担行為承認 3月 協定締結</p> <p>2. 事業の見直し 4月 指定管理方針決定 8月 課内検討</p>

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	3セクターについて4月に状況を把握し業務評価のための資料を作成し見直しのための方向性を示した。方向性案を受けて5月に市長による第3セクター存続が決定があり、関係観光施設の次期指定管理方針が決まり、来年度の次期指定管理協定締結に向けて予定どおり業務を進めているところである。	第3セクターに指定管理を委託している施設は、平成28～30年までの3年間をすでに第3セクターに委託しているため、今年度は、次期指定管理に向けて、民間への移行のための課題調査や3セクの経営状況の調査など、現状把握を進め、3セクの見直し案を検討していく必要がある。	第3セクターに指定管理を委託している施設は、平成28～30年までの3年間をすでに3セクに委託しているため、今年度は、次期指定管理に向けて、3セクの経営状況の調査など、現状把握を進め、民間経営が可能かどうかを含め、3セクの見直し案を検討していく必要がある。	3セクターをはじめ、各施設の指定管理について、4月に指定管理者選定委員会を開催し、経営状況を分析し、次年度以降の指定管理の方向性を決定した。指定管理者選定委員会の方針を受け、次期指定管理料の算定を行い、債務負担行為の承認を受けた。現在、来年度の次期指定管理協定締結に向けて予定どおり業務を進めているところであるが、えびす茶屋については、運営団体の出資内容変更に伴い、今後の経営状況が定まっていなことから、選定委員会の審査ができない状況にある。
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行
支部長評価	市長ヒアリングを受け決定した第3セクターの取扱方針に基づき、各施設の指定管理者として非公募による選定事務を進めたところである。管理・運営が全般的に硬直化している面があるので、先取的な柔軟な発想と戦略的な経営による体質強化を図る必要があると感じている。	第3セクターについては、今年度から平成30年度までの3年間指定管理を委託しているところであるが、管理運営が硬直化している面があり、管理・運営の見直しが急務となっている。このため、先進的、柔軟な発想による集客対策と戦略的な経営転換などを行う必要がある。また、次の指定管理に向け、検討していく必要がある。	第3セクターについては、平成30年度までの指定管理を委託しているところであるが、管理運営が硬直化している面があり、管理・運営の見直しが急務となっている。このため、次の指定管理に向け、先進的、柔軟な発想による集客対策と戦略的な経営転換など検討する必要がある。	第3セクターの次期指定管理については、指定管理者選定委員会の意見を踏まえ検討を行ったが、施設の設定目的（フルクアイルランド対策など）である住民福祉向上、健康増進や雇用の確保等により、次期も非公募による指定管理と決定し、指定手続きを進めている。しかしながら、議会等からも指定管理料の増加を懸念する意見もあることから、引き続きモニタリングの強化や中小企業診断士等専門家による経営診断などを実施しながら経営改善を図る必要がある。
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	3セクターについて4月に状況を把握し業務評価のための資料を作成し見直しのための方向性を示した。方向性案を受けて5月に市長による第3セクター存続が決定があり、関係観光施設の次期指定管理方針が決まり、来年度の次期指定管理協定締結に向けて予定どおり業務を進めた。今後は次の指定管理をどうするか早めに検討していく必要がある。	第3セクターに指定管理を委託している施設は、平成28～30年までの3年間をすでに第3セクターに委託しているため、今年度は、次期指定管理に向けて、民間への移行のための課題調査や3セクの経営状況の調査など、現状把握を進めた。平成30年度中には今後の方針を決めていく必要があるため、情報収集に努めていく。	次期指定管理に向け、第3セクターの経営状況の分析を実施した。熊本震災以降、売り上げの低迷や経費の高騰など経営が厳しい状況が依然として続いている。今後も経営状況を注視しながら、集客対策や人員体制の見直し等経営方針の確認を行っていきたい。入浴施設においては、地元住民に対し入浴料金をかなり割り引いたプランを採用し、収益が上がらない状況もみられる。入浴プランの設定については、他の温泉施設と歩調を合わせながら入浴料金の改定に取り組みたい。	4月に経営分析を実施するとともに、次年度以降の指定管理に向け、審査を実施した。各社依然として厳しい経営状況であるため、商工会が実施する事業を利用した経営診断等を実施しようとした。一方で、支配人会議を開催し、入浴料金の大幅割引を廃止し、入浴料金の最低額の統一を図るとともに次年度以降の休館日の増加、開館時間の短縮についても協議を行い、協定に盛り込むことで収入の増加及び経費削減を図った。
方向性	継続（未達）	継続（未達）	継続（未達）	完了
支部長評価	第3セクターの取扱方針に基づき、各施設の指定管理者として非公募により選定したところである。管理・運営の見直しが急務となっており、経費削減や顧客満足度アップなど内的要因の改善、先取的かつ柔軟な発想による集客対策と戦略的な経営転換などを行う必要がある。	第3セクターについては、平成28年4月に発生した熊本地震の影響で収入が落ち込み厳しい経営状況となった。こうした事態にも耐えうる体質の強化が求められている。施設を活用した新しい事業展開など可能性が残されている面もあるため、管理・運営を含めた経営の見直しについて、引き続きモニタリング実施など経営改善に向け連携して取り組む必要がある。	経営状況の分析・業績評価については、定期的の実施しており、特に今年度は次期指定管理料の算定もあり入念に行った。しかし、熊本震災、台風等異常気象、人口減少等により、売り上げの低迷や経費の高騰など厳しい経営状況から脱却できない。特に温泉施設は、地域住民の福祉向上、健康増進の設置目的の色合いが濃く、利用料金や開館時間の見直しによる経営改善に着手する必要がある。	本年度は次期指定管理指定に向け、H28、H29実績、H30実績見込みを基に経営内容の審査を行った。各社とも熊本地震や人口減少等による利用客の減少、燃料費の高騰及び人材確保難等、依然として厳しい経営状況であった。このようなことから次期指定管理料も増額となったものの指定管理者選定委員会において各施設の指定管理者として非公募により選定した。選定委員会での意見を踏まえ、H31からは、入浴料金の統一、営業時間短縮、休館日を増やすなど経営改善に取り組んだところである。
方向性	継続（未達）	継続（未達）	継続（未達）	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 1-1-8

基本方針	39 財政基盤・経営力の強化	取組項目	83 将来を見据えた財政運営の健全化	プラン名	市有建築物の省エネルギー化
所管支部	建設部	所管課・係	建築課 建築指導係	関連部署	

基本方針内容	持続可能な行財政運営を行うためには、歳出の抜本的な見直しと自主財源の確保による財政の健全化が必要です。そのため、中長期的な財政見通しに基づく財政運営の指針となる「財政健全化計画」を策定し、健全で持続可能な行財政運営を確保するとともに、次世代への負担を軽減し、未来に向けた必要な投資を進めていきます。
プランの目的・効果	新築する市有建築物について省エネ化を誘導し、光熱費などランニングコストの低減を図る。その指標として、建築物省エネ法に基づく省エネ性能基準を活用し、基準値の80%となるよう、助言及び誘導を行う。なお、掲げる数値目標は、建築物省エネ法に基づく「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準」を満たすものであり、新築する市有建築物の認定取得を推進する。また、市広報等において、認定取得建築物の省エネ性能を周知し、市民に対し、建築物に係る省エネ性に係る意識啓蒙を図る。
現状	建築物省エネ法に基づく省エネ適判及び届出制度は、建築物の規模に応じて、建築主に提出を義務付ける制度である。法基準に適合していない建築物の計画等は、それに適合するよう助言及び誘導している。
課題	建築物の省エネ化のためには、建築物の新築及び改修時等に、省エネ性能の高い設備等の導入が求められることから、初期投資が増加する傾向にある。しかしながら、消費エネルギーの低減がされることから、結果的に光熱費等のランニングコストが低減される。その費用対効果を捉え、所管課等と協議し、建築物の省エネ性能の向上を推進する。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 省エネ措置に係る助言指導	実施	→	→	→

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標	法適合基準値の0.8以下	0.80	0.80	0.80	0.80	
単位：建築	計画					
	実績	0.52	0.62	-	0.83	
財政効果額	計画					
単位：千円	実績					

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	建築物の省エネルギー化を図るためには、省エネ性能の高い設備の導入が求められること等が考えられるため、費用対効果も鑑みたくえで、関係課との十分な事前協議を行う。 1. 省エネ措置に係る指導 4～3月 届出の都度、適宜実施	建築物の省エネルギー化を図るためには、省エネ性能の高い設備の導入が求められること等が考えられるため、費用対効果も鑑みたくえで、関係課との十分な事前協議を行う。 1. 省エネ措置に係る指導 4～3月 届出の都度、適宜実施	建築物の省エネルギー化を図るためには、省エネ性能の高い設備の導入が求められること等が考えられるため、費用対効果も鑑みたくえで、関係課との十分な事前協議を行う。 また、市広報等を活用し、市有建築物の省エネ性能を周知し、市民に対し、個人住宅などの建築に際した省エネ性能の向上について、意識啓蒙を図る 1. 省エネ措置に係る指導 4～3月 届出の都度、適宜実施	建築物の省エネルギー化を図るためには、省エネ性能の高い設備の導入が求められること等が考えられるため、費用対効果も鑑みたくえで、関係課との十分な事前協議を行う。 また、市広報等を活用し、市有建築物の省エネ性能を周知し、市民に対し、個人住宅などの建築に際した省エネ性能の向上について、意識啓蒙を図る。 1. 省エネ措置に係る指導 4～3月 届出の都度、適宜実施
取組実績	1. 省エネ措置に係る指導 4～9月 届出件数1件	1. 省エネ措置に係る指導 4～9月 届出件数3件 10～3月 届出件数1件	1. 省エネ措置に係る指導 届出件数なし	1. 省エネ措置に係る指導 4～9月 届出件数1件 10～3月 届出件数0件

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	今後も該当物件（届出）に対し、法に照らし合わせた取り組みの指導を行っていききたい。	今後も該当物件（届出）に対し、法に照らし合わせた取り組みの指導を行っていききたい。	届出に対し法に照らし合わせた取り組みの指導を行っていききたい。	中間期までの届出件数の1件は、省エネ基準に適合しているものの、目標としている誘導基準に適合させることはできなかった。
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行
支部長評価	今後も該当物件（届出）に対し、法に照らし合わせた取り組みの指導を行っていききたい。	省エネは全地球的に取り組まなければならない課題であり、公共団体としては当然、積極的に対応していかなければならない。	省エネは全地球的に取り組まなければならない課題であり、公共団体としては当然、積極的に対応していかなければならない。	省エネは全地球的に取り組まなければならない課題であり、誘導基準の適合に向け公共団体は率先して対応していかなければならない状況にあるため、指導の強化を図ること。
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行	計画より遅い

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	実施項目を計画通りに遂行していくことができた。今後も該当物件（届出）に対し、数値目標の達成に係る取り組みの指導を行っていく。	実施項目「省エネ措置に係る指導」を計画通りに遂行することができた。今後も、建築物の省エネ化による光熱費など管理経費削減に繋がるよう引き続き指導を行っていく。	今年度は該当の物件はなく0件であった。次年度は現時点で2件の物件の届出が予定されているため、建築物の省エネ化による光熱費など管理経費削減に繋がるよう引き続き指導を行っていく。	今年度は該当の物件は1件であったが、目標としている誘導基準に適合させることはできなかった。次年度についても物件の届出は予定されているため、建築物の省エネ化による光熱費など管理経費削減に繋がるよう引き続き指導を行っていく。4年間の総括としては、平成30年度のみが活動指標の数値目標を達成することができなかったが、4年間の平均値では、数値目標0.8以下に対して実績0.65となり建築物の省エネ化による光熱費など管理経費削減に寄与することができた。
方向性	継続（完了）	継続（完了）	継続（完了）	完了
支部長評価	実施項目を計画通りに遂行していくことができた。今後も該当物件（届出）に対し、数値目標の達成に係る取り組みの指導を行っていく。	地球温暖化対策として、省エネ、低炭素化は地球規模で取り組むべき課題である。行政機関として、引き続き自己管理していかなければならない。本年度は目的を達成できたが、今後も庁舎、複合施設等の建設があり、適宜指導が必要となる。	新築する市有建築物については、今後も建築物省エネ法に基づく省エネ性能基準を活用し、基準値の80%となるよう、助言・誘導を行うとともに、市民に対しても省エネ性能の向上に向けた意識啓発に努めること。	省エネは全地球的に取り組まなければならない課題であり、誘導基準の適合に向け公共団体は率先して対応していかなければならない状況にあることから、引き続き指導の強化を図ること。
方向性	継続（完了）	継続（完了）	継続（完了）	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 1-1-9

基本方針	39 財政基盤・経営力の強化	取組項目	83 将来を見据えた財政運営の健全化	プラン名	下水道事業の地方公営企業法適用、会計統合及び経営健全化
所管支部	水道局	所管課・係	経営管理課 下水道庶務係	関連部署	

基本方針内容	持続可能な行財政運営を行うためには、歳入の抜本的な見直しと自主財源の確保による財政の健全化が必要です。そのため、中長期的な財政見通しに基づく財政運営の指針となる「財政健全化計画」を策定し、健全で持続可能な行財政運営を確保するとともに、次世代への負担を軽減し、未来に向けた必要な投資を進めていきます。
プランの目的・効果	下水道施設（公共、特環、農集、漁集）台帳の電子化と資産評価を平成27年度までに完了し、平成28年4月1日に下水道事業を公営企業会計へ移行するとともに、4会計を1会計に統合し事務の効率化を図る。また、下水道事業の中期経営計画に沿った計画的な経営に努め、経営の健全化を図る。公営企業会計への移行により、財政状況等の的確な把握、適切な経営分析・診断を行うことが可能となり、経営課題に迅速に対応することで、安定した経営の継続を図る。
現状	下水道事業は、合併後4会計、12処理場、92の大小ポンプ場、約398kmの暗渠、開渠という膨大な施設を運営しているが、図面整備、資産把握もほとんど行われていない状況にある。
課題	今後、建設主体から維持管理主体へと本格的な移行を迎える中、使用料で維持管理費さえ賅えず、起債に依存し、一般会計から多額の繰入金を受けながら事業経営を行っているため、費用対効果を重視した効率的な事業経営を図ることが大きな課題となっている。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1 各システムの構築	システムの完成			
	2 資産の調査及び評価	完了			
	3 条例等の整備、関係各課の調整	完了			
	4 計画的な経営、事業の見直し	実施	→	→	→

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標 単位：%	企業会計移行の進捗率	100	-	-	-	-
		100	-	-	-	-
財政効果額 単位：千円	計画					
	実績					

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	<p>本年度は公営企業会計移行前年度であるため、固定資産台帳、会計システムの構築・運用、関係機関との協議調整、必要な例規整備等を行い、平成28年度からスムーズに移行できるよう準備を進める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 各システムの構築 4~9月 マスタ設定 10~3月 運用開始 資産の調査及び評価 4~8月 調査・評価 9~1月 減価償却費算定 条例等の整備、関係各課の調整 5~3月 例規整備・関係機関との調整 			
取組実績	<ol style="list-style-type: none"> 各システムの構築 4~9月 マスタ設定 10~3月 運用開始 資産の調査及び評価 4~8月 調査・評価 9~1月 減価償却費算定 条例等の整備、関係各課の調整 5~3月 例規整備・関係機関との調整 			

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	各項目とも計画通り進捗している。 新年度からの地方公営企業法適用に向けて、スケジュールを意識しながら進めていきたい。			
進捗	計画どおり進行	完了	完了	完了
支部長評価	概ね計画通りに進んでいる。12月議会では、地方公営企業法適用に係る関係条例の整備、3月議会では公営企業会計形式の当初予算を計上することに向け計画通り進める。			
進捗	計画どおり進行	完了	完了	完了

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	平成27年度に計画された各実施項目については、計画どおり遂行することができた。 平成28年度より、地方公営企業法を適用することになるが、より企業性を発揮し、効率的な経営に努め、可能な限り収益を確保したい。 なお、「(4)計画的な経営、事業の見直し」については、「使用料の見直しと平準化及び使用料等の収納率の向上(1-①-10)」と併せて、新規プラン「下水道事業の経営健全化」に引き継ぎたい。			
方向性	完了	完了	完了	完了
支部長評価	計画どおりの遂行され、予定どおり平成28年度から、地方公営企業法の全部適用が実現する。 このことを活かし、今後もなお一層の経営努力に努め、所定のサービスを継続的に実施していく。 なお、「(4)計画的な経営、事業の見直し」については、新規プラン「下水道事業の経営健全化」に引き継ぐこととし、本プランは「完了」とする。			
方向性	完了	完了	完了	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 1-1-10

基本方針	39 財政基盤・経営力の強化	取組項目	83 将来を見据えた財政運営の健全化	プラン名	使用料の見直しと平準化及び使用料等の収納率の向上
所管支部	水道局	所管課・係	経営管理課 下水道庶務係	関連部署	

基本方針内容	持続可能な行財政運営を行うためには、歳入の抜本的な見直しと自主財源の確保による財政の健全化が必要です。そのため、中長期的な財政見通しに基づく財政運営の指針となる「財政健全化計画」を策定し、健全で持続可能な行財政運営を確保するとともに、次世代への負担を軽減し、未来に向けた必要な投資を進めていきます。
プランの目的・効果	①公平性、受益者負担の原則により下水道施設や浄化槽施設使用者が支払う使用料で適切に維持管理費がまかなわれるよう定期的な使用料の見直し改定と地域間の使用料格差の是正を行う。下水道事業は、公営企業に位置づけられており、本来、独立採算が原則であるため、使用料の統一に合わせる料金を値上げすることにより、一般会計からの繰入額を減らし、他の行政経費に回すことができる。 ②下水道使用料及び受益者負担金の滞納整理業務の強化を行い、収納率の向上を図る。使用料及び
現状	①下水道事業は、老朽化した管渠・施設の改築や長寿命化等の維持管理費の増大及び人口減少、処理コストの格差、下水接続世帯の伸び悩み等で採算性が今後一層厳しくなる状況にある。 ②使用料の徴収については水道料との合算で徴収している。
課題	①会計間や地域間での使用料格差も大きく、使用料で維持管理費を賅えず、一般会計繰出金(基準外)の依存率が高いことから、早急に使用料の改定及び統一を図る必要がある。 ②井戸水等を使用して下水に排除する滞納者の徴収強化が必要である。また、受益者負担金等の過年度分滞納が増加しており、地道な訪問徴収を行い収納率の向上を図る必要がある。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1 経営分析と適切な使用料の算定	計画にそった実施	→	→	→
	2 定期的な使用料の改定(平準化)	使用料改定算定期間	→	→	→
	3 下水道使用料の徴収率の向上	委託業者への滞納者確認、督促	→	→	→
	4 下水道受益者負担金・分担金の収納率の向上	催告状発送、訪問徴収の強化	→	→	→

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標 単位：%	計画の進捗率	計画	70	80	90	100	
		実績	70				
財政効果額 単位：千円	基準外繰出金の削減額	計画	26,339	82,187	85,395	88,638	282,559
		実績	36,422	-	-	-	36,422

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	1. 経営分析と適切な使用料の算定 旧市町毎の合併前の使用料を引き継いでいるため、統一案を6月議会に上程し、12月請求分から新使用料に移行を図る 2. 定期的な使用料の改訂(平準化) 算定期間を4年間と設定し、年間を通じた改定効果が表れる平成28年度の状況を確認したうえで、次期改定について検討に入る 3. 下水同使用料の徴収率の向上 98%以上の高水準のため、今後も維持に努める 4. 下水道受益者負担金・分担金の収納率の向上 足しげく訪問徴収を実施し、収納率向上に努める			
取組実績	1. 経営分析と適切な使用料の算定 4~5月 使用料改定案(旧市町統一)の算定 6月 条例改訂案議会上程 7~11月 住民周知 12~3月 使用料改定 2. 定期的な使用料の改訂(平準化) 4~3月 使用料算定期間の設定(4年間) 3. 下水同使用料の徴収率の向上 4~3月 委託業者への滞納者確認、督促 4. 下水道受益者負担金・分担金の収納率の向上 4~3月 催告状発送、訪問徴収の強化			

中間期までの成果と課題		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年度					
所管課意見	各項目ともおおむね計画通り進捗している。 分担金の滞納対策としては、体制強化について検討する必要がある。				
進捗	計画どおり進行	完了	完了	完了	完了
支部長評価	6月議会において、合併以来の懸案事項であった使用料を統一できたことは大きな成果と考える。 来年度から公営企業会計に移行することから、明確な原価計算のもと、将来の使用料の水準をどの程度に設定するかは、次期改定時の課題であり、今算定期間中の試算について検証・分析を行い方向性を検討する必要がある。				
進捗	計画どおり進行	完了	完了	完了	完了

1年間の成果と課題		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年度					
所管課意見	各項目ともおおむね計画通り進捗した。 来年度は、使用料の滞納対策として、体制強化について検討する必要がある。 なお、「(3)下水道使用料の徴収率の向上」及び「(4)下水道受益者負担金・分担金の収納率の向上」については、「下水道事業の地方公営企業、会計統合及び経営経営健全化」に併せて、新規プラン「下水道事業の経営健全化」に引き継ぎたい。				
方向性	完了	完了	完了	完了	完了
支部長評価	来年度から公営企業会計に移行することから、経営分析により将来の経営計画を策定し、経営健全化に取り組む必要がある。 なお、「(3)下水道使用料の徴収率の向上」及び「(4)下水道受益者負担金・分担金の収納率の向上」については、新規プラン「下水道事業の経営健全化」に引き継ぐこととし、本プランは「完了」とする。				
方向性	完了	完了	完了	完了	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 1-1-11

基本方針	39 財政基盤・経営力の強化	取組項目	83 将来を見据えた財政運営の健全化	プラン名	水道事業と簡易水道事業の統合
所管支部	水道局	所管課・係	経営管理課 水道庶務係	関連部署	

基本方針内容	持続可能な行財政運営を行うためには、歳出の抜本的な見直しと自主財源の確保による財政の健全化が必要です。そのため、中長期的な財政見通しに基づく財政運営の指針となる「財政健全化計画」を策定し、健全で持続可能な行財政運営を確保するとともに、次世代への負担を軽減し、未来に向けた必要な投資を進めていきます。
プランの目的・効果	天草市簡易水道事業統合計画書に基づき、簡易水道事業に地方公営企業法を適用し、平成28年度中に水道事業と経営統合する。 経理方法の統一や予算・決算、消費税申告等の事務負担の軽減が図られ、人件費を含む事務的経費削減の効果が見込まれる。
現状	現在、天草市内において水道事業と簡易水道事業をそれぞれ経営しており、水道事業は企業会計、簡易水道事業は普通会計で会計処理している。
課題	同一市内において、2の水道事業が経営されていることにより、事務的に非効率な状態であるため、経営統合により合理化を図る必要がある。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1 公営企業法適用移行・事業統合	計画に沿った実施	→	事業統合開始	→

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標 単位：%	計画の進捗率	計画	40	100			
		実績	40	100			
財政効果額 単位：千円	事務費削減額	計画					
		実績			14,000	14,000	28,000

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	<p>企業会計移行に伴う重要な固定資産評価を今年度に目的をつける。 全体の把握がまだつかない状況にあるため早急に工程を検討する必要がある。</p> <p>1. 公営企業法適用移行・事業統合 4月 固定資産調査・評価 6月 工事の調査・整理 7~3月 資産評価の整理</p>	<p>企業会計移行準備の最終年度であるため、固定資産評価・システムの構築・新予算編成等、関係機関との協議調整を図りながら、スムーズな企業会計移行ができるよう準備を進める。</p> <p>1. 公営企業法適用移行・事業統合 4~3月 資産評価の整理、システム構築 7~2月 新予算の編成 9月 資産評価 10月 資産評価 11月 資産評価 12月 資産評価</p>		
取組実績	<p>1. 公営企業法適用移行・事業統合 4~3月 固定資産調査・評価 工事の調査・整理 資産評価の整理</p>	<p>1. 公営企業法適用移行・事業統合 4~3月 資産評価の整理、システム構築 7~2月 新予算の編成 9月 資産評価 10月 資産評価 11月 資産評価 12月 資産評価・条例改正 1月 資産評価</p>		

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	これまでのところ、計画的に進められている。必要な細部については、委託会社と打合せを行い進めている。	内容によっては、早めに詳細を協議しなければならない項目もあるので、計画書を確認しながら、関係機関と連携を図りながら進めていきたい。		
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	完了	完了
支部長評価	概ね計画通りに進んでいる。資産の調査・評価が、簡水統合の重要なポイントなので、適正な資産把握に努めたい。	概ね計画どおり進められているが、条例改定については、12月議会への提案が必要となるため、十分内容を精査し着実に進めていく必要がある。		
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	完了	完了

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	平成27年度に計画された事項については、概ね計画どおりに実施することができた。固定資産の調査整理については、引き続き作業を行い、作業スケジュールを意識しながら進めていきたい。	新予算の編成については時間を要したが、概ね計画どおりに遂行することができた。今後は、策定した経営戦略に基づき、より効率的な運営を行っていく。		
方向性	継続（完了）	完了	完了	完了
支部長評価	概ね計画どおりに遂行されている。平成29年4月の運用開始に向けて、計画の遅れが生じないよう目標達成に向けて進めていく。	概ね計画どおり進められてきた。今後は、経営戦略に基づき、経費の縮減を図りながら、老朽施設の更新など必要な投資を行い、引き続き安心安全で安定した水の供給に努めたい。		
方向性	継続（完了）	完了	完了	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 1-1-12

基本方針	39 財政基盤・経営力の強化	取組項目	83 将来を見据えた財政運営の健全化	プラン名	水道会計の健全化
所管支部	水道局	所管課・係	経営管理課 水道庶務係	関連部署	水道局 水道課 工務係、水道局 水道課 施設管理1係、水道局 水道課 施設管理2係

基本方針内容	持続可能な行財政運営を行うためには、歳出の抜本的な見直しと自主財源の確保による財政の健全化が必要です。そのため、中長期的な財政見通しに基づく財政運営の指針となる「財政健全化計画」を策定し、健全で持続可能な行財政運営を確保するとともに、次世代への負担を軽減し、未来に向けた必要な投資を進めていきます。
プランの目的・効果	水道料金（上水、簡水）の改定（統一）を図り、経営の健全化を目指し、一般会計繰入金金の減額を図る。併せて、各地域の料金格差の是正を行う。料金改定（統一）することで収入が増加し安定経営が見込まれる。また、一般会計からの繰入金が減少し、一般会計への負担が低く抑えられる。また、市民の水道料金が同じとなることで、住民負担の平準化が図られる。
現状	少子高齢化や人口減少による有収水量減少で収入が毎年減少しており、費用においては施設の老朽化で修繕費等の増加傾向にある。市内水道料金については、統一は行われておらず、多くの地区は合併前の旧料金のままになっている。
課題	今後は、市内の料金統一（改定）を行うことで収入を確保し、経営安定化を図ることが課題である。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1 経営分析と適正な使用料算定	経営分析	→	→	→
	2 料金改定（統一）	料金改定	→	→	→

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標 単位：%	中期経営の進捗率	計画 25	50	75	100	
		実績 25	50	75	100	
財政効果額 単位：千円	一般会計繰入金	計画 23,932	69,142	67,146	66,587	226,807
		実績 23,927	47,971	97,961	14,948	184,807

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	1. 経営分析と適正な使用料算定 6月議会に料金統一案を上程、10月施行、12月請求から統一料金となるよう取り組む 4～5月 料金改定案による財政計画作成 12～3月 収益の分析 2. 料金改定（統一） 住民への周知を図り理解をいただくことが課題 6月 議会提案 7～11月 住民周知 10月 条例施行 12月 改定料金請求	1. 経営分析と適正な使用料算定 収益、費用を分析し料金改定の試算との検証を進める。 4～3月 経営分析	1. 経営分析と適正な使用料算定 収益、費用を分析し料金改定の試算との検証を進める。 4～3月 経営分析	1. 経営分析と適正な使用料算定 収益、費用を分析し料金改定の試算との検証を進める。 4～3月 経営分析
取組実績	1. 経営分析と適正な使用料算定 4～5月 料金改定案による財政計画作成 2. 料金改定（統一） 6月 議会提案 7～3月 住民周知 10月 条例施行 12～3月 改定料金請求	1. 経営分析と適正な使用料算定 4～3月 経営分析	1. 経営分析と適正な使用料算定 収益、費用を分析し料金改定の試算との検証を進める。 4～3月 経営分析	1. 経営分析と適正な使用料算定 収益、費用を分析し料金改定の試算との検証を進める。 4月 経営戦略見直し 4～3月 経営分析

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	計画どおり進行している。	料金統一（改定）の際に作成した収支計画どおりに進行している。	簡易水道を統合したことで、人件費は削減されているが、施設の老朽化による維持管理費や償還金等の費用が増加している。旧上水道での収益については料金統一（改定）時に作成した収支計画どおりに概ね進行しているが、旧簡易水道については、維持管理費等が大きいため健全経営となるよう努める。	簡易水道を統合2年目で、人件費は削減されているものの、引き継いだ施設の老朽化による維持管理費や償還金等の費用が増加している。旧上水道での収益については料金統一（改定）時に作成した収支計画どおりに概ね進行しているが、旧簡易水道については、維持管理費等が大きいため健全経営となるよう努める。
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行
支部長評価	6月議会において、合併以来の懸案事項であった料金統一をできたことは大きな成果と考える。簡易水道についてはH29から上水道に会計統合するため、経費節減のため、施設の統廃合が必要となる。	料金統一（改定）の際に議会へ説明した収益を概ね確保できており、計画どおり進行していると思われる。今後も経費の縮減を図り、経営健全化に努めることとしたい。	簡易水道を上水道に統合し区域が一つになったことで、効率的な運営ができるよう努めたい。	簡易水道を上水道に統合し2年目になり、今後も経費の縮減を図り、更なる効率的な運営ができるよう努めたい。
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	計画どおりに遂行することができ、財政計画に沿った収益の確保できる見通しとなった。料金改定の際の、住民への周知が課題であったが、周知に努めたため大きなトラブルは起きなかった。	毎月の収益、費用について検証をおこなった。施設の老朽化により、修繕費が増加したことで営業費用が前年比6.5%程度増加したが、料金統一（改定）の際の財政計画どおりの収益を確保したことで、純利益を計上する見通しである。今後も経費の縮減に努める。	毎月の収益、費用について検証を行った。簡易水道を統合したことで、費用については維持管理費、償還金、減価償却費等が増加している。収益については料金統一（改定）の際の財政計画程度の収益を確保し、旧簡易水道に対しての繰入金を営業外収益とすることで、利益を計上する見通しとなった。今後とも、経費縮減に努める。	毎月の収益、費用について検証を行った。給水人口の減少で年々給水収益は減少しているが、企業債の支払利息の減少、一般会計の繰入金などで、利益を計上する見通しとなった。今後とも、水道事業経営戦略の検証を行いながら経費縮減に努める。
方向性	継続（完了）	継続（完了）	継続（完了）	完了
支部長評価	計画どおりに進めることができた。今回の料金改定については、算定期間をH30年度までの4年間としているので、改定時に作成した財政計画のとおり収益の確保できるか検証を続けたい。	料金統一（改定）の際に議会へ説明した収益を概ね確保できており、計画どおり進行していると思われる。平成29年度からは、簡易水道事業を企業会計へ移行し水道会計と統合するため、今後とも、経営健全化に努めることとしたい。	簡易水道を統合したことで、減価償却費等の費用が増大しているが、従来の繰入金により健全経営を維持している。今後は、施設の統廃合等で維持管理費の縮減を図り健全経営となるよう努めたい。	給水人口の減少に伴う給水収益の減少に加え、施設の老朽化に対する経費の増加、また、簡易水道を統合したことによる経費の増加により、水道経営は年々経営が厳しくなっている。今後とも、維持管理費等の縮減を図り、健全経営となるよう努めたい。
方向性	継続（完了）	継続（完了）	継続（完了）	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 1-1-13

基本方針	39 財政基盤・経営力の強化	取組項目	83 将来を見据えた財政運営の健全化	プラン名	病院事業の経営健全化
所管支部	病院事業部	所管課・係	経営管理課 経営管理係	関連部署	

基本方針内容	持続可能な行財政運営を行うためには、歳入の抜本的な見直しと自主財源の確保による財政の健全化が必要です。そのため、中長期的な財政見通しに基づく財政運営の指針となる「財政健全化計画」を策定し、健全で持続可能な行財政運営を確保するとともに、次世代への負担を軽減し、未来に向けた必要な投資を進めていきます。
プランの目的・効果	新公立病院改革ガイドラインに基づく「第3期天草市立病院改革プラン」に沿った計画的な経営に努めるとともに、実績に応じたローリングを行いながら病院事業の経営健全化を図る。地域において提供が必要な医療のうち、民間医療機関による提供が困難な、救急医療や不採算医療、へき地医療などに積極的に取り組むことにより、市民がいつでも安心して適切な医療が受けられる医療体制を確保する。
現状	平成26年度から、第2期天草市立病院改革プランに基づき、地方公営企業法の全部適用によって改革に取り組んできたが、平成28年度に平成29年度から平成32年度までの新たな「第3期天草市立病院改革プラン」を作成した。このプランに基づき病院事業改革を進め、引き続き経営健全化を図っていく必要がある。
課題	・患者数、医業収益が減少傾向にあり、病院事業全体の経営状況が悪化傾向にある。・平成30年度の診療報酬改定、介護報酬改定により、現在の病床機能、施設基準を維持できなくなる可能性がある。 ・地域医療構想に基づく「地域医療構想調整会議」によって、市立病院の役割等を協議する必要がある。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1 進捗状況の点検・評価	実施	→	→	→
	2 プラン等の見直し	検討・実施	→	実施	→
	3 達成状況の総括と方向性の検討			実施	

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標 単位：%	経常収支比率	計画 104	105	101	101	
		実績 104.41	99.00	97.00	94.5	
財政効果額 単位：千円	利益剰余金額	計画 168,000	192,000	44,000	51,000	455,000
		実績 162,802	-35,963	-100,000	-265,000	△238,161

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	<p>地域医療構想を踏まえた新改革プランの平成28年度策定に向けた協議。 医師、薬剤師、看護師等の人材確保。</p> <p>1. 進捗状況の点検・評価 7月 自己評価 8月 経営会議 9月 評価委員会開催 10月 評価の公表</p> <p>2. プラン等の見直し 7~11月 県の地域医療構想素案決定のための検討（病院長会の開催） 12月 県が医療需要推計の決定 1~3月 新改革プラン策定準備</p>	<p>1. 進捗状況の点検・評価 7月 自己評価完了・経営会議で承認 8月 自己評価の課題への対応開始 11月 課題解決に関する次年度予算を検討 2月 新改革プランの反映</p> <p>2. プラン等の見直し 9、11月 経営会議で内容を協議 12月 新改革プラン素案完成 1月 経営会議で承認。新改革プラン完成</p> <p>3. 達成状況の総括と方向性の検討 7月 各病院の方向性を検討 9~11月 経営会議で各病院の方向性を協議・決定 12月 方向性を新改革プランに反映</p>	<p>1. 進捗状況の点検・評価 6月 決算確定。自己評価作成開始 7月 自己評価の課題への対応を開始 10月 評価委員会による外部評価の実施 11月 課題解決に関する次年度予算を検討</p> <p>2. プラン等の見直し 4~12月 改定等情報収集 経営状況の把握・経営サポートの活用 1月 プランの見直し協議 3月 プランの見直し実施・施設基準届出準備</p> <p>3. 達成状況の総括と方向性の検討 7、10、1、3月 経営会議で各病院の経営状況を分析・協議</p>	<p>【重点取り組み】医師確保による診療機能の維持、病床機能変更（新和・河浦）、第3期改革プランの見直し、会計年度任用職員制度への対応準備</p> <p>1. 進捗状況の点検・評価 6月 決算確定・分析 7~3月 分析により判明した課題への対応策検討</p> <p>2. プラン等の見直し 4~3月 経営サポート活用（病床機能変更） 6月 河浦機能変更案決定 9月 新和15：1算定開始</p> <p>3. 達成状況の総括と方向性の検討 4~3月 病院事業部内改革推進チーム編成・活動</p>
取組実績	<p>1. 進捗状況の点検・評価 12月 自己評価 1月 自己評価 2月 経営会議（評価委員会の不開催を決定） 10月 評価の公表</p> <p>2. プラン等の見直し 8月 病院長会議開催、概要等説明 1月 地域医療構想に係るヒアリングを県が実施 ※構想の遅延のため、策定準備は未着手</p>	<p>1. 進捗状況の点検・評価 7月 自己評価完了・経営会議で承認 8月 自己評価の課題への対応開始 11月 評価委員会を開催・自己評価どおり承認</p> <p>2. プラン等の見直し 5月 経営会議でプラン策定方針を承認 7、10月 経営会議で内容を協議 1月 経営会議で承認。新改革プラン素案完成 2~3月 議会議説明、パコメ、新改革プラン完成</p> <p>3. 達成状況の総括と方向性の検討 7月 各病院の方向性を検討 10月 経営会議で各病院の方向性を検討 1月 経営会議で各病院の方向性を協議・決定</p>	<p>1. 進捗状況の点検・評価 6月 決算確定 プラン初年度にして実績との乖離が大きくなった、診療報酬改定に伴う病床機能の変更を余儀なくされる病院が出てきた、地域医療構想調整会議において、市立病院の将来像をより具体的に求められることとなった。等の状況が出てきたため、現行プランを構成から見直す必要があるため、同プランの新構成案を作成。 2. プラン等の見直し 4~3月 改定等情報収集、経営状況の把握・経営サポートの活用、11~12月 急激な赤字化改善のための取組みの検討</p> <p>3. 達成状況の総括と方向性の検討 7、10、1、3月 経営会議で各病院の経営状況を分析・協議及び30年度予算編成方針の協議等実施</p>	<p>1. 進捗状況の点検・評価 5~6月 決算額確定・分析 7~ 月 改革推進チームを中心に改善策を検討</p> <p>2. プラン等の見直し 糊プリオによる経営サポート 新和 H31.1病床機能変更（療養病床→一般病床） 河浦 天草・河浦地域内医療施設等との情報共有会議の実施及び定期的な情報提供 4病院 加算取得のための提案</p> <p>3. 達成状況の総括と方向性の検討 4月に改革推進チーム編成。10回開催。 改革プランの見直しを実施（H31.3完了）。</p>

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	第1期及び現行の第2期改革プランは、経営改善の視点に重きをおいたものであったが、今回の新ガイドラインに基づくプランの見直しには、これに加え市立病院の地域における役割そのものを盛り込む必要があるため、管理者・各病院長・事務局職員一丸となり取り組む必要があるため、病院長会議において意思統一を図った。	「策定方針」を定め、定期的に経営会議等も開催しているため、協議も順調に進んでおり、予定どおり作業が進んでいる。 県が策定中である地域医療構想との整合性が課題となるが、適切に対応していきたい。	診療報酬改定に対応するための新和病院、河浦病院の病床機能機能見直しを中心とした経営サポートについては、その方向性が見えてきた。 しかしながら、28年度の決算、29年度上半期の収支赤字化、医師をはじめとするスタッフの確保もままならないなど改革プランとの乖離が出てきている。 また、市立病院の役割に影響を与える「地域医療構想調整会議」による議論を注視する必要がある。 以上のような状況から、年度後半においては、改革プランの見直しが必要となる見込みである。	経営サポートは、新和の病床機能変更に見込めつつなど前進している。 一方、事業収支では損失の額が拡大しており、根本的な改革が求められる。このため、4月に事務系職員を中心に「天草市立病院改革推進チーム」を編成し、改革プランの見直しとともに分析・課題抽出・改善をテーマに協議を実施している。 また、市立病院の役割に影響を与える「地域医療構想調整会議」の議論が前年度に続き行われているが、同会議の結論に基づく病院機能及び規模の変更もありえる。
進捗	未着手	計画どおり進行	計画より遅い	計画どおり進行
支部長評価	実施項目が未着手であるため、年度末に向け計画の修正・見直しを行い、早急に実行に移す必要がある。なお、プラン等の見直しについては、県が策定する「地域医療構想」を踏まえたものでなければならぬため、未だ見通しがたらず、見直し作業に着手できない状況である。	進捗状況の点検・評価及びプラン等の見直しについては概ね計画どおりに進行できているが、新改革プランの作成については、県が策定中である地域医療構想の審議が進んでいないので、平成28年度中に作成するには、構想に先んじて進めていかなければならない。	上記のように見直しの必要性は重々感じている。 しかしながら、赤字解消に向けた具体的な打開策が見いだせない現状を非常に危惧している。 幸い、各病院とも赤字になって初めて真剣に取り組もうとする姿が見え始めているため、これを機に将来を見据えて抜本的に見直しをしなければならないと考えている。	地域住民及び民間医療機関が求める市立病院の役割と病院経営とは相反するものがあり、これが経営改革を断行できない大きな要因となっている。全国の200床未満の公立病院が赤字経営であることから黒字化することは困難であると考えられるが、せめて住民が求める果たすがための赤字と評価されるよう取組を進めていくべきである。 「改革推進チーム」の活躍に期待するとともに、改革が実現できる体制を整えなければならないと考えている。
進捗	未着手	計画どおり進行	計画より遅い	計画どおり進行

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	プランの内部評価を通じて、各病院の役割・方向性は徐々に明確になりつつある。 引き続き協議・検討を行い、地域医療構想に準じた改革プランの見直しを行っていく。 また、財政健全化の取り組みとして、資金の安全確保、かつ有利な保管及び運用を図るため、債権購入による資金運用を開始した。職員研修費等の新たな財源確保のため、効率的な資金運用に努めたい。	スケジュールの遅れはあったものの、「地域医療構想」と並行して「第3期改革プラン」の策定を完了した。 新たなプランに基づき、診療報酬改定の内容なども確認しながら、改革を進めていく必要がある。	中間期までの総括のとおり、新和、河浦病院の病床機能見直し、現改革プランと実績との乖離、地域医療構想調整会議において求められる市立病院の役割等に加え、働き方改革に伴う改善等、現改革プランの見直しは避けられない状況となった。 30年度当初から、具体的な検討・協議に入れるよう、担当者レベルでの協議の場を設置（定例化）し、実践を急ぐこととしている。	経営サポートに関しては、新和病院の病床機能変更が完了。河浦病院の集患についても、地域内の医療施設等との情報共有による連携強化により、入院の実績は前年度を上回ることができた。 改革プランの見直しについては、4月に「改革推進チーム会議」を編成し、協議を行い改訂版が完成。同会議において、過去の実績の推移等を分析する中で、同プラン期間中の黒字化は困難であると判断せざるを得なかった。 しかしながら、各種数値の分析・比較のなかで、次年度以降改善すべき課題等が見えてきた点はプラン見直しの効果はあったといえる。
方向性	継続（未達）	継続（完了）	継続（未達）	完了
支部長評価	26年度の改革プラン内部評価は実施時期が遅れたことから、次年度は早期に行いその反省を効果的に生かせるよう取り組みたい。 また、28年度の新改革プラン作成については、地域医療構想作成にも関与し、天草医療圏における市立病院の役割を明確にし、適正な新改革プラン作成に努めるようにしたい。	昨年4月に発生した熊本地震等の影響もあり、「地域医療構想」策定の審議が遅れたが、「第3期改革プラン」は、何とか計画どおり策定することができたようだ。 新プランの内容は、原則として現状維持が目標であるが、今後の状況次第では、必要に応じて見直ししていかなければならないと思われる。	前述までの理由に加え、地方交付税の減額見直しもあり、平成30年度当初予算については初めて赤字予算の編成となった。 一般会計からの基準外繰入を行い、収支均衡を保つことは容易であるが、これでは経営改善の意欲も生まれない。30年度中にプランの修正（改定）を行い、何としても経営改善に結びつけたい。	28年度から30年度（見込み）までの3年連続の赤字決算。31年度当初予算についても赤字予算での編成となった。 「地域医療構想調整会議」においても地域の『かかりつけ医』としての役割という点において合意を得られたものと思われる。この役割を継続するためには、黒字化は厳しいと判断せざるを得ないが、今後も引き続き、プランの見直しの中で見えてきた課題等を解決することにより経営改善に取り組んでいくべきである。
方向性	継続（未達）	継続（完了）	継続（未達）	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 1-1-14

基本方針	39 財政基盤・経営力の強化	取組項目	83 将来を見据えた財政運営の健全化	プラン名	奨学金滞納金の縮減
所管支部	教育部	所管課・係	教育総務課 総務企画係	関連部署	

基本方針内容	持続可能な行財政運営を行うためには、歳入の抜本的な見直しと自主財源の確保による財政の健全化が必要です。そのため、中長期的な財政見通しに基づく財政運営の指針となる「財政健全化計画」を策定し、健全で持続可能な行財政運営を確保するとともに、次世代への負担を軽減し、未来に向けた必要な投資を進めていきます。
プランの目的・効果	徴収率の向上対策及び徴収体制の充実を図り、負担公平等の見地から、奨学金滞納金を縮減させる。 ・奨学金管理システムを活用し、未納額や未納期間等の情報を的確に把握することにより、収納状況に応じた催告業務を行い、納入に対する理解を深め、滞納額の縮減に繋げていく。 ・長期的滞納者に対する催告業務（文書・電話・訪問による納入催告）を強化し、滞納額の縮減を図っていく。
現状	・過年度分と現年分を併せ持つ滞納者については、過年度分まで返還出来ない場合がある。 ・奨学生本人や連帯保証人が住所不明である場合、所在の確認が困難である。 ・口座振替にしているにもかかわらず、振替不能が頻発する者が散見される。 ・不納欠損を視野に入れた滞納整理が必要であるが、書類不備のケース等があり困難な状況である
課題	

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1 状況把握と整理方針の決定	4~11月	→	→	→
	2 文書・電話による納入催告	11~1月	7~1月	→	→
	3 訪問による納入催告	1~2月	→	→	→

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標 単位：%	収納率	計画 79.20	79.50	79.70	80.00	
		実績 83.90	85.70	86.90	88.30	
財政効果額 単位：千円	奨学金滞納金の縮減	計画 639	400	400	400	1,839
		実績 8,673	3,060	2,030	2,350	16,113

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	貸付段階で、適正な審査を行う。 長期滞納者や返済能力を有しているにも関わらず滞納している者について、本人や連帯保証人に対する納付催告を強化し、滞納額の縮減に努める。 1. 状況把握と整理方針の決定 4~8月 滞納状況の実態把握 9~11月 滞納整理方針の検討・決定 2. 文書・電話による納入催告 11~12月 催告書発送準備・発送 1月 電話による納入催告 3. 訪問による納入催告 1~2月 訪問による納付相談・徴収	貸付段階で、適正な審査を行う。 長期滞納者や返済能力を有しているにも関わらず滞納している者について、本人や連帯保証人に対する納付催告を強化し、滞納額の縮減に努める。 1. 状況把握と整理方針の決定 4~8月 滞納状況の実態把握 9~11月 滞納整理方針の検討・決定 2. 文書・電話による納入催告 7、10、1月 電話による納入催告 11~12月 催告書発送準備・発送 3. 訪問による納入催告 1~2月 訪問による納付相談・徴収	貸付段階で、適正な審査を行う。 長期滞納者や返済能力を有しているにも関わらず滞納している者について、本人や連帯保証人に対する納付催告を強化し、滞納額の縮減に努める。 1. 状況把握と整理方針の決定 4~3月 滞納状況の実態把握 6~7月 滞納整理方針の検討・決定 2. 文書・電話による納入催告 7~8、11~12月 催告書発送準備・発送 9~10、1~2月 電話による納入催告 3. 訪問による納入催告 1~2月 訪問による納付相談・徴収	貸付段階で、適正な審査を行う。 長期滞納者及び返済能力を有しているにも関わらず返還してしない者について、本人だけでなく連帯保証人に対する納付催告を強化し、滞納額の縮減に努める。 1. 状況把握と整理方針の決定 4~3月 滞納状況の実態把握 6~7月 滞納整理方針の検討・決定 2. 文書・電話による納入催告 7~8、11~12月 催告書発送準備・発送 9~10、1~2月 電話による納入催告 3. 訪問による納入催告 1~2月 訪問による納付相談・徴収
取組実績	1. 状況把握と整理方針の決定 4~8月 滞納状況の実態把握 9~11月 滞納整理方針の検討・決定 2. 文書・電話による納入催告 11~12月 催告書発送準備・発送 1~3月 電話による納入催告 3. 訪問による納入催告 1~3月 訪問による納付相談・徴収	1. 状況把握と整理方針の決定 4~8月 滞納状況の実態把握 9月 滞納整理方針の検討 2. 文書・電話による納入催告 10、1月 電話による納入催告 11~12月 催告書発送準備・発送 3. 訪問による納入催告 1~2月 訪問による納付相談・徴収	1. 状況把握と整理方針の決定 4~3月 滞納状況の実態把握 6~7月 滞納整理方針の検討・決定 2. 文書・電話による納入催告 7月 催告書発送準備・発送 8~3月 電話による納入催告 3. 訪問による納入催告 12~3月 訪問による納付相談・徴収	1. 状況把握と整理方針の決定 4~9月 滞納状況の把握 7~8月 滞納整理方針の検討及び決定 2. 文書及び電話による納入催告 8月 催告書発送準備・発送 9月 催告書発送後の電話による催告 11月 催告書発送準備・発送 1月 催告書発送準備・発送 8~2月 電話による納入催告

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	<ul style="list-style-type: none"> 概ね計画どおり進行することができている。 今後も計画的な納入催告に努める。また、年度末に向けて、悪質な滞納者に対する催告業務を強化し、滞納額の縮減を図っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の業務との調整ができず、9月期の電話による納入催告はできなかったが、その他は概ね計画どおり進行することができている。また、年度末に向け滞納者に対する催告業務を強化し、滞納額の縮減を図っていく。 今後は、天草市合併以前からの滞納について精査及び滞納整理の方針についての検討を行う。精査検討するにあたり、所掌業務の整理・効率化を図る。また、専門的な知識を有する業務のため、専門部署の配置を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 奨学金管理システムを活用し、未納額や未納期間等の情報を的確に把握し、収納状況に応じた催告業務を実施することができた。 今後も催告書及び電話による催告に応じない滞納者に対する催告業務を強化し、滞納額の縮減を図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 奨学金管理システムを活用し、滞納額や未納期間の情報を把握し、催告書の送付により電話連絡のあった滞納者へ滞納状況及び納入状況を伝え、今後の納入を促すことができた。 今後は、催告書送付後に連絡がなかった滞納者の連帯保証人への通知を行い、滞納額の縮減を図る必要がある。
進捗	計画どおり進行	計画より遅い	計画どおり進行	計画どおり進行
支部長評価	<ul style="list-style-type: none"> 奨学金滞納額の縮減については、概ね計画どおりに進行できている。 今後も徴収率の向上対策及び徴収体制の充実を図り、負担公平等の見地から、奨学金滞納額を縮減させる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 天草市合併以前からの滞納が大部分を占めており、時効について精査し、時効になったものについては、不納欠損処理を行う必要がある。また、合併後の貸付における滞納者については長期滞納にならないよう催告等を引き続き行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納金の縮減については、計画どおりに進行し、数値目標、目標効果額ともに達成している。 目標は達成しているが、今後も、負担公平等の見地から、奨学金滞納額の縮減に引き続き努める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納額の縮減については、概ね計画どおりの進捗状況である。 催告書に対して連絡等がなかった滞納者の連帯保証人への通知を行い返還金の納入につなげ、滞納額のさらなる縮減に努める必要がある。
進捗	計画どおり進行	計画より遅い	計画どおり進行	計画どおり進行

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	<ul style="list-style-type: none"> 奨学金管理システムを活用し、未納額や未納期間等の情報を的確に把握し、収納状況に応じた催告業務を実施することができた。 今後は、催告書及び電話による催告にも応じない悪質な滞納者に対する催告業務を強化し、滞納額の縮減を図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 奨学金管理システムを活用し、未納額や未納期間等の情報を的確に把握し、収納状況に応じた催告業務を実施することができた。 今後は、催告書及び電話による催告に応じない悪質な滞納者に対する催告業務を強化し、滞納額の縮減を図っていく必要がある。 滞納に関する徴収業務は私債権であり、専門知識を必要とするため、委託を検討する余地がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 奨学金管理システムを活用し、未納額や未納期間等の情報を的確に把握し、収納状況に応じた催告業務を実施することができた。 今後は、催告書及び電話による催告に応じない悪質な滞納者に対する催告業務を強化し、滞納額の縮減を図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 奨学金管理システムを活用し、滞納額や未納期間の情報を把握し、催告書の送付により電話連絡のあった滞納者へ滞納状況及び納入状況を伝え、今後の納入を促すことができた。 催告書送付後に連絡がなかった滞納者の連帯保証人への通知を行い、滞納額の縮減を図ることができた。 住所不明の人の戸籍附票の請求を行い、住所を把握し催告書を送付し、納入につなげることが出来た。
方向性	継続（未達）	継続（未達）	継続（完了）	完了
支部長評価	<ul style="list-style-type: none"> 未達の実施項目もあることから、今年度の取り組み内容の課題整理を行い、次年度の実行に向けて改善策を検討する必要がある。 次年度以降も、負担公平等の見地から、奨学金滞納額の縮減に引き続き努める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 目標効果額は大きく達成しているが、未達の実施項目もあることから、今年度の取り組み内容の課題整理を行い、次年度の実施に向けての改善策を検討を要する。 次年度以降も、負担公平等の見地から、奨学金滞納額の縮減に引き続き努める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納金の縮減については、計画どおりに進行し、数値目標、目標効果額ともに達成している。 目標は達成しているが、次年度以降も、負担公平等の見地から、奨学金滞納額の縮減に引き続き努める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 催告書を滞納者への送付だけでなく、連帯保証人にも返還状況を通知し、返還指導依頼を行ったことにより効果が出ている。これにより、複数年にわたり縮減を図ってきた中で、目標数値及び目標効果額を大きく上回ることができたことは評価できる。 今後は、住所把握及び連帯保証人への通知を継続的に取り組み、滞納額の縮減に努める。 滞納が完全に消滅したわけではないが、今後は、滞納者の個々の状況に応じた納入相談を続けていくことになるため、アクションプランから外し、課外の業務として滞納額の縮減を図っていくこととする。
方向性	継続（未達）	継続（未達）	継続（完了）	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 1-1-15

基本方針	39 財政基盤・経営力の強化	取組項目	83 将来を見据えた財政運営の健全化	プラン名	下水道事業の経営健全化
所管支部	水道局	所管課・係	経営管理課 下水道庶務係	関連部署	

基本方針内容	持続可能な行財政運営を行うためには、歳入の抜本的な見直しと自主財源の確保による財政の健全化が必要です。そのため、中長期的な財政見通しに基づく財政運営の指針となる「財政健全化計画」を策定し、健全で持続可能な行財政運営を確保するとともに、次世代への負担を軽減し、未来に向けた必要な投資を進めていきます。
プランの目的・効果	①汚水処理サービスを継続的に提供するため、経営健全化のための長期経営計画（経営戦略）を策定するとともに、定期的に更新する。長期経営計画を基本とした安定的な経営に取り組むことにより、下水道サービスを持続可能なものにする。②浄化槽市町村整備事業の制度を見直し、浄化槽設置補助事業に制度統一を図ることで、将来の繰出金の削減を図る。浄化槽整備を個人設置型に統一し、既存の市町村設置型浄化槽は、10年後に使用者に譲渡することとしたため、浄化槽市町村整備推進事業特別会計へ繰り入れていた一般会計繰入金（年間5,500万円程度）が削減できる。
現状	①人口減少により使用料収入の減少が想定される。 ②浄化槽の普及促進については、合併前の施策を引き継いだ経緯から、市内に個人設置型と市町村設置型の二つの制度を有している。
課題	①今後、施設等の更新費用の増大が見込まれるため、計画的な事業経営が必要である。 ②市町村設置型は、多額の基準外繰入金を充当しながら運営していることから、個人設置型への制度の統一を図る必要がある。 ③長期経営計画に示した一般会計補助金の金額を上限の目標とし、毎年の予算編成に取り組む。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1 長期経営計画（経営戦略）の策定		計画策定	→	→
	2 浄化槽市町村整備推進事業の制度見直し		制度改正		
	3 長期経営計画（経営戦略）に沿った経営			計画に沿った経営	→

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標 単位：%	計画策定の進捗率		70	100	100	
	計画					
財政効果額 単位：千円	実績		70	100	100	
	計画	14,700	54,900	59,618	85,173	214,391
	実績	14,786	66,886	16,984	32,577	131,233

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画		<ol style="list-style-type: none"> 長期経営計画（経営戦略）の策定 夏頃には着手し、年度内の完成を目指す。 7～1月 計画策定着手・経営指標分析 2月 計画完成 浄化槽市町村整備推進事業の制度見直し 平成29年度から新設を行わず、以降10年間は維持管理のみを行う趣旨の条例一部改正を6月議会上程し、可決後に住民への周知を行い十分な理解を得る。 4～5月 条例改正案作成・庁内協議調整 6月 条例改正案議会上程 7～12月 住民周知 	<ol style="list-style-type: none"> 長期経営計画（経営戦略）の策定 平成28年度決算調製後に計画の更新を行う。現行使用料体系を維持し、一般会計補助金を計画通り縮減することを基本に更新する。 7～10月 計画の更新 長期経営計画（経営戦略）に沿った経営 平成30年度の予算編成にあたっては、一般会計補助金のうち、基準外分について長期経営計画（経営戦略）に示した額を上限とし編成する（政策的事業の財源とするものを除く）。 10～1月 計画に沿った当初予算編成 	<ol style="list-style-type: none"> 長期経営計画（経営戦略）の策定 長期経営計画（経営戦略）については、平成29年度決算調製後に計画の更新を行う。現行使用料体系を維持し、一般会計補助金を計画通り縮減することを基本に更新する。 7～10月 計画の更新 長期経営計画（経営戦略）に沿った経営 平成31年度の予算編成にあたっては、一般会計補助金のうち、基準外分について長期経営計画（経営戦略）に示した額を上限とし編成する（政策的事業の財源とするものを除く）。 10～1月 計画に沿った当初予算編成
取組実績		<ol style="list-style-type: none"> 長期経営計画（経営戦略）の策定 7～1月 計画策定着手・経営指標分析 2月 計画完成 浄化槽市町村整備推進事業の制度見直し 4～5月 条例改正案作成・庁内協議調整 6月 条例改正案議会上程 7～12月 住民周知 	<ol style="list-style-type: none"> 長期経営計画（経営戦略）の策定 12～3月 計画の更新 長期経営計画（経営戦略）に沿った経営 10～1月 計画に沿った当初予算編成 	<ol style="list-style-type: none"> 長期経営計画（経営戦略）の策定 7～10月 平成29年度決算結果を踏まえた計画の更新 長期経営計画（経営戦略）に沿った経営 H31.4～R1.5 平成30年度決算調製

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見		計画どおり進捗している。今後は、長期経営計画（経営戦略）の策定のボリュームが大きくなると想定される。当初予算編成の時期と重なるが、水道局内の連携を図りながら、策定を進めていきたい。	国庫補助事業等の採択状況が計画より遅れていることから、建設改良事業の進捗が遅れが見られ、資本勘定並びに減価償却費等の経費計上を見直す必要が生じた。 下水道事業会計の平成28年度決算では、136,502千円の黒字を計上し、減債積立金への処分が議会で可決された。単年度収支としての経営状態は、概ね良好ではあるものの、損益勘定留保資金のほとんどを資本勘定の補てん財源に充当したため、経営基盤はまだ脆弱な状態である。	下水道事業会計の平成29年度決算においては、144,228千円の純利益を計上し、9月議会において減債積立金への処分が議決された。また、期末時点においての損益勘定留保資金は108,783千円であった。 公営企業会計移行後2期連続で利益を計上し、単年度収支においては健全経営を維持しているものの、資金面においてはまだまだ十分とはいえない状態であるため、今後も経営基盤の強化に取り組みたい。
進捗	未設定	計画どおり進行	計画より遅い	計画どおり進行
支部長評価		浄化槽市町村整備事業の制度見直しについては、予定どおり6月議会への上程、可決され、今後は、関係住民への周知に万全を期したい。 長期経営計画（経営戦略）の策定については、2月に市議会全員協議会へ説明し、了承が得られれば、その後公表することを予定しているため、十分検討し、策定に当たるよう引き締めていきたい。	下水道事業の経営戦略更新については、建設改良事業の進捗に大きな変化が生じたことから遅れているものの、平成30年度予算を反映した精度の高い経営計画としたい。 平成30年度予算編成については費用を厳格に見積もり、一般会計補助金等については、目標額以内とするよう努める。	下水道事業については、公営企業会計移行後2期連続で1億円を超える利益を計上し、経営の健全性という点においては一定の評価に値するものと考えられる。現時点において、下水道事業の経営課題は、流動比率43.7%に見られるように、経営基盤がまだまだ脆弱な状態であると認識している。 平成31年度予算編成にあたっては、下水道施設の機能が十分に発揮できるよう必要な経費を計上したうえで、収益、費用ともに内容を十分に精査し、健全経営が維持されるものとした。
進捗	未設定	計画どおり進行	計画より遅い	計画どおり進行

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見		各実施項目については計画通り遂行された。 経営戦略の策定については、高資本費対策基準内繰入金金の交付税措置分として毎年3,000万円程度の効果がある。市町村整備推進制度の見直しについては、10年後の使用者への譲渡が完了すれば、当該特別会計への一般会計繰出金として、年間5,000～5,500万円程度の効果が見込まれる。 今後は、今回策定した経営戦略を指針として、引き続き健全経営に努める。	下水道事業については、平成28年4月に公営企業会計に移行したばかりで、流動資産の不足など、現在の経営状態は脆弱と言わざるを得ないものの、経営戦略を更新し、将来の経営基盤強化の道筋を立てることができたことは一定の成果といえる。また、計画期間（H39まで）内は現行使用料体系を維持したままで利益を確保できる見通しを立てることができた。	財政効果額（基準外繰出金の削減額）については計画を下回る数値を示しているが、この要因は計画期間中に、集合処理4事業が公営企業会計に移行したためである。特別会計では、必要最小限の繰入れを行っていたが、公営企業会計移行後は、経営基盤強化の観点から、基本的に予算全額を繰り入れ、利益剰余金や損益勘定留保資金等で下水道事業会計内部に留保している。平成30年度末の資金残額は378,096千円であったため、この分を加算すると目標額を294,938千円上回っている。なお、下水道事業会計平成30年度決算においては、145,982千円の純利益を計上し、健全経営を維持している。
方向性	未設定	継続（完了）	継続（完了）	完了
支部長評価		予定していた実施項目については計画通り実施し、財政的にも一定の効果が得られたと認識している。 平成27年度に実施した使用料の改定や、今回の浄化槽整備制度見直しにより、下水道関係事業の経営状態は著しく改善したものの、依然、一般会計へ依存した体質であることには変わりはないため、今後も、歳出削減に努めるなど、経営改善に努めたい。	下水道事業の経営戦略を更新し、その内容は、一般会計補助金等の削減を実現する一方で、流動資産の確保など経営基盤の強化に繋がる結果を得られた。今後とも経営状態や市全体の財政状況を注視し、計画に即した進捗を図りたい。	下水道事業については、平成29年度決算を踏まえ、10月には財政計画を更新（ローリング）し、令和10年度までの経営見通しを立てた。見直しでは、一般会計補助金等の削減を図りながら、計画最終年度まで利益の計上を見込んでいる。令和元年度予算編成にあたっては、費用の見積もりを精査したことにより、一般会計補助金等は、財政計画の数値からさらに22,381千円削減した。 また、4年間の効果額については、実質的に5億円以上削減しており、目標の214,391千円を十分達成したものと認識している。
方向性	未設定	継続（完了）	継続（完了）	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 1-2-1

基本方針	39 財政基盤・経営力の強化	取組項目	84 市有財産の利活用、整理・統廃合、再配置	プラン名	公共施設の維持管理計画の作成
所管支部	総務部	所管課・係	管財課 財産管理係	関連部署	

基本方針内容	広域な視点や地域の特性、利用状況などを考慮し、必要性や効率性などの観点から、市有財産の利活用、整理・統廃合などの方向性を検討します。さらに、市民の安全性、利便性を考慮しながら計画的な維持管理による長寿命化や再配置及び廃止等の検討を行い、ファンリテイナメントの考え方に基づき、有効活用に努めます。
プランの目的・効果	施設の利用状況、同時期に整備した施設等の維持管理コストや将来の更新時期を考慮し、広域的な観点から計画的な市有財産の整理を行う。公共施設等の全体を把握し、長期的・広域的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することができる。
現状	市町合併により類似した施設を多く保有するとともに、今後人口の減少による未利用施設の増加、さらに同時期に建設された施設の更新を迎えようとしている。公共施設の維持管理計画は、施設の長寿命化計画として一部の施設のみ作成されている。
課題	施設の更新・統廃合等の方針を定めて計画的に実施していく必要がある。全施設の維持管理計画を作成する必要がある。施設の統廃合等を進めていくためには、将来の維持経費や利用見込みなど客観的に判断できる資料を作成し、市民の理解と協力を得る必要がある。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 公共施設等総合管理計画の作成	作成	完了		
	2. 個別施設計画の作成		作成	→	完了

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標	計画					
	実績					
財政効果額	計画					
	実績					
単位：千円						

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	公共施設等総合管理計画を各課と協議を行いながら作成する。 1. 公共施設等総合管理計画の作成 5~12月 資料収集、協議、素案作成 12月 庁内会議 1月 パブコメ 2月 修正等 3月 計画決定	公共施設等総合管理計画の策定及び周知第2期施設の整理・統廃合基本計画の見直し 1. 公共施設等総合管理計画の作成 5月 議会への説明 6~7月 パブリックコメントの実施 8~9月 決定・公表 2. 維持管理計画の作成 9~3月 保全情報システム「BIMMS」デモ版の検証 2月 個別計画策定状況照会 3. 施設の整理・統廃合基本計画の見直し 9~3月 保全情報システム「BIMMS」デモ版の検証 1~3月 個別施設の方針案作成依頼	公共施設等総合管理計画を具体的に実施していくため、個別計画を作成、個別計画を踏まえた施設の整理・統廃合基本計画を見直す。これらには地域住民の理解が必要なためパブリックコメントを行うとともに、策定後は周知を図る必要がある。 2. 維持管理計画の作成 3. 施設の整理・統廃合基本計画の見直し 4月 個別計画、個別施設方針案のとりまとめ・分析 7~10月 関係課との協議 11月 素案の作成 12月 利活用検討委員会 3月 計画決定	公共施設等総合管理計画を具体的に実施していくため、個別計画の作成を行う。計画の策定や見直しにあたっては、地域住民の理解が必要なため、必要に応じて住民説明などを行う。 2. 個別施設計画の作成 4月 エリアごとの方針策定 個別施設方針案のとりまとめ・分析 5~9月 関係課との協議 10月 利活用検討委員会での審査 11月 市議会全員協議会での説明 3月 計画決定
取組実績	1. 公共施設等総合管理計画の作成 8月 筆頭課長会議説明 9月 支所担当係長会議 10月 土木課・水道局打合せ 2月 利活用検討委員会 筆頭課長会議 支所長会議 3月 庁内版パブコメの実施	1. 公共施設等総合管理計画の作成 4月 筆頭課長会議 5月 部長調整会議、庁議、市議会全協説明 6月 パブリックコメントの実施 7~8月 決定、職員への周知、公表（市政だより） 2. 維持管理計画の作成 7月 職員へ周知 10月 保全情報システム「BIMMS」予算要求したが査定でカット 3月 個別計画策定状況照会 3. 施設の整理・統廃合基本計画の見直し 10月 保全情報システム「BIMMS」予算カット 3月 個別施設の方針案作成依頼	2. 維持管理計画の作成 3. 施設の整理・統廃合基本計画の見直し 4月 個別計画、個別施設方針案のとりまとめ・分析 5~8月 プロジェクトチームの立ち上げ・協議 9月 担当者会議の実施 10~12月 所管課において 個別計画等・見直しの作成 1~3月 個別協議・調整、素案の作成 見直し案のとりまとめ	2. 個別施設計画の作成 4月 プロジェクトチーム会議 (エリアごとの方針検討) 5~8月 個別施設方針案のとりまとめ・分析 7月 プロジェクトチーム会議 計画案検討 8月 関係課への説明 9月 計画案作成 11月 利活用検討委員会での審査 2月 市議会全員協議会での説明 3月 計画決定

中間期までの成果と課題		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	市有財産の利活用、整理・統廃合基本方針が作成されているため、総合管理計画の作成は簡単にできると考えていたが、実際に計画作成にとりかかってみると、資料の整理、関係課との調整等相当の期間を要し、簡単には作成ができず、計画の作成が遅れている。年度内の作成完了に向けて進めていく。また、総務省の要請では平成28年度までに作成することになっているため、場合によってはスケジュールの変更も検討する。	公共施設等総合管理計画は計画どおり策定することができた。今後は本計画に基づき進めていく必要がある。施設の統廃合は市民の方への影響も大きく、理解と協力を得る必要があることから、客観的に判断する資料として、保全情報システムの活用を検討する。併せて所管課に必要な調査を行い、施設の整理・統廃合計画の策定等に向けて取り組んでいく。	公共施設等総合管理計画の個別計画を策定するため、財政課、政策企画課、管財課でプロジェクトチームを立ち上げ推進を行っている。施設ごとの方針を策定してもらったため、担当者会議を行い、説明を行った。今後は、施設所管課からの施設ごとの方針や改修費などの調整を行い、年度末までに素案を策定し、平成30年度に地域住民への説明、パブリックコメントなどを行い維持管理計画の策定を行うとともに、施設の整理・統廃合基本計画の見直しを行う。	公共施設等総合管理計画の個別計画を策定するため、随時プロジェクトチームで会議を行い、計画案を検討した。今後、利活用検討委員会での審査、市議会全員協議会での説明を行い、年度末までに計画を作成する予定。計画は、来年度から1期4年を計画期間とし、平成31年度には施設の状況の調査を行い、平成32、33年度で施設の再配置計画を作成、平成34年度から実施する。その後、2期、3期では計画に沿って施設の再配置を実施していく。	
進捗	計画より遅い	計画より遅い	計画より遅い	計画どおり進行	
支部長評価	市有財産の総合管理計画は、中長期の財政計画に大きく関連するため、各施設の個別計画を立てるための指針となるものであることから、年度内の作成を目指す必要がある。	公共施設等総合管理計画に基づき、各部署において管理する施設ごとの方針、維持管理計画を今後定めていく必要がある。そのためには、将来的な維持管理経費と利用見込みなどをともに費用対効果など、市民に客観的に判断する資料を提供し、施設の統廃合に向けて、理解と協力を求めていく必要がある。	各施設所管課による個別計画の策定が前提となるため、今後、担当課との十分な調整・協議が必要となる。やや遅れ気味であるが、長期的、広域的な視点による公共施設の統廃合・長寿命化を達成するためには、所管施設だけでなく、市全体の公共施設という共通認識を図る必要がある。	後期基本計画の政策に掲げる予定の「ファシリティアマネジメントの推進」を進めるための、根幹的な計画となる個別施設計画であり、長期的な視野を持った計画として作成する必要がある。昨年度までは、「維持管理計画の作成」、「施設の整備・統廃合基本計画の見直し」の2本立てだったが、2つをまとめて「個別施設計画の作成」としており、進捗状況としては計画どおり進められている。	
進捗	計画より遅い	計画より遅い	計画より遅い	計画どおり進行	

1年間の成果と課題		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	市有財産の利活用、整理・統廃合基本方針の考え方を承継しつつ、インフラ施設まで含めた素案は出来上がった。今後、議会、市民の意見を踏まえた計画として完成させていく。また、公会計データの見直し等もなされているので、必要に応じて見直しも行っていく必要がある。	公共施設等総合管理計画は計画どおり策定することができた。また、本計画に基づく個別計画を策定するために、施設ごとに所管課の考えをとりまとめる調査を行った。来年度は調査結果の分析（必要によってはヒアリング）を行い、支所の考えも踏まえたうえで計画案を作成し、市民への説明できるように取り組んでいく。	公共施設等総合管理計画に基づく個別計画を策定するために、プロジェクトチームを立ち上げスケジュール管理を含め業務の進め方を協議した。9月の説明会を踏まえて各施設ごとの所管課からの計画をとりまとめ、素案を作成した。来年度は、プロジェクトチームで分析（必要によってはヒアリング）を行い、施設の適正配置を念頭に施設の必要性や予算配分を考慮した施設整備の年次計画等の調整を行ったうえで計画案を作成する。	公共施設等総合管理計画に基づく個別計画を策定するために、プロジェクトチームを立ち上げスケジュール管理を含め業務の進め方を協議した。9月に計画案を策定し、筆頭課長会議、部長調整会議、庁議、市議会全員協議会への説明を行い、3月に計画を策定した。次年度からは、計画に基づき、施設の評価実施、保全計画、施設の再配置計画の策定を行い、実施につなげていく。	
方向性	継続（未達）	継続（未達）	継続（完了）	完了	
支部長評価	公共施設等の全体を把握し、長期的・広域的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う必要があることから、完成した計画の素案について、今後は議会への説明、パブコメ等を実施し、理解を得たうえで8月をめどに策定し、関連する個別計画等の策定などの実施に向けて取り組んでいく必要がある。	所管課の施設毎の考えをとりまとめた調査結果の分析を行い、施設に対する支所の考えも踏まえたうえで計画案を作成し、地域の理解と協力を求めていく必要がある。	維持管理計画については、所管課の施設ごとの考えを取りまとめ、分析したうえで素案を作成したが、次年度は素案を基に計画決定をめざす。施設の整備・統廃合基本計画については、所管課の見直し案のとりまとめまで終了したので、次年度中に第3期計画を策定する。	後期基本計画に新たに政策として掲げた「ファシリティアマネジメント」の考えに基づき、「天草公共施設等再配置・個別施設計画」を、市議会へも説明のうえ、3月に策定した。次期アクションプランでは、同計画に基づき、第1期の4年間に、すべての施設の評価を踏まえ、施設の再配置計画を作成していくことを掲げる必要がある。なお、全庁的な取り組みとして強化するため、組織の見直しを行い、財産経営係を新設した。	
方向性	継続（未達）	継続（未達）	継続（完了）	完了	

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 1-2-2

基本方針	39 財政基盤・経営力の強化	取組項目	84 市有財産の利活用、整理・統廃合、再配置	プラン名	市有財産の把握と売却
所管支部	総務部	所管課・係	管財課 財産管理係	関連部署	

基本方針内容	広域な視点や地域の特性、利用状況などを考慮し、必要性や効率性などの観点から、市有財産の利活用、整理・統廃合などの方向性を検討します。さらに、市民の安全性、利便性を考慮しながら計画的な維持管理による長寿命化や再配置及び廃止等の検討を行い、ファンリテイナメントの考え方にに基づき、有効活用に努めます。
プランの目的・効果	市有財産の利活用基本方針に基づいた、第2期施設の整理・統廃合基本計画等により地域の実情に沿った利活用を図り、今後も利活用が見込めない財産については、積極的に売却・貸付けるなど有効活用を図る。 ・施設の維持管理費削減及び売却収入により財政負担の軽減が図られる。 ・公共施設の最適な配置が図られる。 ・未利用施設の有効活用が図られる。
現状	・廃校施設は規模が大きいため売却価格が高額であるとともに、購入後の維持管理費等も高額で、さらに中心地より遠地に立地しており売却が進んでいない。 ・建物の場合、多額の維持管理費を要するため、地元地域の公共的団体では活用できない状況にある。
課題	・今後、人口の減少により未利用施設の増加が予想される。 ・貸付件数が増えても管理する施設数は減らないため、市の負担はあまり減らない。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 市有財産の売却等	計画に沿った実施	→	→	→
	2. 市有財産の貸付	計画に沿った実施	→	→	→
	3. 貸付け方針の見直し (遊休財産等利活用促進条例)	見直し	完了		

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標	行政財産の施設数	計画 730	700	690	680	
	単位:	実績 792	781	732		
財政効果額	市有財産の売却額	計画 10,000	10,000	10,000	10,000	40,000
	単位:千円	実績 27,738	50,499	57,256	22,321	157,814

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	利活用計画のない市有財産については、積極的に売却する。売却ができない市有財産については、貸付を検討する。 1. 市有財産の売却等 4~3月 不動産鑑定、公売 2. 市有財産の貸付 7~10月 貸付方針等検討 11~3月 方針に基づく貸付 12月 旧天附小公募 3. 計画の見直し 9~3月 貸付方針等見直し(随時) 1~3月 貸付方針等検討(旧天附小と併せて)	第2期施設の整理・統廃合基本計画の見直し 市有財産の処分にかかるホームページの掲載 1. 市有財産の売却等 随時、1月 公売 6~7月 ホームページの検討 9~10月 売却可能な市有地調査 2. 市有財産の貸付 随時 貸付け 3. 貸付方針の見直し 10月 筆頭課長会議、利活用検討委員会 11月 筆頭課長会議、部長調整会議、庁議 12月 条例改正	計画的な市有地公売。条例を活用できるよう整備。閉校の校舎、体育館、グラウンドの施設分類と施設数のカウント方法を検討し目標の見直しを図る。 1. 市有財産の売却等(随時) 佐伊津町、有明町、御所浦町、牛深町、新和町 2. 市有財産の貸付(随時) 5月 担当者会議 7、11、3月 滞納者納入通知、貸付料未納者対応 3. 貸付方針の見直し(遊休財産等利活用促進条例) 4月 対象施設の検討 5月 規則の制定 6~3月 ホームページに制度(対象施設)掲載	公売による計画的な市有地の売却。遊休財産等利活用条例を活用できるようPR。貸付け要領は、無償(減額)貸付け等の判断が不明確なため見直し。 1. 市有財産の売却等 4~3月 随時売却 10~12月 売却可能物件の調査・整理 3月 売却計画の策定 2. 市有財産の貸付 4~3月 貸付(随時) 10月 担当者会議 12月 貸付要領の見直し案作成 2月 利活用検討会での審査、改正 9~1、3月 滞納者納入通知、貸付料未納者対応
取組実績	1. 市有財産の売却等 市有地公売 10件、公売による契約 5件 2. 市有財産の貸付 6月 旧天附小 地区募集(応募なし) 8月 旧天附小他 利活用希望調査(応募1件) ㈱デンソーへ旧五和中貸付 9~11月 不動産鑑定 1月 旧天附小貸付仮決定書交付 3月 ㈱アイエスエフネットライフ天草へ旧御領池小を貸付	1. 市有財産の売却等 倉岳町、牛深町1件、佐伊津町2件、有明町1件 2. 市有財産の貸付 随時 貸付け 8、11月 滞納者への通知 2、3月 訪問徴収、貸付料未納者対応 3. 貸付方針の見直し 6~9月 貸付方針等の検討 10、1月 筆頭課長会議 10、2月 部長調整会議 11、1月 利活用検討委員会 3月 遊休財産等利活用促進条例制定(議会議決)	1. 市有財産の売却等(随時) 有明町、御所浦町、牛深町、新和町 2. 市有財産の貸付(随時) 9~12月 滞納者納入通知 3月 貸付料未納者対応 3. 貸付方針の見直し(遊休財産等利活用促進条例) 4月 対象施設の検討 5月 利活用検討委員会での審議 6月 現地視察 8月 規則の制定 11~3月 ホームページに制度(対象施設)掲載 2月 文科省「みんなの廃校プロジェクト」掲載 3月 遊休財産利活用契約 1件	1. 市有財産の売却等 4~3月 随時売却 7月 公売(牛深3件) 10~12月 売却可能物件の調査・整理 3月 公売(倉岳1件、河浦1件) 3月 売却計画の策定 2. 市有財産の貸付 4~3月 貸付(随時) 9月 滞納者納入通知、貸付料未納者対応 3月 滞納者納入通知、貸付料未納者対応

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	廃校舎だけでなく集合住宅的な教職員住宅についても、処分が難しい状況にある。基準を緩和すると、管理する普通財産が増えるだけで、事務量等は減らないため、将来的なことまで踏まえて検討を行う必要があるが、よい解決策が見当たらず方針決定は難しい状況にある。	倉岳町市有地の売却が土木課が行う港湾施設の使用途廃止、分筆登記等と並行して行ったため、手続きに相当の期間を要したが、なんと6月議会に間に合わせる事ができた。今後、公売による計画的な売却を進めていきたい。12月議会で条例改正できるように進んでいる。今後も財産条例の改正により積極的な貸付を進めていく。	遊休財産等利活用促進条例施行規則を8月に制定した。9月に利用申請が出されており、円滑な利用ができるよう調整を行っている。ホームページにも情報を掲載し、周知を図っていく。 市有地については、随時公売や貸付を行い、財産の処分や有効活用を行っている。	市有地については、7月に牛深の市有地3件を公売した。公売には不動産鑑定が必要のため、随時、鑑定を行い公売を行う。 国民宿舎跡地については、公売する方針で要領を作成中であり、今年度中に公売する予定。 計画的な売却を行うため、売却可能な物件の調査を行い、売却計画を策定する予定。
進捗	計画より遅い	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行
支部長評価	売却や貸付が可能な物件については、年1回の市政だよりの周知、本庁や支所窓口での情報提供だけでなく、市のホームページを利用した通年の情報提供や、移住・定住関係との連携等も図りながら、売却や貸付等を推進する必要がある。	市の遊休財産については、市政だよりのホームページ等を活用して、売却等を推進するとともに、地域振興・産業振興等につながる団体や企業に対する起業を積極的に支援できるような公有財産活用（無償貸与等）の仕組みづくりを進める必要がある。	行政財産として活用の予定がない施設については、管理経費削減のため、継続して売却及び貸付を行っていく必要がある。 また、地域の活性化や雇用の拡大を図る事業を行う者に対して推奨措置を講じる遊休財産等利活用促進条例を活用してもらえよう、関係課と連携するとともに、制度のPRに取り組む必要がある。	計画どおり進められている。 市有財産については引き続き有効活用に努めていく必要があるが、本年度策定予定の売却計画については、長期的な視点による計画にする必要がある。
進捗	計画より遅い	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	施設の貸付や売却については、できるものから少しずつできている。今後、校舎や共同住宅など処分が難しい施設が増えていくため、統廃合基本計画の見直しに併せて処分の方法を再度検討していく必要がある。また、解体工事や登記関係は専門的な知識が必要であり、また、期間も要することから積極的に処分を行うのであれば職員の配置も検討する必要がある。	行政財産として活用の予定がない施設（土地・建物）については、継続して地道に売却および貸付を行っている。 また、地域の活性化や雇用の拡大を図る事業を行うものに対して奨励措置を講じる遊休財産等利活用促進条例を制定した。今後、制定した条例を活用してもらえよう取り組んでいく必要がある。	市有財産の売却は、1,000万円の予算に対し5倍以上の売却となり、歳入を増額することができた。 また、遊休財産等利活用促進条例の制定に伴う規則を制定し、ホームページで紹介した。本条例による契約が1件締結できた。このほか企業からの問い合わせが2件あった。 今後も旧教職員住宅の売却や、市有財産の有効活用を図っていく。	市有財産の売却は、1,000万円の予算に対し2倍以上の売却となり、歳入を増額することができた。 また、遊休財産等利活用促進条例規則の対象施設をホームページ等で紹介し、数件の問い合わせがあった。 国民宿舎跡地については、公売する方向で検討を行ったが、土砂災害危険区域に指定されることが想定されるため、公売については見送った。 売却可能な物件については、各支所に調査を行い取りまとめを行った。
方向性	継続（未達）	継続（完了）	継続（完了）	完了
支部長評価	売却や貸付など地理的条件等も含めて条件の良い市有物件については、準備が整った案件から順次、処分しているが、今後は統合後の校舎や共同住宅、老朽化が進んだ施設等、処分が難しい物件の増加が増えてくる。年々財政面が厳しくなる中、解体を中心とした処分が増えると思われるので、公共施設の長期的な管理計画に沿って、適切に対応する必要がある。	行政財産として活用の予定がない施設（土地・建物）については、管理経費削減のため、継続して売却および貸付を行っていく必要がある。 また、地域の活性化や雇用の拡大を図る事業を行うものに対して奨励措置を講じる遊休財産等利活用促進条例を活用してもらえよう、関係課と連携するとともに、制度のPRに取り組む必要がある。	市の遊休財産については、ホームページ等を活用して売却や貸付を推進する必要があるが、本年度は企業からの問い合わせもあっており、今後の利活用促進が期待される。 地域活性化や雇用拡大などにも寄与できる事業を誘致するためには、関係課との連携も必要である。	所管課意見のとおり、一部の状況変更があったものを除き計画どおり進めることができた。 次期アクションプランでは、市有財産の売却計画について、より長期的な視点による優先順位を確定し、計画的な歳入予算の確保に努める必要がある。
方向性	継続（未達）	継続（完了）	継続（完了）	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 1-2-3

基本方針	39 財政基盤・経営力の強化	取組項目	84 市有財産の利活用、整理・統廃合、再配置	プラン名	社会体育施設の管理の見直し
所管支部	地域振興部	所管課・係	スポーツ振興課 施設管理係	関連部署	

基本方針内容	広大な視点や地域の特性、利用状況などを考慮し、必要性や効率性などの観点から、市有財産の利活用、整理・統廃合などの方向性を検討します。さらに、市民の安全性、利便性を考慮しながら計画的な維持管理による長寿命化や再配置及び廃止等の検討を行い、ファンリテイナメントの考えに基づき、有効活用に努めます。
プランの目的・効果	社会体育施設の管理の見直しについて、廃止、民営化あるいは譲渡について協議を行う。 ・利用状況と維持管理に要する経費を比較し、新小学校区に拠点となる1施設の配置を検討することにより経費の削減が図れる。 ・施設の清掃や夜間管理委託についても、地区振興会等へ委託することにより経費の削減が期待される。
現状	・学校統廃合により、H27.4.1現在で体育館47施設、運動広場（相撲場、テニスコート含む）62施設、武道場4施設、プール1施設、B&G海洋センター1施設、その他2施設の116施設を管理している。
課題	・1地域1施設を基本としているが、今後は少子高齢化に伴い利用が少ない施設の統廃合が必要となる。 ・廃校後の運動広場利用で、年に数回地元だけの利用施設については、支所や地区振興会と協議しながら移管し貸付も検討して行く。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 施設数の削減	計画に沿った実施	→	→	→
	2. 施設の自主開閉	計画に沿った実施	→	→	→
	3. 地区振興会への管理委託	計画に沿った実施	→	→	→

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標 単位：%	計画の進捗率	計画 2.5	7.0	16.0	20.0	
		実績 2.0	3.5	4.0	4.5	
財政効果額 単位：千円	施設の管理経費削減額	計画	17,000	24,000	26,000	67,000
		実績		6,896	8,229	15,125

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	社会体育施設は117ヶ所あり、計画的な維持管理とともに統廃合の見直しが必要。各支所担当者への説明及び振興会等への説明と協議を行うとともに、できるものについては積極的に実行に移す。 1. 施設数の削減 2. 施設の自主開閉 8月 担当者説明会 10～2月 実態調査、取りまとめ 3. 地区振興会への管理委託 8月 担当者説明会 10～11月 地区振興会への説明、協議 12～2月 方針検討、方向性決定	削減対象を特定し地区への説明及び協議を継続し1施設でも多く削減。地域の施設は地区振興会等へ管理委託移行を進めて行く。削減にあたっては維持管理経費と利用状況と比較し理解を得ることが課題。 1. 施設数の削減 3. 地区振興会への管理委託 4. 8月 担当者説明会 6、9～11月 地区振興会への説明、協議 1月 方向性決定 2. 施設の自主開閉 4. 8月 担当者説明会 11月 担当者との協議 1月 方向性決定	早期に地元へ説明及び協議を行い方向性を出し1施設でも多く削減。地域住民の施設として意識してもらい移行を進める。施設や維持管理経費の削減は、利用状況と比較しながら地区住民に理解を得ることが課題。 1. 施設数の削減 2. 施設の自主開閉 3. 地区振興会への管理委託 4. 8月 担当者説明会 5、10月 地区振興会及び利用団体への説明 6～7月 現状把握 9月 担当者との協議 9～11月 地区振興会との協議 11～12月 方向性決定 3月 条例廃止	H29から統廃合の検討を継続している対象施設は早期に地元と説明・協議を行い方向性を出し、1施設でも多く削減できるようにする。運動広場の除草等の清掃業務は、地域住民の施設という位置づけを意識してもらい、地区振興会等へ移行を進める。維持管理経費削減は、現状を把握し利用状況と比較しながら、地区住民等に理解を得ることが課題。 1. 施設数の削減 5～11、12月 地区振興会との協議、方向性決定 3月 条例廃止 2. 施設の自主開閉 5～1月 利用状況の把握確認、随時自主開閉 3. 地区振興会への管理委託 5～1月 地区振興会との協議、随時管理委託
取組実績	1. 施設数の削減 2. 施設の自主開閉 8、2月 担当者説明会 11～3月 実態調査、取りまとめ 3. 地区振興会への管理委託 8、2月 担当者説明会 3月 一部地区振興会への説明	4、8月 担当者説明会 2月 各支所担当課長・係長会議 1. 施設数の削減 6月 地区振興会との協議 8月 天附第2体育館の用途廃止同意書の受付 9月 下田北体育館について協議 2. 施設の自主開閉 4月 有明の5施設追加実施 8月 説明会において継続協議の依頼 3. 地区振興会への管理委託 4月 本渡1、五和4地区追加実施 8月 説明会において継続協議の依頼	4、8月 担当者説明会 1. 施設数の削減 5、11～12月 地区振興会への説明、協議 2月 条例廃止 2. 施設の自主開閉 9月 担当者との協議 12月 地区振興会及び利用団体へ説明 2月 施設の決定 3. 地区振興会への管理委託 5、12月 地区振興会への説明、協議 9月 担当者との協議 2月 委託施設の決定	4月25日 各支所担当課長・係長・担当者会議 8月23日 " 係長・担当者会議 1. 施設数の削減 新和、天草の3施設（大多尾体育館、中石体育館、大江運動広場）を地区振興会の同意を得て、条例の廃止を行った。残りの対象10施設は継続して協議中である。 2. 施設の自主開閉 4施設（下浦運動広場、鬼池体育館、二江体育館、倉岳武道館）を自主開閉に移行した。 3. 地区振興会等への管理委託 5施設（深海グラウンド、深海体育館、浦体育館、宮田体育館、倉岳武道館）を地区振興会及び利用団体へ管理委託した。

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	計画より遅い理由としては、昨年より支所の担当者には説明及びお願をしているが、担当者の温度差があるようなので、今後も理解してもらえるよう進めていきたい。	ほぼ計画どおり実施しており、昨年度と比較して清掃委託料等を縮減することができた。 今後も引き続き支所を通じて、地区振興会等と協議を継続して、効率的な維持管理に努めたい。	困難なところが残っているので、なかなか成果を得ることができないが、今後も各支所を通じて、地区振興会等と協議を継続して、効率的な維持管理に努めたい。	施設の整理・統廃合については、地区の事情等もあり、統廃合に時間を要しているが、新和、天草の3施設の方向性が決まり、同意を得ることができ、条例の廃止を行なった。 また、施設の利用頻度に応じた自主開閉4施設と地区振興会等への清掃委託管理5施設により、維持管理費の削減を図ることができた。 整理・統廃合について協議中の施設は、各支所と連携を図りながら、年度内に方向性を決定し、条例廃止ができるように取り組む。
進捗	計画より遅い	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行
支部長評価	遅れ気味であることはいなめない。ただ、特定地域が計画通り削減できれば、その他の地域もある程度促進できるものと考ええる。さらに、支所職員の考え方を考えることにより、一層地域への理解が深まるものと考えられるので、支所職員への説明と理解を求めることは大変重要と考えている。	計画どおり実施しているので、引き続き天草市公共施設等総合管理計画に沿って、人口現象や財政の健全化に対応するとともに、地元の理解を得たうえで、効率的な管理の見直しに努めていきたい。	大きな成果は出難いが、地区振興会等と協議を継続して、少しずつ改善を図りたい。 今年度末で廃校となる学校の体育館、グラウンドについては、1地区1施設の原則に則って、地元と協議を進めていきたい。	施設の削減、管理方法の変更等で維持管理費の削減ができていたので、今後も振興会等と協議を行い、施設数の削減に努めたい。
進捗	計画より遅い	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	担当者会議において、施設の利用状況や維持管理費を提示することにより、少しずつ理解を得られたと思う。 また、地区振興会へ説明された支所においては、理解を得ることにより少しずつ見直しをすることができた。	年3回の各支所担当課長・担当者会議において、施設の状況等を毎回、提示し情報の共有を図ることができ、取組みの方向性を確認することができた。 また、施設の整理・統廃合の主旨についても、地区振興会や利用団体の理解を少しずつではあるが得ることができた。	今年度は2回の各支所担当課長・担当者会議において、施設の状況等を提示し、情報の共有を図ることができ、取組みの方向性を確認することができた。 また、学校規模適正化計画により有明地区、本渡地区において小学校6校が廃校となることから、既存施設を含めた整理・統廃合の協議を地区振興会等と実施し、6施設の廃止と7施設を移管する条例の改廃を行った。 また、施設の利用頻度に応じた自主開閉と清掃委託管理により、維持管理費の削減を図ることができた。	今年度は2回の各支所担当課長・担当者会議において、施設の状況等と公共施設管理方針を提示し、情報の共有を図り、取組みの方向性を確認することができた。 施設の整理・統廃合については、地区振興会等と協議し、3施設の条例廃止を行い、新たに利用頻度が少ない夜間照明がある施設についても検討を始めた。 また、利用団体が固定している4施設を自主開閉とし、シルバー人材センターに清掃委託していた5施設を地区振興会等へ委託したことで維持管理費の経費削減を図ることができた。
方向性	継続（未達）	継続（未達）	継続（未達）	完了
支部長評価	年間計画では少し遅れ気味ではあるが、支所職員の理解を得られてきているようである。今後は、計画の趣旨を如何に地域へ理解を得られるかが重要と考えている。	今後も引き続き、天草市公共施設等総合管理計画に沿って、財政負担の軽減、平準化及び施設の最適な配置を実現するために、地元の理解を得たうえで、効率的な管理の見直しに努めていきたい。	廃校となる学校の施設は、そのまま社会体育施設とするのではなく、既存施設を含めた整理・統廃合の協議を地区振興会等と実施し、必要最小限を社会体育施設とした。 また、施設の利用頻度に応じた自主開閉と清掃委託管理により、維持管理費の削減を図ることができた。 今後も引き続き、施設の存続も含めて、見直しをしていく。	施設の整理・統廃合については、地区振興会等と協議し、3施設の条例廃止を行い、新たに利用頻度が少ない夜間照明がある施設についても検討を始めた。 また、利用団体が固定している4施設を自主開閉とし、シルバー人材センターに清掃委託していた5施設を地区振興会等へ委託したことで維持管理費の経費削減を図ることができた。 今後も施設の利用状況等に応じて、引き続き統廃合を検討していく。
方向性	継続（未達）	継続（未達）	継続（未達）	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 1-2-4

基本方針	39 財政基盤・経営力の強化	取組項目	84 市有財産の利活用、整理・統廃合、再配置	プラン名	公立保育所民営化の推進
所管支部	健康福祉部	所管課・係	子育て支援課 子育て支援係	関連部署	

基本方針内容	広域な視点や地域の特性、利用状況などを考慮し、必要性や効率性などの観点から、市有財産の利活用、整理・統廃合などの方向性を検討します。さらに、市民の安全性、利便性を考慮しながら計画的な維持管理による長寿命化や再配置及び廃止等の検討を行い、ファンリテイナメントの考え方にに基づき、有効活用に努めます。
プランの目的・効果	市内に14ヶ所ある公立保育所を「公立保育所民営化等実施計画(改定版)」に基づき、民営化等を実施する。 「民間でできることは民間へ」という観点のもと、民営化によるコスト削減と民間活力による保育サービスの充実や保育の質の向上が図れる。
現状	入所児童数の減少と入所児童一人当たりの経費が他の私立保育園と比べ多大である。正職員の退職に伴う正職員の採用がないため、全公立保育所の保育士の確保が困難である。
課題	民営化によるコスト削減と民間活力による保育サービスの充実や保育の質の向上を図る必要がある。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 公立保育所民営化等実施計画(改定版)	計画に沿った実施	→	→	→

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標 単位:	計画					
	実績					
財政効果額 単位:千円	施設管理費削減額 人件費含	計画 67,509	81,441	187,482	225,630	562,062
		実績 79,855	92,002	432,288	484,913	1,089,058

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	平成29年度から民営化予定保育所(山口・島子・小宮地・手野・一町田)移管先法人の公募・選定・決定。 平成30年度以降に民営化予定の保育所について、地域説明会を実施、民営化の前倒し等、早期実施を検討。 1. 公立保育所民営化等実施計画(改定版) 5~7月 地域説明会 8月 移管先法人公募 9~10月 移管先法人選定 11月 移管先法人決定 12~2月 保護者説明	平成29年4月から民営化に向け山口・島子・小宮地・手野・一町田保育所の条例改正・移管先法人との協定締結、合同保育等の引継ぎ事務を滞りなく行う。 平成30年度から民営化予定の保育所(佐伊津・浦和・栖本・新合・宮野河内)の移管先法人の公募・選定・決定を12月までに完了する。 1. 公立保育所民営化等実施計画(改定版) 6月 保育所条例改正(H29予定) 7月 移管先法人との民営化協定締結 8月 移管先法人公募(H30予定) 9~10月 移管先法人選定(H30予定) 11月 移管先法人決定(H30予定) 10~3月 移管先法人との合同保育 12~2月 保護者説明会(H30予定)	平成30年4月から民営化(佐伊津・浦和)保育所の条例改正・移管先法人との協定締結、合同保育等の引継ぎ事務を滞りなく行う。 平成31年度から民営化予定(深海・御所浦・御所浦北・宮野河内)保育所の移管先法人の公募・選定・決定を完了する。 平成31年度から民営化(深海・御所浦・御所浦北)及び廃止予定(牛深)の保護者説明会を実施する。 1. 公立保育所民営化等実施計画(改定版) 5、12月 保護者説明会(H31民営化・廃止予定) 6月 条例改正(H30民営化) 7月 移管先法人との民営化協定締結 8~11月 移管先法人公募・決定(H31民営化) 10~3月 移管先法人との合同保育 1~2月 新合保育所の廃止の検討	平成31年4月から民営化する深海・宮野河内保育所の移管先法人との条例改正、協定締結及び合同保育等の引継ぎを滞りなく行う。 また、廃止する牛深保育所、新合保育所についても条例改正等滞りなく行う。 民営化できなかった保育所について、今後の方針を検討する。 1. 公立保育所民営化等実施計画(改定版) 6月 保育所条例改正(H31民営化・廃止予定) 7月 移管先法人との民営化協定締結 10月 民営化に伴う認可申請(2ヶ所) 10~3月 移管先法人との合同保育 2月 保育所廃止届(4ヶ所)
取組実績	1. 公立保育所民営化等実施計画(改定版) 5~9月 地域説明会 8月 移管先法人公募(5ヶ所) 9~10月 移管先法人選定(5ヶ所) 11月 移管先法人決定(5ヶ所) 12~2月 保護者説明(5ヶ所)	1. 公立保育所民営化等実施計画(改定版) 6月 保育所条例改正(H29予定) 7月 移管先法人との民営化協定締結 8月 移管先法人公募(H30予定) 9~10月 移管先法人選定(H30予定) 11月 移管先法人決定(H30予定) 10~3月 移管先法人との合同保育 12月 保護者説明(栖本) 2月 保護者説明会(H30予定)	1. 公立保育所民営化等実施計画(改定版) 4月 新合保育所休園 6月 H30民営化保育所条例改正 6~7月 H31民営化・廃止予定保育所保護者説明会 7月 H30民営化移管に関する協定書締結 9月 移管先法人公募広報掲載、説明会、受付 9、10月 公立保育所民間移譲選考委員会 10月 栖本保育所保護者説明会 11月 市長への答申 移管先法人決定(深海、宮野河内) H31民営化予定保育所保護者説明会 12月 新合保育所入所児童募集 1月 新合保育所の廃止の検討 3月 新合保育所への入所児童申込がなく廃止の方向で進めることを説明	1. 公立保育所民営化等実施計画(改定版) 6月 保育所条例改正 H31民営化(深海、宮野河内) H31廃止(牛深、新合) 7月 移管先法人との民営化協定締結(宮野河内) 8月 移管先法人との民営化協定締結(深海) 移管先法人との民営化に係る打合せ会議(深海、宮野河内) 10月~2月 設置認可に係る協議(深海、宮野河内) 10月~3月 合同保育実施 3月 公立保育所の廃止届(牛深、新合) 移管先法人による保育所として認可(深海、宮野河内)

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	地域説明会は1カ所を除き、予定どおり実施し、移管先法人の公募・選定は、概ね計画どおり進行することができている。 年度末に向け移管先法人の決定、保護者説明を実施する必要があるため、今後もスケジュールを意識しながら進めていきたい。	H29民営化予定の5ヶ所については、条例改正、民営化協定締結、合同保育協定締結と計画どおりすすめており、年度末に向け、法人による認可申請、請負業者等との契約変更等、民営化に伴う事務作業を確実に実施していく必要がある。 また、H30民営化予定の5ヶ所については、公募及び選定と計画どおりすすめているが、2ヶ所の保育所について応募が無かったため、今後の対応を検討する必要がある。	・天草市公立保育所民営化等実施計画に沿って、概ね計画どおり実施できている。しかし、民営化への応募がなかった御所浦、御所浦北となるため、今後の運営方針を定める必要がある。	・天草市公立保育所民営化等実施計画に沿って、概ね計画どおり実施できている。今後は、民営化する保育所は合同保育等の引継ぎを計画どおり行い、廃止する保育所は滞りなく閉所できるよう進めていく。 ・課題としては、民営化に至らなかった公立保育所（御所浦、御所浦北、柗本）の今後の方針を検討する必要があると考えている。
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行
支部長評価	公立保育所の民営化推進については、概ね計画どおり進行している。 平成27年度後半及び平成28年度以降についても年次で推進する必要があるため、公立保育所民営化等実施計画に沿って実施していく必要がある。	公立保育所の民営化推進については、概ね計画どおり進行している。 平成30年度民営化予定5保育所のうち、2保育所については、移管先法人の応募がなかったため、今後、この保育所の取扱いを検討する必要がある。	公立保育所の民営化推進については、概ね計画どおり進行している。 平成31年度民営化予定4保育所のうち、2保育所については、移管先法人の応募がなかったため、今後、この保育所の取り扱いを検討する必要がある。	平成27年度～平成31年度（5ヶ年）までを期間とする「天草市公立保育所民営化等実施計画」に基づき、9保育所を民営化、2保育所を廃止し、概ね計画どおり完了させることができた。ただ、今後も公立保育所として3保育所が継続運営されるため、公立保育所の運営方針の作成と人口減少地域における保育所の在り方についての方針を31年度に作成する必要がある。
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	公立保育所13ヶ所の民営化と1ヶ所の廃止を計画しており、平成27年度は14ヶ所すべての地域で説明会を実施することができた。 また、平成29年度から民営化予定の5ヶ所（山口・島子・小宮地・手野・一町田）について、移管先法人の公募を8月に行い、選考委員会を経て、11月に移管先法人を決定し、市・移管先法人による地域説明会を2月に実施した。 今後は、平成29年4月からの民営化に向け、条例改正、移管先法人との協定締結、合同保育等の引き継ぎ作業を行う。	H29予定の5ヶ所（山口・島子・小宮地・手野・一町田）については、条例改正、移管先法人との民営化協定締結、10月から合同保育等の引継ぎ業務を行い、平成29年4月から私立保育園として新たにスタートする。 H30予定の5ヶ所（佐伊津・浦和・柗本・新合・宮野河内）については、11月に移管先法人を決定したが、応募なしが2ヶ所（新合・宮野河内）、決定後の辞退が1ヶ所（柗本）あった。また、H28年12月に柗本で保護者説明会、H29年2月にH30予定の5ヶ所で地域説明会を実施した。今後は、H29から民営化となる5ヶ所について、運営状況等の指導監督とH30から民営化となる2ヶ所について、引継ぎ業務等を行なう。	H30年度民営化する佐伊津、浦和保育所の引継ぎにかかる合同保育及び各種手続き、H31年度から民営化予定の4ヶ所（深海、宮野河内、御所浦、御所浦北）の移管先法人の公募（うち2ヶ所（深海、宮野河内）民営化決定）など概ね計画どおり進めることができた。	・民営化する保育所の合同保育等の引継ぎ及び廃止する保育所の閉所を滞りなく進めることができた。今回の民間移譲をもって天草市公立保育所民営化等実施計画に基づく公立保育所の民営化は終了となる。 ・今後は、民営化に至らなかった公立保育所（御所浦、御所浦北、柗本（H31休園））の今後の方針を検討する必要があると考えている。
方向性	継続（完了）	継続（完了）	継続（完了）	完了
支部長評価	公立保育所の民営化推進については、概ね計画どおり実施することができた。 平成28年度以降についても年次で推進する必要があるため、公立保育所民営化等実施計画に沿って実施していきたい。	周辺部の私立保育園は、児童数の減により経営が悪化しており、公募しても応募がないことも予想される。これらの保育所は、民間にとって不採算地域で経営が成り立たないため応募がないと思われる。 このため、当面、市直営で運営する。新合保育所は、平成29年度休園とし、次年度入園希望がなければ廃園する方向である。	公立保育所民営化等実施計画に沿って計画どおり進めることができた。ただ、民営化できなかった保育所について、今後の運営方針を早急に定める必要がある。	公立保育所民営化等実施計画に沿って計画どおり進めることができた。ただ、民営化できなかった保育所について、今後の運営方針を早急に定める必要がある。
方向性	継続（完了）	継続（完了）	継続（完了）	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 1-2-5

基本方針	39 財政基盤・経営力の強化	取組項目	84 市有財産の利活用、整理・統廃合、再配置	プラン名	公立児童館の管理運営方法の見直し
所管支部	健康福祉部	所管課・係	子育て支援課 子育て支援係	関連部署	

基本方針内容	広域な視点や地域の特性、利用状況などを考慮し、必要性や効率性などの観点から、市有財産の利活用、整理・統廃合などの方向性を検討します。さらに、市民の安全性、利便性を考慮しながら計画的な維持管理による長寿命化や再配置及び廃止等の検討を行い、ファンリテイナメントの考え方にに基づき、有効活用に努めます。
プランの目的・効果	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う、子ども（0歳～18歳）の居場所づくりや、子育てしやすい環境づくりの観点から公立児童館のあり方について検討を行う。 子ども（0歳～18歳）の遊び場、居場所の充実等、子育てしやすい環境整備が図られることにより、少子化・人口流出の歯止めにつながる。
現状	公立児童館6ヶ所：本渡地区（直営2・指定管理2）、五和地区（直営1）、河浦地区（直営1） 民間児童館1ヶ所：天草地区
課題	少子化・小学校統廃合による利用児童数減少や施設の老朽化による維持管理経費の増加 合併前の市町施策の相違により、設置地区に偏りがある。

全体計画	実施事項	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 東部・西部地区での必要性の検討	検討			
	2. 既存施設の運営方法の検討	検討	指定管理更新（本渡2）	指定管理導入（河浦）	

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標 単位：	計画					
	実績					
財政効果額 単位：千円	施設管理費削減額	計画 578	578	578	578	2,312
		実績 -602	142	-674	-4,195	△5,329

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	<p>東部地区（有明町）のNPO法人から設置の要望がある民間児童館についてH28年度からの補助事業での予算化を検討。 H28年度から指定管理を更新する、本渡児童センター、わくわく本渡児童館の指定管理者の公募、選定。</p> <p>1. 東部・西部地区での必要性の検討 8～9月 東部（有明町）の設置検討 10～12月 東部（有明町）の予算検討</p> <p>2. 既存施設の運営方法の検討 8～9月 指定管理公募（本渡2ヶ所） 10月 指定管理選定（本渡2ヶ所） 11月 指定管理決定（本渡2ヶ所） 3月 指定管理契約（本渡2ヶ所）</p>	<p>西部地区（牛深）での必要性について現在ある類似事業の実施状況を踏まえて検証する。 河浦中央児童館の平成29年度からの指定管理の導入に向け、地域説明、公募、選定を行う。</p> <p>1. 東部・西部地区での必要性の検討 7～10月 西部地区（牛深）での必要性の検証</p> <p>2. 既存施設の運営方法の検討 4～5月 指定管理導入の地域説明会（河浦） 8～9月 指定管理公募（河浦） 10月 指定管理選定（河浦） 12月 指定管理決定（河浦） 3月 指定管理契約（河浦）</p>	<p>二江まちづくり振興会で二江地区コミュニティセンターと二江児童館を旧二江小学校へ移転させる計画（要望）がなされているため、まちづくり支援課等の関係部署と協議を行う。</p> <p>2. 既存施設の運営方法の検討 5～3月 二江児童館の移転について関係部署との協議</p>	<p>H30年度から志柿小学校の統合に伴い、志柿児童館の利用状況を見ながら今後の運営方針を協議する。 H31年4月の二江コミセンの移転に併せて二江児童館も移転できるよう二江地区振興会と協議を行い内容の詳細について決定する。</p> <p>1. 東部・西部地区での必要性の検討 1～3月 志柿児童館の利用状況等を踏まえ運営方針を協議</p> <p>2. 既存施設の運営方法の検討 5～3月 二江児童館の移転について五和支所・地区振興会と協議</p>
取組実績	<p>1. 東部・西部地区での必要性の検討 8～9月 東部（有明町）の設置検討 10～12月 東部（有明町）の予算検討 3月 東部（有明町）で子育て支援拠点事業を実施</p> <p>2. 既存施設の運営方法の検討 8～9月 指定管理公募（本渡2ヶ所） 10月 指定管理選定（本渡2ヶ所） 12月 指定管理決定（本渡2ヶ所） 3月 指定管理契約（本渡2ヶ所）</p>	<p>1. 東部・西部地区での必要性の検討 9、1月 西部地区（牛深）での必要性の検証</p> <p>2. 既存施設の運営方法の検討 7月 指定管理導入の地域説明会（河浦） 8～9月 指定管理公募（河浦） 10月 指定管理選定（河浦） 12月 指定管理決定（河浦） 3月 指定管理契約（河浦）</p>	<p>1. 東部・西部地区での必要性の検討 4月 河浦中央児童館指定管理導入（H29年度～）</p> <p>2. 既存施設の運営方法の検討 4月 河浦中央児童館指定管理導入（H29年度～） 6月 二江児童館検討委員会 8月 まちづくり支援課との協議 管財課との協議 五和支所との協議 11月 旧二江小改築設計打ち合わせ 1月 五和支所・二江地区振興会との協議 2月 第1回天草市児童館運営委員会 3月 五和支所・二江地区振興会との協議</p>	<p>2. 既存施設の運営方法の検討 5月 二江児童館の移転について五和支所・まちづくり支援課と協議 10月 五和支所・二江地区振興会と協議 1月 五和支所・二江地区振興会と協議 2月 二江地区区長、民生委員児童委員及び自主活動グループに対して二江児童館廃止の説明 3月 二江児童館廃止に伴う児童館条例改正</p>

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	既存施設の指定管理については、概ね計画どおり進行することができているので今後もスケジュールを意識しながら進めていきたい。 民間児童館については、有明地区でのニーズや必要性などを把握し、類似事業の実施も視野に入れて協議を進めていきたい。	既存施設の指定管理導入については、概ね計画どおり進行することができているので今後もスケジュールを意識しながら進めていきたい。 西部地区（牛深）での必要性の検証は、ニーズや必要性などを把握し、類似事業の実施状況も踏まえて検証を進めていきたい。	概ね計画どおり進めている。二江児童館については、今後の運営方法が大きく変わるため、地域、支所など関係部署と協議しながら移管を進めていくことを確認した。	二江児童館の移転については、概ね予定どおり進んでいる。今後、五和支所及び二江地区振興会との打合せを重ね、学童保育の内容を具体的に決めていくこととしている。また、課題として、来年度二江児童館の機能を移転した後の施設をどうするか関係部署と協議する必要がある。
進捗	計画どおり進行	計画より遅い	計画どおり進行	計画どおり進行
支部長評価	既存児童館施設の運営方法の検討では、計画どおり進行している。 東部地区（有明町）における民間児童館の設置については、国・県の補助事業がないため、類似の補助事業採択の可能性を探るとともに、施設設置の必要性も含めて今後協議を進めていく必要がある。	既存児童館施設の指定管理制度導入では、計画どおり進行している。 西部地区（牛深）における施設設置の必要性の検証については、計画どおりには進行していない。今後、年度末に向けて、類似事業の実施状況等を踏まえて、検証作業を加速させる必要がある。	既存児童館施設の指定管理制度導入では、概ね計画どおり進行している。 二江児童館の移転後の運営については、五和支所と連携し地区振興会との協議を進める必要がある。	二江児童館の移転については、五和支所及び二江地区振興会と協議連携を図りながら予定通り進めることができています。 現在の二江児童館の施設利活用についても移転打合せと併せて協議していく必要がある。
進捗	計画どおり進行	計画より遅い	計画どおり進行	計画どおり進行

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	既存施設（本渡児童センター・わくわく本渡児童館）の指定管理の更新は、概ね計画どおりに進行することができた。 東部地区（有明）での民間児童館の設置は、事業の認可権者である県と協議を行い、今後の東部地区（有明町）での今後の子どもの動向を踏まえて、国・県の補助がある類似事業の子育て支援拠点事業をNPO法人に委託して実施することとなった。	河浦中央児童館の指定管理の導入は、概ね計画どおりに進行することができ、平成29年4月から指定管理による運営が開始される。 西部地区（牛深）で必要性については、類似事業（放課後児童健全育成事業・低学年受入事業等）における小学生の受入状況も踏まえ検証を行い、既存事業で対応することとする。	今年度指定管理を導入した河浦中央児童館については、特に問題なく運営することができた。また、二江児童館の移転について、五和支所及び二江振興会長と打ち合わせ会議を実施し、進めることができた。	・二江児童館の機能移転として、新しい二江コミュニティセンターにおいて、子どもデイサービス事業を二江地区振興会に委託事業として実施してもらうよう協議を終え予定どおり進めることができた。 ・来年度、廃止した二江児童館の利活用を関係部署と協議する必要がある。 ・また、小学校の統合による志柿児童館の利用状況等の変化を踏まえ今後の運営方針を協議する必要があると考えている。
方向性	継続（完了）	継続（完了）	継続（完了）	完了
支部長評価	既存児童館施設の運営方法の検討では、計画どおり実施することができた。また、東部地区における児童館設置では、子育て支援拠点事業を実施することで調整することができた。 今後は、河浦中央児童館の指定管理制度の導入に向けた事務を進めるとともに、西部地区における児童館設置の必要性について検討を続けたい。	東部・西部地区における児童館の必要性の検討では、子育て支援拠点事業等を実施することで調整ができたため、事業完了とする。 既存児童館の運営方法の検討では、河浦中央児童館については指定管理を導入することができた。 今後は、楠浦、志柿及び二江児童館施設の運営方法について、引き続き検討を続ける必要がある。	概ね計画どおり進めることができています。二江児童館の移転と合わせて今後の子どもの居場所づくりとしてどういった運営形態が、地域の実情に合うのか地域・支所と協議をしながら進めてほしい。	概ね計画どおり進めることができています。 廃止後の二江児童館の利活用について関係部署と協議をすすめて欲しい。 また、小学校の統合による志柿児童館の利用状況等の変化を踏まえ今後の運営方針を協議する必要がある。
方向性	継続（完了）	継続（完了）	継続（完了）	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 1-2-6

基本方針	39 財政基盤・経営力の強化	取組項目	84 市有財産の利活用、整理・統廃合、再配置	プラン名	老人福祉施設の適正管理
所管支部	健康福祉部	所管課・係	高齢者支援課 高齢者福祉係	関連部署	

基本方針内容	広域な視点や地域の特性、利用状況などを考慮し、必要性や効率性などの観点から、市有財産の利活用、整理・統廃合などの方向性を検討します。さらに、市民の安全性、利便性を考慮しながら計画的な維持管理による長寿命化や再配置及び廃止等の検討を行い、ファンリテイナメントの考え方にに基づき、有効活用に努めます。
プランの目的・効果	老人福祉施設（指定管理9施設、直営2施設）は、旧市町の実情に応じて整備された施設である。利用者数については、人口減少や高齢化率の進展により減少傾向にあるものの、高齢者の健康保持、教養の向上、居住スペースの提供、介護保険サービスの提供、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の事務所として利用されるなど、高齢者福祉において重要な役割を担っているため、各施設の利活用を推進するとともに適正な管理に努める。老人福祉施設の利活用方法を検討し、市民の福祉サービスの向上を図る。
現状	・指定管理者母体の会計から繰入金を入れて管理運営されている施設が9施設中8施設ある。 ・老人憩の家2施設は、御所浦支所や利用団体等と協議した結果、市直営で管理運営を行う。
課題	・介護保険サービス等の提供に必要な施設や設備に係る修繕費等のリスク分担が規定されていない。 ・各施設とも老朽化が進み、管理費・修繕費が増加傾向にある。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 指定管理料及びリスク分担に係る課題抽出と検討	実施	→	→	→
	2. 方針決定及び事業の推進	検討	実施	→	検討
	3. 計画見直し（老人憩いの家2施設）	検討	完了		

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標	計画					
単位：	実績					
財政効果額	計画					
単位：千円	実績					

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	<p>指定管理方針の決定に従い滞りなく事業を推進。御所浦地域2施設は民営化や譲渡等も視野に、利用状況等を分析し、29年度からの検討に向けた準備を行う。</p> <p>1. 課題整理 4月 課題整理</p> <p>2. 方針決定及び事業の推進（老人福祉施設） 5、6月 方針決定、議会議決 8～10月 指定管理候補者の選定 12月 指定管理者決定の議会議決 3月 協定締結</p> <p>3. 計画見直し（老人憩いの家2施設） 11～3月 計画見直し</p>	<p>指定管理方針の決定に従い滞りなく事業を推進。御所浦地域2施設は民営化や譲渡等も視野に、利用状況等を分析し、29年度からの検討に向けた準備を行う。</p> <p>1. 課題整理 4月 課題整理</p> <p>2. 方針決定及び事業の推進（老人福祉施設） 8、2月 指定管理者モニタリング</p> <p>3. 計画見直し（老人憩いの家2施設） 5、11月 支所確認 6、12月 住民意見聴取 8、1月 関係課協議 9～10、2月 方針決定、方針検討</p>	<p>指定管理方針の決定に従い滞りなく事業を推進。指定管理者母体からの繰入金や、介護サービス事業への利用もあり、指定管理料の妥当性等を検討。老朽化で突発的修繕等要望も多く、適正な修繕や管理に努める。</p> <p>1. 指定管理料及びリスク分担に係る課題抽出と検討 4～11月 課題抽出 12月 課題まとめ 1月 関係課と協議 2月 方針案検討</p> <p>2. 方針決定及び事業の推進 4～3月 修繕等対応 4～9、10月 修繕等確認、予算要求 8月 モニタリング</p>	<p>①協定書に従い滞りなく事業を推進し、次期指定管理者選定に向け業務。②各施設を取り巻く環境の変化を踏まえ、各施設のあり方や指定管理料算定に関する課題等を抽出。③老朽化が進み突発的な修繕等要望も多く、緊急性・重要性を踏まえ、施設の適正な修繕や管理に努める。</p> <p>1. 指定管理方針及び指定管理者の決定 4、6月 方針及び債務負担行為額決定、議決 8～10月 指定管理者募集、選定委員会 12、3月 指定管理者決定の議会議決、協定締結</p> <p>2. 方針決定及び事業の推進 4～3月 課題等抽出（施設あり方、指定管理料算定）</p> <p>3. 施設の適正管理 4～9、4～3月 修繕等確認、修繕等対応 8、10月 モニタリング、予算要求</p>
取組実績	<p>1. 課題整理 4月 課題整理</p> <p>2. 方針決定及び事業の推進（老人福祉施設） 5月 方針決定 6月 議会議決 8～9月 指定管理者の募集 10月 指定管理候補者選定委員会 12月 指定管理者決定の議会議決 3月 協定締結</p> <p>3. 計画見直し（老人憩いの家2施設） 11～3月 計画見直し</p>	<p>1. 課題整理 4～3月 課題整理</p> <p>2. 方針決定及び事業の推進（老人福祉施設） 9、2月 指定管理者モニタリング</p> <p>3. 計画見直し（老人憩いの家2施設） 1月 支所確認、住民意見聴取 2月 方針検討 3月 方針決定</p>	<p>1. 指定管理料及びリスク分担に係る課題抽出と検討 4～2月 課題抽出 3月 課題まとめ</p> <p>2. 方針決定及び事業の推進 4～3月 修繕等対応 4～9、10月 修繕等確認、予算要求 8月 モニタリング</p>	<p>1. 指定管理方針及び指定管理者の決定 4月 指定管理募集方針の承認（意見あり） 4～9月 選定委員会意見に対する検討 12月 債務負担行為額設定の議決 12～1月 指定管理者募集、選定委員会 1～2月 施設使用料に関する方針決定 2～3月 指定管理者選定の議決、協定書締結</p> <p>2. 方針決定及び事業の推進 4～3月 課題等検討、個別施設計画の決定</p> <p>3. 施設の適正管理 4～3月 修繕箇所等の確認及び対応 8～9月 定期実地調査（モニタリング）実施 10～3月 平成31年度予算要求、予算議決</p>

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	<p>ほぼ、計画的に進めることができています。指定管理施設（老人福祉施設）については、方針を決定し募集、選定委員会と進めることができた。年度末に確実に協定締結できるよう、計画通り進めていく。</p> <p>老人憩いの家（2施設）については、平成29年度の計画見直しに向けた情報収集などの準備をできる限り進めておきたい。</p>	<p>指定管理9施設については、概ね計画どおり進めることができていますが、施設の維持・管理については、今年度以降計画的に進めていく必要があるため、指定管理者と連携しながら調整していく。</p> <p>老人憩いの家については、前半の遅れを取り戻せるよう計画を修正し、着実な業務遂行を行っていく。</p>	<p>平成30年度に向けての業務については、概ね計画通りに進めることができたが、本年度予定していた施設の修繕等については、突発的な事案に対応したため来年度に持ち越すこととなった。</p> <p>指定管理9施設中7施設が建築後20年を経過しているため、指定管理者と連携しながら施設の適正管理に努めた。</p>	<p>次期指定管理期間に向けての業務については、選定委員会からの意見等（施設使用料の検討や居住機能の集約等）に対する対応があったため12月補正に債務負担行為額を設定することとなった。</p> <p>また、本年度予定していた施設の修繕等については、突発的対応や予算要求時より高額になる箇所があるため、来年度に持ち越すものも出てきたが、9施設中7施設が建築から20数年を経過していることから、指定管理者と協議しながら施設の適正管理に努めた。</p>
進捗	計画どおり進行	計画より遅い	計画どおり進行	計画どおり進行
支部長評価	<p>老人福祉センター等の老人福祉施設については、指定管理方針に従い、計画どおり進行している。</p> <p>御所浦地域の老人憩いの家2施設については、これから検討に入ることになるが、地域住民や関係機関の意見を聴取しながら、効率的な運営を目指したい。</p>	<p>指定管理施設9施設については、課題整理等を行い平成31年度に向けて検討を進めている。また、当該施設については、9月にモニタリングを実施し、修繕等の優先順位を付け、対応することとしている。</p> <p>御所浦地域の老人憩いの家2施設は、中間期まで未着手の状態である。今後、スピード感を持って、協議検討を進める必要がある。</p>	<p>老人福祉施設については、高齢者等の生きがいや健康づくり活動の拠点施設であるため、指定管理者と連携しながら施設の適正管理に努める必要がある。</p>	<p>老人福祉施設については、高齢者等の生きがいや健康づくり活動の拠点施設であるため、指定管理者と連携しながら施設の適正管理に努める必要がある。</p>
進捗	計画どおり進行	計画より遅い	計画どおり進行	計画どおり進行

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	<p>各実施項目について、遅滞なく計画に沿って遂行することが出来た。</p> <p>28年度から3年間の指定管理であるが、次期（平成31年度から）の協定に向けた取り組みが必要になってくる。</p> <p>また、御所浦地域の憩いの家2施設においては、地元住民や関係団体の意向を十分確認しながら、今後の方針を検討し、効率的な運営策を見出すことで住民サービスの向上を図ることが必要になる。</p>	<p>各実施項目について、概ね計画どおりに遂行することができた。</p> <p>施設及び設備について、前年度までに要望があつて保留になっていた修繕箇所や本年度突発的に発生した設備の故障等に対応することができたが、本年度計画していた修繕等を実施できなかったものがある。</p> <p>また、老人憩いの家2施設については、今後、公共施設等個別施設計画の中で、地域内他施設との集約化や処分について検討していくこととした。</p>	<p>実施項目1については、営利を目的とする事業を実施している施設としていない施設、利用料徴収に関する差異、指定管理者制度に適した施設であるのか、集約可能な施設があるのではないかなど、複雑な課題が入り混じっているため、引き続き検討していくこととした。</p> <p>実施項目2については、当初予定していた工事1件を施工したほか、当初予定していなかった突発的修繕10件と故障による空調機等4台の入れ替えを行った。</p>	<p>次期指定管理期間に向けての業務については、選定委員会からの意見に基づき、居住部門の集約化を図るため、新和高齢者生活福祉センターの指定管理期間を1年間に短縮（残る8施設は3年間）したほか、修繕費をそれぞれ増額した。</p> <p>9施設中7施設が建築から20年以上経過しており、突発的な設備の故障対応など、指定管理者と協議しながら施設の適正管理に努めた。</p> <p>また、施設の長寿命化を図るための大規模改修については、公共施設等再配置・個別施設計画において、2019年度から計画的に対応していくこととした。</p>
方向性	継続（完了）	継続（完了）	継続（未達）	完了
支部長評価	<p>課題整理及び老人福祉施設9施設の指定管理については、計画どおり実施することができた。今後は、指定管理料算定の妥当性について、継続して検討を行うとともに、老朽化に伴う施設の改修計画の作成及び改修実施に取り組むたい。</p> <p>御所浦地域の老人憩いの家2施設については、地域住民等の意見を聴きながら、検討調整を進めたい。</p>	<p>老人福祉施設の管理運営の見直しについては、概ね計画どおり実施することができた。</p> <p>今後、指定管理料算定の妥当性について、継続して検討を行うとともに、老朽化に伴う施設の改修修繕について優先順位をつけて取り組むたい。</p> <p>老人憩いの家2施設については、検討の結果、当面、市直営で運営することに決定したため完了とする。</p>	<p>指定管理料の算定方法やリスク分担のほか、利用者数の推移や今後の見込み等を踏まえた入居部門（新和・河浦）を一本化も含めて検討すること。</p> <p>また、老朽化等による施設の改修修繕については、緊急性の高い箇所から優先順位をつけて的確に対応すること。</p>	<p>各施設のあり方については、利用者数の推移や社会情勢の変化等を踏まえ、公共施設等再配置・個別施設計画に基づき検討していくこと。</p> <p>また、老朽化等による施設の改修修繕については、緊急性の高い箇所から優先順位をつけて的確に対応すること。</p>
方向性	継続（完了）	継続（完了）	継続（未達）	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 1-2-7

基本方針	39 財政基盤・経営力の強化	取組項目	84 市有財産の利活用、整理・統廃合、再配置	プラン名	農業施設の管理の見直し
所管支部	経済部	所管課・係	農林整備課 施設管理係	関連部署	

基本方針内容	広域な視点や地域の特性、利用状況などを考慮し、必要性や効率性などの観点から、市有財産の利活用、整理・統廃合などの方向性を検討します。さらに、市民の安全性、利便性を考慮しながら計画的な維持管理による長寿命化や再配置及び廃止等の検討を行い、ファンリテイナメントの考え方にに基づき、有効活用に努めます。
プランの目的・効果	市が管理する各農業施設の利活用を検証し、利用者の増加と独立した経営が見込める施設については、民間への譲渡・売却を検討する。また、利用者の増加が見込めない施設については、廃止・解体等の検討を順次実施する。 施設の整理をすることにより、維持管理経費の削減が見込める。
現状	施設が老朽化している。
課題	施設の老朽化による補修工事及び機器の修繕、交換が必要である。また、指定管理者施設については、後継者問題もあり施設の譲渡に係る条件も検討する必要がある。 国県補助事業の施設については、財産処分の協議が必要である。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 地元との協議	随時実施	→	→	→
	2. 国・県との協議	内容がまとまり次第実施	→	→	→

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標	計画					
	実績					
財政効果額	施設管理経費の削減		2,767	2,767	2,767	8,301
単位：千円			0	0	0	0

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	地元との調整を中心に実施し、課題解決に努める。 1. 地元との協議 8~2月 地元説明会 3月 方向性確定 2. 国・県との協議 4~3月 内容がまとまり次第実施	地元との調整を中心に実施し、課題解決にむけて取り組む。 1. 地元との協議 4月 各支所との打合せ会議 5月 打合せ結果による関係機関との協議 8月 来年度に向けた施設運営の方向性調整 3月 施設の譲渡 2. 国・県との協議 4~3月 内容がまとまり次第実施 10月 施設の用途変更等について協議	指定管理施設の今後の運営方針について決定する。 1. 地元との協議 4月 施設の在り方について協議 5~7月 施設の評価額及び運営計画の調整 8~11月 施設の在り方について再協議 12月 施設の今後の運営方針を決定 1~3月 次年度に向けた作業の準備 2. 国・県との協議 12~3月 施設の用途変更等について協議	指定管理施設の今後の運営方針について決定する。 1. 地元との協議 4月 施設の在り方について整理 5月 来年度以降の施設管理方針について整理 6~7月 来年度以降の施設管理方針を地元説明 8~11月 来年度以降の施設管理に伴う予算積算 12月 施設の今後の運営方針を決定 1~3月 次年度に向けた作業の準備 2. 国・県との協議 4~9月 施設等鑑定評価作業 7~12月 施設譲渡等に向けた調整 3月 施設条例廃止
取組実績	1. 地元との協議 5月 各支所との打合せ会議 (多目的集会所) 8~10月 地元説明・協議 11~12月 方向性一部確定(指定管理施設等) 1月 方向性全部確定(指定管理施設等) 2~3月 次年度に向けた協議(指定管理施設等)	1. 地元との協議 7月 来年度に向けた施設運営の方向性調整 9月 来年度に向けた施設運営の方向性調整 12~2月 来年度に向けた施設運営の方向性調整 3月 施設条例廃止 (施設譲渡は普通財産として次年度を予定) 2. 国・県との協議 10月 施設の用途変更等について協議 3月 県を経由し九州農政局へ譲渡許可手続き	1. 地元との協議 4月 施設の在り方について協議 5~7月 施設の評価額及び運営計画の調整 8~10月 施設の在り方について再協議 12月 未利用施設及び備品の廃止について調整 2月 未利用施設及び備品を 2月議会で廃止・処分 3月 民間移譲予定施設の不動産鑑定打合せ	指定管理施設の今後の運営方針について決定する。 1. 地元との協議 4月 施設の在り方について整理 5月 来年度以降の施設管理方針について整理 7月 来年度以降の施設管理方針を指定管理者へ説明 10月 来年度以降の施設管理に伴う予算積算 12月 施設の今後の運営方針を決定 1~3月 次年度に向けた作業の準備 2. 県との協議 4~9月 施設等鑑定評価作業 12月 施設譲渡等に向けた県との調整 3月 施設条例廃止

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	・支所担当課との打合せにより、施設の利活用、統廃合、計画を地元とへ説明を行い、課題の解決に向けた取り組みを実施。	譲渡に向けた施設については今年度中に手続きが完了するよう作業を進めている。また、所管替えの施設については、用途変更を含め国・県へ協議を行う。	現指定管理者より譲渡条件の確認ができた。今後は、施設の不動産鑑定額など具体的な内容について検討・調整を進めていく。	指定管理施設である10施設について来年度から直営による管理となるため、計画どおり現指定管理者へ説明を行った。また、施設譲渡を予定している倉岳特産物処理加工施設、倉岳稚茸生産施設、五和農畜産物処理加工施設の鑑定評価が完了したため、今後は譲渡先との具体的な調整を行い、3月市議会による施設条例廃止を見込む。
進捗	計画より遅い	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行
支部長評価	アウトソーシングの推進については、概ね計画どおりに進行できている。 アウトソーシングの推進は、今後本市政運営、特に大きく影響するものであり、3月議会前までには方向性が確定できるよう、施設の所在する関係支所へ地元説明会を早めに行うよう指導、連携を行い着実に実行していく必要がある。	国県との協議を10月末まで終えること。また、譲渡に先立ち、市として一部改修修繕が必要な施設（天草コンポストセンター）については、本年度予算の確保をし改修修繕工事を実施する必要がある。	各施設については、民間による有効活用が図られるよう、譲渡できる施設は譲渡に向けて譲渡予定先の組織体制の確立も併せて調整をし進めてもらいたい。	来年3月議会で施設条例の廃止及び31年4月には譲渡できるよう、関係者との合意形成を計画どおり進めらいたい。
進捗	計画より遅い	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	・年度当初に関係支所と施設の利活用、統廃合計画について協議を行った。その中で城河原多目的集会所、コンポストセンター、倉岳集出荷施設の3施設については関係団体と協議を実施した。 ・城河原多目的集会所施設は条例・登記の廃止後、次年度に地元へ譲渡の予定。 ・コンポストセンターは、次年度に譲渡に向けた具体的な協議を行う。 ・倉岳集出荷施設は、JA等関係機関と協議し次年度以降に具体的な方向性を調整する。	施設の整備当初の目的を達成した施設である天草コンポストセンターについて、市事業を継承する条件で地元の農事組合法人への譲渡の環境が整った。 また、観光振興の性質が高い施設である天草ブルーガーデンについては、次年度に観光振興課へ所管替える環境が整った。 次年度以降も既存施設の整理を進めていく。	現指定管理者より譲渡条件と確認ができた。今後は、施設の不動産鑑定額など具体的な内容について検討・調整を進めていく。	3施設について民間による有効活用が図られるよう施設使用者と協議し、譲渡等の準備作業を進めてきた。その結果、五和農畜産物処理加工施設は予定どおり3月市議会で施設を廃止し施設条例を改正する予定である。また、倉岳特産物処理加工施設は、来年度の施設譲渡に向けて、譲渡予定先や県と協議を進めており、来年度6月市議会での施設条例廃止を目標に作業を進めている。
方向性	継続（未達）	継続（完了）	継続（完了）	完了
支部長評価	地元等との協議のうえ、今後も廃止・譲渡等処理を進める。	今年度は農業施設の廃止が1件、施設の性質に合わせた所管替えの施設が1件調整できた。 次年度以降も譲渡及び廃止等が適当な施設については、指定管理者及び利用者等と協議を重ね、積極的に施設の整理を進めてほしい。	各施設については、民間による有効活用が図られるよう、譲渡できる施設は譲渡に向けて譲渡予定先の組織体制の確立も併せて調整をし進めてもらいたい。	次年度以降も譲渡及び廃止等が適当な施設については、利用者等と協議を重ね、積極的に施設の整理を進めてほしい。特に加工施設など使用者が限定され公の施設としての運営が難しい施設は、次年度に総務課及び管財課と協議のうえ、今後の施設運営方針を定め施設の整理を進めてほしい。
方向性	継続（未達）	継続（完了）	継続（完了）	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 1-2-8

基本方針	39 財政基盤・経営力の強化	取組項目	84 市有財産の利活用、整理・統廃合、再配置	プラン名	資料館の活動や管理運営の見直し
所管支部	観光文化部	所管課・係	文化課 天草市立本渡歴史民俗資料館管理係	関連部署	

基本方針内容	広域な視点や地域の特性、利用状況などを考慮し、必要性や効率性などの観点から、市有財産の利活用、整理・統廃合などの方向性を検討します。さらに、市民の安全性、利便性を考慮しながら計画的な維持管理による長寿命化や再配置及び廃止等の検討を行い、ファンリテイナメントの考え方にに基づき、有効活用に努めます。
プランの目的・効果	「全島博物館構想計画」を見直し、「(仮称)全島博物館計画」を推進し、市内の資料館が一体となって本格的な博物館である「博物館相当施設」を目指すことで、資料館の一部統合や指定管理を含めた運営方法の見直しを行う。 ・「博物館相当施設」へ向けた、本格的博物館活動の実現。 ・「歴史民俗資料館の統合」による歴史民俗資料の整備と評価。(有明、倉岳、新和歴史民俗資料館など)
現状	「全島博物館構想計画」に伴い、資料館では、平成24年度から各運営委員会に諮問して答申を受ける形で「活動方針」、「活動手順」、「活動計画」を定めてきた。
課題	これに従い、歴史民俗資料館は統合や移設に向けた準備を開始しているが、大量な資料の金焼収蔵庫等への移動や収蔵棚の整備が課題となっている。また、核となる計画が未策定となっており早急な計画の策定が必要である。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 歴史民俗資料館の統合	統合の検討	統合の検討	統合の検討	方針決定 統合準備
	2. 資料館の運営方法の見直し	運営方法 検討	運営方法 検討	運営方法 検討	方針決定 方針に沿って 準備作業を推進

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標 単位：%	計画の進捗	計画	10	10	10	50	
		実績	5	5	5	50	
財政効果額 単位：千円	施設の管理経費	計画	78,383	78,939	79,083	80,590	316,995
		実績	75,059	77,921	78,389	40,356	271,725

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	歴史民俗資料館の統合に向け、金焼収蔵庫の整備を進める必要がある。 1. 歴史民俗資料館の統合 8月 資料館「運営方針」決定 9月 金焼収蔵庫整備計画策定	歴史民俗資料館の統合に向け、金焼収蔵庫など各収蔵庫の整備を進める必要がある。資料館統合方針決定。運営見直し等の検討。 1. 歴史民俗資料館の統合 4月 金焼収蔵庫整備を継続 5～10月 地元の利活用意向について打合せ 11月 運営委員会で地元意見聴取、検討会議開催 12月 地元の意向を元に天草市としての方針決定 1月 方針決定により、準備作業を開始 2. 資料館の運営方法の見直し 4月 キリシタン館、文化交流館等運営見直し検討 5～9月 内部検討、見直し案作成 11月 天草市としての方針を検討	歴史民俗資料館の統合に向け、金焼収蔵庫の整備を今後とも進める必要がある。資料館の統合方針の決定。運営見直し等の検討。 1. 歴史民俗資料館の統合 4～3月 金焼収蔵庫整備 4～9月 検討会議開催 11月 全島博物館計画(仮称)案作成 1月 計画策定 2. 資料館の運営方法の見直し 4～5月 県内外類似施設等運営状況調査実施 6～9月 検討会議による検討 11月 方針決定	歴史民俗資料館の統合に向け、金焼収蔵庫の整備を今後とも進める必要がある。 ・資料館の統合方針の決定。 ・運営見直し等の検討 1. 歴史民俗資料館の統合 4～3月 金焼収蔵庫整備 7～12月 全島博物館計画(仮称)案作成 2月 計画策定 2. 資料館の運営方法の見直し 4～6月 県内外類似施設等運営状況調査実施 7～11月 課内会議による検討 12月 方針決定
取組実績	1. 歴史民俗資料館の統合 9月 本館及び金焼収蔵庫整備開始 2月 収蔵庫整備がうまく進んでいない 3月 歴史民俗資料館運営委員会に諮問	1. 歴史民俗資料館の統合 4月 収蔵棚9台を整備 5～3月 内部検討 2. 資料館の運営方法の見直し 5～10月 内部検討 1～3月 県内資料館の指定管理導入状況調査実施	1. 歴史民俗資料館の統合 4～3月 金焼収蔵庫整備 2. 資料館の運営方法の見直し 9月～3月 指定管理者制度導入に向けた条例改正 課内協議	1. 歴史民俗資料館の統合 4月～9月 金焼収蔵庫の整備 (本渡歴民具の金焼き移送) (金焼収蔵庫の清掃及び資料整理) 4月～9月 全島博物館計画(仮称)案を 各資料館職員によって検討 8月 第2次文化振興計画策定検討会 における検討 2. 資料館の運営方法の見直し 4月～9月 県内類似施設等の運営状況調査実施 (八代市立博物館調査) 7月～ キリシタン館運営委員会への諮問 (キリシタン館の今後の管理運営全般) 8月 課内担当者会議開催し市長に途中経過報告

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	<ul style="list-style-type: none"> 資料館の運営方針である「全島博物館計画」の検討作成に向けた作業が遅れた。閉館状態の3館の収蔵庫化の計画ができたので、統合に向けた事業推進のためにも、今後の早急な運営方針策定を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 資料館統廃合の内部検討作業中であるが、検討会議開催に向けた準備が遅れている。 資料館の運営方法の見直し案について内部検討作業中であるが、作業が遅れている。 年度内に、各資料館の運営委員長等を構成員とした検討会議を開催し意見の集約を行う。 	<p>来年度が第2次文化振興計画の前期最終年となることで、検討見直しを行うこととなっている。全島博物館計画については、崎津地区の世界遺産登録後の全所的な文化施設のあり方についても検討が必要であり、改めて協議、検討する必要がある。</p> <p>各資料館の指定管理者制度の導入を前に、世界遺産登録後の情勢を検討し、条例の改正が必要となる。</p>	<p>第2次文化振興計画の後期計画の見直し作業を行っており、各資料館の情報共有とネットワーク化を進めることとしている。</p> <p>各資料館の指定管理者制度の導入に関しては、キリシタン館運営委員会に諮問しており、諮問の結果と、世界遺産登録後の観光客の動態により判断することとしている。</p>
進捗	計画より遅い	計画より遅い	計画より遅い	計画より遅い
支部長評価	資料館の整理・統合を含めた施設のあり方及び資料館ネットワークの構築について、計画策定に組み込む予定であるが遅れている現状である。現状や課題、方向性、関連計画での位置づけ等事前の作業も不十分な点があるのでこれらを整理させ、早急に着手させたい。	H27年4月には全島博物館計画の策定が必要であったが、現在も検討中ということで進展が見られない。所管課に指導を行い、計画の早期完了を目指す。	H27年4月には全島博物館計画の策定が必要であったが、現在も検討中ということで進展が見られない。所管課に指導を行い、計画の早期完了を目指す。各資料館の指定管理者制度の導入については、再来年度からのキリシタン館への導入に向け検討中であり、年度末までに方針を決定する。	全島博物館構想に向け整備してきた収蔵資料のデータベース化が今年度中には完了予定である。第2次文化振興計画の見直しにおいて、各資料館の情報共有とネットワーク化を進めるにあたり、本データベースを活用し、各資料館がどのような連携、統合等ができるのかを整理する必要がある。また、世界遺産登録を受け、キリシタン関連資料館の連携については、庁内プロジェクトチームを設置し検討中である。指定管理制度導入については、キリシタン館運営委員会の答申を受け、次年度以降の方針を決定し、H31予算計上など必要な措置をとる。
進捗	計画より遅い	計画より遅い	計画より遅い	計画より遅い

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	<ul style="list-style-type: none"> 年間の取り組みの多くが進んでいない。 	<p>年度内に検討会議を開催する予定であったが、構成員の選出が年度末となり、開催に至っていない。策定体制を整え、早急に実施に写すよう強く指導し、計画を策定したい。</p>	<p>30年度に、第2次文化振興計画の前期検討見直しを行う。全島博物館計画については、世界遺産登録にあわせて、あらかじめ検討が必要であり、協議、検討を新たに推進する必要がある。</p> <p>各資料館の指定管理者制度の導入については、世界遺産登録後の情勢を検討した条例の改正が必要となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 文化課として各資料館の館長など担当者会議を開催して検討案を作成した。その上で進行状況を市長に途中経過報告を行った。 市長から、今後はアクションプランとしてではなく、課内の内規を策定する方向で検討を続ける様指示を受けた。 資料館では、今後とも内規で検討を進めるよう計画する。
方向性	継続（未達）	継続（未達）	継続（未達）	完了
支部長評価	平成20年度に策定された「全島博物館構想計画」は平成26年度までの計画であり、現在計画自体が無い状況である。早急に着手のうえ、年度内に策定させたい。	資料館の管理運営にとって重要な計画策定が進まないのは問題であり、責任を感じている。策定体制を整え、早急に実施に写すよう強く指導し、計画を策定する。	全島博物館計画については、所管課に指導したものの、検討会議の開催に至らなかった。世界文化遺産登録後は、資料館施設全体の管理体制の見直しが必要と思われる。第2次文化振興計画の見直しの際にあわせて検討させたい。また、指定管理制度の導入についても、世界文化遺産の登録後の人の流れを把握した上で方針を決定したい。	<ul style="list-style-type: none"> 全島博物館計画については、第2次文化振興計画後期基本施策策定において検討を行い、キリシタン系、歴史民俗系、自然科学系、文化体験系の各分野別でネットワーク化、連携を推進していくこととした。 資料館の運営方針の見直しについては、キリシタン館運営委員会に諮問し、指定管理制度導入のほか、展示の見直し等の答申を受けた。この答申を踏まえ、H31からの取り組みとして、展示見直し対応予算計上やキリシタン系資料館の管理運営方針検討のための文化課組織の見直しを行った。
方向性	継続（未達）	継続（未達）	継続（未達）	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 1-2-9

基本方針	39 財政基盤・経営力の強化	取組項目	84 市有財産の利活用、整理・統廃合、再配置	プラン名	観光施設の管理の見直し
所管支部	観光文化部	所管課・係	観光振興課 観光施設係	関連部署	

基本方針内容	広域な視点や地域の特性、利用状況などを考慮し、必要性や効率性などの観点から、市有財産の利活用、整理・統廃合などの方向性を検討します。さらに、市民の安全性、利便性を考慮しながら計画的な維持管理による長寿命化や再配置及び廃止等の検討を行い、ファンリテイナメントの考え方にに基づき、有効活用にあつめます。
プランの目的・効果	市が管理する利用度の低い施設や施設の運営方法を変えることにより利用者の増加が見込めると思われる施設については、地域住民の理解を図りながら、廃止・解体、民間への譲渡・売却、管理形態の変更といったあらゆる検討を行い、順次実施する。 また、多数ある観光トイレについては、汲取り式など、老朽化により利用が見込めない施設を中心に解体するとともに、島内周遊の面から必要なものについては整備を行う。 その他施設については、利用度の低い施設、休止中の施設を中心に解体・撤去の方向で検討する。
現状	観光トイレを含む観光関連施設は150力以上にのぼり、多額の維持管理費を支出している。観光施設の整理を行うことで維持管理費の縮減が見込めるとともに、施設の能力を最大限に発揮する管理を行うことで効率的な運営ができる。
課題	施設の中には、築年数が長く老朽化が進行しているものや、利用が少ないものも多くあるため、今後、整備方針等を早急に策定し、計画に沿った施設管理を行う必要がある。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 管理体制を見直す施設	管理形態の検討	新管理形態準備	新管理開始	
	2. 民営化、廃止を検討する施設	民営化・廃止の決定	民営化の開始 廃止		
	3. 観光トイレ	継続・廃止の検討	継続・廃止の検討	継続・廃止の検討、実施	
	4. その他施設	継続・廃止の検討	継続・廃止の検討	継続・廃止の検討、実施	

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標 単位：	計画					
	実績					
財政効果額 単位：千円	維持管理コストの削減	計画 128 実績 0	178 0	228 0	338 0	872 0

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	<p>その他施設で老朽化が著しくかつ市関与の必要性が低い施設を抽出、課内で廃止が可能と判断される施設は「平成〇年度に廃止」という形でうちだす。</p> <p>1. 管理体制を見直す施設 10月 現状調査 12、2月 課内協議、管理体制方針決定</p> <p>2. 民営化、廃止を検討する施設 7月 聞き取り調査 8月 課内協議 9、11月 管理方針検討、決定</p> <p>3. 観光トイレ</p> <p>4. その他施設 10月 現状調査 12月 廃止・整備対象施設の抽出 2月 課内協議</p>	<p>利用者が少なく今後も望めない施設については、廃止を前提として検討したい。産島バンガローについては譲渡の方向で再度検討していきたい。</p> <p>1. 管理体制を見直す施設 6月 現状調査 9月 課内協議 12月 管理方針決定</p> <p>2. 民営化、廃止を検討する施設 8、2月 モニタリングによる現状把握</p> <p>3. 観光トイレ</p> <p>4. その他施設 6月 現状調査 9月 廃止・整備対象施設の抽出 12月 課内協議</p>	<p>産島バンガロー、五和海洋レジャーセンターは維持コストが利用料をかなり超えている。産島バンガローは地元区へ譲渡したいが課題も多い。五和海洋レジャーセンターは必要性も含め検討。観光トイレ及びその他の観光施設は、可能な限り廃止するというスタンスで検討。</p> <p>6、7月 現地調査 1月 方針検討</p> <p>1. 管理体制を見直す施設 10月 状況把握</p> <p>2. 観光トイレ 5～3月 老朽施設整備</p> <p>3. その他施設 9月 廃止・整備対象箇所の抽出 10月 廃止・整備対象箇所の抽出</p>	<p>以前から問題となっている施設の運営方針を策定するため、現地調査に基づき地元調整を行う。観光トイレについても観光周遊ルートに沿った整備方針を策定。</p> <p>1. 管理体制を見直す施設 7～2月 現地調査 10～2月 地元調整 3月 管理方針策定</p> <p>2. 観光トイレ 7～11月 現地調査 12月 整備計画策定</p> <p>3. その他施設 7～2月 現地調査 10～2月 地元調整 3月 管理方針策定</p>
取組実績	<p>1. 管理体制を見直す施設 2月 概要調査</p> <p>2. 民営化、廃止を検討する施設 7月 聞き取り調査 8月 課内協議 9月 管理方針検討 12月 管理方針決定</p> <p>3. 観光トイレ 2月 概要調査</p> <p>4. その他施設 2月 概要調査</p>	<p>1. 管理体制を見直す施設 2月 現状調査</p> <p>2. 民営化、廃止を検討する施設 9月 モニタリングによる現状把握 2月 モニタリングによる現状把握</p> <p>3. 観光トイレ 8月 現状調査 2月 現状調査</p> <p>4. その他施設 2月 現状調査</p>	<p>1. 管理体制を見直す施設 未実施 状況把握</p> <p>2. 観光トイレ 5～3月 老朽施設整備 未実施 廃止・整備対象箇所の抽出</p> <p>3. その他施設 未実施 廃止・整備対象箇所の抽出</p>	<p>1. 管理体制を見直す施設 五和海洋レジャーセンター(廃止) 亀島キャンプ場(廃止) 二江観光福祉トイレ(廃止) 藍の岬キャンプ場(一部解体後直営)</p>

中間期までの成果と課題		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	他の業務との調整がとれずプランの実行が出来ていない。年度後半に向けて未着手のものは早急に着手し全体としての遅れを取り戻すよう努力する。	他の業務との調整がとれずプランの実行が出来なかった。しかし、本渡から河浦、西海岸にかけての観光振興を見据えた観光施設の整備計画のための現地調査をした中で、現在の施設の見直しも含めて現地の確認を行った。今後はこれらの調査結果を基に、天草市全体での観光施設の見直ししていく必要がある。	轟公園トイレ、妙見浦トイレについては、予算を確保しており、現在整備に向けて業務を進めている。施設見直しのための現状把握については、他の業務との調整がとれず出来ていない状況である。今後、施設の廃止が可能な施設を重点に把握して、そうした場合の地元調整などのどのような調整が必要かを含めて検討していきたい。	老朽化施設については、次年度以降の施設撤去に向け、各支所と検討を行っている。整備が完了した紋付屋跡地広場については、今後の管理体制について、地域と検討を進め、管理体制を確立したい。また、崎津集落ガイドセンターの物販、指定管理の協議を進める必要がある。トイレについては、妙見浦、大江天主堂のトイレ整備を遅滞なく進めるとともに、他部署所管のトイレを含め位置、設備内容の把握に務め、適正配置の検討を行いたい。	
進捗	計画より遅い	計画より遅い	計画より遅い	計画より遅い	計画より遅い
支部長評価	観光振興アクションプラン（H27～H30）において観光施設のあり方について方針を定めている。老朽化や管理経費の増大から観光施設の総保有量の縮小は避けられない状況である。地域と協議を要する施設も多いなど課題もあるが、長期・中期・短期的な目標を定めて着実に取り組むことが重要である。	観光施設については、老朽化している施設が多く、効率的な管理と総保有量の縮小に取り組んでいるが、地域との調整を要する施設も多く、計画通りに進んでいないのが現状である。しかしながら、長期・中期・短期的な目標を定めて、着実に取り組んでいくことが重要である。	観光施設については、老朽化している施設が多く、効率的な管理と総保有量の縮小に取り組んでいるが、地域との調整を要する施設も多く、計画どおりに進んでいないのが現状である。今後は長寿化計画の策定を含め、長期・中期・短期的な目標を定めて取り組んでいく必要がある。	崎津集落の世界遺産登録を見据え、崎津集落内（ガイドセンター、トイレ、駐車場等）の整備に加え、観光客の周遊性を高めることで経済波及効果を図るため、道の駅構想に基づく拠点整備、周遊ルート上のトイレなど新規の施設整備を推進中である。併せて藍の岬キャンプ場やブルーガーデンなど既存施設の管理見直しについても進めているが進捗が遅れている。まずは、管理施設の中で最も数多いトイレについて、他所管のトイレも併せた現状把握、精査を行い、改修、廃止、管理方法などの方針決定に着手し、次期観光アクションプランに反映すべきと考える。	
進捗	計画より遅い	計画より遅い	計画より遅い	計画より遅い	計画より遅い

1年間の成果と課題		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	他の業務との調整がとれずプランの実行が出来なかった。次年度に向けて未着手のものは早急に着手し全体としての遅れを取り戻すよう努力する。	他の業務との調整がとれずプランの実行が出来なかった。しかし、本渡から河浦、西海岸にかけての観光振興を見据えた観光施設の整備計画のための現地調査をした中で、現在の施設の見直しも含めて現地の確認を行った。この成果の一つとして、轟公園トイレ、妙見浦トイレについては、平成29年度中の整備方針を決めた。観光施設については145施設を管理しているが、観光目的より地域のための施設と思われる施設もある現状があり、見直しの中ではその視点も踏まえて検討する必要がある。	新規施設の整備は実施されるものの、施設削減に向けた動きは鈍いままである。今後、長中期的な整備計画を策定するとともに、主要観光拠点施設を中心に来訪者が島内周遊することを想定し、観光ルートと融合した施設整備方針の策定が必要と思われる。	観光施設について、老朽化し利用率が低い藍の岬キャンプ場、五和海洋レジャーセンターなどの廃止を決定し、次年度の解体に向け予算措置を行った。また、汲み取り料などについては、個別に計上し、集計の上予算化していたが、前年度総実施額に合わせて予算計上する等、予算のスリム化を図った。	
方向性	継続（未達）	継続（未達）	継続（未達）	完了	
支部長評価	観光施設は小規模施設や老朽化施設が多く、効率的な管理による経費の削減と施設総保有量の縮小を進めている。一方で施設の新設も増えており課題も多いが、長期・中期・短期の計画を確実に実行することが重要である。	天草市公共施設等総合管理計画に基づき観光施設保有総量の縮小、長寿化等に取り組んでいるが、現状は計画どおりに進んでいない。長寿化については、計画的な改修を進めているが、老朽施設が多く、利用度や安全性の面から廃止、解体撤去すべき施設が増えてきている。このため、平成27年4月策定の観光振興アクションプランに沿って計画的に取り組む必要がある。	市長マニフェストに基づく道の駅整備や観光ルート上にあるトイレ等の新設、改修を優先しているため、施設管理の見直しにはマンパワー的にも手を付けられない状況である。施設の廃止については地元との調整が欠かせないことから、施設所在の支所との連携、協力により進める必要がある。世界遺産登録を契機に市内観光施設を周遊させ、経済活性化を図っていく必要がある。観光政策との整合性を取った施設整備方針の策定が急務である。	観光客の周遊性を高めるための拠点施設や主要観光ルート上のトイレ整備等を推進する一方で、老朽化や利用者が少ない観光施設の廃止等については進んでいない状況である。このような中、藍の岬キャンプ場、五和海洋レジャーセンターについては廃止に向け地元支所と協議を重ね、H31中に実施することとなった。	
方向性	継続（未達）	継続（未達）	継続（未達）	完了	

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 1-2-10

基本方針	39 財政基盤・経営力の強化	取組項目	84 市有財産の利活用、整理・統廃合、再配置	プラン名	市営住宅改修コストの縮減
所管支部	建設部	所管課・係	建設総務課 市営住宅係	関連部署	

基本方針内容	広域な視点や地域の特性、利用状況などを考慮し、必要性や効率性などの観点から、市有財産の利活用、整理・統廃合などの方向性を検討します。さらに、市民の安全性、利便性を考慮しながら計画的な維持管理による長寿命化や再配置及び廃止等の検討を行い、ファンリテイナメントの考え方に基づき、有効活用に努めます。
プランの目的・効果	天草市公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した住宅の用途廃止を推進し、市営住宅の集約化を図る。住宅の集約化を図ることによる将来的な改修コスト及び管理運営に係る経費の縮減が期待できる。
現状	市営住宅466棟1891戸を管理している
課題	耐用年数を経過した住宅が全体の20%あり、老朽化や住宅需要等を考慮しながら計画的な用途廃止及び改修等が必要となっている。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 公営住宅の改修等	実施	→	→	→
	2. 老朽化住宅の用途廃止	実施	→	→	→

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標 単位：%	用途廃止住宅の進捗率	計画 36	45	55	66	
		実績 18	23	34	37	
財政効果額 単位：千円		計画				
		実績				

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	<p>公営住宅等長寿命化計画に基づき、改修。用途廃止等を実施しており、来年度、これまでの実績等を踏まえ、計画の見直しを実施する予定である。</p> <p>1. 公営住宅の改修等 4月 改修工事予定住宅 建築課へ委託 5月 社会交付金申請書提出 7月 予定改修工事契約 8~3月 改修工事</p> <p>2. 老朽化住宅の用途廃止 4~10月 解体可能住宅 毎月支所からの報告 11月 解体住宅の決定 12月 解体住宅の発注 1~3月 解体</p>	<p>公営住宅等長寿命化計画の前期5年を終了するため、実績・財政事情等を踏まえ、後期分の計画を見直す。</p> <p>1. 公営住宅の改修等 4月 改修工事予定住宅建築課に委託 5月 社会交付金申請書提出 7~3月 改修工事 9~2月 公営住宅等長寿命化計画見直し</p> <p>2. 老朽化住宅の用途廃止 4~3月 解体可能住宅 毎月支所からの報告 6月 一般住宅に係る解体住宅の議会上程 7~9月 解体工事 11月 その他本年度解体住宅の決定 12~3月 解体工事</p>	<p>本年度は旧年度からの繰越し改修工事も予定されており工事件数が例年よりも多いことから、計画どおりに実施できるよう進行管理に努める。</p> <p>1. 公営住宅の改修等 4月 改修工事予定住宅建築課に委託 4~8月 繰越分改修工事 5月 社会交付金申請 7~3月 改修工事</p> <p>2. 老朽化住宅の用途廃止 4月 解体可能住宅 毎月支所からの報告 11月 本年度解体住宅の決定 12~3月 解体工事</p>	<p>本年度は旧年度からの繰越し改修工事も予定されており工事件数が例年よりも多いことから、計画どおりに実施できるよう進行管理に努める。</p> <p>1. 公営住宅の改修等 4月 改修工事予定住宅建築課に委託 4~8月 繰越分改修工事 5月 社会交付金申請 7~3月 改修工事</p> <p>2. 老朽化住宅の用途廃止 4月 解体可能住宅 毎月支所からの報告 11月 本年度解体住宅の決定 12~3月 解体工事</p>
取組実績	<p>1. 公営住宅の改修等 4月 改修工事予定住宅 建築課へ委託 5月 社会交付金申請書提出 9月 予定工事設計書策定 10月 予定改修工事契約・着工 3月 改修工事完了</p> <p>2. 老朽化住宅の用途廃止 4~8月 解体可能住宅 毎月支所からの報告 9月 老朽化住宅の譲渡（1棟2戸） 台風被害により1棟2戸解体 11月 解体住宅の決定 12月 解体住宅の発注 1月 解体着工 3月 解体終了</p>	<p>1. 公営住宅の改修等 4月 改修工事予定住宅建築課に委託 5月 社会交付金申請書提出 10月 予定改修工事契約 11月 改修工事着工 3月 改修工事完了 公営住宅等長寿命化計画見直し決裁</p> <p>2. 老朽化住宅の用途廃止 4~9月 解体可能住宅 毎月支所からの報告 9月 一般住宅に係る解体住宅の議会上程 2棟2戸解体完了 10月 解体2棟3戸、譲渡2棟2戸決定 2月 解体1棟1戸決定、譲渡1棟1戸議会上程 3月 本年度8棟9戸用途廃止</p>	<p>1. 公営住宅の改修等 4月 改修工事予定住宅建築課に委託 5月 社会交付金申請提出 8月 国通達アスベスト調査、予定改修工事検討 9月 調査委託補正予算要求、事業繰越の検討 12月 外壁等アスベスト調査委託補正、事業繰越アスベスト調査</p> <p>1~3月</p> <p>2. 老朽化住宅の用途廃止 4月 解体可能住宅 毎月支所からの報告 5月 解体住宅の選考 8月 赤崎平団地一部解体計画及び説明 9月 解体工事の発注等 2月 一般住宅に係る解体住宅の議会上程4棟4戸 3月 本年度 9棟24戸の用途廃止</p>	<p>1. 公営住宅の改修等 4月 改修工事予定住宅建築課に委託 4~8月 繰越分改修工事 5月 社会交付金申請 8~3月 現年分改修工事</p> <p>2. 老朽化住宅の用途廃止 4月 解体可能住宅 毎月支所からの報告 5月 解体住宅の選考 8月 浅海一般住宅・通山一般住宅解体図面委託 8月 上津浦湯の葉団地解体図面委託 9月 解体工事の発注等 2月 一般住宅に係る解体住宅の議会上程2棟2戸 3月 本年度 4棟6戸の用途廃止</p>

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	改修工事については、補助金の内示額が見込みの額に達せず、計画変更となった。財政状況が厳しいため、今後は外壁改修工事を優先的に計画し実施するようにした。	用途廃止は予算の執行及び議会の議決手続を既に行っているが、改修工事は9月までに契約完了したものがなく今後の進捗管理が必要となる。	用途廃止は予算の執行及び議会の議決手続を踏まえて実施し、改修工事はアスベスト調査を実施後、今後の進捗管理が必要となる。	用途廃止は予算の執行及び議会の議決手続を踏まえて実施を図り、改修工事は熊本地震後の工事価格の上昇や外壁にアスベスト含有塗膜使用が判明したことによる工事価格の上昇の影響により、平成29年度繰越分及び平成30年度分について改修の見直しを図ることとなった。
進捗	計画どおり進行	計画より遅い	計画より遅い	計画より遅い
支部長評価	本年度の事業は計画どおり進行しているが、中長期的には補助金の内示額が少ないため計画より遅れきみである。	用途廃止を予定している住宅については、積極的に転居を進め、廃止を推進すべきであるが、生活の場であり難しい面もある。	公営住宅の改修については、大気汚染防止法を踏まえアスベスト含有調査を実施し工事等を行うこと。用途廃止を予定している住宅については、積極的に転居を進め、廃止を推進すべきであるが、生活の場であり難しい面もある。	公営住宅の改修については、アスベスト含有調査や工事価格上昇の結果を踏まえ、適切な対応を図り、計画的に事業を執行すること。用途廃止を予定している住宅については、住宅の耐用年数や住民意向等を考慮し、積極的な検討を行うこと。
進捗	計画どおり進行	計画より遅い	計画より遅い	計画より遅い

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	本市の市営住宅の長寿命化計画で今後の改修計画を策定しているが、これまでの実施状況及び財政事情を踏まえ、とりあえず、本年度当初に、必要な外壁改修工事を優先的に行う旨の方針を明らかにした上で、本年度必要な工事を改めて選定し実施した。また、用途廃止については、売却や解体が可能な住宅について支所と協議の上行った。	改修工事については、これまでの改修実績を踏まえ、長寿命化計画の見直しを行った。今後は、より一層、この計画に基づき事業実施ができるようになるものと考えている。	改修工事については、国からの通達により団地外壁のアスベスト調査を実施することになり、予定していた改修工事をすべて翌年度へ繰越をする必要となった。今後は、アスベスト調査の結果、改修工事や解体などアスベスト飛散防止対策を取る必要が出てきたため、改修等コスト増による予算措置が必要となってくると考える。	市営住宅の長寿命化による改修工事については、年度前半に前年度繰越分を実施し、現年度を後半に実施したが、アスベスト関連等による工事価格の上昇により一部改修工事を次年度以降の計画として見直しを行った。また、用途廃止については、売却や解体が可能な住宅について支所と協議の上行った。今後は、アクションプラン名「行政財産のファシリテイマナジメントに基づく管理運営」の関連事業の一つとして実施する。
方向性	継続（未達）	継続（完了）	継続（完了）	完了
支部長評価	長寿命化計画より遅れている状況であることから、今後は補助金の獲得に重点を置き事業の進捗を図る。	長寿命化計画に基づき、計画的な改修、用途廃止が進められてきた。老朽化が著しく、解体予定である住宅については、入居者の安全確保、管理費縮減の両面から、優遇措置を検討したうえで、転居を勧め、用途廃止を推進していかなければならない。	公営住宅の改修時等は、アスベスト調査の結果を踏まえ、必要な措置を行うこと。また、用途廃止は、長寿命化計画に基づき、計画的に進めること。老朽化が著しく、解体予定である住宅については、入居者の安全確保、管理費縮減の両面から優遇措置を検討したうえで、転居を進め用途廃止を推進すること。	今後も公営住宅の改修については、天草市公営住宅等長寿命化計画やアスベスト含有調査や工事価格上昇の結果を踏まえ、適切な対応を図り、計画的に事業を執行すること。用途廃止を予定している住宅については、住宅の耐用年数や住民意向等を考慮し、積極的な検討を行うこと。
方向性	継続（未達）	継続（完了）	継続（完了）	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 1-2-11

基本方針	39 財政基盤・経営力の強化	取組項目	84 市有財産の利活用、整理・統廃合、再配置	プラン名	施設の長寿命化対策事業の実施
所管支部	水道局	所管課・係	下水道課 施設管理係	関連部署	

基本方針内容	広域な視点や地域の特性、利用状況などを考慮し、必要性や効率性などの観点から、市有財産の利活用、整理・統廃合などの方向性を検討します。さらに、市民の安全性、利便性を考慮しながら計画的な維持管理による長寿命化や再配置及び廃止等の検討を行い、ファンリテイナメントの考え方に基づき、有効活用に努めます。
プランの目的・効果	公共（本渡）及び漁業（本郷）など施設整備後30年以上を経過した施設の更新事業を計画的に実施し、施設の長寿命化を図る。本渡浄化センターを新たに建設した場合62億6千万円が見込まれ、長寿命化による更新を行った場合22億4千万円となり新規建設費の36%で汚水処理機能を約20年延命することが出来る見込みである。また、本郷地区漁業排水処理施設は新規に建設した場合6億5千万円が見込まれ、長寿命化による更新を行った場合3億7千万円となり新規建設費の57%で汚水処理機能を約20年延命することが出来る見込みである。
現状	本渡処理区は供用開始から36年が経過し、本渡浄化センターの各設備は、耐用年数を大きく経過しており、経年劣化や発錆・腐食・汚損等が顕著である。また、本郷処理区は供用開始から30年が経過し、集落排水施設の各施設も、耐用年数を大きく経過しており、経年劣化や発錆・腐食・汚損等が顕著である。
課題	各施設ごとに長寿命化計画を策定し、年次事業計画に基づき事業を実施する。

実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
1. 本渡浄化センター			汚泥処理施設実施設計 水・汚泥処理機械・電気改築	水・汚泥処理機械・電気改築
2. 今釜新町ポンプ場	雨水ポンプの機械・電気設備改築	〃	沈砂利の機械・電気の設備改築	〃
3. 本郷地区漁業集落排水施設	終末処理場の改築	管渠施設の改築		
4. 佐伊津地区漁業集落排水施設		自家発電施設新設	高度処理水槽築造	高度処理水槽機械電気新築

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標 単位：%	事業の進捗率	計画	29	33	50	68	
		実績	23	29	50	65	
財政効果額 単位：千円	事業費	計画	378,100	372,000	612,700	619,900	1,982,700
		実績	332,400	195,600	397,400	280,356	1,205,756

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	<p>今釜新町ポンプ場改築更新は雨水ポンプ設備をH27・28の債務負担で行う。H28.4から施行される公営企業化にむけて、H28.1末までに当初予算の出来高を完了しなければならぬ。本郷漁業施設改修は土木建築が9月末に竣工、機械電気が12月10日に予定通り完了。</p> <p>2. 今釜新町ポンプ場 5月 長寿命化計画変更協議 6、7月 一括設計審査申請、承認 8～3月 下水道事業団協定 9月 現地調査・機器承認 10～2月 機器製作</p> <p>3. 本郷地区漁業集落排水施設 4～12月 処理場改修工事</p>	<p>今釜新町更新は既存機器を運用しながら工事となり、管理委託会社と施工者の入念な工程調整が必要。本郷は道路幅狭いため安全管理に重点を置き施工が必要。</p> <p>2. 今釜新町ポンプ場 4、7、11月 現場据付調査、据付準備、現場据付 11月 試運転調整 2月 工事完了</p> <p>3. 本郷地区漁業集落排水施設 10月 入札 11月 工事準備 12～2月 管路布設替 1～2月 MP設置工事 3月 舗装、工事完了</p>	<p>1及び2の改築更新はH29～30債務負担、機械電気設備は事業団へ委託、遅れないよう精鋭努力。4は高度処理水槽築造工事を予定、年度内完工に向け作業実施。</p> <p>1. 本渡浄化センター 5～8、9月 下水道事業団協議、委託契約締結 10～3月 年度内工事委託</p> <p>2. 今釜新町ポンプ場 4～7、8月 下水道事業団協議、委託契約締結 9～3月 年度内工事委託</p> <p>4. 佐伊津地区漁業集落排水施設 4～6、7月 発注準備、入札 8～1、2月 工事、県確認検査</p>	<p>今釜新町ポンプ場の改築更新は、機械設備をH29～30債務負担で下水道事業団が委託実施しており、事業に遅れが生じないよう精鋭努力。佐伊津漁業は本市発注による高度処理水槽の築造工事をH29～30債務負担にて実施しており、年度内の完工に向けて作業を実施。</p> <p>2. 今釜新町ポンプ場 4～3月 下水道事業団事業実施継続 3月 事業完工県確認検査</p> <p>4. 佐伊津地区漁業集落排水 4～11月 債務負担2年目事業実施継続、完了 8、9月 機械工事発注、契約 10～3月 工事 3月 県確認検査</p>
取組実績	<p>2. 今釜新町ポンプ場 5月 長寿命化計画変更協議 6月 一括設計審査申請 7月 一括設計審査承認 8～3月 下水道事業団協定 9月 議会承認 10月 現地調査・機器承認 11月 機器製作開始</p> <p>3. 本郷地区漁業集落排水施設 4～12月 処理場改修工事 9月 土木・建築改修工事完了 12月 機械・電気設備改修完了</p>	<p>2. 今釜新町ポンプ場 4～7、8～9月 現場据付調査、据付準備 10月 現場事務所設置、既存機器撤去 11月 雨水ポンプ据付、操作盤据付 12月 補機類据付、配管工事等作業 1月 試運転調整 2、3月 完了検査、県確認検査</p> <p>3. 本郷地区漁業集落排水施設 7～8、9月 現地調査、設計内容見直し検討 10月 見積等依頼 11月 入札、契約 12～1月 工事準備 2月 管路布設替え、MH更正 3月 舗装、工事完了</p>	<p>1. 本渡浄化センター（2の事業に含み実施無し）</p> <p>2. 今釜新町ポンプ場 5、8月 下団協議、協定額資金不足による協議 6月 指名審査委員会説明 6～12月 2年債務に係る一括設計審査協議 1～3月 下団委託契約締結、入札、2年債務負担 3月 債務負担工事継続 年度分出来高完工</p> <p>4. 佐伊津地区漁業集落排水施設 5月 事業費内示不足による事業内容の検討 6～7月 設計書の見直し検討 8～9月 議会債務負担の提出、承認 10月 指名審査委員会入札 11～3月 工事、債務負担行為継続、出来高完工</p>	<p>2. 今釜新町ポンプ場 1月 下水道事業団と建設工事委託契約 2～3月 水処理設備、電気設備工事2社契約 2～6月 ポンプ設備3回不発、6月に契約 3月 事業完工県確認検査</p> <p>4. 佐伊津地区漁業集落排水 3～10月 土木・建築工事実施完了 9月 変更交付申請 11～12月 機械工事議会議決債務負担の提出、確認 1月 機械工事発注、契約 2～3月 機械工事（繰越30～31） 3月 土木・建築工事県確認検査</p>

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	各項目とも概ね計画通りに進捗している。	今釜新町ポンプ場に関しては計画通り進行しているが、毎年補助金の要望額に対して内示不足により全体計画に遅れが生じている。本郷地区については工事進捗が計画より遅れが生じているため年度内の完了を目指すよう精鋭努力する。現地再調査、設計内容の見直し、入札契約を行い3月中に工事完了予定である。	今釜新町ポンプ場における下水道事業団建設工事委託については事業費増加の要因を精査し、改めて整備局の一括審査変更を承認して頂く手続きを行っている。2年間の債務であることから工事に遅れが生じた分を平成30年度の事業進捗を確認しながら30年度の工事完成を目指す。佐伊津漁業集落排水処理施設については、補助金の内示不足や工事の分割発注が出来ないことから2年間の債務負担工事となり、今後受注した業者と工程等を十分精査し30年度内の工事完了を目指す。	今釜新町ポンプ場については、下水道事業団建設工事委託により改修を進めているが、発注工事3件のうち1件について3度の不発注により、契約時期がずれ込んだ影響により工程が遅れている。佐伊津漁業集落排水処理施設については、本年度も補助金の内示不足と事業費の増額により、年度内の完了が見込めないため、機械設備工事を債務負担工事として発注し、平成31年度内の工事完了を目指す。
進捗	計画どおり進行	計画より遅い	計画より遅い	計画より遅い
支部長評価	H28年度の公営企業会計移行に伴い、事業関連の繰越が出来ないことから、年度予定の出来高について遅れが生じないように努力する必要がある。	工事の遅れが今後の計画に影響を及ぼすことから、指導を徹底し、年度内の工事完成を目指す。	平成29年度の諸事情等で工事に遅れが生じている分、今後の協議や工程等の調整を十分図り、年度内の出来高と30年度の工事完了を実現するよう努力すること。	平成30年度の諸事情等で工事に遅れが生じている分、今後の協議や工程等の調整を十分図り、年度内の出来高と平成31年度の工事完了を実現するよう努力すること。
進捗	計画どおり進行	計画より遅い	計画より遅い	計画より遅い

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	本渡浄化センター及び今釜新町ポンプ場はH34年度までの改修計画であるが、補助金の内示が要望額より減少していることから計画通りの改修工事は見込めない状況となっている。本郷地区は計画通りH28年度に計画通りの改修が見込める状況となっている。	今釜新町ポンプ場の改修については長寿命化計画に基づき平成30年度までに完了できるように精鋭努力する。本渡浄化センターの改修については平成30年度から更新工事が実施される予定であるが、これまで補助金の内示不足により事業が遅れてきた経緯があり、再度精査し老朽化が進んでいる機器の更新を重点的に進める必要がある。	国庫補助金の内示不足等による事業実施の遅れが生じているが、年度内に下水道事業団協定や工事発注を実施できたことから平成30年度に予定されている事業の完工を目指す。	国の整備計画に合わせ、平成30年度に長寿命化対策からストックマネジメント計画への切替を行い、今後も継続していく。
方向性	継続（完了）	継続（完了）	継続（完了）	完了
支部長評価	予定された工事については年度内に完了するようにすることを目標にすること。補助金の内示が要望額より少ないため予算要望については計画通りの要求を肅々と行う必要がある。	長寿命化計画は若干遅れがちであるが、施設の機能低下が生じないように計画に沿った事業実施に努めて行きたい。	今釜新町ポンプ場及び佐伊津浄化センターにおける補助事業は債務負担工事となっており、30年度末までに計画通りの工事完了を実施を図りたい。	国の整備計画に合わせ、平成30年度に長寿命化対策からストックマネジメント計画への切替を行い、今後も継続する。
方向性	継続（完了）	継続（完了）	継続（完了）	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 1-2-12

基本方針	39 財政基盤・経営力の強化	取組項目	84 市有財産の利活用、整理・統廃合、再配置	プラン名	学校給食施設の統廃合
所管支部	教育部	所管課・係	学校給食課 管理係	関連部署	

基本方針内容	広域な視点や地域の特性、利用状況などを考慮し、必要性や効率性などの観点から、市有財産の利活用、整理・統廃合などの方向性を検討します。さらに、市民の安全性、利便性を考慮しながら計画的な維持管理による長寿命化や再配置及び廃止等の検討を行い、ファンリテイナメントの考え方に基づき、有効活用に努めます。
プランの目的・効果	・学校給食基本計画に基づき、給食施設の老朽化に伴い、施設の整備とともに学校給食施設の統廃合を実施する。 ・少子高齢化による児童・生徒数の減少により、給食センターで作る給食数が減っているため、給食施設の統廃合により、整備費や人件費のコスト削減が図れる。
現状	学校給食センターの大半は、建築後30年以上を経過しており、老朽化が進んでいる。
課題	厨房機器の更新や修繕の経費もかさんでおり、給食センターの統廃合と施設の整備を計画的に図る必要がある。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 栖本・倉岳センター	統合実施	→	→	→
	2. 河浦・天草センター		(準備・検討)	(準備・検討)	(準備・検討)
	3. 本渡・新和センター		(準備・検討)	(準備・検討)	(準備・検討)
	4. 計画の見直し	検討	検討	検討・決定	

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標 単位：	学校給食センター数 (H25 9施設)	計画	8	8	7	6	
		実績	8	8	8		
財政効果額 単位：千円	施設の管理経費削減額	計画	5,000	5,000	10,000	15,000	35,000
		実績	3,905	3,931	4,246	5,833	17,915

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	<p>本渡・新和センターは、まずは建設用地を今年度中に決定する必要がある。</p> <p>1. 栖本・倉岳センター 8~3月 統合</p> <p>2. 河浦・天草センター 8月 方針決定 3月 運営委員会で説明</p> <p>3. 本渡・新和センター 8~3月 建設用地検討、方針決定</p> <p>4. 計画の見直し 7~3月 検討</p>	<p>河浦・天草センターは、財源も含め、方向性を出し、地域の理解を得る必要がある。</p> <p>2. 河浦・天草センター 5~3月 方針検討</p> <p>3. 本渡・新和センター 4~3月 建設用地検討</p> <p>4. 計画の見直し 4~3月 検討</p>	<p>本渡学校給食センターの建設用地の選定が重要である。</p> <p>3. 本渡・新和センター 4~3月 建設用地検討</p> <p>4. 計画の見直し 5月 議会全員協議会説明 6月 教育委員会にて決定</p>	<p>(新)本渡学校給食センターの建設用地の選定が済んだら、基本設計・実施設計を委託する。 牛深・河浦センターの統合については、31年度統合に向け、保護者説明会を実施する。</p> <p>2. 河浦・天草センター 9月 保護者説明会</p> <p>3. 本渡・新和センター 4~7月 建設用地選定 8月 基本設計・実施設計委託</p>
取組実績	<p>1. 栖本・倉岳センター 8~3月 統合</p> <p>2. 河浦・天草センター 8~2月 検討</p> <p>3. 本渡・新和センター 8~2月 検討 3月 方針決まらず</p> <p>4. 計画の見直し 7~2月 検討</p>	<p>2. 河浦・天草センター 8月 市長・副市長センター視察実施</p> <p>3. 本渡・新和センター 特になし</p> <p>4. 計画の見直し 8~10月 検討会実施 2月 部内検討 3月 市長・副市長協議</p>	<p>2. 河浦・天草センター 6月 PTA・区長会に説明</p> <p>3. 本渡・新和センター 7月 建設・教育部打合せ 熊本西税務署協議 11月 本渡学校給食センター建設基本計画を作成</p> <p>4. 計画の見直し 7月 教育委員会にて決定 6月 議会全員協議会で説明</p>	<p>2. 牛深・河浦学校給食センターの統合 8月 河浦学校給食センター運営委員会で、統合について説明・協議 1月 河浦学校給食センター運営委員会開催 2月 河浦中学校PTA総会において説明</p> <p>3. (新)本渡学校給食センター建設用地選定協議等 8月 公有財産利活用、取得、処分等検討委員会(2回審議) 同委員会では、「グリーンパーク天草」の取得について異論なし 9月 議会全員協議会で説明 12月 用地取得に係る関係予算について議会承認 2月 用地購入仮契約締結 3月 議会議決後、用地購入本契約締結</p>

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	<p>栖本・倉岳センターの統合については、計画どおり栖本センターの改修工事が完了し、2学期から給食を配送することができた。</p> <p>しかし、その他の河浦・天草センター、本渡・新和センターについては、方針が決まらず、計画を進めることができなかった。</p>	<p>計画より少し遅れているが、今のところ計画どおり進行することはできている。</p> <p>年度末に向け方向性が出せるよう進めていきたい。</p>	<p>第2次天草市学校給食基本計画において、第1次基本計画の一部見直しを行い、変更部分の理解を得るため、地元PTAの役員、区長会に説明を行った。そして教育委員会で第2次天草市学校給食基本計画を決定してもらい、市議会全員協議会にて説明を行った。第2次基本計画については、計画よりも若干決定が遅れたが、計画の実施に向けては特に問題はない。</p>	<p>学校給食施設の整備及び統合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛深・河浦センターの統合は、統合に関する経費の洗い出し及び河浦学校給食センター運営委員会での説明を終え、12月以降に保護者説明を予定。 ・施設整備に関しては、(新)本渡学校給食センター建設用地の選定作業が終了、用地取得に向けて事務を進める。
進捗	計画より遅い	計画どおり進行	計画どおり進行	計画より遅い
支部長評価	<p>給食センターの統合は、どちらか旧町の施設を廃止することになり、また、給食器の違い等もあることから、課題を洗い出し、スケジュールを検討し直す必要がある。</p> <p>本渡・新和センターについては、建設候補地が国事業に関係するものであり、進捗は計画より遅れているので、今後は、計画の修正・見直しを行っていく必要がある。</p>	<p>計画より少し遅れてはいるが、年度末までには方向性をきちんとして、29年度から事業の実施ができるよう努めたい。</p>	<p>第2次天草市学校給食基本計画を策定したので、この計画に基づき、本渡学校給食センターの建設や統合について進めていく必要がある。</p>	<p>第2次天草市学校給食基本計画に基づき各種事業は、概ね順調に取り組まれている。</p> <p>(新)本渡学校給食センターの建設に係る用地取得をこれから進めることになるため、本渡学校給食センターと新和学校給食センターの統合時期については、計画を変更する必要がある。</p>
進捗	計画より遅い	計画どおり進行	計画どおり進行	計画より遅い

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	<p>栖本・倉岳給食センターの統合については、計画通り実施することができた。</p> <p>しかし、その他の計画については、計画通り進めることができなかった。</p>	<p>第2次学校給食基本計画の策定にあたり、第1次学校給食基本計画の見直しを市長・副市長に現地の施設を視察してもらい、財政的な面を含めて大胆に計画を見直す方向で進めることができた。</p>	<p>第2次天草市学校給食基本計画を策定し、教育委員会で承認後、全員協議会に報告した。河浦・天草学校給食センターの統合を河浦・牛深学校給食センターの統合に見直し、変更することができた。本渡・新和学校給食センターの統合については、本渡学校給食センターの建設が第一なので、用地の確保が課題である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・牛深・河浦学校給食センターの統合は、学校給食センター運営委員会等で説明を行い、PTA役員や保護者からの理解が得られ、H31年4月に統合する方向が決定した。 ・本渡・新和学校給食センターの統合は、時期を左右する(新)本渡学校給食センター建設事業の用地確保が順調に進んでいる。これにより建設計画を修正し、給食センター建設を進める。統合時期はH34年8月。
方向性	継続(未達)	継続(未達)	継続(未達)	完了
支部長評価	<p>栖本・倉岳給食センターの統合については、計画通り実施することができた。</p> <p>その他の統合の計画については、計画通り進めることができなかったため、課題を十分検討し、見直しの中で計画していくことが必要である。</p>	<p>第1次基本計画にとらわれず、新たな視点で市長・副市長に現況を見てもらい、計画を見直す方向性を出すことができた。</p>	<p>河浦学校給食センターと牛深学校給食センターの統合の変更も含め、第2次天草市学校給食基本計画を決定することができた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・牛深・河浦学校給食センターの統合は、保護者等の理解が得られ計画どおり方向性を決定することができた。 ・本渡・新和学校給食センターの統合については、(新)学校給食センターの用地取得に日数を要したため、当初計画からみると遅れている。これについては、計画変更にて対応し、H31年度以降、事業を推進する必要がある。
方向性	継続(未達)	継続(未達)	継続(未達)	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 1-2-13

基本方針	39 財政基盤・経営力の強化	取組項目	84 市有財産の利活用、整理・統廃合、再配置	プラン名	社会教育施設の在り方の見直し
所管支部	教育部	所管課・係	生涯学習課 生涯学習推進係	関連部署	

基本方針内容	広域な視点や地域の特性、利用状況などを考慮し、必要性や効率性などの観点から、市有財産の利活用、整理・統廃合などの方向性を検討します。さらに、市民の安全性、利便性を考慮しながら計画的な維持管理による長寿命化や再配置及び廃止等の検討を行い、ファンリテイナメントの考えに基づき、有効活用に努めます。
プランの目的・効果	社会教育施設の在り方（管理形態・所管替え等）の見直しを行う。現在、地区コミュニティセンターと併設している施設の条例廃止や所管替え、市民にわかりやすい施設名称への見直しを行うなど、担当部署及び管理形態を明確化することで市民サービスの向上につながる。併せて、施設の統合や管理形態の見直しにより事務効率化や財政健全化につながる。
現状	・町民センター(5)、ふれあいセンター(8)、交流センター(2)、生涯学習センター(1)、勤労青少年ホーム(1)、本渡地区公民館(1)、図書館(4)
課題	・コミュニティセンターとしてまちづくり支援課が所管している施設6 (●町民セ 御所浦・天草 ●ふれあい くたま・ふかみ・横浦・あこう ●予算措置は平成27年度から一本化) ・名称がわかりにくい施設2 (五和、横浦) ・本渡地域公共施設建設に伴い、本渡地区公民館、勤労青少年ホームの在り方も検討中

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 在り方の見直し (部課内)	方針協議・策定	方針の実施	→	→
	2. 該当支所及び関係機関、団体等との協議調整	方針協議・策定	方針協議・策定方針の実施	→	→

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標 単位：%	見直しの進捗率	計画 20	40	70	80	
		実績 40	70	70	80	
財政効果額 単位：千円		計画				
		実績				

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	<p>コミュニティセンターとしてまちづくり支援課所管の6施設は、国県補助等の状況を調査し、可能な施設を3月議会で条例廃止上程。</p> <p>1. 在り方の見直し (部課内) 7月 ヒアリング結果まとめ 8、9月 起債・補助金等有無確認、借入先等へ報告</p> <p>2. 該当支所及び関係機関、団体等との協議調整 4~6月 各支所意見ヒアリング 7~11月 各支所及び関係課との協議</p> <p>3. 条例廃止 9~12月 関係資料の作成 1、3月 教育委員会上程、議会上程</p>	<p>天草市複合施設建設基本設計が作成される予定、勤労青少年ホームの在り方等を検討、利用者や運営委員会意見を聞き、H29年度までには方向性を決定したい。</p> <p>1. 在り方の見直し (部課内) 4~12月 勤労青少年ホームの在り方検討 2月 ホームの在り方(案)の策定 3月 ホームの在り方(中間取りまとめ)策定</p> <p>2. 協議調整 (勤労青少年ホーム利用者) 10~2月 利用者との協議、アンケート調査等</p> <p>3. 協議調整 (勤労青少年ホーム運営委員会) 10月 ホームの在り方の検討 2月 ホームの在り方(案)に対する検討</p>	<p>平成32年4月の複合施設供用開始に向け、図書館業務の見直しを行い、業務の効率化を図りたい。このため、今年度は、関係機関との協議、調整を行い、部課内の方針案を作成する。</p> <p>1. 在り方の見直し (部課内) 4~2月 図書館業務の見直し検討 3月 方針案作成 (部課内)</p> <p>2. 該当支所及び関係機関、団体等との協議調整 4~3月 関係機関との協議、調整</p>	<p>平成32年4月の複合施設供用開始に向け、図書館運営の見直しを行い、業務の効率化を図りたい。また、図書館、公民館及び町民センター等の社会教育施設全体の在り方について見直しを行い、「社会教育施設管理計画」を作成する。</p> <p>1. 在り方の見直し 4~8月 図書館運営の見直し検討 社会教育施設管理の見直し検討 図書館運営方針(案)作成 9月 社会教育施設管理方針(案)作成 10~2月 部内検討、協議会等の意見聴取 2月 決定</p> <p>2. 該当支所及び関係機関、団体等との協議調整 4~1月 関係機関との調整</p>
取組実績	<p>1. 在り方の見直し (部課内) 7月 ヒアリング結果まとめ 8~12月 起債・補助金等有無の確認 1月 借入先等報告の必要性の調査</p> <p>2. 該当支所及び関係機関、団体等との協議調整 4~6月 各支所意見ヒアリング及び協議 10月 関係課との協議 1~2月 関係課との最終確認</p> <p>3. 条例廃止 9~1月 関係資料の作成 2月 教育委員会上程、議会上程</p>	<p>1. 在り方の見直し (部課内) 4~9月 勤労青少年ホームの在り方検討 12月 ホームの在り方(案)の策定 12~2月 関係部署との調整 3月 市長、副市長説明、方向性決定</p> <p>2. 協議調整 (勤労青少年ホーム利用者) 11~2月 利用者、講師との意見交換</p> <p>3. 協議調整 (勤労青少年ホーム運営委員会) 7月 他の自治体の状況を委員会へ説明 10月 運営委員会委員との意見交換 2月 運営委員会(具体的説明なし)</p>	<p>1. 在り方の見直し (部課内) 4~2月 図書館業務の見直し検討 3月 方針案作成中</p> <p>2. 該当支所及び関係機関、団体等との協議調整 4~3月 関係機関との協議、調整</p>	<p>1. 在り方の見直し 4~8月 図書館運営の見直し検討 社会教育施設の管理方法について検討 9月 図書館運営方針(案)作成 10月 社会教育施設管理方針(案)を作成 10~2月 部内検討 2月 図書館協議会及び社会教育委員会議において意見を聴取 3月 教育委員会に諮り、市立図書館施設運営方針及び社会教育施設管理方針を決定</p> <p>2. 該当支所及び関係機関、団体等との協議調整 4~3月 関係機関との調整</p>

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	項目によっては、計画よりも少し遅れが出ているが、支所との調整も終了し、方向性も決定しており、概ね計画どおり進行している。 条例廃止が可能な施設については、本年度中に議会上程する予定であるので、今後も支所と連絡調整をとりながら、進めていきたい。	ホームの在り方について検討を進めているが、在り方（案）の作成ができていない。早急に在り方（案）を作成し、利用者やホーム運営委員会等の意見を聞き、年度末までにホームの在り方（中間取りまとめ：部課内の方針）を策定する。	天草市複合施設建設の協議と合わせ、課内で業務の見直しについて検討を行っているが、今後は具体的な内容について、関係機関とも協議を行う必要がある。	図書館施設運営方針については、今後、図書館協議会等の意見を聴取後方針を決定する必要がある。 社会教育施設管理方針については、管財課で作成する施設毎の個別計画と整合性をとりながら案を作成し、社会教育委員会議等で意見を聴取後決定する必要がある。
進捗	計画どおり進行	計画より遅い	計画より遅い	計画より遅い
支部長評価	施設条例の見直しについては、概ね計画どおり進行できている。 コミュニティセンターとしてまちづくり支援課が所管している施設の条例廃止については、支所の同意を得ており、条例廃止に向けて着実に実行していく必要がある。	複合施設建設も見据え、早急にホームの在り方（案）を作成して、利用者及び勤労青少年ホーム運営委員会等の意見を聞く必要がある。また、次年度には、方向性が決定できるよう年度末までにホームの在り方（中間取りまとめ：部課内の方針）を策定する必要がある。	課内で業務の見直しについて検討を行っているが、今後は、部内での協議を進めていく必要がある。	図書館運営方針、社会教育施設管理方針については、案を作成した後、部内検討を行う必要がある。 その後、図書館協議会または社会教育委員会議において意見を聴取し、方針を決定する必要がある。
進捗	計画どおり進行	計画より遅い	計画より遅い	計画より遅い

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	該当支所とのヒアリングを行い、地域住民の意向や現在の状況等について協議を行った結果、条例から削除することに了承を得た。ヒアリング結果を受けて部課内でも協議し、併せて該当施設の建設時の補助金や起債状況等について調査を行い、補助目的が同じであることから、財産処分は行わないこととした。その後、関係課等とも協議を行い、再度、支所の意向を確認した上で、町民センター条例及びふれあいセンター条例の改正を平成28年2月定例会議会上程、可決された。	勤労青少年ホームの方向性については、案を作成し、関係部署との協議を行い、 ①複合施設建設まではそのまま存続する。 ②運営方法については、見直しをおこなう。 と方向性を決定することができた。 今後は、天草市複合施設の供用開始（平成32年度）に向け、運営方法の見直しを進める。	方針案作成までには至らなかった。今後、関係機関とも協議調整を進めながら、部課内での方針案作成を行う。	社会教育施設管理方針及び天草市立図書館施設運営方針を作成した。 今後は、公共施設等再配置・個別施設計画（第1期）と整合性をとりながら、両方針に基づき、施設の管理・運営及び必要な見直しを行う。 また、図書館・図書室については、必要な見直しを行いながら、特徴ある図書館づくりを進める。
方向性	継続（完了）	継続（完了）	継続（未達）	完了
支部長評価	施設条例の一部改正については、概ね計画どおり進行し、目標どおり2月議会上程し、コミュニティセンターとして一本化することができた。 次年度は天草市複合施設建設基本設計が作成される予定なので、対象施設となる勤労青少年ホーム及び本渡地区公民館の在り方等を検討するなど、目標達成に邁進していきたい。	勤労青少年ホームの方向性については、複合施設建設まではそのまま存続すると決定することができた。 今後は、天草市複合施設のめざす姿に向け、公民館とも連携し運営方法の見直しを進める。	方針案作成には、関係機関とも協議調整を進めながら、部課の案を作成する必要がある。	・計画より遅れたが、社会教育施設管理方針及び天草市立図書館施設運営方針を教育委員会に諮り、策定することができた。 ・今後は、これらの方針に基づき、施設の管理・運営及び必要な見直しを行っていく必要がある。
方向性	継続（完了）	継続（完了）	継続（未達）	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 1-3-1

基本方針	39 財政基盤・経営力の強化	取組項目	85 選択と集中による行政サービス、事務事業の再	プラン名	イベント等への行政の関わり方の見直し
所管支部	総合政策部	所管課・係	政策企画課 行財政改革推進係	関連部署	

基本方針内容	行政サービスを効率的・効果的に提供するため、市民ニーズに対応した事業を選択し、集中的に実施します。また、総合計画の政策評価により、上位政策に対する事業の成果や必要性等を検証し、優先順位を付けて事業を実施します。さらに、事業内容や実施方法等の見直しを行い、柔軟性をもって事務事業の再構築を行います。
プランの目的・効果	市内各所で実施されているイベントについて、必要性を再検討し効率的、効果的な実施に向けて、職員の関わり方を中心に調整を行う。 ・イベントを整理することによりイベントの内容充実や資源（人、物、金など）の集中が図られる。 ・選択と集中により、イベントのレベルアップが図られ、より多くの集客が期待できる。 ・地域主体で取り組むことにより、地域力の強化と活性化が図られる。
現状	・旧市町から継続して実施されているイベントが多い。 ・市として行うもの、地域で行うものの区別が曖昧になっている。
課題	・これまでも個別に調整は行われているものの、イベントの運営方法や他地域との調整など、具体的な見直しには至っていない。・旧市町からの継続して実施されているイベントも多く、真に必要なイベントであるか必要性を再考する必要がある。・市として行うもの、地域で行うものの区別が曖昧になっており、職員としての関わり方も見直す必要がある。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. イベントの見直し基準の作成		実施		
	2. 見直し基準に基づいた見直し			実施	
	3. 基準の見直し				実施

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標	計画					
	実績					
財政効果額	計画					
	実績			完了		0

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	<ul style="list-style-type: none"> イベントに関する補助金部分については別のアクションプラン「補助金・負担金の見直し」で取り組むこととしているため、職員の関わり方について統一的な基準を策定する。 1. イベントの見直し基準の作成 <ul style="list-style-type: none"> 7~9月 総務課協議 8~2月 基準案策定 12月 筆頭課長会議 1月 部長調整会議 2月 庁議 3月 基準決定・公表 	<ul style="list-style-type: none"> 定員適正化計画に基づいて、今後どの程度の業務量削減が必要かを把握し、イベントの事務局の外部化を中心に基準を検討する。また、トータルシステム化指針とも整合を図る。 1. イベントの見直し基準の作成 <ul style="list-style-type: none"> 10~11月 総務課協議、基準案策定 12月 筆頭課長会議 1月 部長調整会議 2月 庁議 3月 基準決定・公表 	<ul style="list-style-type: none"> 目指す目的や効果は、他の行政システムで改善可能な部分あり。イベントの現状再確認、課題整理を行い、プランとして取組む必要があるかも含め再検討必要。 ※他の行政システム <ul style="list-style-type: none"> ・実施計画（政策目的に沿った事業の効率的・効果的な実施） ・補助金・負担金の見直し（イベントを含めた補助金の適正化） ・アウトソーシング推進指針、推進計画（市の関与） ・年間行事調整表（実施時期の調整） 1. イベントの見直し基準の作成 <ul style="list-style-type: none"> 10~11月 予算要求・実施計画ヒアに併せた課題整理 12~3月 プランとして取組む必要があるか再検討 3月 結論 	
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 1. イベントの見直し基準の作成 <ul style="list-style-type: none"> 8~3月 基準案策定 	<ul style="list-style-type: none"> 1. イベントの見直し基準の作成 <ul style="list-style-type: none"> 7~3月 内部検討 	<ul style="list-style-type: none"> 1. イベントの見直し基準の作成 <ul style="list-style-type: none"> 8~12月 H29年度当初予算要求資料及びH30年度当初予算要求資料等によりイベントの運営形態や市職員の関わり方等について調査を実施 1~3月 プランとして取組む必要があるか再検討 3月 結論 	

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	合併後の長年の課題となっていることから、取組状況が停滞しているが、定員適正化計画に沿って職員数が削減されることから、持続可能なイベントの関わり方を早急に取りまとめなければならない。	上半期中に取り組みの完了を目指した「補助金・負担金の見直し」について、下半期も継続して取り組む必要があるため、下半期は「イベントの見直し」を中心としつつも並行して取り組む必要がある。個別の見直しは進められており、また、トータルシステム化による実施計画等のヒアリングにおいても個別に見直しを行った。基準についてはイベント特有の事項に限定した(案)を策定したい。	平成29年度当初予算要求資料等によりイベントの実施状況や運営形態について調査を実施した。 * 予算ヒアリング等において個々のイベントの見直しは行われている。 (例) トライアスロン大会補助金など	
進捗	計画より遅い	計画より遅い	計画どおり進行	完了
支部長評価	イベントも多種多様であり難しい面もあるが、現実として取り組みの進展は見られない。また、何をすべきか整理ができていない状況もあり、後半に向け、論点を整理して取り組まなければならない。	見直し基準の姿が見えないので、まずは、議論してもらったとき台を示す必要がある。3月に決定しても29年度の予算、人事配置等には間に合わないので、十分議論し、スケジュールの見直しも検討する。	イベントについては、その内容や運営形態、地域性など様々であり、個別に対応していくことも一つの方策と考える。まずは、個々のイベントの状況などを把握し、必要性から検討しなければならない。	
進捗	計画より遅い	計画より遅い	計画どおり進行	完了

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	イベントの見直しは本市の長年の課題となっていたが、今年度も基礎的な研究に留まり、有効な方向性を打ち出すことができなかった。今後の見直しについては、補助金の見直しと併せ、イベントの必要性や運営体制(職員の関わり方を含む)など、再度、見直しの取り組み事項を整理する必要がある。	プランが目指す目的や効果については、他の行政システムで改善可能な部分もできてきている。今後はイベントの現状の再確認、課題の整理を行い、プランとして取り組む必要があるのかも含めて再検討が必要である。 ※他の行政システム ・実施計画(政策目的に沿った事業の効率的・効果的な実施) ・補助金・負担金の見直し(イベントを含めた補助金の適正化) ・アウトソーシング推進指針、推進計画(市の関与) ・年間行事調整表(実施時期の調整)	これまでの取り組みにおいて、イベントの実施主体が地区振興会、地域団体又は商工会等に移行または段階的に移行してきており、地域主体でのイベント実施が進んでいる。このことから、イベントの見直しに関しては、基準を設け見直しを行うのではなく行政評価にもとづき見直しを進めることとする。 * アクションプランとしての取り組みは終了	
方向性	継続(未達)	継続(未達)	完了	完了
支部長評価	中間でも述べたように、論点の整理が必要。財政的な面、職員の関わり、実施効果の面での検討が必要、そのためには、プラン名の変更を含めてアクションプランの見直しを検討してもらいたい。	イベント見直し自体困難な作業であることは明白であり、実施計画やアウトソーシングなど複雑に考えず、まずはイベントを洗い出し、目的、効果、対象者、地域性等々の範囲での位置づけをするなど、イベントそのものをしっかりと議論する材料を作ることもひとつの方法と考える。公の施設の利活用等方針(24年度)の策定過程も参考に。	市内各地で開催されているイベントは多種多様であり、統一的な基準を設けるよりも、行政評価により個々に見直しを検討することが最善の方策と考える。	
方向性	継続(未達)	継続(未達)	完了	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 1-3-2

基本方針	39 財政基盤・経営力の強化	取組項目	85 選択と集中による行政サービス、事務事業の再	プラン名	補助金・負担金の見直し
所管支部	総合政策部	所管課・係	政策企画課 行財政改革推進係	関連部署	

基本方針内容	行政サービスを効率的・効果的に提供するため、市民ニーズに対応した事業を選択し、集中的に実施します。また、総合計画の政策評価により、上位政策に対する事業の成果や必要性等を検証し、優先順位を付けて事業を実施します。さらに、事業内容や実施方法等の見直しを行い、柔軟性をもって事務事業の再構築を行います。
プランの目的・効果	行革審議会からの提言を基に、人件費・事業費補助等、性質に応じた今後の補助対象・補助率の基準、統廃合の進め方の基準など「補助金交付基準」を策定し、基準に応じた見直しを行う。補助率や補助基準を統一した「補助金交付基準」を策定し、運用することにより補助の透明化と経費削減が図られる。
現状	・行革審議会からの提言では「単独補助における補助率2分の1以内」となっており、予算編成時に取り組んでいるものの未だクリアできていない補助金がある。 ・補助期間を設定している補助金についても期間を越えて交付されているものがある。
課題	・補助金については、団体補助・事業補助など補助金の性質に応じた補助の基準を明確にし基準に応じた運用を行うことが必要である。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 統一基準の策定		実施	案の策定	見直し・実施
	2. 基準に基づいた補助金の見直し			一部実施	→
	3. 基準の見直し				実施
(参考) 数値目標 補助費等決算額を年次別財政計画の補助費等の計画内とする。					

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標	補助費等決算額	計画			8,096,000	7,780,000	
単位：千円		実績			7,751,830		
財政効果額		計画					
単位：千円		実績					

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	<p>・平成20年に提言を受けて以降、実務上で見直しを働きかけていたが、状況が改善しない部分が見られるため、正式に基準を策定して取り組む必要がある。</p> <p>1. 統一基準の策定 6~7月 財政課協議 7~2月 基準案策定 12月 筆頭課長会議 1月 部長調整会議 2月 庁議 3月 基準決定・公表</p>	<p>基準を定めることにより補助金の在り方が大きく変わるため、策定は容易ではないが、議論のテーブルに乗せることにより解決を図りたい。また、トータルシステム化指針との整合を図る必要がある。</p> <p>1. 統一基準の策定 4~7月 財政課との協議 7~2月 基準案策定 11月 筆頭課長会議 12月 部長調整会議 1月 庁議 3月 基準決定・公表</p>	<p>補助金・負担金見直し方針を策定し、予算編成方針等に併せて職員への説明。実施計画ヒアリングを実施。この中で見直し方針の運用状況等を確認し課題等を整理する。</p> <p>1. 統一基準の策定 4月 補助金等調査、方針(案)策定作業 5月 方針(案)策定、筆頭課長会議 6月 部長調整会議 7月 市長・副市長へ説明 8月 行財政改革推進本部 10月 職員説明 11月 実施計画ヒアリング</p>	<p>(案)を部長調整会議及び筆頭課長会議に付議、6月までに成案とし市長・副市長に説明、9月までに策定。10月の経営方針と併せて職員説明を実施・運用を開始。また、運用と同時に並行で交付基準の検証を行う。</p> <p>1. 統一基準の策定 4月 (案)部長調整会議等へ付議 7月 市長・副市長へ説明 9月 策定 10月 職員説明 11月 実施計画ヒアリング 2. 基準に基づいた補助金の見直し 11~3月 運用 3. 基準の見直し 11~3月 検証</p>
取組実績	<p>1. 統一基準の策定 6~7月 財政課協議 7~3月 基準案策定</p>	<p>1. 統一基準の策定 4~8月 財政課との協議 6月 補助金調査(財政課実施) 7~3月 基準案策定 8月 筆頭課長会議 3月 補助金調査</p>	<p>1. 統一基準の策定 4~5月 課内検討 6月 財政課意見聴取 7月 今後の進め方について検討 8~9月 H29年度当初予算要求資料等をを用い素案の実効性確認並びに見直しの範囲及び種類を絞り込む作業を実施 10~12月 実施計画と併せて補助金・負担金のヒアリングを実施 2~3月 提言(行革審)を参考にH30年度天草市補助金等交付要綱(案)別表を整理</p> <p>2. 基準に基づいた補助金の見直し 10~12月 実施計画と併せ補助金・負担金のヒアリング。素案実効性は確認、終期設定等。</p>	<p>1. 統一基準の策定 行革審の提言(H20.9)に示された「補助金・負担金交付基準」(案)をもとに素案を策定し、H30年度実施計画と併せて補助金・負担金のヒアリングを実施したところ、実効性の確認はでき、終期の設定や補助対象経費等、整理することができた。 このことから、新たな基準を策定しなくても、補助金・負担金の見直しは行えるとの結論に達した。 なお、今後も、予算編成方針に行革審の提言を盛り込み、トータルシステム化のなかで補助金・負担金の見直しを進めることとする。</p>

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	大きな部分での方向性はできてきているが、個々の部分で調整すべき点が残っている。補助金交付の統一基準が与える影響は大きいことから、着実に取り組んでいかなければならない。	平成20年の行革審議会からの提言以降、補助金・負担金の見直しについては内部検討に留まっていたが、今年度は上位の会議に付議する段階まで進んできている。課題を整理して取り組みを継続する。	素案を策定し課内で検討を行ったが、更なる補助金等の分析を行うこととした。平成29年度当初予算要求資料等をもちい素案の実効性確認並びに見直しの範囲及び種類を絞り込む作業を進めた。 * 予算編成方針に行革審議会からの提言「補助金・負担金交付基準(案)」を盛り込み補助金・負担金の見直しを進めている。	行革審の提言(H20.9)に示された「補助金・負担金交付基準」(案)をもとに素案を策定し、H30年度実施計画と併せて補助金・負担金のヒアリングを実施したところ、実効性の確認はでき、終期の設定や補助対象経費等、整理することができた。 このことから、新たに基準を策定しなくても補助金・負担金の見直しは行えると判断した。なお、今後も、予算編成方針に行革審の提言を盛り込み、トータルシステム化のなかで補助金・負担金の見直しを進めることとする。
進捗	計画より遅い	計画どおり進行	計画より遅い	完了
支部長評価	イベントの見直しと同じく、実効性を持たせるには相当の努力がいる取り組みであり、進捗が遅れているが、議論の基となるものとして、基準案を示せるよう、後半の取り組みを進めなければならない。	今回初めて見直し案を提示できたことは進歩であり、後は、内容を十分協議して、取り組んでもらいたい。	補助金負担金の見直しについては、素案までは作成しているが、各種団体等に多大な影響を与えるため、実施時期、見直しの範囲など慎重に進める必要がある。	行革審より「補助金・負担金交付基準」(案)が提言されて以来、毎年度、予算編成段階において、終期の設定や補助対象経費等の確認を実施している。今後、トータルシステム化を推進する過程において補助金・負担金の見直しを進める。
進捗	計画より遅い	計画どおり進行	計画より遅い	完了

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	一般的な補助金等見直し基準レベルのたたき台はできているが、見直しの基準作成までは至らなかった。基準の作成にあたっては、検討段階から全庁的な意見を反映させるなどの検討も必要となる。また、本市の今後の方向性に合わせ調整する必要がある、作成した基準の実効性の確保が課題となる。	方針等案の作成、修正を続けてきたが、今年度中に策定することはできなかった。案の大半はできてきており、来年度の早い時期に策定が可能と考えられるが、補助事業者等に大きく影響を与えるため、慎重に進める必要がある。	平成30年度実施計画ヒアリングと併せて補助金・負担金のヒアリング等を実施し以下の成果が得られた。 ●素案の実効性を確認した。●全ての補助金・負担金に終期の設定を行った。●提言(行革審)を参考に天草市補助金等交付要綱別表(以下「別表」という。)に「補助対象経費」を記載する規定を加え、平成30年度から適用することとした。●補助金交付の適正化を図る観点から、別表中、原則として税の納付状況により交付制限を設ける規定を加えることとした。 なお、今後、素案の内容を精査し成案を作成することとする。	行革審の提言(H20.9)に示された「補助金・負担金交付基準」(案)をもとに素案を策定し、H30年度実施計画と併せて補助金・負担金のヒアリングを実施したところ、実効性の確認はでき、終期の設定や補助対象経費等、整理することができた。 このことから、新たに基準を策定しなくても補助金・負担金の見直しは行えると判断した。なお、今後も、予算編成方針に行革審の提言を盛り込み、トータルシステム化のなかで補助金・負担金の見直しを進めることとする。
方向性	継続(未達)	継続(未達)	継続(未達)	完了
支部長評価	たたき台があってもオープンにして議論しなければ進まない。難しい面があることは分かったうえで、本市として取り組める形を作り上げるためにも、28年度は先に進めなければならない。	見直し方針については、さらに関係各課と協議し、基本的な考え方を市長、副市長に説明する必要がある。また、方針に基づく実施時期(年度)についても、相手団体等もある中で困難が予測され、財政健全化計画の毎年度の見直しと歩調を合わせて、見定める必要がある。	終期の設定や補助対象経費の明記など進捗はしている。補助率や補助基準を統一した「交付基準」の策定については、慎重に進める必要がある。	行革審より「補助金・負担金交付基準」(案)が提言されて以来、毎年度、予算編成段階において、終期の設定や補助対象経費等の確認を実施している。今後、トータルシステム化を推進する過程において補助金・負担金の見直しを進める。
方向性	継続(未達)	継続(未達)	継続(未達)	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 1-3-3

基本方針	39 財政基盤・経営力の強化	取組項目	85 選択と集中による行政サービス、事務事業の再	プラン名	全事務事業のゼロベースでの見直し
所管支部	総合政策部	所管課・係	政策企画課 企画調整係	関連部署	

基本方針内容	行政サービスを効率的・効果的に提供するため、市民ニーズに対応した事業を選択し、集中的に実施します。また、総合計画の政策評価により、上位政策に対する事業の成果や必要性等を検証し、優先順位を付けて事業を実施します。さらに、事業内容や実施方法等の見直しを行い、柔軟性をもって事務事業の再構築を行います。
プランの目的・効果	全ての事務事業について、事業内容、事業効果などを精査し、真に必要な事業を選択して集中的に実施する。(補助金・負担金及びイベントについては別に実施) ・ゼロベースで見直すことにより、真に必要な事業を選択し、集中的に実施することができる。 ・似通った事業や統合して行った方が効率的に進めることができる事業など、事業の統廃合を行うことにより事業数の縮減が図られ、事務の効率化が図られる。 ・事業の選択と集中により、予算の縮減が図られる。
現状	普通交付税の合併算定替期間が終了する平成33年度には約37億円の減額となり財政状況はより一層厳しさを増すことが予想されている。
課題	今の段階から財政健全化に取り組む必要があり、経営的視点に立った行政運営により選択と集中による事務事業の見直しが必要となっている。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 実施計画策定方針の作成	実施	必要に応じて見直し	→	→
	2. 方針に基づいた実施計画の策定	実施	→	→	→
	3. 事業の検証・見直し		実施	→	→

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標 単位:	事務事業数 (H26年度 1,039事業)	計画	1,014	989	964	939	
		実績	870	829	794	781	
財政効果額 単位: 千円		計画					
		実績					

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	最重要課題である人口減少を食い止める施策の検討を行い、財政健全化計画に基づき事業絞り込みを行い、総合計画に沿った事業予算化を進める。総合計画では基本構想、基本計画、実施計画に目標設定し、体系の中で評価システムを構築し、予算と連動や実効性を高め、事業成果を重視した施策の展開を図る。	事業のスクラップ&ビルドを含め、真に必要な事業を選択するには、重点的に取組むべき方針を盛り込んだ「経営方針」を職員に示すことが必要不可欠。トータル・システムに基づき評価に取組み、部長調整会議、総合政策審議会、庁議等を経て「経営方針」を出し、職員説明会で市の方針を示す必要がある。予算と併せ、職員説明会、経営方針の決定、実施計画作成、ヒアリング、査定額通知。	トータルシステム化指針に基づき、行政システムを連動化、評価も政策・施策計画マネジメントシートを策定し業務改善。今後も事業内容・効果等を精査、真に必要な事業を選択し事業のスクラップ&ビルドを図る。予算と併せ、職員説明会、実施計画策定、ヒアリング(スクラップ&ビルド検証)、査定額通知。	トータルシステム化指針に基づき行政システムを連動化、評価も政策・施策計画マネジメントシートを策定し業務改善。今後も事業内容・効果等を精査、真に必要な事業を選択し事業のスクラップ&ビルドを図る。
取組実績	1. 実施計画策定方針の作成 4~8月 方針の検討、策定 2. 方針に基づいた実施計画の策定 4~8月 イントラによる簡易入力システムの構築 8月 職員説明会 9、11月 実施計画の作成、策定 10月 ヒアリング	1. 実施計画策定方針の作成 4~6月 見直しの検討 3月 公表 2. 方針に基づいた実施計画の策定 3月 公表 3. 事業の検証・見直し 4月 各部署・部門による実績入力・評価 6月 各部署による事業のスクラップ&ビルド	1. 実施計画策定方針の作成 4~8、9月 見直し検討、経営方針・策定方針の決定 3月 公表 2. 方針に基づいた実施計画の策定 3月 公表 3. 事業の検証・見直し 4月 各部署・部門による実績入力・評価 5~6月 各部署による政策・施策計画の評価 7月 総合政策審議会 10月 経営方針の決定	1. 実施計画策定方針の作成 4~9月 見直し検討、経営方針・策定要領の決定 3. 事業の検証・見直し 4月 各部署・部門による実績入力・評価 5~6月 各部署による政策・施策計画の評価 7月 総合政策審議会 10月 経営方針の決定
	1. 実施計画策定方針の作成 4~8月 方針の検討、策定 2. 方針に基づいた実施計画の策定 4~9月 イントラによる簡易入力システムの構築 8月 職員説明会 9月 実施計画の作成 10月 ヒアリング 11月 実施計画査定額の通知	10月 経営方針策定、職員説明会 11~1月 ヒアリング 1. 実施計画策定方針の作成 4~8月 見直しの検討 9月 H27年度策定の方針継続活用を決定 2. 方針に基づいた実施計画の策定 9月 実施計画策定要領の作成 3. 事業の検証・見直し 6~7月 各部署・部門による実績入力・評価 各部署による事業のスクラップ&ビルド 8月 総合政策審議会	9月 職員説明会実施 10月 実施計画の策定 11~1月 ヒアリング 2月 査定額通知 1. 実施計画策定方針の作成 4~8月 見直しの検討 9月 経営方針、策定要領の決定 3. 事業の検証・見直し 4月 各部署・部門による実績入力・評価 5~6月 各部署による政策・施策計画の評価 7月 総合政策審議会 9月 経営方針の決定	1. 実施計画策定方針の作成 4~8月 見直しの検討 10月 経営方針・策定要領の決定 3. 事業の検証・見直し 4月 各部署・部門による実績入力・評価 5~6月 各部署による政策・施策計画の評価 7月 総合政策審議会 10月 経営方針の決定

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	実施計画策定方針の作成については、予定より若干遅れたものの、8月中旬には策定できた。今後は、11月に実施計画査定額が通知できるよう、ヒアリング等も含め、遅滞なく策定業務を進めていく。	実施計画及び予算要求の一本化を目指したことから、実施計画の策定にあっては予定よりも大幅な遅れとなったが、併せて計画していた「経営方針」については、行政評価に取り組み、部長調整会議、総合政策審議会、庁議等を経て、10月初めには「経営方針」を策定し、併せて職員説明会も開催することが出来た。今後においてもヒアリングを通し、スクラップ&ビルドの視点をもって、実施計画の策定から事業の検証・見直しを行っていく。	本年度より、実施計画及び予算編成の策定を併せて実施することとし、現時点まで、当初に予定したとおり進行している。今後は、実施計画のヒアリングを通して、内部評価及び外部評価を踏まえた事業の見直しについて推進をはかる。	現時点まで、当初に予定したとおり進行している。今後は、実施計画のヒアリングを通して、内部評価及び外部評価を踏まえた事業の見直しについて推進をはかる。
進捗	計画どおり進行	計画より遅い	計画どおり進行	計画どおり進行
支部長評価	ゼロベースでの事業見直しの基本となる実施計画の策定は、少し遅れ気味だが、後半に向けてしっかりと取り組んでもらいたい。また、本格的にゼロベース見直しが動くのは、数値目標を基に検証を行う28年度からと考えるので、これからにつながる実施計画書となるよう取り組んでもらいたい。	今回から、実施計画と予算要求のやり方を見直した。今の方向で、サイクルが機能していくことが重要と考える。その中で、ゼロベースでの見直しが進むよう取り組む。目標設定も、廃止事業数、新規事業数で表せるようになることも必要。	本プランについては、計画どおりに進捗しており、現在の方向でサイクルが機能していくことが重要と考える。今後、内部評価及び外部評価の結果を、どのように事業の見直しにつなげるかが課題。	本プランについては、計画どおりに進捗している。今後、内部評価及び外部評価の結果を踏まえ、事業のスクラップ&ビルドにどのようにつなげるかが課題である。
進捗	計画どおり進行	計画より遅い	計画どおり進行	計画どおり進行

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	今年度から「トータルシステム化指針」のもと、予算の「枠配分」を導入し、ゼロベースでの事業見直しを図り、各事業の改善に取組んだ。一部では成果が出てきているものの、全体的には思うような成果が出せなかった。今後は、決算等の評価を踏まえ、市としての重点目標を定めると共に、財政健全化計画と連動し配分された予算枠の中で、今一度各事業をゼロベースで検証し、真に必要な事業を捉え、実施計画書を策定していく必要がある。	実施計画及び予算要求の一本化を目指したことから、実施計画の策定にあっては予定よりも大幅な遅れとなったが、併せて計画していた「経営方針」については、行政評価に取り組み、部長調整会議、総合政策審議会、庁議等を経て、10月初めには「経営方針」を策定し、併せて職員説明会も開催することが出来た。今後は、スクラップ&ビルドをよりいっそう推進していくといった観点から、経営方針やヒアリングの在り方をさらに検討していく必要がある。	本年度より、実施計画及び予算編成の策定を併せて実施することとし、併せてそのアシストを行う新システムを導入し、稼働することが出来た。また、実施計画の策定においても、職員説明会を開催し、職員へ策定ノウハウの周知を図ると共に、その後において実施したヒアリングを通して、経営方針との整合性、スクラップ&ビルドの進捗管理を行った。	職員説明会を開催し、実施計画の策定時に、内部評価、外部評価及び経営方針等を踏まえて、ゼロベースでの事務事業の見直しの周知を行った。今年度は、担当者ヒアリングにおける経営方針との整合性やスクラップ&ビルドの進捗管理が出来なかった。今後も、事務事業の見直しを継続して取り組むとともに、ヒアリング以外での進捗管理の手法を検討する必要がある。
方向性	継続（完了）	継続（完了）	継続（完了）	完了
支部長評価	トータルシステム化とゼロベース見直しの区別が難しい。ゼロベース見直しについては、その成果として、事業の廃止数、統合数、新規事業数等を毎年度実施計画の中で公表していく必要があると考える。実施項目について再検討も。	中間期で述べたとおり、ゼロベース見直しの結果として、毎年度、廃止事業数、新規事業数、事業費を表せることが、本プランの完成と考える。	トータルシステム化を進めていく中で、事業評価によるスクラップ&ビルドの意識は浸透してきたと考える。今後、このプランを定着させることが、市の重要施策を進めていく中で大きなポイントとなる。	内部評価及び外部評価を踏まえた事業のスクラップ&ビルドの取り組みは進展していると考えられる。今後も、全事務事業の見直しについては、毎年度、継続して取り組む必要がある。
方向性	継続（完了）	継続（完了）	継続（完了）	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 1-4-1

基本方針	39 財政基盤・経営力の強化	取組項目	86 経営的視点に立った行政運営	プラン名	総合計画を核としたトータル・システム化の推進
所管支部	総合政策部	所管課・係	政策企画課 企画調整係	関連部署	

基本方針内容	限られた経営資源を有効活用し、市民の満足度を高める質の高い行政サービスを提供するためには、総合計画と各分野別計画との整合性を図り、総合計画から予算編成、行政評価などの仕組み・制度（システム）が連携して機能する状態に再構築する「総合計画を核とした自治体経営のトータル・システム化」を推進していきます。
プランの目的・効果	限られた経営資源を有効活用し市民の満足度を高める質の高い行政サービスを提供するため、総合計画と各分野別計画との整合性を図り、総合計画から予算編成、行政評価などの仕組み・制度（システム）が連携して機能する状態に再構築するため、平成26年度に実施したトータルシステム診断等の結果に基づき、前期基本計画（平成27年度～30年度）の期間中に、計画・予算・評価の連動や新たなシステムの導入などについての実行・移行期スケジュールを設定し、「総合計画を核とした自治体経営のトータルシステム化」を推進する。トータルシステムの構築により、総合計画を中心とした行財政運営が図られる。各システムの連携による
現状	合併後、総合計画、予算、行政評価、人事評価などのシステムを導入し運用してきたが、システム全体として機能していない。また、各分野別計画についても、目標年次、期限、政策方針が総合計画と整合性がとれていない。
課題	合併後、総合計画、予算、行政評価、人事評価などのシステムを導入し運用してきたが、システム全体として機能していない状態である。また、各分野別計画についても、目標年次、期限、政策方針が総合計画と整合性がとれていないため、総合計画を中心としたトータルシステムの視点から見直しを行う必要がある。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 行政システムの統合化	連動システム検討	→	連動システム運用	→
	2. 財務会計システムの改善	システムの改善検討	→	システム試行	システム本格運用
	3. 分野別計画の整合	整合指針の検討	計画改訂の実施	→	→
	4. 審議会等の統廃合	統廃合指針の検討	審議会等の統廃合実施	→	→

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標	計画					
	実績					
財政効果額	計画					
	実績					
単位：千円						

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	8月を目途に自治体経営のトータル・システム化指針を策定。指針に沿って各実施項目についても検討。 1. 行政システムの統合化 4～8月 トータルシステム化指針の策定 4～3月 統合化の検討 2. 財務会計システムの改善 4～3月 行政システムの統合化と並行して検討中 8月 視察研修 3. 分野別計画の整合 4～3月 各分野別計画の体系化に向けた検討 4. 審議会等の統廃合 4～3月 分野別計画の整理と並行して検討中	H27.3に取組みとめた総合計画運用プロセスのもと、評価、計画予算等を実施していくにあたり、連動性・スケジュールのスムーズさを確認する必要あり。 1. 行政システムの統合化 4～5月 評価の実施 6～7月 経営方針の策定 7～2月 実施計画・予算編成 2. 財務会計システムの改善 6～3月 システム改善の契約と構築 3. 分野別計画の整合 4～3月 分野別計画の整合の進捗管理 4. 審議会等の統廃合 4～3月 審議会等の統廃合の進捗管理	トータルシステム化指針のもと、行政システムの統合化、分野別計画の整合、審議会等の統廃合の検討を行ってきた。「行政システムの統合化」の基盤となる財務会計システムの構築に取り組み、業者、関係部署と協議を重ね、本格稼働に向け取り組む。 1. 行政システムの統合化 4～8月 システム連動に伴う協議 10月 経営方針の策定、職員説明会 2. 財務会計システムの改善 4～8月 システムの構築 9～3月 システム操作説明会と仮稼働 3. 分野別計画の整合 4～3月 分野別計画の整合の進捗管理 4. 審議会等の統廃合 4～3月 審議会等の統廃合の進捗管理	トータルシステム化指針のもと行政システムの統合化、分野別計画の整合、審議会等の統廃合に取組み、H29.10「行政システムの統合化」の基盤となる財務会計システム稼働。今後も継続して取組み、自治体経営のトータルシステム化を推進。 1. 行政システムの統合化 4～3月 連動状況等を確認協議 10月 経営方針の策定、職員説明会 2. 財務会計システムの改善 4～3月 新財務会計システム運用 3. 分野別計画の整合 4～3月 分野別計画の整合の進捗管理 4. 審議会等の統廃合 4～3月 審議会等の統廃合の進捗管理
取組実績	1. 行政システムの統合化 4～10月 トータルシステム化指針（案）の検討 7～3月 専門部会開催（7回） 2. 財務会計システムの改善 4～3月 行政システムの統合化と並行して検討中 3. 分野別計画の整合 4～3月 各分野別計画の体系化に向けた検討 4. 審議会等の統廃合 4～3月 分野別計画の整理と並行して検討中	1. 行政システムの統合化 4～8月 評価の実施 9～10月 経営方針の策定 11～1月 実施計画・予算編成 2. 財務会計システムの改善 11～3月 システム改善の契約と構築 3. 分野別計画の整合 4～3月 分野別計画の整合の進捗管理 4. 審議会等の統廃合 4～3月 審議会等の統廃合の進捗管理	1. 行政システムの統合化 4～8月 システム連動に伴う協議 9～10月 経営方針の策定、職員説明会 2. 財務会計システムの改善 4～8月 システムの構築 9～3月 システム操作説明会と仮稼働 3. 分野別計画の整合 4～3月 分野別計画の整合の進捗管理 4. 審議会等の統廃合 4～3月 審議会等の統廃合の進捗管理	1. 行政システムの統合化 4～3月 連動状況等を確認協議 10月 経営方針の策定、職員説明会 2. 財務会計システムの改善 4～3月 新財務会計システム運用 3. 分野別計画の整合 4～3月 分野別計画の整合の進捗管理 4. 審議会等の統廃合 4～3月 審議会等の統廃合の進捗管理

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	トータル・システム化指針の策定については、予定より遅れたものの、10月には策定できる運び。 分野別計画の整合・審議会等の統廃合については、各専門部会をもとに、概ね計画通り検討が進められていることから、今後は指針をもとに、財務会計システムの改善も含め、更に協議検討を進めていく。	内部評価、財務会計システムの構築共に遅れが生じたものの、経営方針の策定（10/3）から職員説明会（10/6）の開催と、流れは取り戻してきている。 今後も、トータルシステム化の流れを重視し、財務会計システムの構築と併せ進捗管理を図る必要がある。 また併せて、分野別計画の整合をはじめ審議会の統廃合についても、各専門部会と意見交換を行いながら、出来るものから取組んでいくこととする。	トータル・システム化の取り組みも、平成29年度で2年目となり、行政システムの統合化について確立しつつある。新財務会計システムについても当初の計画どおり、10月に稼働することができた。 分野別計画の整合をはじめ審議会の統廃合についても、各専門部会と意見交換を行いながら、出来るものから取り組んでいる。	トータル・システム化に取り組み、平成30年度より新財務会計システムが稼働し、行政システム（総合計画と予算編成、行政評価）の連動状況等を確認している。 分野別計画の整合をはじめ審議会の統廃合についても、各専門部会と意見交換を行いながら、出来るものから取り組んでいる。
進捗	計画どおり進行	計画より遅い	計画どおり進行	計画どおり進行
支部長評価	慶応大学の支援を受け進めているが、市の現状等も含めて、しっかりと協議を行い、後半に向け取り組んでもらいたい。	実施項目の中で、財務会計システムの構築が、今後特に重要になってくる。29年度試行、30年度本格実施に向け、遅れることが無いように、スケジュール管理を行う必要がある。	総合計画を核としたトータルシステム化の考え方については、新財務会計システムの稼働とともに職員にも根付いてきた感がある。また、次期の分野別計画についても調整が進んでいる。	トータルシステム化の考え方、その流れについては、全部局に根付いてきた感がある。 今後もその精度を増すために、継続して取り組む必要がある。
進捗	計画どおり進行	計画より遅い	計画どおり進行	計画どおり進行

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	行政システムの統合化については、総務企画専門部会で8回の協議を行い、PDCAを基本とした総合計画の運用プロセスを構築することで、平成28年度において実行する手段を明らかにした。今後、取り組みを進めていく中で、プロセスの評価改善も併せて図っていく必要があり、このことを財務会計システムに盛り込んでいく必要がある。今後も「トータルシステム化指針」に基づき、分野別計画及び審議会の統廃合も含め、総合計画を核とした連動システムを構築する必要がある。	トータル・システム化における行政システムの統合化については、行政評価をはじめ、年間を通じて一連の流れを構築することが出来た。今後は、課題整理をもとに見直しを加えたこの流れを、新財務会計システムの構築に落とし込むイメージで、構築業者とも綿密な打ち合わせが必要となる。分野別計画の整合は、総合計画との整合に向け整理等も順次進んでおり、今後も部会を定期的に開催しながら、また審議会等も活用しつつ総合計画との整合性を強めていく必要がある。審議会の統廃合についても部会での意見交換を通じ、順次進めていく必要がある。	トータル・システム化指針に基づき、行政システムの統合化等を進めてきたが、新財務会計システムの導入など、大きな成果を見せた一年となった。 審議会の統廃合についても、部会の中で協議が進められる中で、統廃合が可能ではないかと判断される案件も出てきている。今後進められる部会の中で調整を進め、進捗状況を把握していく必要がある。	トータル・システム化指針に基づく、行政システムの統合化は、再構築した行政システムの運用と後期基本計画への対応を行った。 また、定期的に各専門部会を開催し、後期基本計画と分野別計画との整合に取り組みや審議会の統廃合の取組状況の把握を行った。 今後、再構築した行政システムの円滑な運用を図るため、連動状況を把握し必要に応じて、見直しを行う必要がある。
方向性	継続（未達）	継続（完了）	継続（完了）	完了
支部長評価	トータルシステム化が順調に進んでいるの分がかりにくいところがある。28年度は、専門部会の検討状況を部長調整会議に上げ、全庁的な協議となるよう進めてもらいたい。総合政策審議会への対応、財務会計システムの見直しなど情報を共有して取り組む必要がある。	項目1は構築できたので、システムの改修にうまく結びつけることが29年度の大きな目標。分野別計画は、目標年度を総合計画に合わせる方向で進んできている。反面、次期の分野別計画の策定次期が重複することとなるため、担当部署の対応も早期に検討する必要がある。審議会統合のチャンスにもなる。	トータルシステム化については、ほぼ構築できたものと考えている。今後、進捗していく中において、追加事業や改善点などに対応していく必要がある。	トータルシステム化については、職員間にも浸透してきた。今後、後期基本計画と各分野別計画との整合性や取り組み状況等を把握し、状況に応じて見直しを行う必要がある。
方向性	継続（未達）	継続（完了）	継続（完了）	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 1-4-2

基本方針	39 財政基盤・経営力の強化	取組項目	86 経営的視点に立った行政運営	プラン名	アウトソーシングの推進
所管支部	総合政策部	所管課・係	政策企画課 行財政改革推進係	関連部署	

基本方針内容	限られた経営資源を有効活用し、市民の満足度を高める質の高い行政サービスを提供するためには、総合計画と各分野別計画との整合性を図り、総合計画から予算編成、行政評価などの仕組み・制度（システム）が連携して機能する状態に再構築する「総合計画を核とした自治体経営のトータル・システム化」を推進していきます。
プランの目的・効果	アウトソーシング推進指針、推進計画に基づき事務事業のアウトソーシングを推進する。 なお、公の施設のアウトソーシングについては、第2期施設の整理・統廃合基本計画等に基づき推進を図る。 「民間でできることは民間で」という考えのもとに、民間にアウトソーシングすることでサービスのコスト削減と質の向上が図れるものについて、定員適正化計画等との整合性を図りながら最適な手法を検討し、外部委託化の推進を図っていく。
現状	平成28年10月に第2次アウトソーシング推進指針を平成28年12月に第2次アウトソーシング推進計画を策定した。 (実施項目「指針、計画の見直し」は平成28年度完了)
課題	今後は、第2次アウトソーシング推進指針及び推進計画に基づき業務のアウトソーシングを推進する必要がある。 (注)第2次アウトソーシング推進計画（28年10月）策定に伴い平成28年度以降数値目標を変更した。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 業務のアウトソーシング	計画に沿った実施	→	→	→
	2. 指針、計画の見直し	計画見直し	計画見直し	-	-

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標 単位：%	計画の進捗率	計画	10.0	49.6	57.2	100.0	
		実績	14.0	44.6	100	185.6	
財政効果額 単位：千円		計画					
		実績					

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	H19作成「アウトソーシング推進計画」を見直し、新たな事務事業の民間委託を推進。公の施設のアウトソーシングについては、H27.3策定の「第2期施設の整理・統廃合基本計画」に基づき推進。 1. 公の施設のアウトソーシング 4~3月 担当部署との協議・支援 2. 業務のアウトソーシング 4~3月 担当部署との協議・支援 3. 指針、計画の見直し 10~11、12月 計画（案）の作成、部内調整 1、2月 部長調整会議、庁議 3月 計画の策定	平成19年作成の「アウトソーシング推進計画」を見直し、新たな事務事業の民間委託を推進する。 1. 業務のアウトソーシング 4~3月 担当部署との協議・支援 2. 指針、計画の見直し 4~6月 計画内容の検討、計画（案）作成 7月 部内調整 8月 部長調整会議、庁議 9月 計画の策定 11月 計画（案）の調整 12月 計画の策定・周知	○第2次アウトソーシング推進指針及び推進計画に基づき業務のアウトソーシングを推進する必要がある。 ○民間委託等個別調査は、天草市「自治体経営トータルシステム化」指針に基づき実施計画兼予算要求書の作成に併せて調査を実施する。 1. 業務のアウトソーシング 4~9月 担当部署との協議・支援 10月 民間委託等個別調査実施 11~3月 担当部署との協議・支援	○第2次アウトソーシング推進指針及び推進計画に基づき業務のアウトソーシングを推進する必要がある。 ○民間委託等個別調査は、天草市「自治体経営トータルシステム化」指針に基づき実施計画兼予算要求書の作成に併せて調査を実施する。 ・業務のアウトソーシング 5月 進捗管理ヒアリング実施 6~9月 担当部署と協議・支援（随時） 10月 民間委託等個別調査実施 11~3月 民間委託等個別調査 進捗管理ヒアリング
取組実績	1. 公の施設のアウトソーシング 4~3月 担当部署との協議・支援 2. 業務のアウトソーシング 4~3月 担当部署との協議・支援 3. 指針、計画の見直し 未実施	1. 業務のアウトソーシング 4~9月 担当部署との協議・支援 2. 指針、計画の見直し 4~5月 指針の検討、計画の調査・調整 6月 指針・計画（案）筆頭課長会議付議 7月 指針・計画（案）部長調整会議付議 8月 計画（案）部長調整会議付議 9月 指針（案）庁議付議 10月 指針の策定、職員へ説明・周知 11月 計画（案）の調整 12月 計画の策定・周知	1. 業務のアウトソーシング 4~5月 進捗管理ヒアリング実施 6~9月 担当部署との協議・支援（随時） 10月 民間委託等個別調査実施 11~2月 民間委託等個別調査 及び進捗管理のヒアリング実施	・業務のアウトソーシング 5月 進捗管理ヒアリング実施 6~9月 担当部署と協議・支援（随時） 10月 民間委託等個別調査実施 11~3月 民間委託等個別調査 進捗管理ヒアリング

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	<p>個々のアウトソーシングについては、給食調理業務の民間委託や市営住宅の指定管理の募集を行うなど進捗しているものもあるが、加工施設や物産施設の民営化については計画の見直しを検討する必要があり、変更した場合には指定管理が年度末までになっっていることから対応を行っていく必要がある。</p> <p>また、アウトソーシング推進計画の見直しについては、計画案の作成まで至っておらず計画的に進捗していない。年度末までに策定できるよう進める必要がある。</p>	<p>天草市民センター及び牛深総合センターの指定管理者制度導入については計画どおり進んでいる。本庁窓口業務のアウトソーシングについては、足踏み状態となっていることから年度末までに方向性が出せるよう関係各課と調整を図る必要がある。</p> <p>第2次アウトソーシング推進指針を策定したことから、この指針に基づき業務のアウトソーシング調査を実施している。この調査結果を取りまとめ、今年末までにアウトソーシング推進計画の見直しを図る必要がある。</p>	<p>○第2次アウトソーシング推進計画進捗管理に伴うヒアリングを実施しアウトソーシングの推進に努めた。(中間期においてもヒアリングを実施予定)</p> <p>○天草市「自治体経営トータルシステム化」指針に基づき実施計画兼予算要求書の作成に併せて民間委託等個別調査を実施した。</p>	<p>○第2次アウトソーシング推進計画進捗管理に伴うヒアリングを実施しアウトソーシングの推進に努めた。(中間期においてもヒアリングを実施予定)</p> <p>○天草市「自治体経営トータルシステム化」指針に基づき実施計画兼予算要求書の作成に併せて民間委託等個別調査を実施。</p>
進捗	計画より遅い	計画より遅い	計画どおり進行	計画どおり進行
支部長評価	<p>アウトソーシングについては、方向性を再検討する必要があり、今後、アウトソーシングがさらに推進されるよう、先ずは、指針・計画の見直しをしっかりと行う必要がある。</p>	<p>推進指針の見直しはできたので、意見が大方推進計画について、さらに協議を重ね、策定につなげてもらいたい。</p>	<p>第2次アウトソーシング推進計画に沿った進捗管理に努める必要がある。また、職員への周知徹底により実効性を高めることも必要である。</p>	<p>市民サービス等に十分配慮した上で、推進していく必要がある。個別調査の実施や予算編成要領に明記することにより、職員の意識向上に努めている。</p>
進捗	計画より遅い	計画より遅い	計画どおり進行	計画どおり進行

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	<p>個々のアウトソーシングについては、給食調理業務の民間委託や市営住宅の指定管理に移行できた。しかし、加工施設や物産施設の民営化については実行できていない。</p> <p>また、アウトソーシング推進計画の見直しについては、年度内での策定は出来なかった。平成28年度前半までに、再度計画内容を検討し、個々の民間委託が円滑に推進できるように計画を策定し、進める必要がある。</p>	<p>10月 第2次アウトソーシング推進指針策定 12月 第2次アウトソーシング推進計画策定 今後は、第2次アウトソーシング推進指針及び第2次アウトソーシング推進計画に基づき業務のアウトソーシングを推進する必要がある。</p>	<p>○第2次アウトソーシング推進計画進捗管理に伴うヒアリングを実施しアウトソーシングの推進に努めた。 ○天草市「自治体経営トータルシステム化」指針に基づき実施計画兼予算要求書の作成に併せて民間委託等個別調査を実施した。調査の結果、以下の提案があったが30年度以降の検討課題とした。 (提案) 社会体育施設に指定管理者制度導入、レセプト点検業務委託、出張所業務の民間委託等(2件)、会計事務の民間委託 計5件</p>	<p>○第2次アウトソーシング推進計画進捗管理に伴うヒアリングを実施しアウトソーシングの推進に努めた。 ○天草市「自治体経営トータルシステム化」指針に基づき実施計画兼予算要求書の作成に併せて民間委託等個別調査を実施した。 (提案) 民間委託5件、指定管理者制度導入2件のうち実効性が高い4件について31年度以降、取り組むこととした。 (取組) 民間委託：スポーツ振興業務、会計事務 指定管理者制度：スポーツ施設2件</p>
方向性	継続(未達)	継続(完了)	継続(完了)	完了
支部長評価	<p>給食調理、市営住宅管理は、それぞれアクションプランが上がっており、本プランでの成果とは言い難い。アウトソーシング推進計画を新たに作り、その中から個別にアウトソーシングのアクションプランとして登載することを成果目標としてはどうか。</p>	<p>推進指針、推進計画とも策定できた。これを基に、職員への周知徹底、意識の醸成を進め、実効性を高めてもらいたい。</p>	<p>業務のアウトソーシングについては推進していく必要があると考える。しかし、その業務内容が本当に外部委託が必要な業務かどうかを十分に検討してほしい。</p>	<p>アウトソーシングについては、コストの削減と行政サービスの質の向上が目的であることから、今後も状況把握に努めながら推進していく必要がある。</p>
方向性	継続(未達)	継続(完了)	継続(完了)	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 1-4-3

基本方針	39 財政基盤・経営力の強化	取組項目	86 経営的視点に立った行政運営	プラン名	戸籍届書入力の特約委託
所管支部	市民生活部	所管課・係	市民課 戸籍係	関連部署	

基本方針内容	限られた経営資源を有効活用し、市民の満足度を高める質の高い行政サービスを提供するためには、総合計画と各分野別計画との整合性を図り、総合計画から予算編成、行政評価などの仕組み・制度（システム）が連携して機能する状態に再構築する「総合計画を核とした自治体経営のトータル・システム化」を推進していきます。
プランの目的・効果	戸籍の入力作業を、戸籍届書等を画像で読み取ったものを、戸籍サーバー内に取り込み、LGWAN回線を利用して遠隔地（センター）にある、戸籍専門の業者が戸籍届書の入力及び戸籍の照合を行う。 ・戸籍届書の入力と照合を委託することで、職員1人が確認するだけで済むため、人員削減につながる。 ・専門的な判断を伴う場合は、委託先と戸籍担当者が行うので、今以上に正確な入力ができる。
現状	・職員が戸籍届書の入力（1人）と照合（2人）を行っている。
課題	・戸籍の遠隔入力支援サービス（以下 サービス）について、平成26年から実施している市町村があるので、実態調査をする必要がある。 ・このサービスは、個人情報の提供になるので、天草市個人情報保護条例の第10条に定める、審議会の意見を求める必要がある。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 戸籍届書入力のアウトソーシング委託の検討	→			
	2. 天草市個人情報保護条例による審議会の開催	→			
	3. 予算要求	→	計画の実施	→	→

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標 単位：	計画					
	実績					
財政効果額 単位：千円	計画					
	実績	中止				0

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	H28年度事業着手に向け、関係機関と調整を図り準備を行う。 1. 戸籍届書入力のアウトソーシング委託の検討 4月 導入関係資料準備 5月 法務局との調整 6月 方針決定 2. 天草市個人情報保護条例による審議会の開催 7月 審議会開催準備 9月 審議会への諮問 3. 予算要求 4月 予算関係資料準備 9月 予算計上			
取組実績	1. 戸籍届書入力のアウトソーシング委託の検討 4月 資料作成 5月 法務局より回答 6月 事業中止 2. 天草市個人情報保護条例による審議会の開催 6月 事業中止 3. 予算要求 6月 事業中止			

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	平成28年度からの事業着手に向け、業務の民間委託の可否について問題となるものはないか熊本地方裁判所へ確認を行った結果、法務省の受託事務となることから、個人情報等を含め、民間委託すべきではないとの回答を受け、本業務の第3次天草市行財政改革大綱アクションプランとしては中止を決定。これに伴い関連する実施項目についても中止。			
進捗	未設定	未設定	未設定	未設定
支部長評価	事業を中止することとする。			
進捗	未設定	未設定	未設定	未設定

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見				
方向性	中止	中止	中止	中止
支部長評価				
方向性	中止	中止	中止	中止

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 1-4-4

基本方針	39 財政基盤・経営力の強化	取組項目	86 経営的視点に立った行政運営	プラン名	給食調理業務の民間委託
所管支部	教育部	所管課・係	学校給食課 管理係	関連部署	

基本方針内容	限られた経営資源を有効活用し、市民の満足度を高める質の高い行政サービスを提供するためには、総合計画と各分野別計画との整合性を図り、総合計画から予算編成、行政評価などの仕組み・制度（システム）が連携して機能する状態に再構築する「総合計画を核とした自治体経営のトータル・システム化」を推進していきます。
プランの目的・効果	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食基本計画に基づき、給食調理業務等の民間委託を実施する。 給食調理業務の民間委託により、人件費の削減、調理員管理等事務の削減が図れる。 衛生管理等職員研修が効率的に実施され、安全・安心な給食の提供が維持できる。
現状	給食調理員である職員の退職補充は、嘱託職員等で対応している。
課題	給食調理員の退職に伴う職員の補充がなく、嘱託職員等で対応しているため、調理業務のアウトソーシングを進める必要がある。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 調理業務の民間委託	方針決定			
	2. 牛深・御所浦・五和センター	準備	委託実施	検証	→
	3. 本渡・新和センター				準備
	4. 栖本センター			準備	委託実施

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標 単位：%	計画の進捗率	計画		15	20	50	
		実績		15	15		
財政効果額 単位：千円	人件費削減額	計画		24,099	32,132	80,330	136,561
		実績		39,116	39,216	61,433	139,765

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	<p>2. は基本計画を決定。保護者説明会を開催。募集・審査し委託先を決定。契約・引継ぎを終了H28からの実施に向け取組む。3. は施設建設が前提のため、本年度中に建設用地を決定。</p> <p>1. 調理業務の民間委託 7月 基本計画決定</p> <p>2. 牛深・御所浦・五和センター 8～9月 保護者説明会 10、11～12月 募集の周知、募集受付・審査 1、2～3月 通知・契約、引継ぎ</p> <p>3. 本渡・新和センター 8～3月 用地検討、方針決定</p> <p>4. 栖本センター 3月 運営委員会で説明</p>	<p>28年度実施した牛深・御所浦・五和センターについては、検証委員会を立ち上げ、検証作業を行う。</p> <p>2. 牛深・御所浦・五和センター 4～3月 民間委託 12月 検証委員会立ち上げ 1月 検証作業</p>	<p>栖本学校給食センターの平成30年4月の民間委託の準備、業者を決定する。</p> <p>3. 本渡・新和センター 4～3月 用地検討</p> <p>4. 栖本センター 6月 実施計画作成 7、8、9月 運営委員会、全協、保護者説明 10月 募集の周知 11～12月 申請受付・審査・決定 1月 通知 2月 契約 3月 引継ぎ</p>	<p>栖本学校給食センターの平成30年4月の民間委託実施、検証牛深・御所浦・五和センターの民間委託の契約期間が平成30年度で満了するので、31年度からの委託について、公募する。</p> <p>2. 牛深・御所浦・五和センター 10月 募集の周知 11～12月 申請・受付・審査・決定 1、2月 通知、契約</p> <p>3. 本渡・新和センター (新)本渡学校給食センターの建設を推進する。</p> <p>4. 栖本センター 4～1月 委託実施 2月 検証</p>
取組実績	<p>1. 調理業務の民間委託 7月 教育委員会で決定</p> <p>2. 牛深・御所浦・五和センター 9月 対象校区の保護者に実施 10月 HPと市政たよりで募集 11～12月 受付、一次・二次審査実施、通知 1～2月 打合せ実施 3月 契約締結</p> <p>3. 本渡・新和センター 2～3月 方針の検討</p> <p>4. 栖本センター 未実施</p>	<p>2. 牛深・御所浦・五和センター 4～3月 民間委託 2月 検証作業 3月 検証委員会</p>	<p>3. 本渡・新和センター 7月 建設・教育部打合せ、熊本西税務署協議</p> <p>4. 栖本センター 6月 基本方針を作成 7月 教育委員会で基本方針を承認 運営委員会で説明 8月 議会全員協議会で説明 9月 保護者説明会実施 10月 市HPで募集 11月 申告受付 第1次審査 1月 第2次審査 業者決定 2月 業務引継 3月 契約締結</p>	<p>2. 牛深・御所浦・五和センター 10月 募集の周知 11月 申請受付 12月 第1・2次審査 業者決定 3月 契約締結</p> <p>3. 本渡・新和センター 8月 公有財産活用、取得、処分等検討会 (2回審議)</p> <p>9月 議会全員協議会で説明 12月 用地取得費予算議会承認 2月 用地購入仮契約締結</p> <p>4. 栖本センター 4月 民間委託実施</p>

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	給食調理業務の民間委託については、関係機関との調整後、市の方針を決定し、予算の委託料についても9月議会で承認を得る。また対象給食センターの保護者説明会でも理解をいただき、予定通り進んでいる。ただ本渡・新和センターの民間委託については、まずはセンターを建設し、施設が新しくなってから民間委託を考えているので、建設用地が決まらなければ、先に進めない。	牛深・御所浦・五和センターについては今年の4月から民間委託を実施したが、特に混乱もなく順調に進んでいる。 他の給食センターの調理業務の民間委託については、学校給食基本計画の見直しの中で実施時期を明示していきたい。 年度末に向け検証作業の内容を決め、検証を行っている。	栖本学校給食センター調理業務等民間委託については、平成30年4月からの委託に向けて、基本方針の作成、教育委員会で承認、給食センター運営委員会で説明、保護者に説明など計画どおり進行しており、問題は無い。	・牛深・御所浦・五和学校給食センターについては、民間委託の契約が平成30年度で満了するため、公募に向けて準備を進めている。 ・牛深・河浦学校給食センターについては、平成31年4月統合に向けて進めている。 ・本渡学校給食センター建設予定地が決まり、用地取得事務に進めることが出来るようになった。 ・平成30年4月から実施した栖本学校給食センター調理業務等民間委託については、平成30年4月から実施したが、特に問題なく給食の提供が出来ている。
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行	計画より遅い
支部長評価	給食調理業務の民間委託については、概ね計画どおり進行できている。 本渡・新和センターについては、建設候補地が国事業に関係するもので、その進捗状況から、未着手であるが、今後は、計画の修正・見直しを行っていく必要がある。	現在まで特に混乱なく給食調理業務の民間委託は実施されているが、年度末までに検証作業を十分行い、今後の調理業務の民間委託の実施に向けて計画通り進めていきたい。	学校給食センターの調理業務等民間委託は平成30年度から栖本学校給食センターの調理・配送業務を委託するよう進めている。中間期までの予定は計画どおり進行しており、問題はないと思われる。今後プロポーザルでの審査、業者決定し、4月からの委託に万全を期す必要がある。	期間満了に伴う牛深、御所浦、五和学校給食センターの業務委託契約については、公募を行い、12月までには委託業者を決定する必要がある。 栖本学校給食センターについては、本年度2月に委託業務の検証を行う必要がある。
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行	計画より遅い

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	牛深・御所浦・五和給食センターの民間委託については、参加要件であった市内業者についてもなんとかクリアして、28年度実施することができた。 ただプロポーザルで参加表明した市内業者が1社で給食調理業務の実績がない業者だったので、今後は育成も含めて十分検証する必要がある。	28年4月から3給食センターの調理業務と配送業務を委託し、特に混乱もなく給食を提供することができた。 また児童、生徒、保護者、教職員アンケートも実施し、検証委員会による検証作業も実施することができた。	栖本学校給食センターの民間委託については、2業者が参加したので、競争の中で業者が決定したので、今後の民間委託の推進のためには、よかった。	契約満了に伴う、牛深・御所浦・五和センターの更新事務は、全て順調に取り進むことができた。 特に、牛深・河浦センター統合では、牛深センターへの配食数の増加に伴い、食器の購入や設備の改修も順調に行われた。 (新)本渡学校給食センター建設事業では、建設用地の確保を進めている。 栖本センターの民間委託後の検証については、委託後1年間を経過した後(H31年4月以降)、実施するよう準備を進めている。
方向性	継続(完了)	継続(完了)	継続(完了)	完了
支部長評価	牛深・御所浦・五和給食センターの民間委託については、計画通りできた。本渡・新和給食センターについては、その前提となる条件が揃っていないので、その条件整備に全力で取り組んでほしい。 栖本給食センターの民間委託については、先行した給食センターの民間委託の状況を検証したうえで、時期については検討する方がいいと思われる。	新しく立ち上げた会社で心配されたが特に混乱もなく3給食センターとも給食を提供することができた。	栖本学校給食センターの民間委託の公募型プロポーザルは、2業者が参加し、競争の中で業者を選定することができた。今後の実施のためにも複数の参加はとてもよかったと思われる。	契約期間満了に伴う牛深、御所浦、五和学校給食センターの業務委託契約については公募を行い、応募された2者から委託業者を決定することができた。今後、民間委託2期目の業務内容の検証を進める必要がある。 (新)本渡学校給食センター建設については、当初より遅れてはいるが、今後、計画に沿って推進する必要がある。
方向性	継続(完了)	継続(完了)	継続(完了)	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 1-4-5

基本方針	39 財政基盤・経営力の強化	取組項目	86 経営的視点に立った行政運営	プラン名	市営住宅管理の効率化
所管支部	建設部	所管課・係	建設総務課 市営住宅係	関連部署	

基本方針内容	限られた経営資源を有効活用し、市民の満足度を高める質の高い行政サービスを提供するためには、総合計画と各分野別計画との整合性を図り、総合計画から予算編成、行政評価などの仕組み・制度（システム）が連携して機能する状態に再構築する「総合計画を核とした自治体経営のトータル・システム化」を推進していきます。
プランの目的・効果	市営住宅の管理について、民間事業者の能力を活用するなど効率的な方法を検討し、その見直しを図る。民間事業者の経験とノウハウを活用することにより、効率的かつ入居者のニーズに応じた弾力的な住宅施設の維持管理業務が期待できる。
現状	市営住宅466棟1891戸を本庁・支所で管理している
課題	効率的かつ適正な住宅の維持管理を行うためには、管理体制の見直し及び経験及び専門的な知識をもった人員の配置が必要である。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 指定管理者の導入	公募	導入		
	2. 管理業務の見直し	検討	一部導入・検討	導入	

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標	市職員数の減	計画 0	0	3.8	4.1	
	単位：人	実績 0	2	3.3	4.3	
財政効果額	人件費削減額	計画 0	0	11,542	11,542	23,084
	単位：千円	実績 0	3,150	4,151	11,200	18,501

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	平成28年7月に指定管理者制度の導入を図るため、本年度までに指定管理者の指定を行う。 1. 指定管理者の導入 5月 市議会全員協議会説明 9月 条例改正市議会提案 10～11月 公募開始 1月 指定管理候補者決定 3月 指定管理者市議会提案 2. 管理業務の見直し 1～3月 指定管理者導入後の見直し検討	指定管理者導入に向け準備、導入後も混乱が生じないようにしはらくは現行の体制で対応する必要あり。その後の新たな市の管理体制は、指定管理後の業務状況を踏まえ、本庁支所及び関係課と協議をし見直しを検討し、H29年度からの本格的な新体制を目指す。 1. 指定管理者の導入 4月 指定管理者への事務引継ぎ開始 6月 入居者への周知等 7月 指定管理者導入 8～3月 その後定期的に担当者連絡会議実施 2. 管理業務の見直し 10～2月 管理業務の見直し検討 3月 新年度より新体制へ	本年度から新たに納付指導事務を指定管理者に委託することとなり、更に指定管理業務が充実・安定するよう指定管理者及び市（支所）との連携を綿密にとる必要がある。 1. 指定管理者の導入 4月 導入済み 7月 連絡調整会議 10月 連絡調整会議 1月 連絡調整会議 2. 管理業務の見直し 4月 納付指導業務委託 10～3月 来年度の家賃徴収業務内容等協議・調製	指定管理については、特に問題なく遂行されているため、これまで通り連携を図り進めていく。また、今年度が指定管理期間の最終年度となるため、来年度からの指定管理者導入に向け準備や指定等を行う。 1. 指定管理者の導入 4月 連絡調整会議、指定管理選定委員会 7月 連絡調整会議 9月 公募開始 10月 連絡調整会議、指定管理選定委員会 12月 指定管理者市議会提案 1月 連絡調整会議 2. 管理業務の見直し 10～2月 管理業務の見直し検討 3月 新年度より指定管理期間5年
取組実績	1. 指定管理者の導入 5月 市議会全員協議会説明 9月 条例改正市議会提案 10月 公募開始 2月 指定管理候補者決定 3月 指定管理者市議会提案 2. 管理業務の見直し 1月 担当者レベルでの見直し素案の策定	1. 指定管理者の導入 4月 指定管理者への事務引継ぎ開始 6月 入居者への周知等 7月 指定管理者導入、連絡調整会議 11月 連絡調整会議 1月 連絡調整会議 2. 管理業務の見直し 11月 納付指導事務委託協議 3月 新年度から新たに納付指導事務委託予定	1. 指定管理者の導入 4月 連絡調整会議 6月 大雨被害調査報告 7月 連絡調整会議 8月 台風被害調査報告 10月 連絡調整会議、次年度住宅改修等打合せ 1月 連絡調整会議 2. 管理業務の見直し 4月 納付指導業務委託 5月 出納閉鎖のための納付指導 7月 連絡調整会議、現年度未納対策 10月 各支所及び指定管理者との協議 11～3月 来年度の家賃徴収業務内容等協議・調製	1. 指定管理者の導入 4月 連絡調整会議、指定管理者選定委員会 7月 連絡調整会議 9月 指定管理者公募開始 10月 連絡調整会議、次年度住宅改修等打合せ 指定管理選定委員会、指定管理候補者決定 指定管理者市議会提案 1月 財政援助団体等指定管理者監査の実施 2月 連絡調整会議 3月 協定書の締結 2. 管理業務の見直し 5月 出納閉鎖のための納付指導 7月 連絡調整会議、現年度未納対策 10～3月 各支所及び指定管理者との協議

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	これまでの進行は計画どおりで、今後は公募の結果により対応を検討していく必要がある。	指定管理者の導入・その後の業務運営はこれまでのところ概ねスムーズにしている。	指定管理者の導入・その後の業務運営はこれまでのところ概ねスムーズにしている。	指定管理者の導入・その後の業務運営はこれまでのところ概ねスムーズにしている。今後は公募の結果により選定委員会及び議会提案等準備を行う。
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行
支部長評価	現在のところ計画通り進行しているが、公募の結果次第で今後のスケジュールも変わる可能性あり。	概ねスムーズに運営されているようであるが、常に入居者の声を把握してシステムの改良に努めなければならない。	概ねスムーズに運営されているようであるが、常に入居者の声を把握してシステムの改良や業務の見直しに努めなければならない。	概ねスムーズに運営されている。常に入居者の意向を把握してシステムの改良や業務の見直しに努めること。
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	指定管理者の導入は、計画どおりに、指定に係る議案を本年度3月議会上程までの手続を行うことができ、平成28年7月の導入までのスケジュールは予定通り進んでいる。また、管理業務の見直しについては、本格的な調整は本年度行っていないが、指定管理者導入後に、その業務状況を踏まえて、本庁・支所・指定管理者・関係課等と協議をし検討することが適当と思われる。	指定管理者の導入は当初の計画どおり、大きな問題もなく移行できた。また、更なる効果的な市営住宅管理業務を目指し、来年度から納付指導業務も新たに指定管理者に委託することで調整をした。	指定管理者の導入状況は当初の計画どおりスムーズに行え、改善事項についても直ぐに対応されており、円滑に実施できた。また、更なる効果的な市営住宅管理業務を目指し、本年度から納付指導業務も新たに指定管理者に委託をした。	指定管理者の導入・その後の業務運営はスムーズに行われており、財産援助団体等（指定管理者）監査においても指摘事項はなく、円滑に実施できた。また、選定委員会及び議会提案を行い、平成31年度から35年度までの指定管理期間5年間として、引き続き指定管理者の導入を行った。管理業務の見直しについては、納付指導事務を指定管理者へ委託し、本庁・支所・指定管理者と連携を行いながら進めることで、納付率の向上や事務量の軽減など業務の見直しを実施した。
方向性	継続（完了）	継続（未達）	継続（完了）	完了
支部長評価	予定通り進行している、今後は入居者への十分な説明を実施しスムーズに移行できるよう努める、また、当分の間は市のバックアップが必要である。	指定管理者の導入は、大きな問題もなく、予想以上にスムーズな導入ができた。引き続き、入居者の声に耳を傾け、システムの改善等、検討していかなければならない。また、今後は、徴収事務についても、民間委託を進めていかなければならない。	指定管理者の導入は、大きな問題もなくスムーズに出来ている。改善事項については、入居者の意見を聞き、検討すること。今後は、徴収事務についても業務委託に加えることを検討すること。	指定管理の導入後、概ねスムーズに運営されている。今後も、常に入居者の意向を把握してシステムの改良や業務の見直しに努めること。
方向性	継続（完了）	継続（未達）	継続（完了）	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 1-4-6

基本方針	39 財政基盤・経営力の強化	取組項目	86 経営的視点に立った行政運営	プラン名	天草市民センターの管理運営の見直し
所管支部	観光文化部	所管課・係	文化課 文化振興係	関連部署	

基本方針内容	限られた経営資源を有効活用し、市民の満足度を高める質の高い行政サービスを提供するためには、総合計画と各分野別計画との整合性を図り、総合計画から予算編成、行政評価などの仕組み・制度（システム）が連携して機能する状態に再構築する「総合計画を核とした自治体経営のトータル・システム化」を推進していきます。
プランの目的・効果	天草市民センターに指定管理者制度を導入する。 ・運営コストの削減とサービスの向上
現状	平成29年度からの指定管理者制度導入に向けて、本年2月議会において天草市民センター条例の改正を行い、3月には規則の改正を行った。
課題	早期に指定管理者の決定を行い、引継ぎを行っていききたい。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 指定管理導入館への研修	実施			
	2. 仕様書・協定書の作成	実施	実施		
	3. 指定管理者決定、引き継ぎ		公募	実施	

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標 単位：%	計画の進捗率	計画	50	100			
		実績	30	100			
財政効果額 単位：千円	人件費削減額	計画			30,946	30,946	61,892
		実績			24,418	25,099	49,517

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	平成28年度に指定管理者を公募するため、本年度中に仕様書・協定書の素案を作成する。 1. 指定管理導入館への研修 6月 先進地事例の調査 11～12月 先進地事例検討 2. 仕様書・協定書の作成 7～3月 仕様書・協定書素案の作成	指定管理者の決定。指定管理者への業務の引継ぎ（特にホールの舞台・照明・音響業務については、入念な引継ぎが必要である。） 2. 仕様書・協定書の作成 4～5月 仕様書の作成 7～12月 協定書案の作成 3. 指定管理者決定、引き継ぎ 6月 市議会に債務負担行為提出 8月 公募 9月 指定管理候補者選定委員会 12月 指定管理者決定 1～3月 協定締結・引き継ぎ		
取組実績	1. 指定管理導入館への研修 11月 先進地視察研修（宇城市） 12～3月 先進地事例検討 2. 仕様書・協定書の作成 7～3月 仕様書・協定書素案の作成	2. 仕様書・協定書の作成 4～8月 仕様書の作成 3. 指定管理者決定、引き継ぎ 6月 市議会に債務負担行為提出 9月 課内協議の結果 非公募 10月 指定管理候補者選定委員会		

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	計画よりは若干遅れ気味であるが、28年度には公募が実施できるよう準備を進めていきたい。	項目によっては、計画より若干遅れたものもあるが、指定管理候補者選定委員会には予定通り提案できた。年度末に向け、協定書の締結と引継ぎがスムーズに行くよう進めていきたい。		
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	完了	完了
支部長評価	施設の管理運営を指定管理者制度に移行できるよう、準備が進められている。施設の改修については、平成27年度中にほぼ終了する見込みである。引き続き導入に向けた作業を進めてもらいたい。	非公募による指定管理者候補団体の絞り込みに時間を要したが、アウトソーシングの推進についてはおおむね計画通りに進行できている。今後は、引継ぎ業務を着実に実行していける体制づくりが必要となる。		
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	完了	完了

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	計画どおり、2月議会に条例改正を提案、条例改正後、3月には規則の改正を行った。28年度には指定管理者を決定し、引継ぎを行いたい。	本施設が、文化・スポーツの併合施設であったため、指定管理候補者選定の際、共同体での管理を模索し募集要項等の作成が遅れてしまったが、一般社団法人天草市芸術文化協会を指定管理者として指定することができた。指定管理制度に移行することで、29年度において人件費等経費の節減につながった。		
方向性	継続（完了）	完了	完了	完了
支部長評価	29年度から指定管理者制度に移行できるように準備が進められている。27年度中に、ホールの天井改修や外壁改修・エントランスホールへの空調設備の設置等主だった改修を終了することができた。今後は、仕様書の作成を急ぎ、指定管理者がスムーズに決定できるよう準備を進めてもらいたい。	指定管理者制度への移行については予定どおり進めることができた。事務の引き継ぎも計画的に行い、移行時の混乱や利用者サービスの低下を招かないよう慎重に行った。今後、指定管理者による管理運営の状況を把握しながらフォローアップする必要がある。		
方向性	継続（完了）	完了	完了	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 1-4-7

基本方針	39 財政基盤・経営力の強化	取組項目	86 経営の視点に立った行政運営	プラン名	業務改善の推進
所管支部	総合政策部	所管課・係	政策企画課 行財政改革推進係	関連部署	

基本方針内容	限られた経営資源を有効活用し、市民の満足度を高める質の高い行政サービスを提供するためには、総合計画と各分野別計画との整合性を図り、総合計画から予算編成、行政評価などの仕組み・制度（システム）が連携して機能する状態に再構築する「総合計画を核とした自治体経営のトータル・システム化」を推進していきます。
プランの目的・効果	事務の効率化などにつながる取り組みについて、それぞれの所管で取り組まれている優良事例を全庁的に実施するための仕組みづくりを行い、業務改善による事務の効率化を図る。 ・業務改善に取り組むことにより、事務の効率化、職員のモチベーションの向上が図られ、併せて職員の意識改革に繋がる。 ・業務改善により事務の効率化が図られ、経費削減につながる。
現状	・それぞれの部署で業務改善に対する取り組みは行われているものの、全庁的に共有されていない。
課題	・それぞれの部署で業務改善に対する取り組みは行われているものの、それを取りまとめ、他の部署へ周知する手段が確立されていない。 ・職員が年々減少することから、事務をより効率的に行わなければ市民サービスの低下につながる。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 全庁的に実施する仕組みづくり	実施	→	→	→
	2. 各部署による取り組み	実施	→	→	→

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標 単位：件	改善取組数	計画 10	20	30	40	
		実績 10	10	10	12	
財政効果額 単位：千円		計画	8,465	8,465	8,465	25,395
		実績	14,869	15,745	15,307	45,921

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	改善意識が根付くには、特別なことではなく自分の身の回りでもできるものであることに気づいてもらう必要あり。今年度は各部署の業務改善の取組のうち、他の部署に活用可能な優良事例の見える化に取組み、各部署でも応用してもらえるようにする。 1. 全庁的に実施する仕組みづくり 11月 課内協議 12～2月 取組み調査 2～3月 周知準備、周知 2. 各部署による取り組み 4～1月 各部署での実施 1月 状況把握 3月 周知	改善意識が根付くには、特別なことではなく身の回りの工夫やアイデアで仕事をし易くするものと認識してもらう必要あり。その仕組みづくりを行う。優良事例が各部署でも取入れられるよう効果的な見える化を図り、全庁的に取組んでもらう仕組みづくりを行う。 1. 全庁的に実施する仕組みづくり 5月 H27優良事例紹介、全庁的取組方法検討 6～12月 取組み検討のためのPT協議 1月 実施方法に係る協議、実施 3月 改善事項の検討 2. 各部署による取り組み 4月 各部署への取組み募集 7月 行革セミナー 10月 改善の進捗確認 11～3月 先行取組事例の周知、庁内への取組募集	業務改善の意識が根付くには、改善が特別な事ではなく、身の回りのちょっとした工夫やアイデアで仕事をし易くするものと認識してもらう必要がある。職員各々が身近で容易にできる改善から取組んでもらう仕組みづくりを行う。それらの優良事例が各部署でも取り入れられるよう効果的な見える化を図り、全庁的に改善に取り組んでもらう仕組みづくりを行う。 1. 全庁的に実施する仕組みづくり 5月 実施方法に係る協議（情報政策課及びNIK） 1月 改善事項の検討 2. 各部署による取り組み 11月 取組事例の先行周知、庁内への取組募集 12月 取組の紹介	業務改善の意識が根付くには、改善が特別な事ではなく、身の回りのちょっとした工夫やアイデアで仕事をし易くするものと認識してもらう必要がある。職員各々が身近で容易にできる改善から取組んでもらう仕組みづくりを行う。それらの優良事例が各部署でも取り入れられるよう効果的な見える化を図り、全庁的に改善に取り組んでもらう仕組みづくりを行う。 1. 全庁的に実施する仕組みづくり 5月 部長調整会議等への報告 5～3月 運用 1月 システム改善事項の検討 2. 各部署による取り組み 5月 取組事例の先行周知、庁内への取組募集
取組実績	1. 全庁的に実施する仕組みづくり 2～3月 係内協議 2. 各部署による取り組み 4～2月 各部署での実施 3月 状況把握	1. 全庁的に実施する仕組みづくり 6～8月 実施方法の検討 7月 実施方法に係る協議 2. 各部署による取り組み 7月 取組み募集に向けて先行事例の取りまとめ	1. 全庁的に実施する仕組みづくり 4月 H29アクションプラン計画の作成 7～2月 実施方法に係る協議（情報政策課及びNIK） 3月 システム構築	1. 全庁的に実施する仕組みづくり 9月 筆頭課長会議への報告 10月 部長調整会議への報告 10月 運用開始 2. 各部署による取り組み 11月 庁内への周知、提案及び提案募集

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	業務改善の優良事例の視える化を図ることは、業務改善の機運醸成を図るステップには欠かせないものであるため、年度末に向けスピードをあげて計画の進行を図る。	他の業務との調整及び仕組みづくりの検討が上手くいかず、プランの進行に遅れが生じている。年度後半に向け、前半の遅れを取り戻せるよう計画を修正し、着実な業務遂行を行っていく。	全庁的に実施する仕組みづくりが遅れたことにより、各部署による取り組みの照会・募集の実施までに至らなかった。	庁内イントラシステム改修等の関係により運用開始が遅れたが、年度後半での運用を通して改善事項を検討し、今年度中には完了する見込み。
進捗	計画より遅い	計画より遅い	計画より遅い	計画より遅い
支部長評価	計画より遅れている仕組みづくりを後半に向けて取り組むこと。	計画より遅れている仕組みづくりを後半に向け取り組むこと。	庁内イントラシステムの改修後、職員への周知徹底により、仕組みの定着を図ることが必要である。	職員一人ひとりが身近で容易にできる改善から取り組んでもらうため、イントラシステムにおいて業務改善を目的とした「職員提案」機能を作成した。10月の部長調整会議にも報告し、全庁的に取り組むこととしている。今年度中には完了する見込みである。
進捗	計画より遅い	計画より遅い	計画より遅い	計画より遅い

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	10の取組を関連部署で進めてもらったものの、全庁的に実施するための仕組みづくり（改善ケースの視える化）ができなかった。優良事例の視える化を図ることは全庁的に改善を効率的に、かつ、楽しく取り組んでもらうために欠かせないことだと思うので、次年度は、各部署の取組の見直しや新規取組の募集とともに、必ず仕組み作り（視える化）を進める必要がある。	仕組みづくりの調整が上手くいかず、プランの進行が未達となった。来年度も引き続き継続して調整を行う。	新たな庁内イントラシステムを活用した「全庁的に実施する仕組みづくり」の構築を行った。平成30年4月中に運用を開始する予定。	改善取組数は目標に達しなかったが、財政効果額は目標を大きく上回る見込み。また、天草市職員提案に関する実施要綱と内閣府地方分権改革推進室の地方分権改革に関する提案募集の実施方針に基づく「提案募集」及び職員一人ひとりによる「改善の取組」を掲載できる「職員提案」機能をイントラシステムに構築し、運用を開始した。今後は更に職員による活用を推進するとともに、職員研修等様々な局面においても活用されるよう各課との連携を図りながら運用を行っていく。
方向性	継続（未達）	継続（未達）	継続（完了）	完了
支部長評価	ちょっとした工夫やアイデアで行革につながるのが業務改善と思えるので、あまり型にはめることなく、容易に動き出せるような取り組みの工夫をしてもらいたい。	未達であり、さらに工夫、検討を。	業務改善については、常に意識して取り組む課題である。庁内イントラシステムを活用し、全庁的な取り組みとすることで、職員の意識改革につなげていくことは重要と考える。	「職員提案」機能をイントラシステムに構築し、運用を開始した。今後は、このシステムの活用を図ることで、提案内容を職員間で共有することにより、それぞれが業務改善に取り組むことが期待できる。
方向性	継続（未達）	継続（未達）	継続（完了）	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 1-4-8

基本方針	39 財政基盤・経営力の強化	取組項目	86 経営的視点に立った行政運営	プラン名	牛深総合センターの管理運営の見直し
所管支部	観光文化部	所管課・係	文化課 文化振興係	関連部署	

基本方針内容	限られた経営資源を有効活用し、市民の満足度を高める質の高い行政サービスを提供するために、総合計画と各分野別計画との整合性を図り、総合計画から予算編成、行政評価などの仕組み・制度（システム）が連携して機能する状態に再構築する「総合計画を核とした自治体経営のトータル・システム化」を推進していきます。
プランの目的・効果	牛深総合センターに指定管理者制度を導入する。運営コストの削減と市民サービスの向上が図られる。
現状	牛深図書館に関しては、市立図書館全体の方向性を検討することとなり、総合センターの指定管理からは除外する。
課題	ホールには舞台・照明・音響の知識、技術が必要となるため、指定管理者制度の導入にあたっては十分な引継ぎが必要である。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 仕様書・協定書の作成		実施		
	2. 指定管理者決定、引き継ぎ		実施		
	3. 運営状況確認・効果検証			実施	実施

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標 単位：	計画の進捗率	計画					
		実績					
財政効果額 単位：千円	人件費削減額	計画			5,670	5,670	11,340
		実績			6,126	5,267	11,393

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画		1. 仕様書・協定書の作成 4、6月 指定管理料積算作成、債務負担行為設定 5、8月 募集関係資料作成、指定管理者募集開始 9、10月 書類審査、指定管理候補者の決定 12月 指定管理者議案議決 1、3月 協定書作成、協定の締結 2. 指定管理者決定、引き継ぎ 6、1月 引き継ぎ書作成準備、作成 12月 指定管理者決定 2～3月 引き継ぎ作業 3. 運営状況確認・効果検証 1月 運営計画の確認 3月 計画書作成		
取組実績		1. 仕様書・協定書の作成 4、6月 指定管理料積算作成、債務負担行為設定 5、8月 募集関係資料作成、指定管理者募集開始 9、10月 書類審査、指定管理候補者の決定 12月 指定管理者議案議決 1、3月 協定書作成、協定の締結 2. 指定管理者決定、引き継ぎ 8、1月 引き継ぎ書作成準備、作成 12月 指定管理者決定 2～3月 引き継ぎ作業 3. 運営状況確認・効果検証 3月 運営計画の確認		

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見		計画どおり進行している。		
進捗	未設定	計画どおり進行	完了	完了
支部長評価		計画どおり進行している。		
進捗	未設定	計画どおり進行	完了	完了

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見		計画どおり進行することができた。予算削減や専門的な芸術性の高い舞台技術等を運営にいかしていけると思う。今後は、指定管理業者がわからないところがあったら助言する。		
方向性	未設定	完了	完了	完了
支部長評価		計画どおり進行することができた。予算削減にもつなげることができるなど。一定の効果が得た。		
方向性	未設定	完了	完了	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 2-1-1

基本方針	40 組織力・職員力の向上	取組項目	87 行政組織の効率化、活性化	プラン名	組織機構の見直し
所管支部	総務部	所管課・係	総務課 人事研修係	関連部署	

基本方針内容	今後の職員数の減少に対して、限られた人員で高度化・多様化する市民ニーズや新たな行政課題に的確かつ迅速に対応し、機能的・効率的に行政運営を行うためには、これまで以上に組織の活性化を図り、市民目線に立った分かりやすく利便性の高い、横断的かつ機動的に活動できる組織体制をつくります。
プランの目的・効果	職員数を削減していく中、行政サービスの維持向上を図っていくために、なお一層効率的・機能的な組織機構の構築を行う。 ・スリムで柔軟な組織機構を構築することにより、事務の効率化と経費の削減を図る。 ・迅速・的確な行政サービスの提供が図られる。
現状	平成28年4月現在で、本庁は12部(局) 49課119係、支所は9支所12課37係となっている。
課題	平成31年4月に普通会計職員を750人以内にするを目標としており、職員数の削減を進める中で、行政サービスを低下させないためには、効果的・効率的な組織に見直す必要がある。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 組織機構の見直し	実施	→	→	→

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標	計画					
	実績					
財政効果額	計画					
	実績					

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度支所機能の充実を図った。今年度は、見直しを行った支所機能について検証を行うとともに、必要に応じ適宜体制見直しを行う。 ・業務の効率性を踏まえ、必要に応じ課系の統廃合を行う。 1. 組織機構の見直し 10~1月 検討 2月 庁議等での協議 3月 関係例規の整備	支所機能の見直し 課系の統廃合 1. 組織機構の見直し 10~1月 検討 2月 庁議等での協議 3月 関係例規の整備	支所機能の見直し 課系の適正化 1. 組織機構の見直し 4~1月 検討 2月 庁議等での協議 3月 関係例規の整備	総合計画後期基本計画（H31~34年度）の策定及び新庁舎開庁に合わせた組織機構の見直しを行う。課系の適正化。 1. 組織機構の見直し 4~1月 検討 7月 庁議等での協議 9月 議会上程（条例改正が必要な場合） 2月 庁議等での協議 3月 関係例規の整備
取組実績	1. 組織機構の見直し 10~1月 検討 2月 庁議等での協議 3月 関係例規の整備	1. 組織機構の見直し 6~9月 検討 12~2月 関係部署との協議	1. 組織機構の見直し 6~3月 検討 10月 組織の見直し調査の実施 1月 部長ヒアリングの実施 3月 関係課での協議、関係例規の整備	総合計画後期基本計画（H31~34年度）の策定及び新庁舎開庁に合わせた組織機構の見直しを行った。課系の適正化。 1. 組織機構の見直し 4~1月 関係各課との協議、調整 2月 市長・副市長協議 3月 関係例規の整備 4月 組織の見直し

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	年度後半から検討することになっており、早い段階で組織機構の見直しを行う。	年度後半から本格的に検討することになっており、早い段階で組織機構の見直しを行う。	・組織の検討については、概ね順調に進捗している。今後、課題等の整理を行い検討案をとりまとめることとしている。	・組織の検討については、最終的な各課との調整段階である。今後、組織案をとりまとめ、平成31年4月の組織機構の見直しを行う。
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行
支部長評価	各種施策に的確に対応できる体制、行革や定員適正化計画による人員配置等を踏まえた組織体制になるよう、各部署の現状を把握しながら柔軟に見直ししていく必要がある。	水道事業会計の統合に伴う組織改正については、29年度の組織機構の見直しに取り組む必要がある。また、職員定員の適正化計画に合わせて進めてきた、小規模な係の統合も、再任用職員の増加や熊本地震に伴う本庁舎機能の分散等も考慮する必要がある。今後は、総合窓口や新庁舎への移転も踏まえた組織機構の見直しについても検討を要する。	拠点支所については、市長のマニフェスト項目であること、任期の最終年度であることから、考え方を二役と協議したが、現段階では具体的な推進はせず、今後の検討課題とした。組織見直しについては新庁舎開庁時の組織機構検討などのための各課照会を実施した。照会結果を基に、今後検討を実施する。	新庁舎開庁、複合施設完成などを見込んだ組織機構見直しと必要がある。引き続き協議調整を図り、見直しを進める予定
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	今年度は産業政策課及び農業振興課の係の新設、廃止を行ったが、職員数の削減を進める中で、引き続き類似業務等の集約とともに業務改善、アウトソーシング等を推進していきたい。	今年度は水道局と地域振興部まちづくり支援課の係の見直しを行った。今後は、職員数の削減を進める中で、引き続き類似業務等の集約を図るとともに業務改善、アウトソーシング等を推進していく必要がある。	・組織見直しについては、組織機構や新庁舎開庁時での組織機構の見直しについての課題を整理し、H31.4の組織へ反映させるため今後も継続して検討を行う。 ・拠点支所については、今後の組織機構の見直しにあわせて必要に応じて検討を進める。 ・H30.4からの係の適正化（統合）の実施。また、現状に合わせた推進体制の見直しや効率化を図るため係の見直しを行った。	・組織見直しについては、H31.4からの総合計画後期基本計画やH31.6からの新庁舎開庁時に向けた推進体制の見直しや効率化を図るため、課の統合及び係の適正化を実施した。
方向性	継続（完了）	継続（完了）	継続（完了）	完了
支部長評価	28年度と30年度は定年退職者が増加するが、定員適正化計画に基づき職員数削減に取り組まなければならない。支所機能充実についての検証を行いながら、支所と本庁の役割の更なる見直しや、重点施策にスピーディ且つ柔軟に対応できる組織を構築するために、現場の声に耳を傾け、職員間の意思疎通を図りながら、新たな組織体制の構築を研究する必要がある。	今年度は水道局内の事業統合等に伴う係の再編と地域振興部まちづくり支援課の係の見直しにとどめたが、今後も職員数の削減を進める中で、引き続き類似業務等の集約を図るとともに業務改善、アウトソーシング等を推進していく必要がある。併せて、総合窓口や新庁舎への移転も踏まえた組織機構の見直しについても検討を要する。	本年度は、健康福祉部内の監査業務の集約による再編、牛深支所内の係の統合、農業委員会事務局内の業務移管による係の新設に取り組んだ。次年度は、H31.4の新庁舎開庁時の組織見直しを中心に進める必要がある。	新庁舎移転が平成31年6月に延期となったが、4月1日の組織改編は移転を想定したものとした。庁舎建設の終了による管財課との統合と財産経営係の新設、世界遺産推進室の文化課との統合、生活保護件数の増加に対応するための生活支援係の2係制に取り組んだ。次期アクションプランでも、複合施設の完成や牛深火葬場など大型事業の終了に合わせて、随時見直しをしていく必要がある。
方向性	継続（完了）	継続（完了）	継続（完了）	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 2-1-2

基本方針	40 組織力・職員力の向上	取組項目	87 行政組織の効率化、活性化	プラン名	行政と社協との連携強化
所管支部	健康福祉部	所管課・係	健康福祉政策課 健康福祉政策係	関連部署	

基本方針内容	<p>今後の職員数の減少に対して、限られた人員で高度化・多様化する市民ニーズや新たな行政課題に的確かつ迅速に対応し、機能的・効率的に行政運営を行うためには、これまで以上に組織の活性化を図り、市民目線に立った分かりやすく利便性の高い、横断的かつ機動的に活動できる組織体制をつくります。</p>
プランの目的・効果	<p>行政と社協の業務を同一施設内で行うことにより、市民目線に立ったワンストップサービスの向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民からの相談に対し、同一施設内で対応を行うことで住民の利便性の向上が図られる。 ・相談業務のほか、福祉関連の各種業務についても行政と社協の連携の円滑化が図られる。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、同一施設内で業務を行っている支所は、五和、牛深、天草、御所浦の4カ所となっている。 ・隣接する施設で業務を行っているのは、新和支所となっている。 ・有明、倉岳、河浦の社協支所は、指定管理を受けて老人福祉センターで業務を行っており、社協
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・複雑多様化する住民からの相談に対し、専門的な対応が必要となる場合が多くあり、社協との連携は不可欠である。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 行政・社協支所の窓口一本化				
	重点支所の検討・実施				

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標 単位：件	一本化件数	計画	1				
		実績	1				
財政効果額 単位：千円		計画					
		実績					

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	<p>新和支所内に社協支所を移転するよう進める。1階スペースが限られるため、移転箇所の確保が課題。</p> <p>1. 行政・社協支所の窓口一本化 8~12月 協議 12月 移転作業、移転完了</p>			
取組実績	<p>1. 行政・社協支所の窓口一本化 4~9月 協議 10月 移転計画作成 11月 移転準備 12月 移転作業、業務開始</p>			

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	新和支所にて移転計画を作成し、計画どおり進めている。 (引越し作業予定12月12日(土)～13日(日)) 12月14日から移転先での業務を開始する予定である。			
進捗	計画どおり進行	未設定	未設定	未設定
支部長評価	新和支所にて作成された移転計画に基づき、社会福祉協議会新和支所と協議が進められている。 今後は、社協本所及び本渡支所の移転について、市役所庁舎建設にあわせて検討を行う必要がある。			
進捗	計画どおり進行	未設定	未設定	未設定

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	概ね計画どおりに進めることができた。 市役所支所内で業務を行っている社協支所は、五和、牛深、天草、御所浦、新和の5カ所となった。 行政・社協支所の窓口一本化ができなかった有明、倉岳、栖本、河浦、本庁の5カ所については、市民の利用に支障がないように、行政と社協の協力体制を図っていきたい。			
方向性	完了	完了	完了	完了
支部長評価	当初計画のとおり、12月から新和支所内に社協支所を移転させ、業務を開始することができた。 行政と社協支所の窓口一本化ができなかった5カ所については、別の方案にて行政と社協との円滑な連携を図ることとし、当該事業については事業完了とした。			
方向性	完了	完了	完了	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 2-1-3

基本方針	40 組織力・職員力の向上	取組項目	87 行政組織の効率化、活性化	プラン名	総合窓口の推進による「ワンストップサービス」の実施
所管支部	市民生活部	所管課・係	市民課 窓口係	関連部署	

基本方針内容	今後の職員数の減少に対して、限られた人員で高度化・多様化する市民ニーズや新たな行政課題に的確かつ迅速に対応し、機能的・効率的に行政運営を行うためには、これまで以上に組織の活性化を図り、市民目線に立った分かりやすく利便性の高い、横断的かつ機動的に活動できる組織体制をつくりまします。
プランの目的・効果	市民にとって利用しやすい窓口をすることを目的に、お客様の立場に立ったときにどういった窓口のあり方が求められているのか、どんなことに取り組むことができるのかについて検討するため、市民利用の多い窓口業務に携わっている職員で構成する「本庁総合窓口化検討会」を立ち上げ、庁舎建設に向けた窓口のあり方を検討し、新庁舎建設事業へ反映させる。現状の課題をハード面・ソフト面において再度洗い出すとともに、先進市の総合窓口の情報を収集し、新庁舎における天草市にふさわしい総合窓口を実現することにより、市民の目線に立った確かなサービスを提供できる。
現状	・新庁舎建設に伴う「窓口検討部会」で検討がなされてきたが、総合窓口化の詳細な結論には至っていない。
課題	・市民利用度の高い部署をどう配置するか、どういう形の「ワンストップ」が活用できるのかなど、検討すべき課題が多い。 ・国が進める「マイナンバー制度」も窓口のあり方に大きく影響することから、利便性の高い窓口を構築する必要がある。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 本庁総合窓口化方針決定	→	→		
	2. 新庁舎窓口業務の開始（31年度）		準備	→	→

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標	計画				
単位：	実績				
財政効果額	計画				
単位：千円	実績				

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	庁舎基本設計に向け検討を行い、検討結果を提言し、新庁舎建設事業へ反映させる。 また、窓口取扱業務の洗い出しや業務の検証等を行い、現在の庁舎でも実施できる総合窓口業務の検討も併せて行う。 1. 本庁総合窓口化方針決定 4月 検討会議 5～9月 業務検証、方針決定 10～11月 取りまとめ、報告 12～3月 準備	マイナンバー制度導入後の業務検証等を行うとともに、再度現庁舎でできる総合窓口の検討を行い、新庁舎建設事業へ反映させる。 1. 本庁総合窓口化方針決定 4月 検討会議 5月 業務検証及び検証のまとめ 6月 新庁舎窓口方針決定 7～12月 現庁舎における総合窓口の準備 1月 現庁舎での総合窓口開始	方針は市庁舎づくりPTへ提出している。本格的業務は庁舎建設推進室が事務局となるため、効率的な総合窓口の構築に向け細部について検討を進めていく。 1. 本庁総合窓口化方針決定 4～3月 検討・協議 2. 新庁舎窓口業務の開始（31年度） 4月 検討・協議 5月 本稼働時期の検討 6月 市庁舎づくりPTへ検討結果報告 7～8月 周知、業務洗い出し（関係部署） 9～10月 業務精査 11～12月 問診フロー作成 1～3月 申請書ライブラリー整備準備	1. 新庁舎開庁時の総合窓口設置に向け、システムを含めたソフト面及びハード面運用で、想定できるシミュレーションを重ね関係部署との効率的な事務処理連携できるよう準備。 2. 新庁舎窓口業務の開始（31年度） 4、5月 手続き一覧、申請書一覧作成（第1回目） 6月 総合支援型窓口システム導入キックオフ 7～10月 新システム要件定義計画書作成 8～9月 申請書ライブラリー 10～12月 新システム操作マニュアル作成 業務運用マニュアル作成準備 10～3月 職員操作研修 11月 新システム操作研修計画書作成 1～2月 窓口業務に関する総合テスト開始 1～3月 課内の職員導線確認・シミュレーション 2～3月 本稼働に向けたリハーサル及びシミュレーション
取組実績	1. 本庁総合窓口化方針決定 4月 検討会議 5月 業務検証実施 6月 検討会議実施 8月 検討会議実施 9月 検討会議実施 11～12月 取りまとめ検討	1. 本庁総合窓口化方針決定 5月 検討会議実施 7月 視察（3カ所） 現庁舎での総合窓口（一部）開始 8月 総合窓口システムデモ研修 9月 部長調整会議検討状況報告 10月 検討会議にて総合窓口方針決定・報告	4月 総合窓口準備設置部会設置（10回開催） 5月 新庁舎開庁時に開設・運用開始を確認 6月 市庁舎づくりPTへ検討結果報告 1. 本庁総合窓口化方針決定 10月 システムデモ実施 11月 市庁舎づくりPTへ経過報告 1月 システム導入自治体への視察 2. 新庁舎窓口業務の開始（31年度） 7月 取扱業務の洗い出し検証 8～9月 関係課より業務一覧提出、部会員の検証 10～1月 業務、申請書の絞込、分析、第1段登録 2月 業務、申請書の分析、追加検討 3月 確定（手続718項目、申請書586帳表）	4月～ 手続き一覧、申請書一覧作成 4月27日 窓口業務関係部署課長会議 5月16日 総合窓口作業部会設置 5月22日 総合窓口作業部会プロジェクトメンバー会議（第1回） 6月5日 総合支援型窓口システム導入キックオフ会議開催 6月27日 総合支援型窓口システム導入プロジェクト全体説明会開催 6月～ 申請書ライブラリー整備作業 関係部署 7月～ システム要件定義WG実施 1回当たり3時間の230時間程度を予定 7月～ システム要件定義作業 事務手続選定・構築 7月～ システム本番環境設定 7月～ システム構築（ソフト面）

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	主に現庁舎で実施できる総合窓口業務について協議を重ねてきた。配置や予算等も含めた報告書を提出し、報告結果に基づき準備を進めていきたい。	現庁舎で実施できる総合窓口業務については、本庁舎移転に伴い一部総合窓口を開始することができた。新庁舎の総合窓口の形式「職員派遣型」と「住民移動型」の2案を検討し、早急に報告書を作成し市庁舎づくりプロジェクトへ提出できるよう準備を進めていく。	総合窓口化の方針については、新たに総合窓口設置準備部会を立上げ、昨年本庁総合窓口化検討会議にて報告した方針を基本に、より具体性を持たせるため、これまで6回部会開催し、本年中には市庁舎づくりPTに報告出来るまで関係部署を取りまとめることが出来た。 新庁舎での総合窓口化については、導入システムの選定も行い、これまでに市民が市役所に来庁され手続きされる590項目を選定した。今後、これをベースに更に手続きの絞り込み作業を行なっていく。	昨年度総合窓口化の方針を決め、新たに作業部会及びプロジェクトメンバーを参集し、6月市関係者と新システム導入事業者とでキックオフ会議を開催し、マスタースケジュール等の作成にて双方で確認・合意を行なった。今後はこのマスタースケジュールに併せ作業を行ない新庁舎開庁時に総合窓口が開設できるよう作業を行なっていく。
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行
支部長評価	概ね計画通り、業務が進められている。年度末に向けて、さらなる事業取り組みをお願いしたい。	・本庁舎移転に伴い、総合窓口の試行が開始されたと考えている。 ・新庁舎の総合窓口について、検討会での早期の方式決定をお願いする。	本庁総合窓口化方針も決定しつつあり計画通り進んでいると思われる。 新庁舎窓口業務の開始についても、新庁舎開庁時に総合窓口を開設できるよう、スケジュールを立て、順調に進捗していると思われる。	本庁総合窓口化方針も決定し計画通り進んでいると思われる。 新庁舎窓口業務の開始についても、新庁舎開庁時に総合窓口を開設できるよう、スケジュールを立て、順調に進捗していると思われる。
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	主に現庁舎で実施できる総合窓口業務について協議を重ねてきた。年度内に報告書を提出し、報告結果に基づき準備を進めていきたいと考えていたが、業務検証を行った時と比べ、マイナンバー制度導入により、窓口での業務処理内容、事務処理時間も大きく変化している。再度業務の検証を行い準備を進めていく。	現庁舎で実施できる総合窓口業務については、本庁舎移転に伴い一部総合窓口を開始することができた。また、新庁舎の窓口方式を、「職員派遣型」によるワンストップ「総合窓口」とする検討結果を市庁舎づくりプロジェクトへ提出することができた。	4か年での計画にて取り組んできたが、本庁総合窓口化方針については本年度決定することができた。新庁舎窓口業務については、関係部署より718項目の洗い出しを行い、暫定的に176項目については新設予定の総合窓口にて運用することとした。 今後は、システムも含めたソフト面及びハード面での運用について、想定できるシミュレーションを重ね、新庁舎開庁時の運用開始の準備を進めていく。	総合窓口のレイアウトや手続きの流れ等について検討を行い、新庁舎における総合窓口の概要を作成した。新庁舎開庁時の総合窓口対応業務として、725の業務の洗い出しを行い185の業務について取扱い事に決定した。また、来庁者に同じ項目を何度も欠かせない取組として申請書への差込印刷を行えるよう、587帳票をシステムに登録し、その内の249帳票について差し込み印刷が行えるようにシステムの構築を図った。 今後はリハーサルストーリーを作成し、来庁者及び職員の動線確認も含めたリハーサルを行ない、総合窓口運用開始の準備を進めていく。
方向性	継続（未達）	継続（完了）	継続（完了）	完了
支部長評価	現庁舎で実施できる総合窓口業務・配置等についての成果を早期に作成頂きたい。 新庁舎窓口業務への実施設計に提案協議ができないものか検討会をして継続協議をお願いしたい。	・新庁舎の窓口方式の検討結果には評価している。 ・本庁の現体制についても、随時改善を検討されたい。	本庁総合窓口化方針も決定し、計画どおり進んでいる。 次年度は平成31年4月の新庁舎窓口業務の開始に向け、想定できるシミュレーションを重ね、新庁舎開庁時の運用開始の準備を進めていくこと。	総合窓口開設に向け想定できるシミュレーションを重ね準備を進めていくよう指示していたが、想定内にて実施できる体制にある。 今後は、来庁者及び職員の動線確認も行い、スムーズな運営が図れるようリハーサルを重ねていくこと。
方向性	継続（未達）	継続（完了）	継続（完了）	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 2-2-1

基本方針	40 組織力・職員力の向上	取組項目	88 人員管理の適正化	プラン名	職員定員の適正化
所管支部	総務部	所管課・係	総務課 人事研修係	関連部署	

基本方針内容	行政サービスを行うために必要な人員の確保と、年齢層のバランスなどを勘案しながら「定員適正化計画」の見直しを行い、これまで以上に適正な定員管理に努めます。また、高度化・多様化する行政課題に対応するために、豊富な経験や幅広い知識を持つ人材や、専門分野に精通したエキスパートの育成に努めます。
プランの目的・効果	・第3次定員適正化計画に基づいた計画的な採用を実施するとともに定年前早期退職を促進する。職員数を削減することによって、人件費を削減することができる。
現状	・平成23年3月に策定した『第2次天草市定員適正化計画』に基づいて、定員の適正化に取組み、平成23年4月1日現在の定員適正化計画職員数（病院会計除く）1,121人から平成27年4月1日現在までに946人（175人減）とした。
課題	・今後も厳しい財政状況のなか、人件費の抑制を図りつつ、高度化・多様化する市民ニーズに対応するため、アウトソーシングの積極的な導入、計画的な採用や再任用職員等の有効活用、定年前早期退職の促進が必要である。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 計画的な職員採用	実施	→	→	→
	2. 定年前早期退職者の募集	実施	→	→	→

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標 単位：人	定員適正化計画職員数（病院除く）	計画 947	929	903	881	
		実績 946	919	885	857	
財政効果額 単位：千円	人件費削減額(7,000千円/人)	計画 329,000	448,000	644,000	805,000	2,226,000
		実績 329,000	511,000	714,000	896,000	2,450,000

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	<p>第3次定員適正化計画（H27～30年度）に沿った職員採用を行っていくとともに、土木技師や保健師などの専門職の採用計画をたて、必要数を確保していく。</p> <p>1. 計画的な職員採用 4月 採用計画の策定 7月 募集開始 9～10月 採用試験（1次）の実施 11～12月 採用試験（2次）の実施及び内定者決定 3月 採用予定者説明会</p> <p>2. 定年前早期退職者の募集 6月 実施要綱の策定、募集開始 11月 早期退職希望者の認定 3月 定年前早期退職者の退職</p>	<p>第3次定員適正化計画（H27～30年度）に沿った職員採用を行っていくとともに、土木技師や保健師などの専門職の採用計画をたて、必要数を確保していく。</p> <p>1. 計画的な職員採用 4月 採用計画の策定 7月 募集開始 9月 採用試験（1次試験）の実施 11月 採用試験（2次試験）の実施及び内定者決定 3月 採用予定者説明会</p> <p>2. 定年前早期退職者の募集 6月 実施要綱の策定、募集開始 11月 早期退職希望者の認定 3月 定年前早期退職者の退職</p>	<p>第3次定員適正化計画（H27～30年度）に沿った職員採用を行っていくとともに、土木技師などの専門職の採用計画をたて、必要数を確保していく。</p> <p>1. 計画的な職員採用 4月 採用計画の策定 7月 募集開始 9月 採用試験（1次試験）の実施 11月 採用試験（2次試験）の実施及び内定者決定 3月 採用予定者説明会</p> <p>2. 定年前早期退職者の募集 6月 実施要綱の策定、募集開始 11月 早期退職希望者の認定</p>	<p>第3次定員適正化計画（H27～30年度）に沿った職員採用を行い、土木技師等専門職の採用計画をたて、必要数を確保。現計画がH30年度までのため、H31年度以降を対象とした新たな計画を策定する必要がある。</p> <p>1. 計画的な職員採用 4月 採用計画の策定 7月 募集開始 9月 採用試験（1次試験）の実施 11月 採用試験（2次試験）の実施及び内定者決定 3月 採用予定者説明会</p> <p>2. 定年前早期退職者の募集 6月 実施要綱の策定、募集開始 11月 早期退職希望者の認定</p>
取組実績	<p>1. 計画的な職員採用 4月 採用計画の策定 7月 募集開始 9月 採用試験（前期）一次の実施 10月 採用試験（後期）一次の実施 11月 採用試験（前期）二次の実施及び内定者決定 12月 採用試験（前期）二次の実施及び内定者決定 3月 採用予定者説明会</p> <p>2. 定年前早期退職者の募集 6月 実施要綱の策定、募集開始 11月 早期退職希望者の認定 3月 定年前早期退職者の退職</p>	<p>1. 計画的な職員採用 4月 採用計画の策定 7月 募集開始 9月 採用試験（1次試験）の実施 11月 採用試験（2次試験）の実施及び内定者決定 3月 採用予定者説明会</p> <p>2. 定年前早期退職者の募集 6月 実施要綱の策定、募集開始 11月 早期退職希望者の認定 3月 定年前早期退職者の退職</p>	<p>1. 計画的な職員採用 4月 採用計画の策定 7月 募集開始 10月 採用試験（1次試験）の実施 11月 採用試験（2次試験）の実施及び内定者決定 3月 採用予定者説明会</p> <p>2. 定年前早期退職者の募集 6月 実施要項の策定、募集開始 11月 早期退職希望者の認定</p>	<p>1. 計画的な職員採用 4月 採用計画の策定 7月 募集開始 9月 採用試験（1次試験）の実施 11月 採用試験（2次試験）の実施及び内定者決定 3月 採用予定者説明会</p> <p>2. 定年前早期退職者の募集 6月 実施要項の策定、募集開始 11月 早期退職希望者の認定</p> <p>3. 第4次定員適正化計画の策定 第4次定員適正化計画については、天草市行政経営改革大綱の中に組み込んで策定を行った。</p>

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	概ね計画どおり進行することができている。 今後もスケジュールを意識しながら進めていきたい。	それぞれの実施項目について、概ね計画どおり進行することができている。 今後も厳しい財政状況のなか人件費の抑制を図りつつ、高度化・多様化する市民ニーズの対応するため、アウトソーシングの積極的な導入、計画的な採用や再任用職員等の有効活用、定年前早期退職の促進が必要である。	それぞれの実施項目について、概ね計画どおり進行することができている。 今後も厳しい財政状況のなか人件費の抑制を図りつつ、高度化・多様化する市民ニーズの対応するため、アウトソーシングの積極的な導入、計画的な採用や再任用職員等の有効活用、定年前早期退職の促進が必要である。	それぞれの実施項目について、概ね計画どおり進行することができている。 今後も厳しい財政状況のなか人件費の抑制を図りつつ、高度化・多様化する市民ニーズの対応するため、アウトソーシングの積極的な導入、計画的な採用や再任用職員等の有効活用が必要である。 また、平成31年度からの定員適正化計画についても、総合計画の後期基本計画と併せて検討を行っている状況であり、計画どおりに進めている。
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行
支部長評価	計画通り進められている。	第3次定員適正化計画に基づき、それぞれの実施項目で概ね計画どおり進んでいる。人口減少や高齢化が進行し、これまで以上に厳しい財政状況が想定されるなか、人件費の抑制を図りつつ、高度化・多様化する市民ニーズに対応するため、アウトソーシングの積極的な導入、計画的な採用や再任用職員等の有効活用、定年前早期退職の促進が、今後も引き続き必要である。	第3次定員適正化計画に基づき、職員定数の適正化は概ね計画通りに進んでいる。 本年度は保健師、幼稚園教諭などの専門職を含め、9職種の募集を行い、すべての職種に応募がっている。今後も、再任用職員の活用を図りながら、定員の適正化に取り組む必要がある。	第3次定員適正化計画をやや上回る職員数の減となっているがおおむね計画どおりに進んでいる。 本年度は電気技師、司書などの専門職を含め、7職種の募集を行い、すべての職種に応募がっている。 定員適正化計画の策定も計画どおりに進めている。
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	定員適正化計画で計画されている採用予定者20人をほぼ満たす19人を内定することができた。 今後も、建築士や保健師などの専門職も含め、必要な職員数を確保しつつ、定年前早期退職の促進を図っていく必要がある。	定員適正化計画で計画されている採用予定者20人をほぼ満たす17人を内定することができた。 今後も、建築士等の専門職も含め、必要な職員数を確保しつつ、定年前早期退職の促進を図っていく必要がある。	定員適正化計画で目標にしている採用予定者20人をほぼ満たす19人を内定することができた。 今後も、必要な専門職を確保しつつ、定年前早期退職の促進を図っていく必要がある。	第3次定員適正化計画で目標にしている採用予定者20人をほぼ満たす18人を内定することができた。 今後は新たな計画となる第4次計画に基づき、計画的な職員採用を行う必要がある。
方向性	継続（完了）	継続（完了）	継続（完了）	完了
支部長評価	再任用職員の活用を図りながら、計画に沿って専門職を含む必要職員数を確保していく必要がある。	定員適正化計画で計画されている採用予定者20人に近い17人を内定することができた。 今後は再任用職員の活用を図りながら、保健師や建築士学芸員等の専門職も含め、必要な職員数を確保しつつ、定年前早期退職の促進を図っていく必要がある。 また、任期付きや社会人枠による採用についても今後は検討を要すると思われる。	定員適正化計画で目標にしている採用予定者20人をほぼ満たす19人を内定することができた。 第4次定員適正化計画は、今後増えることが予想される再任用職員の活用を前提にしつつ、新たな非常勤職員任用形態である「会計年度任用職員」制度の情報を分析しながら、専門職等の確保も含めて、慎重に策定する必要がある。	第3次定員適正化計画で目標にしている採用予定者20人をほぼ満たす18人を内定することができたが、合格させた図書館司書から辞退の申し出があり、専門職確保の難しさを思い知らされた。 次期アクションプランでは、第4次計画に基づきながらも、今後さらに増えることが予想される再任用職員の活用を前提にしつつ、会計年度任用職員制度の情報を分析しながら、専門職等の確保も含めて、職員数の適正化に取り組む必要がある。
方向性	継続（完了）	継続（完了）	継続（完了）	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 2-2-2

基本方針	40 組織力・職員力の向上	取組項目	88 人員管理の適正化	プラン名	人材育成のための人事配置
所管支部	総務部	所管課・係	総務課 人事研修係	関連部署	

基本方針内容	行政サービスを行うために必要な人員の確保と、年齢層のバランスなどを勘案しながら「定員適正化計画」の見直しを行い、これまで以上に適正な定員管理に努めます。また、高度化・多様化する行政課題に対応するために、豊富な経験や幅広い知識を持つ人材や、専門分野に精通したエキスパートの育成に努めます。
プランの目的・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成のための人事異動の確立 ・人事評価制度の導入 ・職員が専門性と幅広い知識を有するようになり、多様な市民サービスを提供することができる。 ・業務成果が給与に反映されることから、職員のやる気が醸成される
現状	・多様な市民サービスを提供するために、職員は職務に対する専門性と幅広い知識が必要となるが、職員減の中、ベテラン職員に頼る傾向があり、知識が固定化している。
課題	・天草市発足から勤務評定や目標管理を実施しているが、地公法の改正により人事評価制度を導入する必要がある。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 計画的な職員採用	実施	→	→	→
	2. 定年前早期退職者の募集	実施	→	→	→

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標	計画					
	実績					
財政効果額	計画					
	実績					

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	自己申告制度の活用 評価の調整 目標の難易度の設定 1. 人材育成のための人事異動の確立 10~2月 検討 3月 実施 2. 人事評価制度の導入 4~9月 導入に向けた課題整理・検討 10~3月 職員労働組合との協議	自己申告制度の活用 適正な人事評価の運用となるため、事例ごとに問答集を作成し課題解決を行っていく。 1. 人材育成のための人事異動の確立 10~2月 4月異動に向けた情報収集 3月 実施（人事異動配置） 2. 人事評価制度の導入 4~2月 導入後の課題の検討 1月 評価 3月 不服申出	自己申告制度の活用 適正な人事評価の運用とするため、常に検証を行っていく。 1. 人材育成のための人事異動の確立 10~2月 4月異動に向けた情報収集 3月 実施（人事異動配置） 2. 人事評価制度の導入 4月 目標設定、期首面談 4~2月 導入後の課題の検討 8月 評価者研修 1月 評価 3月 期末面談、不服申出	自己申告制度の活用。適正な人事評価の運用とするため、常に検証を行っていく。 1. 人材育成のための人事異動の確立 9月 異動希望調査等の実施 10~2月 4月異動に向けた情報収集 3月 実施（人事異動配置） 2. 人事評価制度の導入 5月 目標設定、期首面談 5~2月 導入後の課題の検討 6、7月 評価者説明会、評価者研修 10月 期中面談 1月 評価 3月 期末面談、不服申出
取組実績	1. 人材育成のための人事異動の確立 10月 勤務評定実施中 2. 人事評価制度の導入 4~3月 導入に向けた課題整理・検討	1. 人材育成のための人事異動の確立 10月 異動希望調査等の実施 11~2月 部課長人事ヒアリングの実施 3月 実施（人事異動配置） 2. 人事評価制度の導入 5月 職員説明会の実施 6月 目標設定、期首面談 8月 評価者研修会の実施 1月 評価 3月 期末面談、不服申出	1. 人材育成のための人事異動の確立 10~2月 異動希望調査等の実施 3月 実施（人事異動配置） 2. 人事評価制度の導入 4月 目標設定、期首面談 4~2月 導入後の課題の検討 8月 評価者研修 1月 評価 3月 期末面談、不服申出	1. 人材育成のための人事異動の確立 10月 異動希望調査等の実施 3月 実施（人事異動配置） 2. 人事評価制度の導入 4~7月 30年度実施方針の決定、部等目標の決定 8月 目標設定、期首面談、評価者研修 10月 目標難易度調整会議の開催、期中面談 1月 評価、調整評価 3月 期末面談、不服申出

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	現在実施に向けた取り組みを計画どおり行っている。	それぞれの実施項目について、概ね計画どおり進行することができている。 人事評価制度では、業績評価の職務困難度や組織期待度の設定次第では、評価結果に大きく影響する。部署間で不均衡が生じないことや次年度以降にスムーズな困難度等の設定を行うため、十分な部内等調整を行う必要がある。	それぞれの実施項目について、概ね計画どおり進行することができている。 人事評価制度では、業績評価の職務困難度や組織期待度設定のバラつきは正に加え、新たな調整基準を作成することを目的とした調整会議を部、支所単位で実施した。 職務困難度や組織期待度の設定次第では、評価結果に大きく影響するため、精度の高い調整基準を作成する必要がある。	人材育成のための人事異動の確立については、計画どおり進行している。また、本年度の人事評価の運用については、開始時期が遅れたが、現在は計画どおり進んでいる。 人事評価制度については、職員の処遇への反映の実現に向けて、より公正な運用を行うため、目標難易度の調整や評価目線の統一に取り組む必要がある。
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行
支部長評価	予定通り進められている。人事評価制度については、円滑な導入に向けて、職員組合への説明・協議する必要がある。	人事評価制度においては、業績評価の職務困難度や組織期待度の設定が評価結果に大きく影響する。部署間での不均衡を抑制するには、困難度等を設定する際の目安のバラツキを少なくする必要があるため、本年度中に、部内等調整、管理職研修を通じて揃えていく必要がある。	目標難易度の部内調整を10月の期中面談前に実施したことで、調整前との比較ができる状況となった。集計後、部間調整の必要性を検討する必要がある。 本年度の評価者研修は、能力評価をテーマに実施したが、年度末に向けて、透明性、納得性のある評価となるよう、さらに評価者に認識を促す取り組みを行う必要を感じる。	市長選挙の年であったことから、組織目標の施政方針との調整などのため人事評価の開始が遅れたが、10月期の目標部内調整、期中面談などは予定どおり進められている。 本年度までは試行としたが、新庁舎完成後も試行となると、職員の取り組み意欲に影響が出てくると思われるため、平成31年度から本格実施をすることを前提にした取り組みが必要である。
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	・評定者から提出された評定表等を基に、各部課長等とのヒアリングを実施することで、評定表からだけでは収集することができなかった。今後の人事配置及び人材育成に有益な情報を得ることができた。次年度引き続き実施する必要がある。 ・人事評価制度について、制度設計することができた。制度の詳細な運用について、引き続き検討する必要がある。	・異動希望調査表や各部課長等とのヒアリングを実施することで、調査表からだけでは収集することができない情報を聴取することができた。今後の人事配置及び人材育成に有益な情報を得ることができた。次年度引き続き実施する必要がある。 ・今年度新たな人事評価制度となったことから、全職員への制度説明などを行い運用を開始した。そのような中で評価者の評価のばらつきの不均衡をどのように抑制していくかなど検討を要するものがあつた。今後透明性、納得性のある人事評価となるよう常に検討をしていくことが必要である。	・異動希望調査表や各部課長等とのヒアリングを実施することで、調査表からだけでは収集することができない情報を聴取することができた。今後の人事配置及び人材育成に有益な情報を得ることができた。次年度引き続き実施する必要がある。 ・人事評価については、不断の見直しが必要であり、評価者の意見を参考にして次年度に向けた取り組みを行う。	・異動希望調査表や各部課長等とのヒアリングを実施することで、調査表からだけでは収集することができない情報を聴取することができた。今後の人事配置及び人材育成に有益な情報を得ることができた。次年度引き続き実施する必要がある。 ・人事評価については、引き続き適切な制度運用を促すことで、評価の過程を活用して人材育成と組織力の向上に繋げることができた。次年度も、これまでの状況を分析し、さらなる制度改善や運用の適正化を行う。
方向性	継続（未達）	継続（完了）	継続（完了）	完了
支部長評価	人事評価制度を適切に運用し、職員の能力を高めていくために、評価者の研修を充実するとともに、適切な運用にむけて環境整備を推進する必要がある。	・異動希望調査表や各部課長等とのヒアリングで得た情報をもとに人事配置を行った。人材育成の観点からも、次年度引き続き実施する必要がある。 ・今年度から新たな人事評価制度を導入し、全職員への制度説明などを行い運用を開始したが、目標の難易度の調整、評価者の評価のばらつきの不均衡を調整するという課題に向けて、今後も検討が必要。併せて、引き続き透明性、納得性のある人事評価となるよう常に検討をしていくことで、人材育成につなげていく必要がある。	異動希望調査や各部課長等とのヒアリングで得た情報を基に人事配置を行った。人材育成の観点からも、引き続き実施する必要がある。 人事評価制度では、標準点以外の評価をする場合に客観的な説明を求めたことで、各評価者の意識が高まったと感じる。本格導入については、その方法を早急に結論づける必要がある。	異動希望調査や各部課長等とのヒアリングで得た情報を基に人事配置を行った。人材育成の観点からも、引き続き実施する必要がある。 人事評価制度では、昨年度の業績評価に加え能力評価についても、標準点以外の評価をする場合に客観的な説明を求めたことで、各評価者の意識が高まったと感じる。 次期アクションプランでは、本格導入について、その方法を早急に結論づける必要がある。
方向性	継続（未達）	継続（完了）	継続（完了）	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 2-3-1

基本方針	40 組織力・職員力の向上	取組項目	89 職員資質の向上	プラン名	職員の意識改革
所管支部	総務部	所管課・係	総務課 人事研修係	関連部署	

基本方針内容	最少の経費で最大の効果を挙げると意識のもと、既存の枠組みや従来の発想にとらわれない柔軟な姿勢で職務に取り組む職員を育てます。また、職員一人ひとりの意識改革・能力開発を推進し、市民目線で問題意識や責任感を持ち、新たな行政課題や多様な市民ニーズに積極的に挑戦し対応できる職員を育成します。
プランの目的・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・能力向上のための研修の充実 ・接遇研修の拡充 ・成長実感（やりがい）や意欲を高めるための施策の導入 ・職員一人一人が公務員としての使命感・責任感を自覚し、高い意識を持って業務に取り組む。 ・職員資質として最初に住民に判断される接遇を高めることで、市に対する住民の信頼を得ることができる。
現状	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・実施した研修の成果の検証を行い、随時ブラッシュアップする必要がある。 ・市民の市職員に対する不満を解消し、市民から信頼される職員を育成する。 ・研修メニューにない、職員の自発的な向学心に対応できる制度が必要である。 ・職員の業務に対するモチベーションを高める必要がある。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 能力向上のための研修の実施	実施	→	→	→
	2. 接遇研修の拡充	実施	→	→	→
	3. 自主研修制度の検討	検討	見直し	中止	→
	4. 人材育成基本方針(案)の検討・導入			検討	策定

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標	計画				
単位：	実績				
財政効果額	計画				
単位：千円	実績				

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	<p>受講者が職場で成果を発揮し且つ他職員にもその成果が浸透するよう、内容のブラッシュアップが必要。職員の自発性をサポートする自主研修制度が有効活用されるよう、他市取組状況なども参考に見直し、検討。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 能力向上のための研修の実施 4～3月 検討・実施 2. 接遇研修の拡充 9～2月 検討・実施 3. 自主研修制度の検討 7月 他市状況の把握 8～3月 拡充案作成 4. 職員表彰制度の導入 7月 他市状況の把握 8～3月 導入の検討、制度案作成 	<p>受講者が職場で成果を発揮し、且つ他職員にもその成果が浸透させるような体制づくりが必要。職員の自発性をサポートする自主研修制度が有効活用されるよう、他市取組状況なども参考に見直し、検討。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 能力向上のための研修の実施 4～3月 実施 5、9月 人事評価制度研修、メンタルヘルス研修 8、11月 評価者研修 2. 接遇研修の拡充 9～11月 検討、実施 3. 自主研修制度の検討 7、8～2月 他市状況の把握、拡充案作成 4. 職員表彰制度の導入 4～5月 他市の取組状況のまとめ 6～2、3月 制度案検討、導入決定 	<p>受講者が研修成果を発揮し、且つその成果を他職員に伝えていく体制づくりを行う。接遇研修は窓口業務にとらわれず、多くが受講できるような内容を検討。「人材育成基本方針(案)」の検討し、目指すべき職員像を明確にし、実現のための施策を体系的に整理。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 能力向上のための研修の実施 4～3月 実施 8、9月 評価者研修、メンタルヘルス研修 12～1月 階層別研修 2. 接遇研修の拡充 4、7月 検討、実施 3. 自主研修制度の検討 4月 実施項目IIに統合 4. 人材育成基本方針(案)の検討・導入 4～3月 検討 	<p>研修については、目的を明確にし、受講者が主体的に捉え参加するようアプローチを行う。(研修効果を現場に定着させる) 人材育成基本方針については、職員アンケートの結果を踏まえ、目指すべき職員像を明確にし、実現するための施策を体系的に整理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 能力向上のための研修の実施 4～3月 実施 5、8月 人事評価制度研修、評価者研修 9、12～1月 メンタルヘルス研修、階層別研修 10月 次年度研修計画作成 2. 接遇研修の拡充 4、7月 検討、実施 3. 人材育成基本方針(案)の検討・導入 4～6月 職員アンケート結果分析
取組実績	<ol style="list-style-type: none"> 1. 能力向上のための研修の実施 5月 目標管理研修 7月 管理職研修 9月 人事評価研修、メンタルヘルス研修 2. 接遇研修の拡充 9、1月 検討、実施 3. 自主研修制度の検討 8～3月 検討 4. 職員表彰制度の導入 7月 他市取組状況の情報収集 3月 検討 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 能力向上のための研修の実施 5月 人事評価制度研修 8、12月 評価者研修 9月 メンタルヘルス研修 10月 目標管理研修 2. 接遇研修の拡充 10、1月 検討、実施 3. 自主研修制度の検討 10、3月 予算要求、次年度の検討 廃止 4. 職員表彰制度の導入 10月 他市取組状況の情報収集 3月 体系的に取り組む方法決定 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 能力向上のための研修の実施 5月 人事評価制度研修 8月 メンタルヘルス研修 9月 評価者研修 12～1月 階層別研修 2. 接遇研修の拡充 7月 実施 4. 人材育成基本方針(案)の検討・導入 4～12月 検討 1～2月 職員アンケート項目の検討 3月 職員アンケート実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 能力向上のための研修の実施 8月 人事評価者研修、メンタルヘルス研修 9月 一般職研修 12月 監督者研修 1月 管理職研修 3月 次年度研修計画作成 2. 接遇研修の拡充 1月 実施 3. 人材育成基本方針(案)の検討・導入 3月 一部改正

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	進捗に関しては計画どおり行われているが、研修の効果、研修の内容、制度の運用については職員の資質向上を図るため常に検討を行っていく。	・研修の実施に関する進捗に関しては計画どおり行われているが、研修の効果、研修の内容、制度の運用については職員の資質向上を図るために常に検討を行っていく。 ・職員のモチベーションを高めるには複数の要件が必要であると考えられるため、体系的に整理をしていく。	・実施項目1、2の進捗に関しては計画どおり行われているが、研修の効果、研修の内容、制度の運用については職員の資質向上を図るために常に検討を行っていく。 ・実施項目3については、他市の情報収集にとどまっているため、今後本市の現状・分析等と照らして検討を行っていく。	・実施項目1、2の進捗に関しては遅れているが、より効果的な研修の実施に向けて、研修の効果を検証し、その結果等を踏まえて内容等の検討を行っていく。また、研修の効果を現場に定着させるため、市の実情等に合わせた研修を実施し、職員の研修への取組姿勢の意識改革等についても併せて行っていく。 ・実施項目3についても遅れているが、職員の意見等を把握した上で、職員が主体的に動くため（ワクワクする職場づくり）の「手段」として、職員力・組織力の向上に向けて人材育成基本方針の策定（見直し）を進めていく。
進捗	計画どおり進行	計画より遅い	計画どおり進行	計画より遅い
支部長評価	進捗に関しては概ね計画どおり行われている。研修の効果を検証しながら、常に研修の内容や制度の運用を常に検討をしていく必要がある。	・職員研修等については計画どおり行われている。事務処理能力等は着実に向上していると考えられるが、職員のさらなる資質向上を図るために、研修の効果、研修の内容、制度の運用については常に検証し、見直していく必要がある。人事評価制度の公正な運用をはじめ、職員のモチベーションを向上させるための新たな制度の研究や現行制度の運用の見直しも必要。	人材育成基本方針（案）の検討については、研修のみならず、職員の任用から組織のあり方、人事異動の方針など多岐にわたるものであり、慎重に検討をする必要がある。本年度はより多くの事例を研究するための情報収集を中心に進めたい。	各種研修については、年度が変わってもある程度同じ内容であるべきものと、より効果的であるような内容や手法を常に工夫すべきものがあるが、いずれも研修後の効果を重視する必要がある。より充実した内容の研修としたい。 人材育成基本方針については、今後多面的に職員を育成する指針となるよう進めていきたい。
進捗	計画どおり進行	計画より遅い	計画どおり進行	計画より遅い

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	職員の表彰制度については、各市の取組状況は把握できたが、制度導入を検討するための比較表や制度案等が作成できなかったため、次年度の早い段階で対応したい。	・職員研修（接遇研修含む。）については概ね予定どおり実施することができた。全国市町村研修財団が主催する研修の参加が少なかったことから、二次募集を行い研修受講者の増加策を講じた。 ・職員のモチベーションを高めるための具体的な施策は実施できなかったものの、今後取り組むべき方向性について決定することができた。	・職員研修（接遇研修含む。）については概ね予定どおり実施することができた。 ・研修の効果測定として、研修終了後一定期間を置いて行った受講者アンケートや、自治大学校受講者の研修レポートをイントラに掲載した。職員研修の研修内容の振り返りを行うことで研修効果が継続するような取り組みを行った。 ・人材育成基本方針については、概ね予定どおり実施することができた。	・職員研修（接遇研修含む。）については概ね予定どおり実施することができた。 ・研修成果を定着させるための取組みとして、事前アンケートや事前課題を実施した。また、研修終了後、一定期間をおいて行った受講者アンケートを実施し効果測定を行った。 ・人材育成基本方針については、既存の「人事管理及び人材育成に係る考え方について」の内容を整理し、一部改正を行った。
方向性	継続（未達）	継続（未達）	継続（完了）	完了
支部長評価	最も成果が見えにくく項目であるが、職員の意識改革は今後の行政運営において最も大切なことであることから、引き続き研修の充実に努めるとともに、人事評価等も有効に活用していく必要がある。	目の前の業務の処理に追われて、市職員としての資質、能力の向上、専門知識の習得のための研修を望まない職員や職場環境を作り出さないよう、管理職も含めてしっかりと研修の目的を理解してもらい、研修を受けやすい体制づくり（周囲のサポート等）を進める必要がある。	現行の研修は引き継ぎつつ、新たな行政ニーズに応じた研修手法を常に研究する姿勢が、今後重要となる。研修の効果を高めるためには、研修を受ける側の意識改革も必要であり、そのための職員アンケートも実施した。本年度実施した他市の事例研究、アンケートの結果を反映した人材育成基本方針の導入を、次年度の目標としたい。	予定していた職員研修は概ね実施できた。次期アクションプランでも引き続き、職員の意識改革を図る手法を常に研究し、実施していく必要がある。
方向性	継続（未達）	継続（未達）	継続（完了）	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 3-1-1

基本方針	4 1 協働によるまちづくりの推進	取組項目	9 0 市民参画によるまちづくりの推進	プラン名	「市民参画推進の手引き」の策定と運用
所管支部	地域振興部	所管課・係	まちづくり支援課 まちづくり係	関連部署	

基本方針内容	これからの市政運営は、市民と行政がお互いに共通認識のもとで、それぞれの特性を生かしながら相互の連携を図る必要があります。市民自らが「自分たちでまちづくりを行う」という意識と自覚を高めていくとともに、行政が市民主体のまちづくりを的確に補佐していけるよう、市民と行政双方の意識を高めていきます。
プランの目的・効果	市の政策立案等の過程に市民の参画を促しながら、市民の意向を確認して施策に活かすため、市民の参画の手法等を示した「市民参画推進の指針」を策定するとともに、指針に基づき、市民へのアンケート、意見募集（パブリックコメント）、審議会の設置等の市民参画の手法により、市民の市政への参画を推進する。 また、指針の運用において、市が行う政策立案等の過程で、「市民参画推進の指針」に基づき参画の手法を実施する際に、的確に市民の市政への参画を促すよう職員の意識改革を行う。
現状	これまでも市民との協働によるまちづくりを推進してきたが、「参画」を実践するための統一した基準が無いため、各事業の担当部署が独自の判断で市民参画の手続きを実施しており、市民の声が十分に市政に反映されているとは言えない状況である。
課題	市として統一的な基準の策定と運用（管理）を行う必要がある。また、職員の「参画」に対する意識の向上を図る必要がある。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 市民参画推進の指針の策定		策定	策定	
	2. 指針の運用・管理			運用・管理	→
	3. 市民参画に対する職員研修の実施			実施	

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標	計画					
	実績					
財政効果額	計画					
	実績					
単位：千円						

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	市民の市政への参画の手法等を示した「市民参画推進の手引き」を策定する。 1. 市民参画推進の手引きの策定 5～9月 手引き策定準備 10月 手引き策定 2. 手引きの運用・管理 12～2月 参画（協働）推進員の設置 重要事項に係るものとりまとめ（随時） 3月 手引き改訂の検討	H27年度指針策定に至らず、早急に策定し運用開始。参画（協働）に対する認識を深め、統一的基準に基づく運用を進めるため、指針に基づき職員研修会を実施。 1. 市民参画推進の指針の策定 4～5月 指針策定準備 6、11～12月 指針の策定 2. 指針の運用・管理 9～2月 参画（協働）推進員の設置、重要事項に係るものとりまとめ（随時） 12、3月 指針のHP掲載、改訂の検討 3. 市民参画に対する職員研修の実施 7～8、1～3月 参画・協働職員研修、職員研修	指針は昨年度策定予定だったが、総合政策審議会の指摘に対し再度修正し策定したい。策定後は職員に研修し、指針に基づく運用を図りたい。 1. 市民参画推進の指針の策定 4月 政策企画課・総合政策委員会打ち合わせ 5、8月 指針修正、指針の策定 7月 総合政策審議会で説明 2. 指針の運用・管理 9月 指針のホームページ掲載 10月 市民参画設計書の取りまとめ 3. 市民参画に対する職員研修の実施 9、10月 職員周知、職員研修	
取組実績	1. 市民参画推進の手引きの策定 5～3月 手引き策定準備 2. 手引きの運用・管理	1. 市民参画推進の指針の策定 6月 素案作成 7～8月 課内協議 9月 部内職員へ内容確認依頼 11月 庁内、市議会、まちづくり協議会へ説明 1月 総合政策審議会で説明 2月 総合政策審議会の意見を踏まえ修正 3月 素案の再修正検討 2. 指針の運用・管理 3. 市民参画に対する職員研修の実施	1. 市民参画推進の指針の策定 4～8月 素案の再修正案検討 9月 政策企画課と協議 10月 総合政策審議会専門部会で修正方針説明 11～12月 修正方針に基づく修正作業 1～2月 政策企画課での確認・修正 3月 職員向けの手引きとして策定 2. 指針の運用・管理 3月 庁内イントラに掲載して全職員に周知 3. 市民参画に対する職員研修の実施 3月 庁内イントラに掲載して全職員に周知	

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	年度後半に向け、手引きに基づいた職員研修会も計画しているので今後もスケジュールを意識しながら進めていきたい。	9月までに素案が固まったので、今後庁内協議等を経て策定し、職員研修により周知を図りたい。	上半期は、本指針の修正について検討はしてきたものの、具体的な修正方針を定めることができず、進捗していない。9月の政策企画課との協議を踏まえ、10月に総合政策審議会総務企画専門部会で本指針の修正方針の説明を行ったところである。今後、修正作業を行い、1月の総合政策審議会で修正案を説明し、年度内の策定を目指したい。	
進捗	計画どおり進行	計画より遅い	計画より遅い	完了
支部長評価	手引きの策定に手間取っているが、概ね計画通り、進んでいると思う。今後は、職員研修の実践と理解を深めてもらう「運用と管理」を行っていく考えである。今後も、継続しながら手引きの運用と管理を図っていきたい。	素案の段階で市民の意見を聞いて策定するため、計画より遅れているが、この指針の策定についても市民参画を実践していきたい。	本年度内に、トータルシステム化指針に沿った市民参画推進の要領を定めたい。	
進捗	計画どおり進行	計画より遅い	計画より遅い	完了

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	今年度、手引きを策定し運用・管理まで進む計画だったが、手引きの内容整理に時間を要し、計画どおりの進捗とはならなかった。次年度は早急に手引きの策定を完了し、運用・管理を行っていく。	9月に素案を作成し、11月には議会等への説明を行い、その後政策審議会による指摘事項の修正を行ってきたが、策定までには至らなかった。市政全般に係るものであり、自治体経営のトータルシステム化指針との整合性を図るように指摘があげられていることから、この業務の所管課が本課が適当かどうかを含め再検討する必要がある。	総合政策審議会からの指摘や提案に基づき、修正作業を行い、指針ではなく職員向けの手引きとして策定した。また、策定した手引きを庁内イントラに掲載し全職員に周知し、運用を図っていくこととした。	
方向性	継続（未達）	継続（未達）	完了	完了
支部長評価	手引きの策定が未達となり、他のアクションプランの進捗へも影響が出ている。早急に手引きを策定し、運用と管理を行っていく必要がある。なお、3-①-2の「市民の市政への参画に対する職員の意識改革」及び3-③-1「市民活動団体等との協働事業の実施」については、市職員への研修会等の計画が重複しているため、来年度から3-①-1へ統合する。	トータルシステム化が目指す行政システムや各分野別計画の統合化等と連動して市民参画を推進していく必要があるため、トータルシステム化を所管する政策企画課が市民参画も併せて所管した方が良いと考える。	当初の計画からはかなり遅れてしまったが、総合政策審議会からの指摘や提案に基づき、修正作業を行い、指針ではなく職員向けの手引きとして策定できた。今後は、策定した手引きを庁内イントラに掲載して全職員に周知し、運用を徹底していく。	
方向性	継続（未達）	継続（未達）	完了	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 3-1-2

基本方針	4-1 協働によるまちづくりの推進	取組項目	9-0 市民参画によるまちづくりの推進	プラン名	地域まちづくり計画策定による市民主体のまちづくり
所管支部	地域振興部	所管課・係	まちづくり支援課 まちづくり係	関連部署	

基本方針内容	これからの市政運営は、市民と行政がお互いに共通認識のもとで、それぞれの特性を生かしながら相互の連携を図る必要があります。市民自らが「自分たちでまちづくりを行う」という意識と自覚を高めていくとともに、行政が市民主体のまちづくりを的確に補佐していけるよう、市民と行政双方の意識を高めていきます。
プランの目的・効果	市内10のまちづくり審議会がまちづくりをめぐる諸課題に体系的・計画的に取り組むために策定した「地域まちづくり計画」を基に、行政が市民主体のまちづくりを的確に補佐し、地域課題の解決、個性ある地域づくりに向けての支援及び計画の着実な実行の検証を行っていく。 ・地域住民が地域の実情に即して策定した計画であるため、地域住民が主体となり地域課題等を解決するなどの取り組みが期待される。 ・計画の中の、自助、共助、公助といった視点により、市民と行政の役割分担の理解が図られる。
現状	・まちづくり協議会等の地域活動が高齢者中心となっており、若年層の参加が少ない状況にある。
課題	・まちづくり計画について毎年評価を行い、状況に応じて計画内容を見直し修正する必要がある。 ・今年度は、平成31年度から新たな4カ年計画を策定する必要がある。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1.各まちづくり協議会の計画実施	計画に沿った実施	→	→	→
	2.計画の評価・見直し	計画の見直し	→	→	→
	3.財政的支援	精査	→	→	→

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標 単位：%	計画の進捗率	計画 70	80	90	100	
		実績 70	80	80	100	
財政効果額 単位：千円		計画				
		実績				

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	<p>チャレンジ支援交付金にまちづくり計画推進事業分を新設し財政的支援を行なっているが、対象事業及び経費の詳細基準を設けてなく、状況を見て見直し検討。</p> <p>1.各まちづくり協議会の計画実施 4~3月 計画に対する連携・協力、まちづくり協議会だよりやHPでの進捗状況周知 7~8月 市民ふれあい座談会での計画周知</p> <p>2.計画の評価・見直し 5~3月 各まちづくり審議会による進捗管理</p> <p>3.財政的支援 4月 まちづくり推進交付金審査・交付 5~10月 チャレンジ支援交付金審査・交付(3回) 10~3月 まちづくり推進交付金交付要領見直し</p>	<p>まちづくり推進交付金はH23年度以降同額だが、地域毎の人口変動があるため国調結果により見直す、全体的な支援のあり方についても検討し、その結果も踏まえ、来年度予算要求前までに交付額算定を見直す。</p> <p>1.各まちづくり協議会の計画実施 4~3月 計画に対する連携・協力、まちづくり協議会だよりやHPでの進捗状況周知</p> <p>2.計画の評価・見直し 4~3月 各まちづくり審議会及び協議会による進捗管理</p> <p>3.財政的支援 4月 まちづくり推進交付金審査・交付 5~7月 チャレンジ支援交付金審査・交付(2回) 4~12月 まちづくり推進交付金の算定見直し</p>	<p>まちづくり推進交付金はH23年度以降同額だが、地域毎の人口変動があるため国調結果により見直す、全体的な支援のあり方についても検討し、その結果も踏まえ、来年度予算要求前までに交付額算定を見直す。</p> <p>1.各まちづくり協議会の計画実施 4~3月 計画に対する連携・協力、まちづくり協議会だよりやHPでの進捗状況周知</p> <p>2.計画の評価・見直し 4~3月 各まちづくり審議会及び協議会による進捗管理</p> <p>3.財政的支援 4月 まちづくり推進交付金審査・交付 4~7月 チャレンジ支援交付金審査・交付(3回) 4~12月 まちづくり推進交付金の算定見直し 3月 H30チャレンジ審査及び支援メニュー見直し</p>	<p>地域まちづくり計画の見直し、新たな4カ年計画を策定。現計画を検証し、各まち審及び振興会で住民意見を取りまとめ見直し。10月下旬までに素案作成必要。</p> <p>1.各まちづくり協議会の計画実施 4~3月 現計画に対する連携・協力、まちづくり協議会だよりやHPでの進捗状況周知</p> <p>2.計画の評価・見直し 4月 検証、策定方針決定、諮問 4~3月 審議会・作業部会の設置・検討、意見交換・地区振興計画兼まちづくり計画策定協議、関係団体と協議・連絡調整</p> <p>3.財政的支援 4月 まちづくり推進交付金審査・交付 4~7月 新チャレンジ支援交付金制度周知・審査・交付 11月 チャレンジ支援交付金制度の検証、見直し検討</p>
取組実績	<p>1.各まちづくり協議会の計画実施 4~3月 計画に対する連携・協力、まちづくり協議会だよりやHPでの進捗状況周知 7~8月 市民ふれあい座談会での計画周知</p> <p>2.計画の評価・見直し 5~3月 各まちづくり審議会による進捗管理</p> <p>3.財政的支援 4月 まちづくり推進交付金審査・交付 5月 チャレンジ支援交付金第1回審査・交付 7月 チャレンジ支援交付金第2回審査・交付 10月 チャレンジ支援交付金第3回審査・交付 10~3月 まちづくり推進交付金交付要領見直し</p>	<p>1.各まちづくり協議会の計画実施 4~3月 連携・協力</p> <p>2.計画の評価・見直し 4~3月 各まちづくり審議会及び協議会による進捗管理</p> <p>3.財政的支援 5~6月 チャレンジ支援交付金第1回審査・交付 6月 まちづくり推進交付金審査・交付 8~9月 チャレンジ支援交付金第2回審査・交付 12月 課長・係長会議で交付金に関するアンケート結果報告・協議 1~3月 見直し検討</p>	<p>1.各まちづくり協議会の計画実施 4~3月 連携・協力</p> <p>2.計画の評価・見直し 4~3月 各まちづくり審議会及び協議会による進捗管理</p> <p>3.財政的支援 4月 チャレンジ支援交付金第1回審査・交付及び要領の見直し 5月 まちづくり推進交付金審査・交付 6~12月 まちづくり推進交付金算定額の見直し 7月 チャレンジ支援交付金第2回審査 9月 チャレンジ支援交付金第3回審査 3月 H30チャレンジ審査及び支援メニュー見直し</p>	<p>1.各まちづくり協議会の計画実施 4~3月 連携・協力</p> <p>2.計画の評価・見直し、第2期計画の策定 4~6月 検証、策定方針決定、諮問 7月 まちづくり計画・地区振興計画策定ワークショップ研修開催(コミュニティ主事・振興会職員他) 7~3月 審議会開催(7月、12月、1月)3回開催 関係団体(地区振興会等)と協議・連絡調整、計画案決定、計画の決定</p> <p>3.財政的支援 4月 チャレンジ支援交付金第1回交付(審査は3月に実施済) 5~10月 まちづくり推進交付金審査・交付 チャレンジ支援交付金第2回~第4回(新チャレンジ含む)審査・交付</p>

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	まちづくり計画の進捗管理については、各まちづくり協議会とも開催されていないため、年度末までに実施されるよう事務局である支所と連携していくこととする。 その他の項目についてはおおむね計画どおり進行することができている。まちづくりチャレンジ支援交付金については予算編成との関連があるため早目に協議を行う必要がある。	まちづくり計画の進捗管理のための審議会の開催及び進捗状況の周知については事務局である支所と連携し、進めて行く必要がある。 今年度、まちづくり推進交付金の見直しを予定していたが、国勢調査による各地区ごとの高齢化率等の数値が来年4月の公表に延期されたため、来年度でなければ交付額の見直しを実施することができないこととなった。	まちづくり推進交付金については、平成27年の国勢調査結果を踏まえ、見直し案を策定したが、減額となる見込みのため、減額の幅について調整を行い、30年度の予算に反映できるよう早急に協議を進めていく必要があると考えている。 また、チャレンジ支援交付金については、見直しを行ったが、より活用が図られるよう改善を進めていく。	今年度見直しとなる地域まちづくり計画について、前期計画の評価・検証を踏まえて見直しを行い、「第2期天草市地域まちづくり計画」を策定するように進めている。 現在の計画では、地域課題の解決を図る上で、「いつから、誰が、何をどのように実施する」といった具体的な実施計画（アクションプラン）として策定されていないため、これらの反省点を踏まえて計画を策定する。計画見直しに併せて、各地区振興会等に於いても財政的支援策である交付金の使途（事業）内容について役員会等で十分に協議される必要がある。
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行
支部長評価	昨年度、まちづくり計画が策定され、本年度はその実効性を問われる年であるため、各まちづくり審議会で経過報告・進捗管理を見守っていきたい。また、まちづくり推進交付金の活用等も考慮しながら、各地域の計画の実現に向けて、指導や助言を行っていき必要があると思う。	まちづくり計画が計画倒れにならないように、計画の進捗管理や見直しを確実に行う必要がある。 財政支援についても、交付金だけでなく、まちづくり全体の支援のあり方を再検討しなければならない。	まちづくり推進交付金については、ふるさと応援交付金との財源調整等について検討を行い、次年度の金額を決定したい。 チャレンジ支援交付金については、今年度見直しを行ったが、次年度に向けて再度改善を検討したい。	第1期計画の評価・検証を踏まえて見直しを行い、実現可能性の高い具体的な「第2期天草市地域まちづくり計画」の策定を進めなければならない。 まちづくり協議会・地区振興会への支援については、人的、財政的支援の在り方も含めて、将来のまちづくり・地域づくりの方向性を示す必要がある。
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	各まちづくり協議会とも概ねアクションプランも策定され、今年度から実施されている。また、4協議会からプランに基づき、新設したまちづくり計画推進事業の交付金を申請されるなど活性化が図られている。まちづくりチャレンジ支援交付金の交付要領の見直しも行うことができ、全体的に概ね計画どおり進行することができた。	平成28年度の各まちづくり協議会による計画の実施及び進捗管理については概ね順調に実施された。 推進交付金の見直しについては、国勢調査の地区ごとの高齢化率の公表が平成29年4月に行われることとなり掛かる必要がある。 推進交付金及びチャレンジ支援交付金制度の見直しについては、まちづくり担当課長・係長会議で継続して協議していくこととなった。	まちづくり推進交付金については、平成23年度以降同額としていたが、平成27年度の国勢調査の結果に基づき平成30年度予算分から見直しを行うことができた。 また、チャレンジ支援交付金についてもまちづくり計画の推進を図るため、ハード事業も対象にできるよう見直しを行った。平成30年度のまちづくり計画見直しに合わせ、今後は行事消化型の活用ではなく、地域の課題解決に向けた取り組みに重点的に活用されるよう促していく必要があると考えている。	第2期地域まちづくり計画について、前期計画の評価・検証を踏まえて実現可能な具体的振興方策等の見直しを行い、「第2期天草市地域まちづくり計画」を策定した。前期計画では、地域課題の解決を図る上で、「いつから、誰が、何をどのように実施する」といった具体的な実施計画（アクションプラン）として策定されていなかったため、実施主体を明確に記載し、毎年度、審議会にて評価を行うと共に必要に応じて計画の見直しを行う。また、計画に併せて、各地区振興会等に於いても財政的支援策である交付金を活用した事業内容について、事業実施後の評価・検証・見直しを行うこととしている。
方向性	継続（完了）	継続（未達）	継続（完了）	完了
支部長評価	本年度の各まちづくり協議会の活動状況については、本年度策定されたまちづくり計画に基づき順調に実施されている。今後も、経過報告・進捗管理を見守っていきたい。また、まちづくり計画推進事業の交付金活用についても4地域のまちづくり協議会が新規で活用しており、一定の成果が上がっている。	まちづくり計画に基づき活発に事業を実施されている地区とそうでない地区があり、まちづくり計画推進事業の充実を図るとともに積極的な活用を促す必要がある。 財政的支援は、次年度が指定管理料の見直し時期であるため、支援のあり方全般について早急な検討を必要とする。	まちづくり推進交付金については、平成23年度以降同額としていたが、平成27年度の国勢調査の結果に基づき平成30年度予算分から見直しを行うことができた。 チャレンジ支援交付金についてもまちづくり計画の推進を図るため、メニューや補助率等の見直しを行った。 今後は行事消化型の活用ではなく、地域の課題解決に向けた取り組みに活用されるよう促していく。	第1期地域まちづくり計画の評価・検証を行い、「第2期地域まちづくり計画」は、実現可能な具体的振興方策等の見直しを行い、「いつから、誰が、何をどのように実施する」といった具体的な実施計画（アクションプラン）として、実施主体を明確に記載して策定した。実施状況は、毎年度審議会にて評価を行うと共に必要に応じて計画の見直しを行う。 また、計画に併せて、各地区振興会等に於いても財政的支援策である交付金を活用した事業内容について、事業実施後の評価・検証・見直しを行うこととした。
方向性	継続（完了）	継続（未達）	継続（完了）	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 3-1-3

基本方針	4-1 協働によるまちづくりの推進	取組項目	9-0 市民参画によるまちづくりの推進	プラン名	地区振興会への支援
所管支部	地域振興部	所管課・係	まちづくり支援課 まちづくり係	関連部署	

基本方針内容	これからの市政運営は、市民と行政がお互いに共通認識のもとで、それぞれの特性を生かしながら相互の連携を図る必要があります。市民自らが「自分たちでまちづくりを行う」という意識と自覚を高めていくとともに、行政が市民主体のまちづくりを的確に補佐していけるよう、市民と行政双方の意識を高めていきます。
プランの目的・効果	地域への支援のあり方（人的支援、経済的支援等）を見直し、地域の自立及び活力と個性ある地域づくりを促進する。 ・地区コミュニティセンターを地区振興会による管理運営に移行することで、地域の方により身近で利用しやすい施設として利用の活性化が図られる。 ・地域と行政との協働による地域づくり及び地域の自立が促進される。 ・地元地区振興会が中心となって地域課題解決のための取り組みが行われる。
現状	・平成26年度まで49地区振興会、51施設に指定管理制度を導入することができた。管理体制についてのアンケート調査や意見交換会を実施したが、特に問題なく管理運営されている。 ・天草市のまちづくりを照会できるポータルサイト・データバンク「A-map」を公開し、平成28年度は1カ月平均6,000件のアクセスがあっている。
課題	・まちづくり推進交付金、チャレンジ交付金については、算定基準等の見直しを行う。補助金等の調査や意見交換等を実施し、課題の整理を行い、新たな支援制度について検討していく。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 人的及び財政的支援	調査・検討	順次実施	完了	

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標 単位：	指定管理制度導入 施設数	計画 53	53	53	53	
		実績 53	53	53	53	
財政効果額 単位：千円		計画				
		実績				

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	地区コミュニティセンターを地区振興会による指定管理制度に移行することで、地域の方により身近で利用しやすい施設として活性化が図られることを目的に導入を進めてきたが、御所浦風口地区振興会だけが導入を見送られているため地域と十分な意見交換等を行い、支所と連携して導入に向け取り組んでいく。 1. 人的支援 8～12月 指定管理への意見交換（嵐口） 1～3月 指定管理選定、議決（嵐口） 共通（1. 人的支援 2. 経済的支援） 7、2月 定期モニタリング 11～12月 結果検討（地区1担当、交付金、あり方）	昨年度実施したモニタリングにおいて、振興会職員に対する資金の配慮や市職員（コミュニティ主事）の地区振興会に対する支援のあり方などについての意見が多く出されているため、次の指定管理期間前の平成29年度までには関係各課と協議して人的及び経済的支援のあり方について方針を決定することとする。 1. 人的及び財政的支援 4～3月 関係課と協議 4月 支援のあり方アンケート作成 5月 アンケート実施 7～8月 モニタリング時にアンケート結果聞き取り 9月 モニタリングでの聞き取り結果整理 10～3月 聞き取り結果に基づく検討	振興会職員の業務量を精査し、振興会職員の報酬の見直し、財政的支援策であるまちづくり推進交付金の見直し及び人的支援策である市職員（コミュニティ主事）の一人1地区担当制度の存続等を政策企画課、支所及び総務課等と総合的に検討し、今後の地区振興会への支援のあり方を平成30年度予算編成前の平成29年9月までに決定する。 1. 人的及び財政的支援 4～12月 振興会職員の報酬額（業務料精査）見直し コミュニティ主事1人1地区担当制度見直し まちづくり推進交付金算定額の見直し 8月 定期モニタリングで方針説明 10月 予算要求（指定管理料、推進交付金） 1～3月 指定管理者の選定、議決、協定締結	
取組実績	1. 人的支援 7、2月 定期モニタリング 8～12月 指定管理への意見交換（嵐口） 12、3月 モニタリング結果取りまとめ 1～3月 指定管理選定、議決（嵐口） 2. 経済的支援 7、2月 定期モニタリング 12、3月 モニタリング結果取りまとめ	1. 人的及び財政的支援 6月 支援のあり方アンケート作成 7月 アンケート実施 7～8月 モニタリング時にアンケート結果聞き取り 9月 モニタリングでの聞き取り結果整理 12月 課長・係長会議で支援のあり方に関するモニタリング結果報告・協議 1～3月 見直し検討 3月 地域おこし協力隊制度導入決定	1. 人的及び財政的支援 4～12月 振興会職員の報酬額（業務料精査）見直し コミュニティ主事1人1地区担当制度見直し まちづくり推進交付金算定額の見直し → コミュニティ主事の複数担当性は今後継続して検討していく 8月 定期モニタリングで方針説明 10月 指定管理候補者選定委員会（募集方針） 1～3月 指定管理者の選定、議決、協定締結	

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	計画どおりモニタリングの実施はできたが、取りまとめに時間を要したため結果に基づく検討ができず計画が少し遅れてしまった。年度後半には取りまとめを急ぎ方針を検討するよう取り組んでいく。 嵐口地区振興会の指定管理制度移行については、スケジュールを確認しながら着実に移行業務を進めていく。	計画どおりモニタリングの際に、全地区振興会から今後の支援に関するアンケート調査の聞き取りを完了した。人的支援については、指定管理制度と関連するため関係課と継続して検討を行う必要があるが、財政的支援として、チャレンジ交付金制度の見直しを来年度予算に反映させるよう出来るだけ早く検討を行いたい。	計画どおり8月の定期モニタリングで、今後の方針について説明を行うことができた。 2月の指定管理候補者選定委員会で、今後3カ年度の指定管理者を決定いただく必要があるため、スケジュールを意識しながら進めていきたい。 また、まちづくり推進交付金については、平成30年度の予算に反映させられるよう早急に協議を進めていく必要があると考えている。	
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行	未設定
支部長評価	各コミュニティセンターの指定管理が残り1か所となった。現状では地域活動の場として管理運営を含め順調に進んでいる。また、財政的な支援についても、モニタリング等を行い、適正に管理されていると思う。今後は、いかに地域活動の場として活用していただけるか、各地域の計画にのっとった活動できるかが課題と思う。	これまでは計画どおり進捗しているが、今後の支援の見直しが大事な部分なので、来年度予算に反映できるように検討を進めなければならない。	定期モニタリングで方針を説明し、ほぼ各地区振興会の理解を得られた。 今後予算編成や指定管理の指定に遅れないように計画的に事務処理を進めて行く。	
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行	未設定

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	計画どおり年2回の定期モニタリングを実施した。モニタリングでは、振興会職員に対する賃金の配慮や市職員（コミュニティ主事）の地区振興会に対する支援のあり方などの意見が多く出され、指定管理期間中である平成29年度までは基本的には現行のとおりだが、その後については関係課も含め検討を行っていくとの回答を行ったところだった。 その他、唯一指定管理制度の未導入地区だった嵐口地区振興会が来年度からの指定管理制度に移行されることとなった。	各地区振興会に対して実施した「今後の支援に関するアンケート調査」及びモニタリングの結果、振興会職員の報酬の見直し及び市職員（コミュニティ主事）の支援の継続を要望する意見が多く出され、それらを踏まえ、政策企画課、支所及び総務課等と協議を行い、支援のあり方について平成29年9月までは方針を決定し、次年度以降の指定管理料の予算を策定する必要がある。 なお、平成29年度から地域課題解決に向けた取り組みや地域資源活用などのまちづくり活動を主体的に行う地区について、要望があれば、地域おこし協力隊員を受入れられることとした。（受入れ予定数3名）	今年度予定していた人的・財政的支援策の見直しについて、概ね計画どおり実施することができた。また、人的・財政的支援策の今後の方針についても決定することができたので、今後、その方針に定めている短期及び長期の目標達成に向けて取り組んでいきたいと考えている。	
方向性	継続（完了）	継続（完了）	完了	完了
支部長評価	今年度の重点取り組み事項だった嵐口地区振興会の指定管理者制度の導入については、来年度から導入されることとなった。これにより全53地区コミュニティセンターが地区振興会で指定管理されることとなり、目標を達成することができた。なお、モニタリングで出された意見等は、今後関係各課と協議していく必要がある。 なお、人的支援と経済的支援についての検討は、来年度から一本化して行うこととする。	指定管理料の見直しを行う次年度は、スケジュール管理を徹底して予算編成に間に合うよう人的及び財政的支援のあり方について早めの方針を決定する必要がある。 地域おこし協力隊員については、受入れる振興会とのマッチングが図られるかが課題と考える。	人的・財政的支援策の見直しについて、概ね計画どおり実施することができた。また、人的・財政的支援策の今後の方針についても決定することができたので、今後、その方針に定めている短期及び長期の目標達成に向けて取り組んでいきたい。	
方向性	継続（完了）	継続（完了）	完了	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 3-1-4

基本方針	4 1 協働によるまちづくりの推進	取組項目	9 0 市民参画によるまちづくりの推進	プラン名	道路異状箇所連絡体制の充実
所管支部	建設部	所管課・係	土木課 土木管理係	関連部署	

基本方針内容	これからの市政運営は、市民と行政がお互いに共通認識のもとで、それぞれの特性を生かしながら相互の連携を図る必要があります。市民自らが「自分たちでまちづくりを行う」という意識と自覚を高めていくとともに、行政が市民主体のまちづくりを的確に補佐していけるよう、市民と行政双方の意識を高めていきます。
プランの目的・効果	「道路異状の通報に関する協定」の締結、及び「緊急通報#9910」の活用を推進し、住民自らがパトロールを行う意識を持つことにより、未然の事故防止を図る。住民自らがパトロールを行い、道路異状の通報を提供することで、地域づくりの推進及び未然の事故防止、については道路の効率的な維持管理が図られる。また、道路の設置・管理の瑕疵による事故防止に期待できる。
現状	天草市管内の市道は3275路線で延長が2084km（橋梁1152橋、トンネル18箇所）と膨大なため、市道を適正に管理するため、道路パトロールを随時実施し、安全で快適な通行の確保に努めているが、細部まで十分行き届かない状況にある。
課題	近年、道路の管理瑕疵を問われるような事故も少なからず発生していることから、道路の異状箇所を早期に把握するため、道路緊急ダイヤルの活用、道路利用事業者との協定を推進し、また、周辺住民についても道路の異状に関する情報提供を依頼し、通行の安全を確保を図っていく。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 道路異状箇所の連絡体制	道路点検マニュアルに沿った実施	→	→	→
	2. 連絡通報意識の醸成		市民への周知	→	→

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標	計画					100
単位：	実績					
財政効果額	計画					
単位：千円	実績					

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	<p>情報提供が少ないことから通行車両及び市民の皆さんへ、市ホームページ・広報等を通じ道路情報の提供を依頼し、周知を図る。</p> <p>1. 道路異状箇所の連絡体制 4～3月 1年を通して実施</p>	<p>通行車両及び市民の皆さんへ、市ホームページ・広報等を通じ道路情報の提供を依頼し、周知を図る。また、各地区行政長官会において改めて依頼するとともに、地域住民の身近な窓口としての情報収集・通報をお願いする。</p> <p>1. 道路異状箇所の連絡体制 4～3月 1年を通して実施</p> <p>2. 連絡通報意識の醸成 4～3月 各地区行政長官会の開催日に依頼</p>	<p>市ホームページ・広報等を通じ道路情報の提供を依頼し、周知を図る。また、各地区行政長官会において、地域住民の身近な窓口としての情報収集・通報をお願いする。</p> <p>1. 道路異状箇所の連絡体制 4～3月 1年を通して実施</p> <p>2. 連絡通報意識の醸成 4～3月 各地区行政長官会の開催日に依頼</p>	<p>定期交代に伴い、各地区行政長官会において、地域住民の身近な窓口としての情報収集・通報をお願いする。これまでの事業推進に伴い、通報件数が増加するなど一定の成果が上げられた。本年度をもって事業を完了し、今後は通常事務としてホームページや広報誌などにより情報を発信する。</p> <p>1. 道路異状箇所の連絡体制 4月 人事異動に伴う緊急連絡網の調整 4～3月 1年を通して実施</p> <p>2. 連絡通報意識の醸成 4～6月 各地区行政長官会の開催日に依頼</p>
取組実績	<p>1. 道路異状箇所の連絡体制 4～3月 異常箇所の連絡が入り次第随時対応</p>	<p>1. 道路異状箇所の連絡体制 4～3月 市ホームページに掲載し、情報提供を依頼</p> <p>2. 連絡通報意識の醸成 9月 各地区行政長官会において依頼</p>	<p>1. 道路異状箇所の連絡体制 6月 連絡体制の確認及び連絡網の整備</p> <p>2. 連絡通報意識の醸成 4月 ホームページの更新 3月 各地区行政長官会説明資料準備</p>	<p>1. 道路異状箇所の連絡体制 4月 人事異動に伴う緊急連絡網の調整</p> <p>2. 連絡通報意識の醸成 3月 各地区行政長官会説明資料準備</p>

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	大雨や台風等の災害があったことから住民の方々も特に注意して道路等見ていただけているようで、住民や区長さんから随時異状箇所の連絡が入ってきている。連絡に対する対応を速やかにすることで、今後も住民から多くの情報提供がなされるようにしていきたい。	本項目については、計画どおり進行し、市民への周知が図られていると思われる。事業者との「協定締結」か、もしくはこれまで同様の「協力依頼」とするかは、今後検討が必要である。	本年度は、道路緊急ダイヤル(#9910)を通じた異状箇所の通報が増加しており、周知の成果が上がっているものと思われる。また、風水害発生による道路環境悪化についても、行政區長等を通じて通報があるなど、地域においても連絡体制が定着しつつあるものと思われる。	道路緊急ダイヤル(#9910)を通じた異状箇所の通報も多く、周知の成果が上がっているものと思われる。各地区行政區長会時に周知及び依頼を行うとしているが、まだできていない。
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行	計画より遅い
支部長評価	道路利用事業者と協定を結んでいるが、これまで通報は見受けられないため、生活に直結する地区住民からの提供を広報誌等で促していきたい。	身近な道路利用者の協力により、把握の充実、早急な対応が可能となるので、機会あることの協力依頼をすべきと考える。	身近な道路利用者の協力により、状況把握の充実、早急な対応が可能となるので、機会あることに協力依頼をすべきと考える。	身近な道路利用者の情報提供は、安全・安心な施設管理において不可欠である。取り組みの周知拡大により、適切な状況把握、迅速な対応が可能となることから、機会あることに協力要請を行うこと。
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行	計画より遅い

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	大雨や台風等の災害があったことから住民の方々も特に注意して道路等見ていただけたようで、住民や区長さんから随時異状箇所の連絡が入ってきた。連絡に対する対応を速やかにすることで、今後も住民から多くの情報提供がなされるようにしていきたい。また、補修工事等すぐにできないものはバリケードや立入り禁止等の利用制限をすることによって事故を未然に防止したい。	本項目については、計画どおり進行し、市民への周知が図られていると思われる。	本年度は、道路緊急ダイヤル(#9910)を通じた異状箇所の通報が増加しており、周知の成果が上がっている。また、風水害発生による道路環境悪化についても、行政區長等を通じて通報があるなど、地域においても連絡体制が定着しつつある。	ホームページ掲載や行政區長会へのお知らせ等により周知の成果が上がっているものと思われ、道路緊急ダイヤル(#9910)を通じた異状箇所の通報も多く、また、行政區長や地域住民を通じての通報も多く寄せられている。情報提供があった道路異状については、平日はもとより、休日等においても、連絡網の整備により、迅速に対応できていると思っている。次期計画においても、引き続き住民への周知を継続して行い、道路異状の早期発見、早期対応に努めていきたい。
方向性	継続（完了）	継続（未達）	継続（完了）	完了
支部長評価	事故を未然に防ぐには重要な事項。道路利用者に異常等の連絡通報意識を持っていただく取り組みが必要（区長会等でのお願いや広報誌での周知）	道路緊急ダイヤルの活用についても、まだ、周知が十分でない。機会あることに、PRに努めなければならない。	今後も関係部署との連携体制充実を図るとともに、各地区行政區長会などに情報提供を依頼し、通行の安全確保に努めること。	身近な道路利用者の情報提供は、安全・安心な施設管理において不可欠である。取り組みの周知拡大により、適切な状況把握、迅速な対応が可能となることから、今後も継続した取り組みが必要となる。
方向性	継続（完了）	継続（未達）	継続（完了）	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 3-1-5

基本方針	4-1 協働によるまちづくりの推進	取組項目	9-0 市民参画によるまちづくりの推進	プラン名	市民参画による公園維持管理
所管支部	建設部	所管課・係	都市計画課 景観公園係	関連部署	

基本方針内容	これからの市政運営は、市民と行政がお互いに共通認識のもとで、それぞれの特性を生かしながら相互の連携を図る必要があります。市民自らが「自分たちでまちづくりを行う」という意識と自覚を高めていくとともに、行政が市民主体のまちづくりを的確に補佐していけるよう、市民と行政双方の意識を高めていきます。
プランの目的・効果	公園内のパトロールやトイレの清掃等、日常的な公園の維持管理を利用者自らが行うことにより、地域協働による公園管理を推進する。 ・日常的な公園の維持管理を、市民自らが実施することで、維持管理コストの軽減と効果的・効率的な公園管理が図れる。 また老人会の委託については、地域力の向上及び健康増進に寄与し、福祉団体等の委託については、障がい者の雇用の場の確保につながるものと考えられる。
現状	・H29.3月末現在、本渡地区公園59箇所のうち、22公園を18の地域団体等に委託（内訳：老人会13、行政区2、福祉団体2、ボランティア団体1）している。また、H29年度からは本渡地区で1箇所を福祉団体へ追加委託し、河浦支所管内の4公園のうち2公園の追加委託を合わせて合計25公園を地域団体へ管理委託を推進することが出来た。
課題	・現在地域管理の中心となる老人会については、年々高齢化が進み、軽微な公園管理についても苦慮している状況にあり、今後の委託数増は望めない。一方で福祉団体や若い世代の地域委託が重要となってくる。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 地域協働による公園管理	計画に沿った実施	→	→	→

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標	団体等の公園管理	計画	21	25	29	31
	数 (H25年度 20)	実績	21	24	25	27
財政効果額	管理経費の削減額	計画	120	600	1,080	1,320
	(120千円/公園)	実績	120	480	600	840
単位：千円						2,040

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	本市の都市公園は65公園、都市公園以外の公園24公園、合計89公園を本課で管理しており、利用者の利便性・快適性の向上のため、日々適正な公園管理に努めているが、都市公園のうち、供用開始から30年を超える公園が40%を超えており、今後計画的な施設の改築更新等課題が山積する中で、利用者である市民自らが管理することで、維持管理コストの軽減と効果的・効率的な公園管理を図るべく地域団体への業務委託を推進する。 1. 地域協働による公園管理 4~2月 地域団体等へ公園管理の推進(各支所協議) 10月 新年度への委託予算協議 3月 新年度への委託契約準備	本市の都市公園は67公園、都市公園以外の公園24公園、合計91公園を本課で管理しており、利用者の利便性・快適性の向上のため、日々適正な公園管理に努めているが、都市公園のうち、供用開始から30年を超える公園が40%を超えており、今後計画的な施設の改築更新等課題が山積する中で、利用者である市民自らが管理することで、維持管理コストの軽減と効果的・効率的な公園管理を図るべく地域団体への業務委託を推進する。 1. 地域協働による公園管理 4~2月 地域団体等へ公園管理の推進(各支所協議) 10月 新年度への委託予算協議 3月 新年度への委託契約準備	本市の都市公園は68公園、都市公園以外の公園24公園、合計92公園を本課で管理しており、利用者の利便性・快適性の向上のため、日々適正な公園管理に努めているが、都市公園のうち、供用開始から30年を超える公園が40%を超えており、今後計画的な施設の改築更新等課題が山積する中で、利用者である市民自らが管理することで、維持管理コストの軽減と効果的・効率的な公園管理を図るべく地域団体への業務委託を推進する。 1. 地域協働による公園管理 4~2月 地域団体等へ公園管理の推進(各支所協議) 10月 新年度への委託予算協議 3月 新年度への委託契約準備	本市の都市公園は68公園、都市公園以外の公園24公園、合計92公園を本課で管理しており、利用者の利便性・快適性の向上のため、日々適正な公園管理に努めているが、都市公園のうち、供用開始から30年を超える公園が40%を超えており、今後計画的な施設の改築更新等課題が山積する中で、利用者である市民自らが管理することで、維持管理コストの軽減と効果的・効率的な公園管理を図るべく地域団体への業務委託を推進する。 1. 地域協働による公園管理 4~2月 地域団体等へ公園管理の推進(各支所協議) 10月 新年度への委託予算協議 3月 新年度への委託契約準備
取組実績	1. 地域協働による公園管理 4~2月 地域団体等へ公園管理の推進(各支所協議) 10月 新年度への委託予算協議 3月 新年度への委託契約準備	1. 地域協働による公園管理 4~2月 地域団体等へ公園管理の推進(各支所協議) 9月 進捗経過協議：本渡1、牛深1、河浦2 10月 新年度への委託予算協議 12月 進捗経過協議：本渡1、牛深0、河浦2 3月 新年度への委託契約準備	1. 地域協働による公園管理 4~2月 地域団体等へ公園管理の推進(各支所協議) 9月 進捗経過協議：本渡1、牛深1、河浦1 10月 新年度への委託予算協議 1~2月 受託予定団体内容協議 3月 新年度への委託契約準備及び最終協議	1. 地域協働による公園管理 4~2月 地域団体等へ公園管理の推進(各支所協議) 9月 進捗経過協議：牛深3 10月 新年度への委託予算協議 1~2月 受託予定団体内容協議 3月 新年度への委託契約準備及び最終協議

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	H27年度の成果目標については、早々に達成しているが、今後各地域においては、後継者不足や高齢化が進展しており、この現状を考慮すると、現協議団体も含め、H28年度以降の目標はハードルが高く、目標達成には相当難航すると思われる。	概ね計画どおり進行しているが、既に公園管理を受託している老人会等の高齢化及び会員不足による契約解除も視野に入れた取り組みを推進する必要がある。	計画より遅れが生じている。既に公園管理を受託している老人会等の高齢化及び会員不足による契約解除も、今後更に発生する可能性が大きく、老人会以外の地域団体を視野に入れた取り組みを推進する必要がある。	現在、牛深、河浦地区公園の地域管理に向けた協議を進めているが、委託料金や平日の作業対応の問題により、交渉が難航している。老人会では、高齢化による会員不足で契約解除の経緯もあり、継続した地域管理を行うべく自治会等に協議を行っているが、平日作業については、やはり老人会でなければならないとの声もある。引き続き自治会や福祉団体等と広く協議を重ねて、地域管理の趣旨を理解いただけるよう交渉を続ける。
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画より遅い	計画より遅い
支部長評価	地区住民のボランティアは今後益々厳しくなっていくことから社会貢献、就労機会の観点から福祉団体との契約締結を重点的に目指す。	市民が利用する身近な公園については、地域の団体による管理が望まれる。今後も委託を進めていくべきと考える。	市民が利用する身近な公園については、地域の団体による管理が望まれる。今後も委託を進めていくべきと考える。	市民が利用する身近な公園については、利用主体である地域の団体等による管理が望ましいと考える。今後も地道な交渉を重ね業務委託を進めること。
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画より遅い	計画より遅い

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	H27年度の成果目標については、早々に達成しているが、今後各地域においては、後継者不足や高齢化が進展しており、この現状を考慮すると、現委託契約団体も含め、H28年度以降の目標はハードルが高く、目標達成には相当難航すると思われる。	自治会を中心に各種地域団体と協議を重ねてきたが、H28年度は計画どおりとはいかなかった。今後、地域の高齢化による人材不足は避けて通れない現状にあり、既に公園管理を受託している老人会等の高齢化及び会員不足による契約解除については、今後も可能性が大きく、若い世代の団体等を視野に入れた取り組みを更に推進する必要がある。	自治会を中心に各種地域団体と協議を重ねてきたが、H29年度は計画どおりとはいかなかった。今後、地域の高齢化による人材不足は避けて通れない現状にあり、既に公園管理を受託している老人会等の高齢化及び会員不足による契約解除については、今後も可能性が大きく、若い世代の団体等を視野に入れた取り組みを更に推進する必要がある。	自治会を中心に各種地域団体と協議を重ね、牛深地区については、2公園地域管理へ移行できた。今後、地域の高齢化による人材不足は避けて通れない現状にあり、既に公園管理を受託している老人会等の高齢化及び会員不足による契約解除の可能性も高いことから、若い世代の団体等を視野に入れた取り組みを次期計画期間においても継続していく。
方向性	継続（完了）	継続（未達）	継続（未達）	完了
支部長評価	地区住民のボランティアは今後益々厳しくなっていくことから社会貢献、就労機会の観点から福祉団体との契約締結を重点的に目指す。	市民が利用する身近な公園については、地域の団体による管理が望まれる。今後も委託を進めていくべきと考える。	地域の高齢化に伴う人材不足に対応するため、福祉団体や子ども会などの各種団体との契約を視野に入れ業務委託の推進を図ること。	市民が利用する身近な公園については、利用主体である地域の団体等による管理が望ましいと考える。今後も地道な交渉を重ね業務委託を進めること。
方向性	継続（完了）	継続（未達）	継続（未達）	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 3-1-6

基本方針	4 1 協働によるまちづくりの推進	取組項目	9 0 市民参画によるまちづくりの推進	プラン名	アダプトプログラムの推進
所管支部	河浦支所	所管課・係	まちづくり推進課 まちづくり係	関連部署	

基本方針内容	これからの市政運営は、市民と行政がお互いに共通認識のもとで、それぞれの特性を生かしながら相互の連携を図る必要があります。市民自らが「自分たちでまちづくりを行う」という意識と自覚を高めていくとともに、行政が市民主体のまちづくりを的確に補佐していけるよう、市民と行政双方の意識を高めていきます。
プランの目的・効果	行政区や、民間団体等による公共施設の管理、美化、緑化等のための組織化を推進することにより、施設等の維持管理費・委託費の軽減を目指す。 アダプトプログラムとは、公共の財産等を市民や団体がわが子のように愛着を持ち美化に努めようとする取り組みである。行政は、施設と団体の仲を取り持つ（縁組）役割を担う。縁組により、地域の財産として、市民個人や、NPO法人、市民活動団体の手に管理を委ねることにより、施設への愛着が生まれることが期待できるとともに、管理経費の削減も期待できる。
現状	管内にある公園、観光施設、体育施設、公衆トイレ等は、シルバー人材センター等へ管理委託を行っているところであり、管理経費も大きなものがある。
課題	

実施	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 施設の所管課間の調整・協議	実施		
	2. プログラムの箇所、規模等の検討	実施		
	3. 参加者・団体の公募、勧誘等働きかけ		実施	
	4. 実施団体の実際の活動			実施 →
全体計画				

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標	団体等の公園管理 計画		2	1		
	単位：ヶ所 実績		2	0		
財政効果額	計画					
	単位：千円 実績					

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	管内にある施設の中で、市民活動団体等へ管理を委ねる施設の選定を関係課と協議する。また、管理の条件について整理する。 1. 施設の所管課間の調整・協議 11～12月 都市計画課・観光振興課との協議 2. プログラムの箇所、規模等の検討 12～3月 箇所規模の調査、管理条件の整理	都市計画課所管の4施設を、地域各種団体に勧誘等の働きかけを実施し、管理委託相手先を選定する。 3. 参加者・団体の公募、勧誘等働きかけ 5月 地域団体への勧誘等働きかけ 10月 新年度へ予算措置等の所管課協議 11月 地域団体等への勧誘等働きかけ 3月 新年度へ管理委託契約準備	実施団体の運営活動への協力と補佐 4. 実施団体の実際の活動 4月 実施団体の活動開始 9月 新年度の予算措置 3月 新年度へ管理委託契約準備	
取組実績	1. 施設の所管課間の調整・協議 11月 都市計画課・観光振興課との協議 2. プログラムの箇所、規模等の検討 11～3月 箇所規模の調査、管理条件の整理	3. 参加者・団体の公募、勧誘等働きかけ 5月 地域団体への勧誘等働きかけ 9月 新年度へ予算措置等の所管課協議 12月 地域団体等への勧誘等働きかけ 3月 新年度へ管理委託契約準備	実績なし	

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	特に無し	都市計画課所管の4施設うち、2施設について、地元行政区長に働きかけを実施した。1施設については、内諾を頂き、残り1施設については、10月中の返答を頂くようになっているので、取組的には順調に進んでいる。	移設できなかったため、地区振興会との協議はできなくなった。このため、年度末までに既設公園がある下津留区長と調整協議を計画する。	
進捗	未着手	計画どおり進行	計画より遅い	完了
支部長評価	特に無し	計画どおりの着実な実行がなされている。	今後も地域の理解を得るよう協議を重ねる必要がある。	
進捗	未着手	計画どおり進行	計画より遅い	完了

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	取組状況は、計画通り実施できた。	都市計画課所管の4施設うち、2施設について、地元行政区長に働きかけを実施し内諾を受けた。そこで、最終的な受託を得るために、12月に2行政区長を尋ね確認をした。	2公園の委託業務が計画どおり遂行できた。1公園についても今後効率的・効果的なサービスが提供できるような計画的に推進していく。	
方向性	継続（完了）	継続（完了）	完了	完了
支部長評価	所管課間との調整・協議は計画通り実施できた。	計画どおりの着実な実行がなされている。	1公園について、計画どおり実行できなかったが、2公園については、予算削減等一定の効果が見られた。今後、計画のあった1公園については、その都度働きかけを行う。	
方向性	継続（完了）	継続（完了）	完了	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 3-2-1

基本方針	4 1 協働によるまちづくりの推進	取組項目	9 1 透明性ある情報提供による市民との情報共有	プラン名	市民と行政の情報の共有化
所管支部	地域振興部	所管課・係	地域政策課 定住促進係	関連部署	

基本方針内容	市民と行政の信頼関係を高めるためには、行政が市民と対等な立場に立ち、行政が持っている様々な情報を、市民が利用しやすく分かりやすい方法・媒体により正確な情報発信に努めることで情報の共有化を進めます。また、市民の意見を受け入れる体制を整備することで、意見や要望などを把握し、市政に反映させていきます。
プランの目的・効果	本庁各部署で受け付けた市民からの要望等について、その内容と対応について集約し、解決までの経過を確認しつつ、市民との情報共有を行う。（本渡地区については地域政策課、その他地区については各支所） ・市民からの要望等の結果に対する問い合わせ（市長へ直接の問合せ含む）に対し、対応が迅速にできる。 ・要望に対する優先順位をつけ、予算措置を含めた年次計画を行うための基礎資料となる。
現状	・支所においては、各支所で把握している。
課題	・市民からの要望等については、各担当課で受け付けて対応しているが、経過管理も含め、その結果について取りまとめるところが無いため、全体の把握がなされていない。（本渡地区） ・各要望について、解決までの経過管理を行うためには、それを取りまとめる部署が必要となる。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 実施方法の各課への通知	通知を行う	→		
	2. 要望等の取りまとめ	システムによる 要望等記録票の 取りまとめ	→		

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標 単位：%	計画の進捗率	計画	100	100	100	100	
		実績	100	100	-	-	
財政効果額 単位：千円		計画					
		実績					

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	システムによる要望等記録票の取りまとめを行うため、その構築を行い本格稼働する。 1. 実施方法の各課への通知 10月 実施方法の各課への通知 2. 要望等の取りまとめ 4~6月 「市民の声」システムづくり協議 6月 「市民の声」システムの完成 7~9月 「市民の声」システムの試行 (修正等作業) 10月 「市民の声」システム本格稼働	「市民の声」システムに入力された相談等に対する経過管理及び早期解決にむけた担当課との協議を行う。 1. 実施方法の各課への通知 5月 実施方法の各課への通知 10月 実施方法の各課への通知 2. 要望等の取りまとめ 6月 要望等経過確認（第1四半期） 9月 要望等経過確認（第2四半期） 12月 要望等経過確認（第3四半期） 3月 要望等経過確認（第4四半期）		
取組実績	1. 実施方法の各課への通知 9月 実施方法の各課への通知 2. 要望等の取りまとめ 4~6月 「市民の声」システムづくり協議 6月 「市民の声」システムの完成 7~9月 「市民の声」システムの試行 (修正等作業) 10~3月 「市民の声」システム本格稼働	1. 実施方法の各課への通知 5月 実施方法の各課への通知 10~2月 システム改修 2月 全庁的運用の各課への通知 3月 全庁的運用の試行 2. 要望等の取りまとめ 6月 要望等経過確認（第1四半期） 9月 要望等経過確認（第2四半期） 12月 要望等経過確認（第3四半期） 3月 要望等経過確認（第4四半期）		

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	総務課による「市民の声D日システム」の構築により、計画どおり10月1日から運用を開始する。	ほぼ計画どおり進行することができている。今後も市民からの要望等に対する経過を確認し、確実に解決するよう進めていきたい。		
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	完了	完了
支部長評価	市民の要望等、いわゆる「市民の声」を内容把握し、迅速な対応を行うための、「市民の声」システム稼働については、10月から本格稼働となった。スムーズな運用と迅速な対応を続けていくとともに、市民との情報の共有化という根本的な取り組みを一層積極的に行っていく必要があると思う。	ほぼ計画どおり進行しているが、このシステムが活用されているのか疑問である。システムの改修と運用手順の徹底が必要である。なお、このアクションプランとシステム管理については、総務課で担当した方が効率的と考える。		
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	完了	完了

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	総務課による「市民の声D日システム」の構築により、計画どおり10月1日から運用を開始した。	総務課において、全庁的に利用可能な運用システムへの改修を行い、すべての（簡易な相談を除く）要望の管理が可能となった。今後は、要望等の入力を義務化しており、市民からの要望等に対する経過を一括で管理できるようになったため、すべての要望に対して確実に解決まで管理することができる。今後の要望等の管理については、総務課で行う。		
方向性	継続（完了）	完了	完了	完了
支部長評価	市民の要望等を内容把握し、迅速な対応を行うための、「市民の声」システム稼働については、計画どおり10月から本格稼働することができた。スムーズな運用と迅速な対応を続けていくとともに、市民との情報の共有化という根本的な取り組みを、今後も一層積極的に行っていく必要がある。また、経過管理を行う必要がある事案については、早期解決にむけ適切な取り組みを行うこと。	全庁的に活用できるシステムの構築により、すべての要望はシステムを活用することが義務化されたため、要望が一括管理されることになったことから一定の成果が得られた。システムの運用手順も全職員に周知されており、今後の要望等の管理については、総務課で行うこととなっている。		
方向性	継続（完了）	完了	完了	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 3-2-2

基本方針	4 1 協働によるまちづくりの推進	取組項目	9 1 透明性ある情報提供による市民との情報共有	プラン名	市民が利用しやすく分かりやすい情報提供方法の検討
所管支部	総務部	所管課・係	秘書課 広報広聴係	関連部署	

基本方針内容	市民と行政の信頼関係を高めるためには、行政が市民と対等な立場に立ち、行政が持っている様々な情報を、市民が利用しやすく分かりやすい方法・媒体により正確な情報発信に努めることで情報の共有を進めます。また、市民の意見を受け入れる体制を整備することで、意見や要望などを把握し、市政に反映させていきます。
プランの目的・効果	市政の情報を市民に正確に分かりやすく伝える方法を検討する。 ・各地区振興会だよりやホームページへの市の情報の掲載 ・各課等で行う事業などの周知方法の検討 ・市政だより、ホームページの内容検討 ・市政の情報が正確に素早く伝わることにより、行政の情報が市民と共有され、市の施策が効果的に実施される。
現状	・市の情報については、市政だより天草、市の公式ホームページで市内外にお知らせしている。
課題	・市政の情報が分かりにくいという、市民の意見も聞かれる。分かりやすい情報提供の方法を検討する必要がある。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 市政だよりの紙面の見直し	検討	→	実施	→
	2. ホームページの見直し	検討	→	実施	→
	3. 新たな情報手段の検討		検討	実施	→

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標	計画					
	実績					
財政効果額	計画					
	実績					
単位：千円						

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	改善点の洗い出し 1. 市政だよりの紙面の見直し 4~3月 紙面の検討 2. ホームページの見直し 4~3月 内容検討	広報紙の発行回数については、平成29年度から月1回とするよう調整を行う。(市長確認済) ホームページのリニューアルについては、7月の開設に向け調整を行う。新たな情報伝達手段についても検討を行う。 1. 市政だよりの紙面の見直し 6~9月 区長会への説明 10月 当初予算要求 2. ホームページの見直し 4~6月 関係各課との調整 7月 リニューアルしたホームページの開設 3. 新たな情報手段の検討 4~3月 関係部署との協議	【広報紙】伝わる工夫・楽しめる記事制作【市HP】見やすい記事をタイムリーに掲載するため各担当課と協力関係構築【SNS】何を、誰が、どのように発信するか検討【コミュニティFM】開局に向け情報の内容・発信方法を検討【ケーブルTV】広報紙に掲載した主要事業を市長が出演してお知らせ 1. 市政だよりの紙面の見直し 2. ホームページの見直し 4~3月 内容充実 5月 広報主任会議、HP入力担当者会議 3. 新たな情報手段の検討 4~3月 SNS・FM・ケーブルTV発信内容検討 5月 ケーブルTV番組放送開始 12月 コミュニティFM開局	【広報紙】伝わる工夫・楽しめる記事制作【市HP】各担当課で公開、責任を持ってタイムリーに掲載【SNS】フェイスブックに加えInstagramの運用開始予定【コミュニティFM】市政情報、イベント情報などの内容発信【ケーブルTV】広報紙に掲載した主な内容を市長が出演して解説 1. 市政だよりの紙面の見直し 4~3月 内容充実 5月 広報主任会議 2. ホームページの見直し 5月 HP入力担当者会議 6~7月 各課内容見直し作業 8~3月 公開権限を各課に移譲、確認・指導業務 3. 新たな情報手段の検討 4~3月 SNS・ケーブルTV・ラジオでの情報発信 6~3月 Instagram運用開始(世界遺産登録と絡め)
取組実績	1. 市政だよりの紙面の見直し 4~3月 掲載記事の内容検討 2. ホームページの見直し 7月 検討会議の実施 8月 業者との打ち合わせ 9月 業者との打ち合わせ 12月 業者との打ち合わせ 1月 業者との打ち合わせ 3月 各部署に記事内容の確認	1. 市政だよりの紙面の見直し 8、11月 市議会全員協議会への説明 9月 代表行政区長会への説明 10~11月 各区長会での説明 1月 広報主任者会議開催 1、3月 広報紙での周知 2. ホームページの見直し 4~6月 関係各課との調整 7月 職員説明会 8月 リニューアルしたホームページの開設 11月 ホームページのメール配信サービス開始 3. 新たな情報手段の検討 4~3月 関係部署との協議	1. 市政だよりの紙面の見直し 4~3月 内容充実 5月 広報主任会議 2. ホームページの見直し 4~3月 内容充実 5月 ホームページ入力担当者会議 3. 新たな情報手段の検討 5~3月 ケーブルTV番組放送 5~12月 コミュニティFM行政放送準備 6~2月 SNS検討 12月 FMで行政放送開始 2月 フェイスブック運用開始	1. 市政だよりの紙面の見直し 5/31 広報主任会議(紙面圧縮を図るため記事を取捨選択すること、他の媒体の積極的活用を依頼) ※随時内容充実 2. ホームページの見直し ~6月末 各課で記事確認を実施 ※随時内容充実 3. 新たな情報手段の検討 5~3月 ケーブルTV放送(市長出演番組) 通年 ラジオ行政放送 通年 フェイスブックで天草の魅力発信 6/28~ Instagramで天草の魅力発信 5~3月 SNS検討会議を3回開催(活用方法、投稿記事、他の媒体の導入等の検討)

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	広報紙の紙面見直しについては、随時検討を行っている。県内で月2回発行している市が本市を含め3市であるため、月1回発行についても検討を行っている。ホームページについては、分かりやすく、使いやすいものとするため、来年度の公開に向けて検討を行った。	計画については、おおむね計画どおりに進んでいると考える。情報発信を積極的に行うよう各部署の意識づけを行うことが重要と思う。担当者会議などで周知を図っていききたい。広報紙については、さらに見やすい紙面となるよう検討を行う。	市政だよりの紙面の内容を充実させ、一人でも多くの人に読んでもらえるようにするため、市民側の視点に立った分かり易い記事の作成を心がけた。ホームページは市の情報を網羅し、「市のホームページを見れば手続きなどの詳細が分かる」と思われるような情報掲載を心がけた。また、市政情報を市民などに届ける方法は、広報紙やホームページの他に、ラジオ、T.V、SNSなどを活用することで、より多くの人に情報が伝えられるようにしたい。	市ホームページは、各課に確認を依頼し、市民に知らせるべき情報は全て掲載するように内容の充実を図った。今後も随時チェックし、改善する。各課に、ラジオ、ケーブルTV等の媒体を活用した事業周知を促した。しかし、ケーブルTVには出演する課が少ないため、さらに活用を呼びかけたい。市政だよりを読みやすくするには、文字で埋まっている紙面に余裕を持たせる必要がある。また、ページ数が多いと読む気がしなくなる。これを改善するために記事数の削減や文字数削減を図っているが、うまくいかない。このため、縦書きを横書きにするなど抜本的なデザイン改変を検討中。
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行
支部長評価	進捗については、概ね計画どおり進められているが、市政だよりの発行回数を見直しについては、今後の財政計画を踏まえると、月1回発行に向けた具体的な検討が必要である。	市民が身近に必要としている情報以外に目を向けさせることはなかなか難しいが、市政だよりの見やすい紙面づくりや発行回数の見直しに向けた説明会にも取り組んでいる。検索しづらいという声が多かった市のホームページもリニューアルしたので、各部署の広報主任をもっと活用しながら、タイムリーな情報の発信や更新で、市の情報を積極的に提供し、市政をPRする必要がある。	昨年度、ホームページのリニューアル、広報紙の発行回数見直しに併せた内容充実に取り組み、本年度、ケーブルテレビの市長放送を開始し、今後コミュニティFM放送、SNSの導入を予定している。市からの情報提供手法を大きく見直す大切な時期であり、担当者だけでなく、幅広く職員からの提案も取り込む必要を感じる。	ホームページの内容充実、ケーブルテレビの活用などについて、担当課からは情報を発信しているが、職員全員がこのような視点を持つことが大事。今後は、各種職員研修の折に出向いて、直接職員に市全体の課題であることをアピールするような取り組みも考えていく必要を感じる。
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	発行回数の見直しやホームページの改修については、次年度実施に向け調整を行っている。期限までに実施できるよう引き続き調整を行う。	広報紙の発行回数の見直しについては、4月から実施する予定。さらに見やすい紙面になるように、カラーページを増やしたり、目次をつけたりするなど工夫を行う。ホームページも見直しを行い、見やすくなったとの意見もいただいている。さらにタイムリーな情報発信ができるよう努める。新たな情報発信手段については、コミュニティFMやケーブルテレビで新たに情報を発信する予定。SNSでの情報発信も引き続き検討していく。	市政だよりに及びホームページの内容充実に取り組んだ。今後は、部署を超えて職員などから広く提案を取り込みながら、充実を図りたい。新たな情報手段としてコミュニティFMやTVなどは、より多くの市民に情報を伝えるツールとして活用し、今後も継続する。SNSは、市民へ行政情報の提供よりも、市内外に向けた市の魅力を発信する目的で運用を開始した。今後も、市のイメージアップに活用したい。	市ホームページは、各課に記事の有無・内容確認を依頼して内容を充実。今後は随時チェックが必要。ラジオ、ケーブルTV等の媒体の有効活用を各課に促したが、ケーブルTVに出演する課が少ない。今後随時呼びかける。ラジオは市政への理解を深める番組など、試行錯誤して内容充実にも努めている。市政だよりは読み進めやすくするため、ページの配置を変更し、お知らせページを横書きにするなど改善を行った(平成31年4月号から)。SNSでは市の魅力を発信することで、天草ファンの獲得、市民の誇り創出に努めた。各種広報媒体の効果的な活用の検討を継続する。
方向性	継続(完了)	継続(完了)	継続(完了)	完了
支部長評価	発行回数の見直しやホームページの改修と合わせて、今後も多様な情報手段(CATV、FMなど)を活用した情報提供を研究する必要がある。	広報紙の発行回数を新年度から月1回に変更したこと、市民に市政情報についての危惧を与えないよう、担当課との連携を密にとりながら、市民が見やすい紙面づくりに取組む必要がある。また、ホームページも市政情報の検索がしやすいように見直しを行ったが、今後はFM放送やフェイスブック等のSNSなど新たな情報発信のアイテムを利用したタイムリーな情報発信についても取組む必要がある。	市政だよりの紙面、ホームページの内容については充実してきている。特にホームページは、いかに新しい情報が掲載されているかが評価の基準と思われるので、引き続きタイムリーな情報掲載に努める必要がある。コミュニティFM、フェイスブックは当初の目標どおり運用を開始することができた。今後は、更なる内容の充実に取り組む必要がある。	市政だよりの紙面、ホームページの内容については充実してきている。特にホームページで、天草ケーブルテレビの市政情報番組「市長にきいちゃお」が見られるようになったことは評価したい。6月からはインスタグラムも開始しており、今後さらにSNSを充実させていく必要がある。次期アクションプランでは、職員全体の広報意識を高める取り組みを充実したい。
方向性	継続(完了)	継続(完了)	継続(完了)	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 3-2-3

基本方針	4-1 協働によるまちづくりの推進	取組項目	9-1 透明性ある情報提供による市民との情報共有	プラン名	市民の意見を受け入れる仕組みづくり
所管支部	総務部	所管課・係	秘書課 秘書係	関連部署	

基本方針内容	市民と行政の信頼関係を高めるためには、行政が市民と対等な立場に立ち、行政が持っている様々な情報を、市民が利用しやすく分かりやすい方法・媒体により正確な情報発信に努めることで情報の共有を進めます。また、市民の意見を受け入れる体制を整備することで、意見や要望などを把握し、市政に反映させていきます。
プランの目的・効果	市民の意見を市政に反映させる仕組みを再検討し、市民と共に創り上げていく市政を目指す。 ・市民が自分の意見や提言を、市政に対し発言できる最も身近な手段として活用できる。
現状	・平成19年度：4件、平成20年度：6件、平成21年度：4件、平成22年度：5件、平成23年度4件、平成24年度5件、平成25年度5件、平成26年度5件、平成27年度2件の自由提案があつている。
課題	・市長への便り等により随時募集しているが、提言数が少ないので、市民への周知方法等が課題である。 ・政策的に優秀な提言がある場合は、表彰を行うなどの対応も検討すべきである。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 自由提案制度の周知・募集	実施	→	→	→
	2. 課題提案制度の周知	実施	→	→	→

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標	計画					
	実績					
財政効果額	計画					
	実績					

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	提案数が少ないことについては、制度の周知が図られていないことに起因するとも考えられるため、市政だより以外の周知方法や、周知の仕方について検討する必要がある。 1. 自由提案制度の周知・募集 4～3月 市政だより掲載、提案募集 2. 課題提案制度の周知 4～3月 各部課等において所管事務に係る課題提案を求める必要が生じた場合に実施	提案数増加に向けた周知の方法を検討する。 1. 自由提案制度の周知・募集 4～3月 市政だより掲載、提案募集 2. 課題提案制度の周知 4～3月 各部課等において所管事務に係る課題提案を求める必要が生じた場合に実施	提案数の増加に向けた周知のみならず、提案内容の充実に向けた周知の方法も検討する。 1. 自由提案制度の周知・募集 4～3月 市政だより掲載、提案募集 2. 課題提案制度の周知 4～3月 各部課等において所管事務に係る課題提案を求める必要が生じた場合に実施	提案数の増加に向けた周知のみならず、提案内容の充実に向けた周知の方法も検討する。 1. 自由提案制度の周知・募集 4～3月 市政だより掲載、提案募集 2. 課題提案制度の周知 4～3月 各部課等において所管事務に係る課題提案を求める必要が生じた場合に実施
取組実績	1. 自由提案制度の周知・募集 4～3月 市政だより掲載、提案募集 7～8月 市民ふれあい座談会における制度紹介 10～11月 市民への市長講話における制度紹介 2～3月 市民への市長講話における制度紹介 2. 課題提案制度の周知 4～3月 課題提案を求める事案なし	1. 自由提案制度の周知・募集 4～3月 市政だより掲載、提案募集 10～11月 市民ふれあい座談会における制度紹介 12～2月 市民への市長講話における制度紹介 2. 課題提案制度の周知 4～3月 課題提案を求める事案なし	1. 自由提案制度の周知・募集 4～3月 市政だより掲載、提案募集 2. 課題提案制度の周知 4～3月 課題提案を求める事案なし	1. 自由提案制度 4月号の市政だよりに掲載、提案募集 各種団体への市長講話において制度を紹介 2. 課題提案制度 4月～9月 課題提案を求める事案なし

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	市民のニーズが多様化する中において、市民提案の制度は重要なものと考えられることから、今後においても、提案数の増加に努めるべく、市民ふれあい座談会等の機会をとらえ、制度の周知を図っていく。	予定通りの進捗が図られている。提案を増やすためには、市民が市政へ関心を持って貰う取組を並行して行う必要があることから、ホームページにおける市長室の内容充実を図り、市長の活動を通じて市の取組を紹介することとした。	予定どおりの進捗が図られている。提案を増やすための一つとして、市民の施策への関心を引き出すことも必要とのことから、ホームページ「市長室」における活動報告や、市政だよりにおける主要施策の掲載と、天草ケーブルテレビにおける番組「市長にきいちゃお」における主要施策等の説明を行っているところ。今後は、これらの取り組みが施策の自由提案に繋がるような仕組みや、更なる別の施策紹介にかかる取り組みを考えることも必要と考える。	予定どおりの進捗が図られている。施策の周知を図る目的で行っている、①ホームページ「市長室」における活動報告、②市政だよりにおける主要施策の掲載、③天草ケーブルテレビにおける番組「市長にきいちゃお」における主要施策の説明について、順調に推進できているところ。今後は、これらの取り組みが施策の自由提案に繋がるような仕組みや、更なる施策の周知に努めることとする。
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行
支部長評価	市長への手紙やメールによる要望や各種ご意見等も、市民からの自由提案として捉えることはできるが、制度は周知していく必要がある。	市民から施策の提案として整理した形式で提案していただくのは、ハードルが高いと思われる。しかしながら、市民が自分の意見や要望、提言や苦情を、市政に対し発言できる手段として、市長へのたよりや市長メールは少しづつ定着し、活用されつつある。市政の情報を積極的に公開し、PRすることで、市政に目を向ける市民が増えることが市民の声（政策提案）につながると考える。	広報紙の充実、ケーブルテレビへの市長出演などの取り組みにより、市政に目を向ける市民が増えることを期待するが、ホームページ「市長室」の活動報告の位置づけが非常に重要であると感じる。今後は、ケーブルテレビの市長出演番組のホームページへのアップなども検討課題とした。	市民からの意見を受け入れる仕組みとしては、ふれあい座談会の実施、自由提案制度、市長への手紙、市長メール及びホームページのご意見募集などを行っており、新たな仕組みを構築するよりも、これらの充実に力点を移す時期にあるのではないかと感じる。市政に目を向ける市民が増えることが市民からの意見が増えることにもつながることから、ケーブルテレビへの市長出演、同番組のホームページへのアップ、ホームページ「市長室」の充実などにも取り組んでおり、平成31年度からの本項目のアクションプランからの削除を検討したい。
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	市民ふれあい座談会の開催に加え、市長が各方面において講話する機会が増加傾向にあるため、その様な機会を捉えて制度の周知を図った。	市民ふれあい座談会の場や、年々増加傾向にある市長が市民への市長講話の場の機会を捉えて制度の周知を図ることができた。	市長講話の機会も例年より多かつたことから、その分、制度の周知も図ることができた。併せて、ホームページ「市長室」の活動報告も定期的に掲載することができたことから、市政のPRには繋がったものと思う。	市民ふれあい座談会や、市長が依頼を受けて行う講話の機会を捉えて、制度の周知を行った。併せて市の取組を説明する場となるホームページ「市長室」における市長の活動報告においても、定期的に掲載を行った。今後も様々な機会を捉え、継続して制度の周知を図るが、次期アクションプランからは削除することとした。
方向性	継続（完了）	継続（完了）	継続（完了）	完了
支部長評価	広報紙や市民ふれあい座談会等の機会を捉えて制度の周知を図っているが、提案制度による提案は少ない。「市長への便り」や「市長へのメール」等により、事務改善の提案や各種要望など、市民の声は届けられている。個人的な内容ではなく、市民にかかわる案件については、「市長へのたより」を利用した、事務改善や施策に対する市民提案として整理する必要もあると考える。	市民ふれあい座談会等の機会をとらえ、市長への手紙や市長メール当での提案を呼び掛けているが、大きな変化は見られない。今後は広報紙等で施策のPRをする際には、ご意見等があればメールや手紙でご提案いただくような呼び掛けも必要。	市民から施策の提案として整理した形で提案していただくのは、ハードルが高いと思われる。しかしながら、市民が自分の意見や要望、提言や苦情などを、市政に対し発信できる手段として、市長への便りや市長メールは少しづつ定着し活用されつつある。市政情報を積極的に公開し、PRすることで、市政に関心を持つ市民が増えることが、政策提案にもつながると思われる。	市民提案制度（自由提案、課題提案）については、市政だよりへの掲載、市民ふれあい座談会や、市長の講話の機会などを捉えて、制度の周知を行った。今後も同様に周知を図る必要があるが、今後めざすべき改革可能な指標の設定が困難であるため、次期はアクションプランから削除することとした。
方向性	継続（完了）	継続（完了）	継続（完了）	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 3-2-4

基本方針	4 1 協働によるまちづくりの推進	取組項目	9 1 透明性ある情報提供による市民との情報共有	プラン名	市政に関する情報の公表による市民との情報共有の推進
所管支部	総務部	所管課・係	総務課 総務法制係	関連部署	

基本方針内容	市民と行政の信頼関係を高めるためには、行政が市民と対等な立場に立ち、行政が持っている様々な情報を、市民が利用しやすく分かりやすい方法・媒体により正確な情報発信に努めることで情報の共有化を進めます。また、市民の意見を受け入れる体制を整備することで、意見や要望などを把握し、市政に反映させていきます。
プランの目的・効果	市が策定している計画等の市政に関する情報について、「天草市情報提供指針」に基づく情報の公表を行うとともに、市民との情報共有に向けた確な運用を行う。 市民と市政に関する情報の共有化を図り、市民に対する説明責任を果たすことで、市政の透明性を高め、市民の市政に対する信頼が確保される。
現状	情報提供指針に基づき、市政に関する情報を公表するよう定めているが、各部署の判断で情報が掲載されているため、的確に運用されていない場合もある。
課題	市として統一的な運用（管理）を行う必要がある。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 情報提供指針の運用・管理	運用・管理	→	→	→

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標	計画					
単位：	実績					
財政効果額	計画					
単位：千円	実績					

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	前回の改定から3年経過しており、現状に適した内容とする必要があるため、「天草市情報提供指針」の見直しを行う。 1. 情報提供指針の運用・管理 4～3月 情報収集・管理 7～8月 調査（指針見直し） 9月 改定（指針見直し）	公表の促進にあたり、イントラお知らせや庁議等にて喚起を促す。 1. 情報提供指針の運用・管理 4～3月 情報収集・管理 指針訂正（随時）	公表の促進にあたり、イントラお知らせや庁議等にて喚起を促す。 1. 情報提供指針の運用・管理 4～3月 情報収集・管理 指針訂正（随時）	公表の促進にあたり、イントラお知らせや庁議等にて喚起を促す。 1. 情報提供指針の運用・管理 4～3月 情報収集・管理 指針訂正（随時）
取組実績	1. 情報提供指針の運用・管理 4～3月 情報収集・管理 9月 協議・通知（金額入り設計書） 10～3月 随時訂正	1. 情報提供指針の運用・管理 4～3月 情報収集・管理 指針訂正（随時）	1. 情報提供指針の運用・管理 4～3月 情報収集・管理 指針訂正（随時）	1. 情報提供指針の運用・管理 4月～ 情報収集・管理 指針訂正

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	運営・管理は適切に行っている。指針見直しについては、当初の取組みスケジュールより遅いと言えるが、一刻も早い見直しを行う必要はなく、他の業務と比較し優先順位は低いいため、完了に至っていない。年度内には完了させる。	指針に則した運用・管理はできている。ただし、前回の指針改正から数年が経過しているため、提供する計画の名称等の調査が必要。	情報提供指針は必要に応じて訂正していかなければならない。運用・管理については適切に行えている。	各部署から市民への情報提供については、十分に行えている。また、情報提供指針については、全庁的な見直し調査を進める中で、職員への再周知は図られたが、一方で、個別計画の明記は公表の妨げになる場合もあるようだ。そこで、抜本的な見直しを検討する。
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行
支部長評価	運営・管理については適切に行われている。指針見直しについては、年度内には完了し、周知徹底させる必要がある。	指針に則した運用・管理はできている。ただし、案件によっては、情報の出し方や出すタイミングに配慮し、市民目線（市民にわかりやすい）の情報提供を検討を要する。	情報提供指針の制定から5年が経過し、名称が変更となっている計画等もあることから、全庁的な調査・整理を実施する予定。全庁的な調査を実施することにより、職員への指針の再周知も図られるものと考ええる。	あえて「天草市情報提供指針」を持ち出すまでもなく、市政に関する情報を広く公表することが求められていることは、すべての職員が自覚していることだと考える。情報提供指針の見直しも含め、情報の公表と共有について検討を行う。
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	運営・管理は適切に行っている。指針については、一度だけの調査改定で終わるのではなく、必要に応じて随時訂正していく。	運営・管理は適切に行っている。指針については、必要に応じて随時訂正していく。	全庁的な調査・整理に手間取り職員への指針の再周知は遅れたものの、計画等の更新確認などの管理は怠っておらず、運用に支障はない。	情報提供指針は、平成19年度に第1次天草市行政改革大綱実施計画に基づき、市民と市政に関する情報の共有化等を目的に制定。当時は、積極的に提供するべき行政情報基準としての役割があった。しかしながら、ここ数年間にリニューアルまたは新たに導入した媒体（ホームページ、コミュニティFM、議員用タブレット等）、ふれあい座談会等により、現在の発信力は当該指針以上に充実している。また、市勢の変化に対応した新たな計画等を次々に策定していく中で、恒常化した計画を示す当該指針は時代に合わなくなっている。したがって、当該指針は廃止し、これに基づくアクションプランとしての役割も完了したと考える。
方向性	継続（完了）	継続（完了）	完了	完了
支部長評価	運営・管理については、適切に行われている。指針については、必要に応じて、適宜見直しをしていく必要がある。	運営・管理は適切に行っている。指針については、今後も必要に応じて随時訂正していく必要がある。	本年度実施した情報提供指針の見直しにより、職員への再周知は図られたと感じるが、見直し後は、改めて市民への周知も図っていくことが必要。	所管課意見のとおり、市民に情報提供する計画を固定化する考え方は、時代に合わなくなっており、時代の動きに連動した速やかな情報共有を図っていくべきであると感じる。
方向性	継続（完了）	継続（完了）	継続（完了）	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 3-3-1

基本方針	4-1 協働によるまちづくりの推進	取組項目	9-2 多様な担い手への支援・育成	プラン名	地域リーダーの育成（共生・協働リーダー育成講座等）
所管支部	地域振興部	所管課・係	まちづくり支援課 まちづくり係	関連部署	

基本方針内容	市民一人ひとりとはもとより、地域団体、市民活動団体、企業など多様な自治の担い手が自覚と責任を持って主体的にまちづくりに取り組むとともに、相互のネットワーク形成に努めることが求められます。行政は、これらの市民の活動を支援するための仕組みづくりを進めるとともに、積極的に担い手を育成します。
プランの目的・効果	地域リーダーは、地域づくりを行う上で必要不可欠であり、地域リーダーの有無によって地域の活性化や活動内容に大きな違いがでてくるため、地域リーダーを育成する講座等の取り組みを行う。 ・地域活動を担っている方々への支援、これから担う方を発掘するような事業を通じ、地域自治の向上に不可欠な人的資源が充実する。 ・地元の状況に精通した地域リーダーが育成されることにより地域の活性化が図られると共に、地域の課題についても地域リーダーを中心として解決が図られる。
現状	・地区振興会との意見交換の中でも、地域づくりの課題として、リーダーの育成を挙げた地区が最も多かったことから、新たな支援策としてデータバンクの構築、アドバイザー派遣制度の実施を行ってきた。また引き続き、研修等の事業を行ってきた。
課題	・地域リーダー育成のための研修会等を実施するが、現状では参加者の多くが高齢者の方となっている。 ・研修方法について、今後は講師との対話形式を取り入れるなど、効果的な手法の導入について検討を行っていく必要がある。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1. 地域リーダー養成講座の開催	検討	準備	実施	→
	2. 講演会等の研修機会の充実	検討	準備	実施	→
	3. データバンク・ポータルサイト運営	コンテンツ更新・充実	→	→	→

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標	計画					
	実績					
財政効果額	計画					
	実績					
単位：千円						

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	<p>地域リーダー養成は各まち協や地区振興会で、主に既存の役員を対象に実施され、地域により取組みの差があるため、市主催による養成講座について検討する。</p> <p>1. 地域リーダー養成講座の開催 4～3月 各まち協等主催地域リーダー向け研修 11月 養成講座の検討</p> <p>2. 講演会等の研修機会の充実 5、12月 振興会職員向け研修会 7～3月 研修会の検討 11月 天草宝島講演会の開催</p> <p>3. データバンク・ポータルサイト運営 11月 コンテンツ更新・充実</p>	<p>地域リーダー養成講座や研修会は地域により差がある。支援のあり方アンケートの中でニーズ調査検討。</p> <p>1. 地域リーダー養成講座の開催 4～3月 各まち協等主催地域リーダー向け研修 4～9月 養成講座の検討(支援のあり方アンケート) 11～2月 本渡まちづくり協議会人材育成事業</p> <p>2. 講演会等の研修機会の充実 4～10月 研修会のあり方について検討 5、12月 新任職員・振興会職員向け研修会 11月 天草宝島講演会の開催 1月 地域課題研修(まちづくり協議会会長研修)</p> <p>3. データバンク・ポータルサイト運営 4～9、11月 コンテンツ更新、更新案募集 6、3月 データベース更新 1、2月 各地区事業実績等確認</p>	<p>実施項目1はまち協単位での開催要望が多く、実施方法等を検討。実施項目3はHP作成や更新してないまち協や振興会に対し改善に向け取り組むよう指導。</p> <p>1. 地域リーダー養成講座の開催 4～3月 各まち協等主催地域リーダー向け研修 4～9月 課長・係長会議による養成講座の検討 9～11月 本渡まちづくり協議会人材育成事業</p> <p>2. 講演会等の研修機会の充実 5月 新任職員・振興会職員向け研修会 11月 天草宝島講演会の開催 12月 職員・振興会職員向け指定管理者制度研修</p> <p>3. データバンク・ポータルサイト運営 4～9月 コンテンツ内容更新 4～3月 ホームページ作成や更新の指導、操作研修 2、3月 各地区事業実績等確認、データベース更新</p>	<p>実施項目1は引き続き実施方法等検討。実施項目3は引き続きHP作成や更新の改善を指導。</p> <p>1. 地域リーダー養成講座の開催 4～3月 各まち協等主催地域リーダー向け研修 4～9月 課長・係長会議による養成講座の検討 9～11月 本渡まちづくり協議会人材育成事業 1月 地域課題研修(まち協会長研修)</p> <p>2. 講演会等の研修機会の充実 5月 新任職員・振興会職員向け研修会 11月 天草宝島講演会の開催 12月 職員・振興会職員向け指定管理者制度研修</p> <p>3. データバンク・ポータルサイト運営 4～9月 コンテンツ内容更新 4～3月 ホームページ作成や更新の指導、操作研修 2、3月 各地区事業実績等確認、データベース更新</p>
取組実績	<p>1. 地域リーダー養成講座の開催 4～3月 各まち協等主催地域リーダー向け研修</p> <p>2. 講演会等の研修機会の充実 5月 振興会職員向け研修会 7～3月 研修会の検討 2月 天草宝島講演会の開催</p> <p>3. データバンク・ポータルサイト運営 1～3月 データベースの更新</p>	<p>7月 養成講座、研修会に関するアンケート調査 9月 アンケート結果・整理 12月 課長・係長会議で結果報告・協議 1～3月 検討</p> <p>1. 地域リーダー養成講座の開催 1～2月 本渡まちづくり協議会人材育成事業</p> <p>2. 講演会等の研修機会の充実 6月 研修会の実施 1月 地域課題研修(まちづくり協議会会長研修) 2月 天草宝島講演会の開催</p> <p>3. データバンク・ポータルサイト運営 8、9月 地区振興計画取りまとめ、掲載 11月 A-MAPの操作方法説明会開催 2月 各地区事業実績等確認 3月 コンテンツ一部変更、データベース更新</p>	<p>1. 地域リーダー養成講座の開催 10月 本渡管内地区振興会職員研修の実施 11月 本渡まちづくり協議会委員研修の実施 1月 本渡まち協から地方創生実践塾へ参加</p> <p>2. 講演会等の研修機会の充実 5月 新任職員・振興会職員向け研修会 12月 日本の宝島“天草”づくり講演会の開催 3月 本渡まちづくり講演会の開催</p> <p>3. データバンク・ポータルサイト運営 5月 ホームページ操作研修会の実施 1月 地域おこし協力隊による助言・指導 2月 各地区事業実績等確認 3月 データベース更新</p>	<p>1. 講演会等の研修機会の充実 5月 新任職員・振興会職員向け研修会 7月 まちづくり計画・地区振興計画策定ワークショップ研修開催(コミュニティ主事・振興会職員他) 8月 SDP推進事業交流フェア参加 2月 日本の宝島“天草”づくり研修会の開催</p> <p>2. 地域リーダー養成講座の開催 11月～2月 本渡まちづくり「人材育成事業」4回開催(内容：地域リーダーとは 他)</p> <p>3. データバンク・ポータルサイト運営 4～3月 地域おこし協力隊員によるホームページ作成や更新の助言・指導</p>

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	他の業務との調整が上手くいかず、プランの進行に遅れが生じている項目がある。年度末までに他の業務とのスケジュール調整を行いながら着実に更新するよう取り組んでいく。	実施項目1、2については計画どおり、進捗しているものの、下半期に講演会や地域課題研修を行うため、早めに計画することが必要。 データバンク・ポータルサイト運営については、現段階では一部データベースの更新のみ完了しており、下半期はさらに詳細な更新の必要がある。	職員研修会の開催や天草宝島講演会の準備については、計画どおり進めている。また、ポータルサイトを利用した情報発信については、職員研修会を実施したが、今後は11月に着任する地域おこし協力隊の活動により内容を含め充実を図っていきたい。	講演会等の研修機会の充実については、計画どおり進んでいる。また、養成講座については、将来のリーダーとなるような方の参加を推進しながら、開催の準備を進めている。 ポータルサイトを利用した情報発信の更新・内容の充実等については、地域おこし協力隊員の助言・指導により、更新回数及びアクセス数とも増加傾向にあり、改善されつつある。
進捗	計画より遅い	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行
支部長評価	取り組みは遅れている。地域リーダーの育成は非常に難しいと感じている。養成講座や研修会等を予定しているが、日々の活動で育成されていくのが本来と考える。しかしながら、行政が後押しするスタンスが良いと考えるが、いずれにしても、長期間の取り組みが必要と考える。	講座や研修会については、計画どおり進捗しているが、開催時期が毎年年度後半になっている、次年度の計画や活動に反映させるためには、もう少し早い時期の開催を検討する必要がある。 ポータルサイトの更新は遅れているが、各まちづくり協議会や地区振興会のサイトの更新も遅れている団体があるので、その更新も進める必要がある。	養成講座や講演会については、計画どおり進めているが、対象者が固定化しつつあるので、将来のリーダーとなるような人の参加を推進しなければならない。情報発信については、地域おこし協力隊に期待している。	講演会等の研修機会の充実については、計画どおり進んでいるが、職員向けの研修が多いので、振興会等の役員向けの研修機会も検討する必要がある。 養成講座については、将来のリーダーとなるような方の参加を推進すべきである。 情報発信の充実等については、地域おこし協力隊員の助言・指導により、全体的には更新回数及びアクセス数とも増加傾向にあるが、充実している団体と遅れている団体の差が大きくなることが心配される。
進捗	計画より遅い	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	年間を通じて当初計画していた研修会等は概ね予定通り実施できたが、新たに検討を行わなければならない事項については、他の業務との調整が上手くいかず検討することができなかった。次年度はこの遅れを取り戻せるようアンケート調査による手法でどのような研修会を必要としているかなどのニーズ調査を行い、内容を検討していきたいと考えている。	概ね計画していた事業を実施することは出来たが、年度後半に集中してしまったため、参加いただいた各地区振興会の方に負担をかけてしまった。また、事務局である当課もスケジュール管理に苦慮した。平成29年度は、全体的に早めに実施できるよう進めていく。 地域リーダー養成講座は、まち協単位での開催要望が多かったことから、平成29年度は具体的手法や予算について、引き続きまちづくり担当課長・係長会議で検討を行っていく必要がある。 ホームページが作成されていない地区や更新されていない地区へは改善されるよう連絡をしているが、まだ実施されていない地区も多いことから、引き続き指	養成講座や講演会については、充実した内容で実施できた。ポータルサイトを利用した情報発信については、地域おこし協力隊の働きもあり、ホームページの更新・内容の充実を図ることができた。	講演会等の研修機会の充実については、日本の宝島“天草”づくりに講演会を受講された方々から、講師の講演を聞くだけでは、実践するのが難しいとの意見から、本年度は「天草には強みがいっぱい」と題して、市民に対して、より身近な地域で活躍している若者、地域おこし協力隊員をパネラーに「礼拝」イノベーションを行う事で、市民のまちづくりに対する参加意識の高揚等を図ることができた。地域リーダー養成講座は、地域の担い手となるリーダー育成を目的として、計4回の研修会を開催した。ポータルサイトを利用した情報発信については、地域おこし協力隊の働きもあり、ホームページの更新・内容の充実を図ることができた。
方向性	継続（未達）	継続（完了）	継続（完了）	完了
支部長評価	未達の実施項目である地域リーダー養成講座や研修機会の充実については、十分に支援策のニーズ調査を行い検討していく必要がある。また、他市町の先進的な取り組み手法なども参考にしながら、次年度は方針決定に向けて着実なプランの遂行を目指す。	計画していた講座や研修会は実施はできたが、今年度は開催時期が特に後半に集中し過ぎたため、次年度はスケジュールを意識して計画的に実施する必要がある。 振興会が要望する講座等のテーマや形態は把握できているので、次年度は早めに計画し実施できるようにする。 各まちづくり協議会や地区振興会のホームページの更新については、改善は見られるが、まだ遅れている団体があるため引き続き指導を行っていく必要がある。	養成講座や講演会については、充実した内容で実施できたが、役員や高齢者など固定的な参加者となっている。 ポータルサイトを利用した情報発信については、地域おこし協力隊の働きもあり、一部はホームページの更新・内容の充実を図ることができた。引き続き充実に努めて欲しい。	講演会等の研修機会の充実については、本年度は「天草には強みがいっぱい」と題して、身近な地域で活躍している若者、地域おこし協力隊員をパネラーにパネルディスカッションを行う事で、市民のまちづくりに対する参加意識の高揚等を図ることができた。地域リーダー養成講座は、地域の担い手となるリーダーに対して、計4回の研修会を開催した。 ポータルサイトを利用した情報発信については、地域おこし協力隊の働きもあり、ホームページの更新・内容の充実を図ることができた。
方向性	継続（未達）	継続（完了）	継続（完了）	完了

第3次行財政改革大綱アクションプラン個票

プランNo. 3-3-2

基本方針	4-1 協働によるまちづくりの推進	取組項目	9-2 多様な担い手への支援・育成	プラン名	公共の担い手である市民活動団体等の活動促進と支援
所管支部	地域振興部	所管課・係	男女共同参画課 男女共同参画係	関連部署	

基本方針内容	市民一人ひとりとはもとより、地域団体、市民活動団体、企業など多様な自治の担い手が自覚と責任を持って主体的にまちづくりに取り組むとともに、相互のネットワーク形成に努めることが求められます。行政は、これらの市民の活動を支援するための仕組みづくりを進めるとともに、積極的に担い手を育成します。
プランの目的・効果	新たな公共の担い手となるNPO等が活発かつ継続的に活動が行えるよう、相談事業やセミナー、ネットワークづくりなどの中間支援や、補助金による資金的助成を行い、運営・経営・組織力の強化支援を行う。また、中間支援を行う市民活動支援センター事業を民間（NPO等）に委託し実施することで、民間の持つ知識やノウハウ、人脈を活用しつつ、コスト削減を行う。NPO活動報告会やNPOセミナー等の実施を通して、公益活動を目的とした組織であるNPOや市民活動団体に対する市民及び行政職員の理解を促す。
現状	
課題	・NPOや市民活動団体は、財源や組織基盤が弱いこともあり、継続して活動していくことが困難な団体も多い。 ・都市部に見られるような、個人、企業、団体、行政のつながり構築を始めとする市民活動の支援を専門とする中間支援組織が存在しない。

全体計画	実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	1.各種相談事業（設立・運営など）	継続実施	市民活動支援センター事業への集約	市民活動支援センター事業への充実	
	2.各種セミナーの実施（運営・市民活動理解など）	継続実施	市民活動支援センター事業への集約	市民活動支援センター事業への充実	
	3.市民活動支援事業補助金	制度内容を変更 継続実施	→	→	→
4.中間支援組織の設立	準備・設立	設立			

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
数値目標 単位：団体	市民活動支援事業 補助金活用団体数	計画 5	実績 5	計画 5	実績 5	
		7	6	7	4	
財政効果額 単位：千円		計画				
		実績				

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組計画	市民活動支援センター事業スタートに向け、コーディネーターを中心とした中間支援組織を立上げる。支援事業補助金が各団体の組織力アップや収入源確保につながるよう支援し、継続して活動できる団体を増やす必要あり。 1.各種相談事業（設立・運営など） 4～3月 相談対応（職員・コーディネーター） 6.11.1月 個別相談会 2.各種セミナーの実施（運営・市民活動理解など） 8.10.12.2月 NPOセミナー 3.市民活動支援事業補助金 4.6.3月 ジャンプアップ説明会・募集、審査、実績報告 4.7.11月 スタート説明会・募集、2.3回目募集 4.中間支援組織の設立 4～6.8～1.2月 設立方法の検討、準備、設立 7月 先進地視察	28年度の市民活動支援センター事業スタートに向け、市民活動コーディネーターを中心とした中間支援組織を立ち上げ。市民活動支援事業補助金が、各団体の組織力アップや収入源確保につながるよう支援。 1.市民活動支援センター事業 4月 中間支援組織の設立 5～3月 NPO等セミナー等を コーディネートと協働で実施する 2.市民活動支援事業補助金 4月 説明会、ジャンプアップ・スタート事業募集 6月 審査会（ジャンプアップ事業） 7.11月 スタート事業2.3回目募集 3月 ジャンプアップ事業実績報告会	市民活動支援事業補助金を活用し、地域の課題解決に向けた活動を行う団体の基盤強化スキルアップにつなげる。またその団体の活動が広く市民に理解されるよう支援を行う。 1.市民活動支援事業補助金 4月 説明会、ジャンプアップ・スタート事業募集 6月 審査会（ジャンプアップ事業） 7月 スタート事業2回目募集 11月 スタート事業3回目募集 3月 ジャンプアップ事業実績報告会	市民活動支援事業補助金を活用し、地域の課題解決に向けた活動を行う団体の基盤強化スキルアップにつなげる。またその団体の活動が広く市民に理解されるよう支援を行う。 1.市民活動支援事業補助金 4月 説明会、ジャンプアップ・スタート事業募集 6月 審査会（ジャンプアップ事業） 7月 スタート事業2回目募集 10月 中間報告・個別相談会 11月 スタート事業3回目募集 3月 ジャンプアップ事業実績報告会
取組実績	1.各種相談事業（設立・運営など） 6.11.1月 個別相談会 2.各種セミナーの実施（運営・市民活動理解など） 6.10.12月 NPOセミナー 3.市民活動支援事業補助金 4.6.3月 ジャンプアップ説明会・募集、審査、実績報告 4.7.11月 スタート説明会・募集、2.3回目募集 4.中間支援組織の設立 4～6.8～1.2月 設立方法の検討、準備、設立 7月 先進地視察	1.市民活動支援センター事業 4月 中間支援組織の設立 5～3月 NPO等セミナー等を コーディネートと協働で実施 2.市民活動支援事業補助金 4月 説明会、ジャンプアップ・スタート事業募集 6月 審査会（ジャンプアップ事業） 7月 スタート事業2回目募集 11月 スタート事業3回目募集 3月 ジャンプアップ事業実績報告会	1.市民活動支援事業補助金 4月 説明会、ジャンプアップ・スタート事業募集 6月 審査会（ジャンプアップ事業） 7月 スタート事業2回目募集 5団体交付決定 11月 スタート事業3回目募集 1団体交付決定 3月 ジャンプアップ事業実績報告会	1.市民活動支援事業補助金 4月 説明会、ジャンプアップ・スタート事業募集 5月 スタート事業2団体申請 2団体交付決定 ジャンプアップ申請なし 7月 スタート事業2回目募集 2団体交付決定 11月 スタート事業3回目募集 2.団体の基盤強化スキルアップ 周知啓発 市民活動団体の情報紙 3回発行 市民活動団体戸別訪問 60団体 スキルアップ講座 12回開催 相談会 5回開催 2018年版市民活動団体ガイドブックの発行

中間期までの成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	事業は、おおむね計画通り進捗している。市民活動支援の分野においても、民間の人材やネットワークが大いに活用される必要があり、計画どおり年度内にしっかりとした中間支援組織を設立したい。NPOや市民活動団体の活躍を助け、協働によるまちづくりを進めるため、行政、市民、団体それぞれが協働に対する認識と意識を高めていく取組を庁内外で連携し行っていきたい。	事業は、計画どおり実施できている。今後も計画どおり進めていくため、NPO等の団体や市民活動コーディネーターと連携をはかり、事業を推進して行きたい。	スタート事業5団体は、おおむねの申請件数であった。ジャンプアップ事業は、1団体の交付となっている。ジャンプアップ事業では、事業計画が不十分の団体も見受けられ、審査までも至らず採択が1団体にとどまった。団体の進捗の把握、また市民活動支援センターと連携をはかり支援していく。	スタート事業については、募集回数2回の2団体ずつの応募となっており、想定件数である。ジャンプアップ事業については、1団体が申請を検討されていたが自己資金面や、事業実施の人材不足により申請を断念された。補助事業以外の市民活動団体の個々の支援については、市民活動支援センターを中心として実施していきたい。
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行
支部長評価	個別の相談の取り組みは行っているものの、市民活動団体を育成することは重要であるとともに、職員ばかりでなく民間の方々の意識も変える必要があり、長期間の取り組みが必要と考える。中間支援組織の設立も十分検討していくことが大事と思う。	事業は、計画どおり実施できているので、今後は市民活動を実施している団体や事業内容の普及啓発を強化して、事業を推進して行きたい。	ジャンプアップ事業の交付団体が少ないが、事業内容の検討が不十分な団体もあるので、市民活動支援センターの助言等を活用して事業化を進めてもらいたい。	地域の課題解決に取り組むNPOをはじめとする市民活動団体は、増加傾向にあり、団体の課題も多岐にわたることが推測される。団体同士の交流会への参加は課題分析のための有効な手段と考える。今後は地域おこし協力隊や地区振興会との連携も検討し、事業を進めてもらいたい。
進捗	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行	計画どおり進行

1年間の成果と課題				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所管課意見	市民活動コーディネーターを中心とした中間支援組織の設立を行い、28年度からの市民活動支援センター事業の準備を行うことができた。今後は、補助金事業がNPO等の自立と継続支援となるよう制度修正を行いながら実施していく必要がある。また、上記組織とセンター事業の周知を図りつつ、より効果的かつ広範囲に支援を行えるようにし、市民活動全体の活性化へとつなげる必要がある。	NPOや市民活動団体の支援強化を図るため中間支援組織を立ち上げることが出来、団体の課題解消に向けた活動も活発に行われるようになった。また、市民活動支援事業補助金を活用した、多種多様な事業に取り組むことが出来た。今後は、市民活動団体の活動が、行政の手の届かない地域の課題解決の一翼を担っていること、今後ますます市民協働で推進していくことの重要性を職員にも周知する必要がある。	事業内容は主に課題が多い福祉分野で、スタート事業6件、ジャンプアップ事業は申請・相談件数はあったものの採択までに至る事業が1件と少なかった。事業計画の妥当性だけでなく団体の組織力等も問われることから、交付団体が伸び悩んでいる。今後、市民活動支援センター事業を中心にSNS等を活用した情報の受発信を行い、市民活動団体の人・材・財づくりを高め、継続した活動を行うことのできる組織づくりをさらに支援していく必要がある。	事業採択5件を目標としていたが、今年度はスタート事業4件ジャンプアップ事業に至っては0件となった。ジャンプアップ事業については、問い合わせはあったものの応募要件（設立期間未達など）を満たしていない団体であった。採択した事業分野については、子育て1件、高齢者2件、地域づくり1件であった。市民活動支援センター事業で、市民活動団体の紹介やNPO法人設立などをわかりやすく紹介した市民活動団体ガイドブックを発刊し各支所及び地区コミュニティセンターなどに配布した。今後も継続して情報発信を行うとともに、セミナーなどを開催し持続可能な団体の組織づくりを支援していく必要がある。
方向性	継続（完了）	継続（完了）	継続（完了）	完了
支部長評価	コーディネーターを中心とした中間支援組織の設立は、大きな前進だと思う。公共の担い手として、自立かつ継続した活動を行うNPO等が増えていくよう、今後も効果的な支援検討しながら行っていく必要がある。	実施項目は計画どおり進んでいるが、市民の課題解決には、地域の担い手の育成と行政との協働が不可欠である。スピード感をもって課題解決ができるよう、市職員研修の実施と市民活動支援センターを中心に市民活動団体のスキルアップを図る必要がある。	スタート事業6件、ジャンプアップ事業1件であったが、申請・相談はあったものの、採択に至らない事業もあった。今後は、市民活動支援センター事業を中心にSNS等を活用した情報の受発信を行い、市民活動団体の育成強化、継続した活動を行うことのできる組織づくりをさらに支援していく必要がある。	目標に達しなかったものの、市民活動団体から地域の課題解決に向けた事業提案が多分野にわたって助成につながったことは、年齢や性別などに関係なく広く市民にサービスを提供できたと考える。市民活動支援センター事業の充実が求められ、今後はまちづくりや移住者等との交流を進めていく必要がある。
方向性	継続（完了）	継続（完了）	継続（完了）	完了